法テラス白書

令和６年度版

日本司法支援センター（法テラス）編著

日本司法支援センター
法テラス

法テラス白書
令和6年度版

日本司法支援センター　編著

法テラス
運営理念

使　　命

私たちは、司法が個人の尊重を基礎に自由で公正な社会を築くための礎であることを深く認識し、すべての人と司法を結ぶ架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指します。

心がまえ

私たちは、一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、「自律」「協働」「創造」の精神で、私たちの使命に向かって取り組みます。

行動指針

1．私たちは、人間性豊かで質の高いサービスの提供と多様化する社会のニーズへの的確な対応に努めます。

1．私たちは、関係機関・地域社会と連携し、法律専門家等の援助によって誰もが安心して暮らしていける社会づくりに貢献します。

1．私たちは、日本社会と世界の動向にも関心を払い、広い視野をもって日々の業務に取り組みます。

1．私たちは、効率的で適正な業務遂行を心がけ、より良いサービスが広くいきわたるよう努めます。

1．私たちは、高い倫理観をもって、個人情報保護に関する規程をはじめ法令等の規範を遵守し、常に国民の信頼を確保するよう努めます。

法テラス白書（令和６年度版）の発刊に寄せて

日本司法支援センター（法テラス）は、「すべての人と司法を結ぶ架け橋」となって司法サービスが身近で利用しやすい社会が実現することを目指し、司法制度改革の大きな柱として、平成18年４月10日、総合法律支援法に基づき設立されました。

以来20年目の事業年度を迎える今日まで、法テラスの業務は社会の期待に応えて幅広い分野に広がり、提供するサービスは多くの方々に御利用いただいてまいりました。これまでの間、皆様から頂戴しました御支援と御協力に、改めて深く感謝申し上げます。

さて、このたび、令和６年度（令和６年４月１日～令和７年３月31日）の業務の概況をまとめた「法テラス白書（令和６年度版）」を発刊しましたので、皆様にお届けいたします。

■コロナ禍以降から続く社会経済情勢の大きな変化に伴い、令和６年度も、法テラスの利用件数は全体として高い水準にありました。

情報提供業務では、コールセンターの「サポートダイヤル」による情報提供件数は前年度に続き42万件近い多くの利用をいただき、新たに開始した「チャットボット」の利用も３万件を超え、地方事務所と合わせた情報提供件数の合計は過去最多の約66万件となりました。また、多言語情報提供サービスの利用も、この間増加傾向にあります。

経済的な困難を抱える方々等に法律相談を始め法的な支援を提供する民事法律扶助業務では、生活保護受給者の自己破産事件の増加やひとり親家庭の支援の拡充などの状況も相まって高いニーズが続いています。

他方で、現在の厳しい国の財政状況を反映して法テラスの財政運営面での困難も増しており、予算の執行状況に格別の注意を払いながら事業の後退を招かないよう様々な工夫を講じる努力を尽くす中で、利用件数は前年度から若干の減少に留まりました。

国選弁護等関連業務では、減少傾向が続いていた事件受理件数がコロナ禍明け後は増加に転じており、犯罪被害者支援業務では、「犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（いわゆる精通弁護士）」の紹介件数や、「犯罪被害者支援ダイヤル」・「DV等被害者法律相談援助」の利用が増加しています。

■さらに、近年は、利用件数の動向だけでなく、経済的な困窮の問題のほかにも様々な困難を抱えながら声をあげることが容易でない人々の司法アクセス改善を図ることが重要な社会課題となっています。

能登半島の震災・豪雨の被災者、過疎地域の住民、霊感商法等の被害者、犯罪被害者、ひとり親家庭、在留外国人等への支援を始めとして、生活困窮者の自立支援、成年後見制度の普及と活用、福祉機関のケース会議への参加、罪を犯した人の更生支援、闇バイト問題や様々な権利侵害の問題にも見られるように孤立する若者や女性に対する相談支援など、幅広い層の人々に対して、自治体・福祉関係機関・各種専門職や弁護団・支援団体等と連携・協働した法的支援を含む総合的な支援のための多彩な活動を展開してきました。

また、これに関連する新たな試みとして、能登の被災者支援とこども支援を目的とするクラウドファンディングを実施し、多くの個人・団体・企業等から法テラスの活動に共感する温かいお声とともに貴重な御寄附をいただき、能登の被災地に派遣する移動相談車両「法テラス号」の運行や、こども食堂などを通じて困難な環境にあるこどもらの家庭を支援する活動などに活用させていただいております。厚く御礼申し上げますとともに、今後とも法テラスの活動が広く社会の理解に支えられて進められるよう努力してまいりたいと存じます。

今回の白書では、特集として能登の被災者支援の取組を、トピックとして社会課題とされる様々な問題の解決に導くために自治体や関係機関・団体等と連携・協働して全国各地で取り組んできたワンストップ相談会の活動について、それぞれ御紹介いたします。

■法テラスは、今後とも、人と司法を結ぶ架け橋としての役割を担うため、安定した財政基盤の確立とともに人材の確保・育成にも努め、持続可能な業務運営体制の整備を図り、合わせて、デジタル技術の活用等により業務の在り方を見直し、地域の関係機関連携を構築する活動を一層活発にして、困難を抱える人々の司法アクセスの充実を目指してまいります。

また、法テラスの設立20周年を前にして、その歴史を振り返るとともに、研究者らの協力を得てニーズ調査を実施するなどの取組を通じ、将来の法テラスの事業の在り方も考えていきたいと思います。

令和６年度版法テラス白書の発刊に当たり、引き続き、法テラスの事業と活動に対する皆様の御理解と御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和７年10月

日本司法支援センター

理事長　丸　島　俊　介

目　次

法テラス運営理念 …… 2
法テラス白書（令和6年度版）の発刊に寄せて …… 3

■法テラスの概要
1. 概要 …… 8
（1）設立 …… 8
（2）組織 …… 8
（3）主な業務 …… 9
（4）事務所 …… 10
（5）予算・決算の概要 …… 12
2. 主な業務の概況 …… 13

■法テラスのあゆみ
1. これまでのあゆみ …… 14
2. 令和6年度の主な出来事 …… 17

特集 令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨への対応
第1　災害の規模、被災状況 …… 18
第2　法テラスにおける被災地・被災者支援の取組 …… 18
第3　広報活動 …… 31
第4　クラウドファンディング …… 31
第5　今後の取組に向けた課題 …… 35

トピック ワンストップ相談会における取組
第1　令和6年度実施のワンストップ相談会の概要 …… 37
第2　実施一覧 …… 37
第3　相談担当者の感想 …… 38
第4　開催した地方事務所の感想 …… 38
第5　今後の展望 …… 39

1. 情報提供業務
1-1 令和6年度における業務の概況 …… 40
（1）利用者の利便性向上のための取組 …… 40
（2）品質向上のための取組 …… 40
（3）多言語での情報提供 …… 41
（4）外国人在留支援センター（FRESC）における取組 …… 41
（5）法教育の取組 …… 41
1-2 業務の概要 …… 42
1-3 問合せ件数 …… 43
（1）サポートダイヤル …… 43
（2）地方事務所 …… 44
1-4 問合せの傾向 …… 45
（1）サポートダイヤル …… 45
（2）地方事務所 …… 48
1-5 認知媒体 …… 49
（1）サポートダイヤル …… 49
（2）地方事務所 …… 50
1-6 利用者の地域分布 …… 51
（1）サポートダイヤル …… 51
（2）地方事務所 …… 52
1-7 紹介先関係機関 …… 53
1-8 多言語情報提供サービス …… 54
（1）サービスの概要 …… 54
（2）サービスの仕組み …… 54
（3）問合せ件数 …… 55
（4）問合せの傾向 …… 56
（5）認知媒体 …… 56
（6）利用者の地域分布 …… 57
1-9 外国人在留支援センター（FRESC）における取組 …… 58
（1）国際室における問合せの傾向 …… 58
（2）国際室における連携対応事例の紹介 …… 59
（3）外国人支援者等向けセミナーの開催 …… 60
1-10 法教育 …… 61
1-11 霊感商法等対応ダイヤルの運用 …… 64
（1）相談件数 …… 64
（2）相談の傾向 …… 65
（3）紹介先関係機関 …… 66

2. 民事法律扶助業務
2-1 令和6年度における業務の概況 …… 68
（1）業務開始以来の実績の累計 …… 68
（2）令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨の被災者法律相談援助 …… 68
（3）電話等相談援助 …… 68
2-2 業務の概要 …… 69
（1）一般法律相談援助と代理援助・書類作成援助 …… 69
（2）特定援助対象者援助事業 …… 71
（3）被災者法律相談援助 …… 72
（4）特定被害者法律援助 …… 72
2-3 契約弁護士・司法書士数の推移 …… 73
2-4 法律相談援助 …… 74
（1）実施状況 …… 74
（2）法律相談援助利用者の属性 …… 75
（3）特定援助対象者法律相談援助 …… 76
（4）外国人向け法律相談 …… 77
2-5 代理援助・書類作成援助 …… 78
（1）実施状況 …… 78
（2）代理援助・書類作成援助利用者の属性 …… 79
（3）代理援助 …… 81
（4）書類作成援助 …… 83
2-6 立替金の償還（返済） …… 84
（1）償還 …… 84

(2) 償還の免除 …… 84
2-7 不服申立てと再審査申立て …… 85

3. 国選弁護等関連業務

3-1 令和6年度における業務の概況 …… 97
3-2 国選弁護関連業務 …… 98
(1) 業務の概要 …… 98
(2) 国選弁護制度 …… 98
(3) 弁護士との国選弁護人契約の締結 …… 100
(4) 国選弁護人候補の指名通知 …… 101
(5) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定 …… 104
(6) 国選算定基準の改正 …… 107
3-3 国選付添関連業務 …… 108
(1) 業務の概要 …… 108
(2) 国選付添人に対する報酬及び費用の算定 …… 110

4. 司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務

4-1 令和6年度における業務の概況 …… 116
(1) 常勤弁護士とは …… 116
(2) 司法ソーシャルワークに関する業務 …… 116
4-2 業務の概要 …… 117
4-3 常勤弁護士の配置 …… 117
4-4 常勤弁護士の確保 …… 120
(1) 説明会等の活用 …… 120
(2) 採用 …… 121
4-5 司法過疎地域事務所の設置 …… 122
4-6 常勤弁護士の活動のための環境整備 …… 123
(1) 実務研修 …… 123
(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・
常勤弁護士業務支援室 …… 127

5. 犯罪被害者支援業務

5-1 令和6年度における業務の概況 …… 128
(1) 犯罪被害者支援業務におけるアクセス状況 …… 128
(2) DV等被害者法律相談援助業務の状況 …… 128
(3) 制度周知の状況 …… 128
(4) 研修の実施 …… 130
(5) 犯罪被害者支援に関する新たな支援制度の創設 …… 130
5-2 業務の概要 …… 131
5-3 犯罪被害者支援に関する情報の提供等 …… 132
(1) 犯罪被害者支援ダイヤル …… 132
(2) 地方事務所 …… 136
5-4 DV等被害者法律相談援助業務 …… 142
5-5 被害者国選弁護関連業務 …… 146
(1) 被害者参加制度と被害者参加人のための
国選弁護制度の概要 …… 146
(2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況 …… 147
5-6 被害者参加旅費等支給業務 …… 149
(1) 被害者参加旅費等支給制度の概要 …… 149
(2) 被害者参加旅費等支給業務の実績 …… 150

6. 災害対応

法テラスにおける災害対応 …… 151
1 東日本大震災への対応 …… 151
2 総合法律支援法改正と被災者法律相談援助 …… 151
3 被災者への情報提供 …… 152

7. 受託業務

7-1 業務の概要 …… 155
7-2 日本弁護士連合会委託援助業務 …… 155
(1) 業務内容 …… 155
(2) 援助要件等 …… 157
(3) 業務実績 …… 157
(4) 援助費用 …… 157

8. その他

8-1 組織 …… 160
(1) 本部と地方事務所の組織 …… 160
(2) 事務所 …… 161
(3) 根拠法 …… 165
(4) 主務大臣 …… 165
(5) 資本金 …… 165
(6) 役員の状況 …… 165
(7) 職員の状況 …… 165
8-2 法テラスの認知状況 …… 166
(1) 認知状況の推移 …… 166
(2) 令和6年度の主な取組 …… 166
(3) 性別・年代別認知度 …… 167
(4) 認知経路 …… 168
8-3 法テラスに寄せられた皆様からの声 …… 169
8-4 審査委員会 …… 173
(1) 審査委員会とは …… 173
(2) 審査委員会の審議事項 …… 174
8-5 顧問会議 …… 175
(1) 設立の趣旨 …… 175
(2) 顧問会議メンバー …… 175
(3) 顧問会議の開催状況 …… 175
8-6 地方協議会 …… 176
開催の目的、状況 …… 176

法テラス用語の解説 …… 180

法テラスの刊行物 …… 185

資　料　目　次

特集 令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨への対応

特集 資料1　令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨問合せ件数の推移 …… 19
特集 資料2　令和6年能登半島地震に関する「法テラス災害ダイヤル」への問合せの分野別内訳 …… 20
特集 資料3　令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨に関する「法テラス災害ダイヤル」への問合せの分野別内訳 …… 20
特集 資料4　平成28年熊本地震における問合せの分野別内訳 …… 21
特集 資料5　平成28年熊本地震における問合せのうち住まい・不動産に関する相談の内訳 …… 21
特集 資料6　令和6年能登半島地震における問合せのうち住まい・不動産に関する相談の内訳 …… 22
特集 資料7　令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨における被災者法律相談援助の月別件数 …… 23
特集 資料8　令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨における被災者法律相談援助の事務所別実施件数 …… 23
特集 資料9　被災者法律相談援助（令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨）及び一般法律相談援助の事件別内訳 …… 24
特集 資料10　令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨における被災者法律相談援助の事務所別事件分類別件数 …… 24
特集 資料11　令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨における被災者法律相談援助の事件別内訳 …… 25
特集 資料12　被災者法律相談援助（令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨、平成28年熊本地震）及び一般法律相談援助の事件別内訳 …… 25
特集 資料13　「法テラス号」による無料法律相談会開催実績 …… 26
特集 資料14　奥能登地域・中能登地域における裁判所での「法テラス号」による無料法律相談会開催実績 …… 27

1. 情報提供業務

資料1-1　情報提供業務の流れ …… 42
資料1-2　サポートダイヤル問合せ件数の推移 …… 43
資料1-3　地方事務所問合せ件数の推移 …… 44
資料1-4　令和6年度にサポートダイヤルで情報提供を受けた利用者の性別、年代 …… 45
資料1-5　サポートダイヤル問合せ分野別内訳の推移 …… 46
資料1-6　令和6年度サポートダイヤル問合せ分野別内訳（男女別） …… 46
資料1-7　令和6年度サポートダイヤル問合せ分野別件数（男女別・上位30分野） …… 47
資料1-8　地方事務所問合せ分野別内訳の推移 …… 48
資料1-9　サポートダイヤル認知媒体内訳の推移 …… 49
資料1-10　地方事務所認知媒体内訳の推移 …… 50
資料1-11　令和6年度都道府県別サポートダイヤル問合せ件数（電話・メール・有人チャットの合計数） …… 51
資料1-12　人口1万人当たりの令和6年度サポートダイヤル問合せ件数（都道府県別） …… 51
資料1-13　令和6年度地方事務所別の問合せ件数（面談・電話の合計数） …… 52
資料1-14　人口1万人当たりの令和6年度都道府県別問合せ件数（面談・電話の合計数） …… 52
資料1-15　令和6年度サポートダイヤル紹介先関係機関内訳 …… 53
資料1-16　令和6年度地方事務所紹介先関係機関内訳 …… 53
資料1-17　多言語情報提供サービスの流れ …… 54
資料1-18　多言語情報提供サービス言語別問合せ件数の推移 …… 55
資料1-19　令和6年度多言語情報提供サービス問合せ分野別内訳 …… 56
資料1-20　令和6年度多言語情報提供サービス認知媒体内訳 …… 56
資料1-21　令和6年度利用者居住地別多言語情報提供サービス問合せ件数（上位20都道府県） …… 57
資料1-22　令和6年度国際室における問合せ内容分野別内訳 …… 58
資料1-23　令和6年度国際室における言語別問合せ内訳 …… 59
資料1-24　令和6年度外国人支援者等向けセミナー実施状況 …… 60
資料1-25　受付相談件数 …… 64
資料1-26　相談者の年齢 …… 65
資料1-27　相手方 …… 65
資料1-28　相談者の性別 …… 65
資料1-29　相談者の立場 …… 65
資料1-30　宗教二世・三世に関する相談 …… 65
資料1-31　相談内容 …… 66
資料1-32　案内先 …… 67

2. 民事法律扶助業務

資料2-1　民事法律扶助の手続（全体の流れ） …… 70
資料2-2　特定援助対象者法律相談援助の利用の流れ …… 71
資料2-3　契約弁護士数の推移 …… 73
資料2-4　契約司法書士数の推移 …… 73
資料2-5　法律相談援助件数の推移 …… 74
資料2-6　法律相談援助の事件別内訳の推移 …… 74
資料2-7　法律相談費の推移 …… 75
資料2-8　令和6年度法律相談援助利用者の性別、年代 …… 75
資料2-9　特定援助対象者法律相談援助件数の推移 …… 76
資料2-10　令和6年度特定援助機関別相談実施件数 …… 76
資料2-11　令和6年度特定援助対象者の資力状況 …… 77
資料2-12　令和6年度特定援助対象者法律相談援助の事件別内訳（一般相談との比較） …… 77
資料2-13　令和6年度外国人専門相談実施件数 …… 77
資料2-14　代理援助・書類作成援助の開始決定件数の推移 …… 78
資料2-15　令和6年度代理援助・書類作成援助利用者の性別、年代 …… 79
資料2-16　代理援助・書類作成援助利用者の世帯収入（月額）の推移 …… 80
資料2-17　代理援助・書類作成援助利用者の公的給付受給状況の推移 …… 80
資料2-18　代理援助の事件別内訳の推移 …… 81
資料2-19　代理援助立替金実績の推移 …… 81
資料2-20　代理援助の事件結果別内訳の推移 …… 82
資料2-21　書類作成援助の事件別内訳の推移 …… 83
資料2-22　書類作成援助立替金実績の推移 …… 83
資料2-23　立替金償還実績の推移 …… 84
資料2-24　立替金償還免除実績の推移 …… 84
資料2-25　不服申立てと再審査申立ての件数の推移 …… 85
付表2-1　契約弁護士数・契約弁護士法人数の推移（地方事務所別） …… 86
付表2-2　契約司法書士数・契約司法書士法人数の推移（地方事務所別） …… 88
付表2-3　法律相談援助件数の推移（地方事務所別） …… 90
付表2-4　令和6年度法律相談援助の事件別内訳（地方事務所別） …… 92
付表2-5　代理援助・書類作成援助件数の推移（地方事務所別） …… 93

付表2-6　令和6年度代理援助の事件別内訳（地方事務所別）… 94
付表2-7　令和6年度代理援助の事件結果別内訳（地方事務所別）… 95
付表2-8　令和6年度書類作成援助の事件別内訳（地方事務所別）… 96

3. 国選弁護等関連業務

資料3-1　国選弁護等関連業務の概要 …… 98
資料3-2　勾留状が発付された被疑事件のうち国選弁護人が選任された割合 …… 99
資料3-3　通常第一審事件のうち国選弁護人が選任された割合… 99
資料3-4　刑事事件の流れと国選弁護制度 …… 99
資料3-5　被疑者国選弁護事件の対象範囲 …… 100
資料3-6　国選弁護人契約弁護士数･契約率の推移 …… 101
資料3-7　被疑者国選弁護事件のうち24時間以内に指名通知をした割合… 102
資料3-8　被疑者国選弁護事件受理件数の推移 …… 103
資料3-9　被告人国選弁護事件受理件数の推移 …… 103
資料3-10　被疑者国選弁護事件の基礎報酬及び多数回接見加算報酬… 104
資料3-11　被告人国選弁護事件（裁判員裁判事件以外）の基礎報酬… 105
資料3-12　裁判員裁判事件の基礎報酬 …… 105
資料3-13　被告人国選弁護事件の公判加算報酬 …… 105
資料3-14　少年事件の流れと国選付添制度 …… 108
資料3-15　国選付添人契約弁護士数･契約率の推移 …… 109
資料3-16　国選付添事件受理件数の推移 …… 109
資料3-17　少年保護事件のうち国選付添人が付された割合…… 110
資料3-18　国選付添人の基礎報酬 …… 111
資料3-19　実質審理期日に対する加算報酬…… 111
付表3-1　国選弁護人契約弁護士数･契約率の推移（地方事務所別）… 112
付表3-2　国選弁護事件受理件数の推移（地方事務所･支部別）… 113
付表3-3　国選付添人契約弁護士数･契約率の推移（地方事務所別）… 114
付表3-4　国選付添事件受理件数の推移（地方事務所･支部別）… 115

4. 司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務

資料4-1　常勤弁護士配置先一覧 …… 118
資料4-2　常勤弁護士の配置数の推移 …… 119
資料4-3　司法過疎地域事務所の設置数の推移 …… 122
資料4-4　常勤弁護士に対する実務研修実施状況 …… 124

5. 犯罪被害者支援業務

資料5-1　法テラス犯罪被害者支援専用Webページ …… 128
資料5-2　児童向けポスター及びポケットカード …… 129
資料5-3　犯罪被害者支援ポスター …… 129
資料5-4　制度周知用アニメーション動画 …… 130
資料5-5　犯罪被害者支援業務の流れ …… 131
資料5-6　犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数の推移 …… 132
資料5-7　犯罪被害者支援ダイヤル問合せ分野別内訳の推移… 133
資料5-8　令和6年度犯罪被害者支援ダイヤル紹介先関係機関内訳… 134
資料5-9　犯罪被害者支援ダイヤルにおける認知媒体内訳の推移… 135
資料5-10　地方事務所問合せ件数の推移 …… 136
資料5-11　地方事務所問合せ分野別内訳の推移 …… 137
資料5-12　令和6年度地方事務所紹介先関係機関内訳 …… 138
資料5-13　犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移… 139
資料5-14　犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移（地方事務所別） …… 139
資料5-15　犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の推移 …… 140
資料5-16　犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳の推移 …… 141
資料5-17　DV等被害者法律相談援助制度利用の流れ…… 142
資料5-18　DV等被害者法律相談援助件数の推移…… 143
資料5-19　令和6年度DV等被害者法律相談援助利用者の性別… 144
資料5-20　令和6年度DV等被害者法律相談援助利用者の年代… 144
資料5-21　DV等被害者援助弁護士数の推移…… 145
資料5-22　DV等被害者援助弁護士数の推移（地方事務所別）… 145
資料5-23　国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ …… 146
資料5-24　被害者参加弁護士契約弁護士数の推移 …… 147
資料5-25　被害者参加弁護士契約弁護士数の推移（地方事務所別）… 147
資料5-26　選定請求件数及び罪名内訳の推移 …… 148
資料5-27　通常第一審事件のうち被害者参加を許可された人員数と国選被害者参加弁護士への委託人員数（司法統計による）… 148
資料5-28　被害者参加旅費等の支給の流れ …… 149
資料5-29　被害者参加旅費等支給業務実績の推移 …… 150

6. 災害対応

資料6-1　法テラス災害対応年表 …… 153
資料6-2　災害時に利用できる制度の比較…… 154

7. 受託業務

資料7-1　日本弁護士連合会委託援助業務の対象者及び援助内容一覧… 156
資料7-2　令和6年度申込受理件数（地方事務所別）…… 158
資料7-3　事業種別申込受理件数の推移 …… 159
資料7-4　事業種別受託業務援助費用の推移 …… 159

8. その他

資料8-1　本部及び地方事務所組織図 …… 160
資料8-2　法テラス全国事務所所在地 …… 161
資料8-3　名称認知度及び業務認知度の推移 …… 166
資料8-4　認知状況の推移 …… 167
資料8-5　認知経路の内訳の推移 …… 168
資料8-6　苦情等受付件数･対象別苦情内訳の推移 …… 169
資料8-7　令和6年度業務別苦情等内訳 …… 170
資料8-8　苦情等取扱結果の推移 …… 170
資料8-9　令和6年度「皆様の声」に基づいた取組事例等の御紹介… 171
資料8-10　日本司法支援センター審査委員会委員名簿…… 173
資料8-11　審査委員会議決の内訳 …… 174
資料8-12　令和6年度地方協議会開催一覧 …… 176

注記1：平成30年度の統計から、構成比の表記において、四捨五入をしているため、実際の構成比の合計は100にならないことがある。

注記2：本書における災害名称の表記については、以下のとおりとしている。
「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」は、「東日本大震災」
「平成28年（2016年）熊本地震」は、「平成28年熊本地震」
「平成30年7月豪雨（西日本豪雨）」は、「平成30年7月豪雨」
「令和元年台風第15号（令和元年房総半島台風）」は、「令和元年台風第15号」
「令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）」は、「令和元年台風第19号」
「令和2年（2020年）7月豪雨」は、「令和2年7月豪雨」

1．概要

（1）設立

日本司法支援センター（法テラス）は、司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）を受けて制定された総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づき、平成18年4月10日に設立された。

平成の初頭、国内外の社会経済情勢は大きく変化する時代を迎え、日本社会では、これに対応するべく政治・行政・地方分権・経済構造等を巡る諸々の改革の動きが始まることとなった。そして、これら諸改革は、憲法の基本理念の一つである「法の支配」の下に有機的に結び合わせられるべきものとして、その要となる司法制度改革の重要性が位置付けられた。

意見書は、司法機能の充実強化の一環として、司法へのアクセスを拡充するため、民事法律扶助の拡充と司法に関する総合的な情報提供を行うアクセス・ポイントの充実等を図ることや、被疑者段階と被告人段階とを通じ一貫した公的弁護体制を整備することなどを提言し、その運営主体等についての総合的な検討を求めた。

このような経過を経て、法テラスは、国等の責務に基づく総合法律支援の事業を適切に行い、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を実現することを目指して設立されたものである。

法テラスは、設立後半年の準備期間において、全国に事務所を設置して人的・物的体制を整えるとともに、業務の骨格となる業務方法書等の規程類を整備し、平成18年10月2日から全国各地の事務所とコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」）で業務を開始した。

（2）組織

法テラスは、政府全額出資により設立された公的な法人であり、公正中立で透明性の高い運営が求められるため、組織形態としては独立行政法人に準じた枠組みで作られている。独立行政法人とは、国民生活に欠かせない公的な事業のうち、国が直接実施する必要はないものの、民間に委ねると実施されないおそれがあるものを効率的･効果的に実施するため、独立行政法人通則法（独法通則法）及び各独立行政法人の個別法に基づいて設立される法人をいう。

法テラスは、法務省の所管法人であるが、その業務が司法と密接に関わり、最高裁判所が設立や運営に関与するため、三権分立の観点から、独立行政法人とはせず、独法通則法を準用する法人と規定されている。

業務の運営に関しては、独法通則法を準用し、主務大臣である法務大臣から中期目標を指示され、これを達成するための中期計画を策定した上で、それを達成すべく業務の質の向上や効率性に努めながら自律的に展開し、その結果については、第三者機関である日本司法支援センター評価委員会から毎年業務実績評価を受けることが総合法律支援法で義務付けられている。

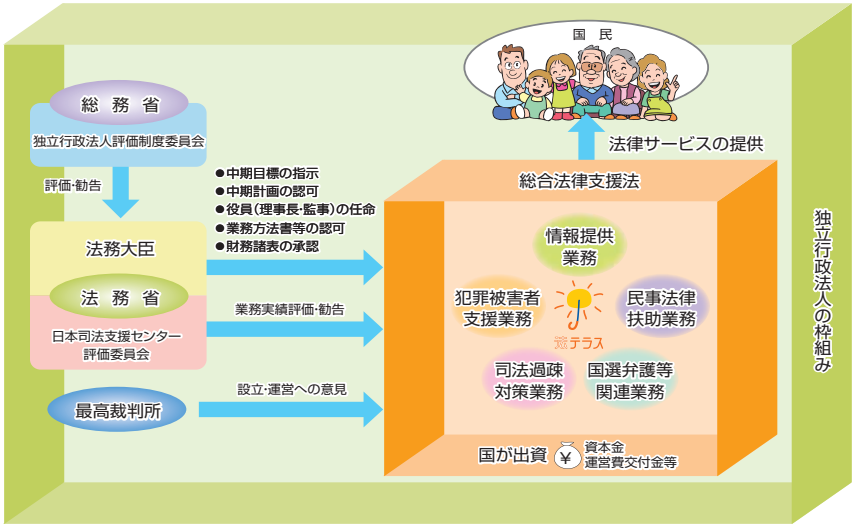

通称「法テラス」の由来

利用者である国民に覚えやすく、親しみを感じていただけるよう、設立前年の平成17年9月、通称及びロゴを「日本司法支援センター 法テラス」と決定し、発表した。

「法テラス」には、法律によってトラブル解決へ進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやした心に光を「照らす」という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」のような場でありたいという意味が込められている。

（3）主な業務

法テラスの行う主な業務は、総合法律支援法第30条第1項及び第2項において次のように規定されている。

①　総合法律支援法第30条第1項の業務（主要業務）

ア　情報提供業務（40ページ：1．情報提供業務　参照）

法的問題の解決に役立つ制度や、適切な相談機関・団体に関する情報を収集・整理し、面談、電話、電子メール等による問合せに対して提供する業務。

イ　民事法律扶助業務（68ページ：2．民事法律扶助業務　参照）

(ア)　経済的に余裕のない方に対し、無料法律相談や民事裁判手続等に係る弁護士・司法書士費用等の立替えを行う業務。

(イ)　認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある高齢者、障がい者等に対する資力にかかわらず行う法律相談等の業務。

(ウ)　大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談の業務。

ウ　国選弁護等関連業務（97ページ：3．国選弁護等関連業務　参照）

(ア)　貧困等の理由で自分では弁護士を頼めない被疑者・被告人のため、裁判所等からの求めに応じて国選弁護人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補の指名及び裁判所等への通知を行い、国選弁護人に対する報酬・費用の算定・支払などを行う業務。

(イ)　少年審判事件における国選付添人になろうとする弁護士との契約、国選付添人候補の指名及び裁判所への通知を行い、国選付添人に対する報酬・費用の算定・支払などを行う業務。

エ　司法過疎対策業務（116ページ：4．司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務　参照）

身近に弁護士や司法書士がいないなど、法律サービスへのアクセスが容易でない地域に法律事務所を設置し、法テラスに勤務する常勤弁護士を常駐させ、有償での法律サービスを含む、法律サービス全般の提供を行う業務。

オ　犯罪被害者支援業務（128ページ：5．犯罪被害者支援業務　参照）

(ア)　犯罪の被害にあわれた方やその家族などに対し、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、損害の回復や苦痛の軽減を図るための制度に関する情報を提供するとともに、適切な相談窓口の紹介や関係機関・団体への取次ぎ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介などを行う業務。

(イ)　刑事裁判に参加する犯罪被害者等のために、国選被害者参加弁護士候補の指名、裁判所への通知、報酬・費用の算定・支払及び被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方の旅費等の算定・送金などを行う業務。

(ウ)　DV、ストーカー、児童虐待の被害者に対する資力にかかわらず行う法律相談業務。

司法ソーシャルワークに関する業務

法テラスでは、「司法ソーシャルワーク」を推進している。これは、地方公共団体・福祉機関等の職員と弁護士・司法書士とが協働しながら、高齢・障がい・生活困窮等の理由で自ら法的援助を求めることが難しい方々の下に出向くなど積極的に働きかけを行い、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図る取組である。そのようなアプローチが可能となるように、地方公共団体・福祉機関等と連携しながら地域の体制整備も行っている。

（活動例）

- 福祉機関の職員等を対象とした法テラス業務の説明や法律講座の開催
- 福祉事務所、生活困窮者の自立相談支援機関、地域包括支援センター等における法律相談の実施
- 地方公共団体・福祉機関等からの申入れに基づく高齢者・障がい者に対する出張法律相談の実施

② 総合法律支援法第30条第2項の業務

受託業務（155ページ：7. 受託業務　参照）

国、地方公共団体、公益法人等の委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる等の業務。

（4）事務所

本部（東京）、コールセンターのほか、全国103か所に事務所を設置（令和7年3月31日現在）。

①地方事務所、②支部、③出張所、④地域事務所の4種類があり、それぞれの設置の目的により、扱う業務の範囲が異なる。

① 地方事務所

地方裁判所の本庁所在地と同じ全国50か所（県庁所在地47か所と北海道は札幌以外に3か所（函館・旭川・釧路））に設置。当該都道府県の支部・出張所・地域事務所を管轄する役割を持つ。他の事務所と区別するため、本所（ほんしょ）と呼ぶこともある。法テラスの全ての業務を行う。

② 支部

人口や裁判事件数が多い都市など、本所だけではカバーしきれない地域の事件を管轄するため、全国11か所に設置。法テラスの5つの主要業務を行う。

③ 出張所

東京に2か所（上野、八王子）、大阪に1か所（堺）設置。民事法律扶助業務を中心に、情報提供業務も行う。

この他、被災地支援のため被災地出張所2か所（岩手に1か所（気仙）、福島に1か所（ふたば））を設置。

④　地域事務所

弁護士・司法書士の数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置する。令和7年3月31日現在で37か所あり、法テラスに勤務する常勤弁護士が常駐する。

地域事務所には更に2つの種類がある。

1つは、司法過疎地域と呼ばれる弁護士へのアクセスが困難な場所に設置する事務所で、一般の開業弁護士と同様の有償による法律相談や事件の受任を含む、法律サービス全般の提供を行う（34か所）。

もう1つは、司法過疎地域ではないものの、民事法律扶助事件や被疑者・被告人の国選弁護事件、国選被害者参加事件を取り扱う弁護士が少ない地域で、主にこれらの事件を扱うために設置する事務所である（3か所）。

事務所の種類	①地方事務所（本所）	②支部	③出張所	④地域事務所	
				司法過疎地域事務所	扶助・国選地域事務所
正式名称	日本司法支援センター ○○地方事務所	日本司法支援センター ○○地方事務所 △△支部	日本司法支援センター ○○地方事務所 △△出張所	日本司法支援センター ○○地方事務所 △△地域事務所	
通称	法テラス○○ 例：法テラス東京	法テラス△△ 例：法テラス多摩	法テラス△△ 例：法テラス上野	法テラス△△ 例：法テラス佐渡	
扱う業務	法テラスが行う全ての業務	法テラスが行う5つの主要業務	民事法律扶助業務等	法律サービス全般（有償による法律相談・事件の受任も含む）	民事法律扶助・国選弁護等関連業務
設置場所	全国に50か所 都道府県庁所在地(47か所)のほか、北海道に3か所(函館、旭川、釧路)	全国に11か所 川越（埼玉）、松戸（千葉）、多摩（東京立川）、川崎・小田原（神奈川）、浜松・沼津（静岡）、三河（愛知）、姫路・阪神（兵庫）、北九州（福岡）	全国に5か所 上野・八王子（東京）、堺（大阪） （震災対応） 気仙（岩手）、ふたば（福島）	34か所 八雲・江差（函館）、むつ・鰺ヶ沢（青森）、宮古（岩手）、鹿角（秋田）、会津若松（福島）、牛久（茨城）、秩父（埼玉）、佐渡（新潟）、魚津（富山）、中津川・可児（岐阜）、下田（静岡）、福知山（京都）、南和（奈良）、倉吉（鳥取）、浜田・西郷（島根）、安芸・須崎・中村（高知）、平戸・対馬・壱岐・五島・雲仙（長崎）、高森（熊本）、延岡（宮崎）、鹿屋・指宿・奄美・徳之島（鹿児島）、宮古島（沖縄）	3か所 下妻（茨城）、熊谷（埼玉）、佐世保（長崎）

（注）地方事務所、支部には法律事務所が併設されている事務所もある。

（5）予算・決算の概要

法テラスは民事法律扶助業務や国選弁護等関連業務など国民の権利・利益に関わる重要な業務を行っているため、業務運営に係る予算の大半が国費で賄われている。

他方、国費に依存するばかりではなく、民事法律扶助業務の償還金や一般の方からの寄附金などの自己収入の確保に努めている。

なお、経費節減等を図る観点から、各種契約手続においては、その内容、必要性、緊急性等を十分精査するとともに、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札等の競争的手法によることとしている。

法テラスに係る政府予算の推移

（単位：百万円、%）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
運営費交付金	15,191	17,666	17,142	17,016	15,984
国選弁護人確保業務等委託費	16,945	16,792	17,169	18,782	17,125
合計	32,136	34,458	34,311	35,797	33,110
対前年伸び率	△ 2.21	7.23	△ 0.43	4.33	△ 7.51

（注１）令和４年度、令和５年度、令和６年度の運営費交付金及び国選弁護人確保業務等委託費については、補正予算等の金額を含む。
（注２）各欄予算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

法テラス決算の推移

（単位：百万円）

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収　入					
運営費交付金	15,820	15,191	17,666	17,142	17,016
事業収入（民事法律扶助償還金等）	12,009	11,707	10,808	10,565	10,348
補助金等収入	38	62	116	61	48
受託事業収入	17,591	16,987	16,878	18,244	18,840
その他収入	1,541	3,203	547	1,998	1,670
計	47,000	47,149	46,015	48,009	47,921
支　出					
事業経費	31,782	30,918	30,414	34,768	34,534
一般管理費	3,533	3,786	5,052	2,566	2,623
人件費	8,796	9,073	8,796	8,488	9,339
計	44,111	43,777	44,262	45,822	46,497

（注）各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

収入	運営費交付金	独立行政法人等の業務運営の財源として国から交付されるもの	**支出**	事業経費	民事法律扶助業務の立替金、国選弁護人確保業務の契約弁護士報酬など
	事業収入	民事法律扶助業務の償還金や、常勤弁護士担当事件の報酬金など		一般管理費	事務所賃借料、広報周知費など
	補助金等収入	国民からの寄附金など		人件費	給与、賞与及び法定福利費など
	受託事業収入	国選弁護等関連業務及び受託業務に使用するため、委託元から支払われるもの			
	その他収入	運営費交付金の繰越分など			

2. 主な業務の概況

令和２年度から５事業年度における各業務の概況は、次のとおりである。

業　務	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
情報提供業務					
サポートダイヤル問合せ件数（電話）	291,194件	317,999件	328,525件	345,812件	355,317件
サポートダイヤル問合せ件数（メール）	58,339件	59,754件	71,287件	73,591件	62,099件
サポートダイヤル問合せ件数（有人チャット）(注1)	－	－	－	－	515件
サポートダイヤル問合せ件数（合計）	349,533件	377,753件	399,812件	419,403件	417,931件
地方事務所問合せ件数	202,211件	216,639件	226,110件	217,037件	210,600件
チャットボット利用件数(注2)	－	－	－	－	30,732件
民事法律扶助業務					
法律相談援助件数	290,860件	312,770件	309,762件	312,146件	299,899件
代理援助開始決定件数	105,630件	103,478件	101,594件	105,076件	102,754件
書類作成援助開始決定件数	3,476件	3,393件	3,258件	3,526件	3,423件
契約弁護士数	24,028人	24,056人	24,293人	24,418人	24,408人(注3)
契約司法書士数	7,500人	7,525人	7,555人	7,571人	7,566人
国選弁護等関連業務					
被疑者国選弁護事件受理件数	76,073件	72,308件	73,775件	80,514件	81,893件
被告人国選弁護事件受理件数	50,076件	46,594件	44,046件	47,365件	50,664件
国選弁護人契約弁護士数	30,897人	30,950人	31,958人	32,274人	32,049人(注3)
国選付添事件受理件数	2,941件	2,604件	2,996件	3,631件	3,952件
国選付添人契約弁護士数	15,886人	15,909人	16,353人	16,500人	16,348人(注3)
常勤弁護士に関する業務					
常勤弁護士の配置数	194人	183人	204人	205人	190人
司法過疎地域事務所の設置数	34か所	34か所	34か所	34か所	34か所
犯罪被害者支援業務					
犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数	14,309件	15,908件	20,889件	23,363件	23,155件
地方事務所問合せ件数	10,768件	12,108件	14,644件	15,481件	14,252件
犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数	1,252件	1,181件	1,529件	2,516件	2,711件
犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士登録数	3,869人	3,925人	3,963人	4,019人	4,073人
DV等被害者法律相談援助件数	983件	972件	1,292件	1,570件	1,758件
DV等被害者援助弁護士数	2,097人	2,198人	2,263人	2,333人	2,382人
国選被害者参加弁護士選定請求件数	691件	661件	691件	726件	805件
被害者参加弁護士契約弁護士数	5,570人	5,631人	5,756人	5,837人	5,897人
受託業務					
日本弁護士連合会委託援助業務申込件数（全援助合計）	10,688件	10,364件	10,898件	12,160件	12,506件

（注1）有人チャットによる情報提供とは、ホームページ上に設けたチャット機能を通じて、オペレーターによる法制度･相談窓口情報の案内を行うものであり、令和6年8月から開始した。

（注2）チャットボットによる情報提供とは、ホームページ上に設けたチャット機能によって、自動応答で法制度･相談窓口情報の案内を行うものであり、令和6年5月から開始した。

（注3）契約弁護士数が減少した理由は、司法修習の終了時期及び弁護士名簿への一斉登録時期が令和7年3月下旬となったことの影響で、年度内に法テラスとの契約にまで至らなかった者が多数いたためと考えられる。

1.これまでのあゆみ

平成11年	7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成13年	6月	司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出
	12月	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年	3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年	6月	総合法律支援法公布
平成17年	9月	日本司法支援センターの通称を「法テラス」とすると発表
平成18年	4月10日	日本司法支援センター設立（本部・東京） 金平輝子理事長就任
	4月28日	法務大臣、第１期中期計画を認可
	5月25日	法務大臣、業務方法書、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款を認可
	10月2日	業務開始（東京でコールセンター始動、常勤弁護士１期生が各地に赴任） 法務大臣、（財）法律扶助協会からの権利及び義務の承継を認可
平成19年	3月30日	総合法律支援法第30条第２項に規定する業務（受託業務）の委託者として日本弁護士連合会（日弁連）、中国残留孤児援護基金と契約締結
	4月1日	中国残留孤児援護基金委託援助業務開始
	10月1日	日本弁護士連合会委託援助業務開始
	10月30日	法務大臣、国選付添人の事務に関する契約約款を認可
	11月1日	国選付添人に関する業務開始
平成20年	4月10日	寺井一弘理事長就任 顧問会議を設置
	11月13日	法務大臣、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を認可
	12月1日	被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務開始
平成21年	5月1日	法テラス本部移転（千代田区九段北から中野区本町へ）
	5月21日	裁判員制度スタート 被疑者国選弁護制度対象事件の拡大
平成22年	2月25日	コールセンターへの問合せ件数が業務開始から累計で100万件を突破
	3月30日	法務大臣、第２期中期計画を認可
	12月1日	仙台コールセンターが受電業務を開始
平成23年	3月11日	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）発生 仙台コールセンターの受電を打ち切り、東京コールセンターのみで受電業務を実施
	4月4日	仙台コールセンターの通称を「法テラス・サポートダイヤル」とし、受電業務を再開
	4月10日	梶谷剛理事長就任
	7月1日	仙台コールセンターに受電業務を完全移行

	10月2日	東日本大震災被災地出張所「法テラス南三陸」を宮城県南三陸町に開所
	11月1日	法テラス災害ダイヤル（震災 法テラスダイヤル、被災者専用フリーダイヤル）開始
	12月1日	被災地出張所「法テラス山元」を宮城県山元町に開所
平成24年	2月5日	被災地出張所「法テラス東松島」を宮城県東松島市に開所
	3月10日	被災地出張所「法テラス大槌」を岩手県大槌町に開所
	4月1日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）が施行
	9月30日	被災地出張所「法テラス二本松」を福島県二本松市に開所
平成25年	1月7日	コールセンターへの問合せ件数が累計で200万件を突破
	3月17日	被災地出張所「法テラスふたば」を福島県広野町に開所
	3月24日	被災地出張所「法テラス気仙」を岩手県大船渡市に開所
	4月1日	多言語情報提供サービスを開始
	10月1日	7か所の被災地出張所における相談件数が累計で1万件を突破
	12月1日	被害者参加旅費等支給業務を開始
平成26年	3月28日	法務大臣、第3期中期計画を認可
	4月1日	ハーグ条約適用事件が新たな援助対象に
	4月10日	宮﨑誠理事長就任
	6月18日	国選付添人制度対象事件の拡大
平成27年	3月31日	法テラス震災特例法の延長が決定（平成30年3月31日まで）
平成28年	2月18日	コールセンターへの問合せ件数が累計で300万件を突破
	4月14日	平成28年熊本地震発生
	6月3日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」公布
	7月1日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」の一部先行施行により、平成28年熊本地震被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（平成29年4月13日まで）
平成29年	1月	民事法律扶助援助件数（代理援助・書類作成援助）が累計で100万件突破
平成30年	1月24日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」の全面施行により、「特定援助対象者法律相談援助」及び「DV等被害者法律相談援助」開始
	3月29日	法務大臣、第4期中期計画を認可
	3月30日	法テラス震災特例法の2度目の延長が決定（令和3年3月31日まで）
	4月10日	板東久美子理事長就任
	6月1日	被疑者国選弁護の対象が勾留事件全件に拡大
	6月28日～7月8日	平成30年7月豪雨（西日本豪雨）発生
	7月14日	平成30年7月豪雨被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（令和元年6月27日まで）

平成31年	1月5日	コールセンターへの問合せ件数が累計で400万件を突破
令和元年	10月12日	令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）日本上陸（伊豆半島）
	10月18日	令和元年台風第19号被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（令和2年10月9日まで）
令和2年	3月31日	中国残留孤児援護基金委託援助業務終了
	5月11日	新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応として、「電話等法律相談援助」開始
	7月3日～31日	令和2年7月豪雨発生
	7月14日	令和2年7月豪雨被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（令和3年7月2日まで）
	7月6日	「外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）」にて、法テラス本部国際室が業務を開始
令和3年	2月19日	Web会議システム等を利用した多言語法律相談通訳サービス業務を開始
	3月31日	「法テラス震災特例法」の失効により、震災法律援助の新規申込受付終了
	9月3日	コールセンターへの問合せ件数が累計で500万件を突破
令和4年	3月29日	法務大臣、第5期中期計画を認可
	3月31日	新型コロナウイルス感染症の感染拡大対応としての電話等を活用した相談のうち、DV等被害者電話等相談援助が終了
	4月1日	丸島俊介理事長就任 高齢者や障がい者など、既設の相談場所に赴いて相談することが困難な方を対象とする「通常電話等相談援助」開始 平常時も利用可能な「DV等被害者電話等相談援助」開始 犯罪被害者支援ダイヤルにフリーダイヤルを導入
	11月11日	特定施策推進室新設
	11月14日	霊感商法等対応ダイヤル開設
令和5年	1月11日	全国統一教会被害対策弁護団との連携協定締結
	3月31日	「新型コロナウイルス感染症の感染拡大対応としての電話等相談」及び「通常電話等相談援助」が終了
	4月1日	電話等相談援助開始
	10月2日	法テラス法律相談Web予約サービスの全国実施
令和6年	1月1日	令和6年能登半島地震発生
	1月11日	令和6年能登半島地震被災者に対する「被災者法律相談援助」開始
	3月6日	コールセンターへの問合せ件数が累計で600万件を突破
	3月19日	「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」の全面施行により、「特定被害者法律援助業務」開始

2.令和６年度の主な出来事

令和６年　４月24日	**「総合法律支援法の一部を改正する法律」が公布** 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設により、法テラスの業務に一定の犯罪被害者等を包括的かつ継続的に援助するために必要な法律相談を実施する業務及び契約弁護士等に必要な法律事務等を取り扱わせる業務が追加されることとなった（公布後２年以内に施行予定）。
令和６年　　９月２日 ～令和７年　３月29日	**ワンストップ相談会を全国各地で実施** 令和６年度は、令和５年度に開催した「霊感商法等でお悩みの方」を対象としたワンストップ相談会（弁護士、心理専門職、社会福祉士が相談担当）の対象範囲を「犯罪の被害に遭われてお困りの方」にまで広げ、警察官等が相談担当に加わったワンストップ相談会を開催した。 また、「ひとり親家庭等」のためのワンストップ相談会の開催や、その他、警察庁の協力の下、弁護士会とともに「闇バイト脱出のための電話相談会」を開催するなど、社会の変化に応じた相談会を開催した。
令和６年 12月16日 ～令和７年　２月14日	**クラウドファンディングの実施** 被災地で法律相談を行う移動相談車両「法テラス号」の運行や、ひとり親家庭支援の相談会開催など、被災地の方々やこどもたちに法的支援を届けるため、法テラスで初めてクラウドファンディングを実施し、目標額300万円を超える寄附が集まった。
令和６年 12月25日	**いわゆる令和６年奥能登豪雨の被災者に対する「被災者法律相談援助」開始** 総合法律支援法に基づく特別措置の適用を受けて、被災者に対する資力を問わない無料法律相談を開始した（令和７年９月19日まで）。
令和７年　　１月～	**東京都と連携した若年者支援の取組** いわゆる「トー横」問題を受けて、東京都が設置した悩みを抱える若年者等を支援するための総合相談窓口「きみまも@歌舞伎町」に、令和７年１月から常勤弁護士を派遣し、情報提供業務の一環として、法制度の説明や適切な相談窓口を案内する取組を試行的に開始した。 令和７年度からの本格実施のため、同年３月に東京都と覚書を締結した。

特集　令和６年能登半島地震及び令和６年奥能登豪雨への対応

第１　災害の規模、被災状況

令和６年１月１日午後４時10分、石川県の能登地域においてマグニチュード7.6の地震（以下「令和６年能登半島地震」という。）が発生し、同県の志賀町及び輪島市で震度７を観測したほか、能登地域の広い範囲で震度５以上の揺れが観測された。

元日に発生したことにより、帰省者も巻き込まれるなどの人的被害が生じた。また、この地震により多数の家屋倒壊が発生し、同県を中心に死者・行方不明者は令和７年３月時点で災害関連死も含め551名、住家被害は、全壊及び半壊が約３万棟、一部損壊等を含めると約16万棟を超える住家被害が発生した[※1]。

さらに、令和６年９月20日から同月23日にかけて、同県の奥能登地域を中心に記録的な豪雨（以下「令和６年奥能登豪雨」という。）が発生した。同県内では、この豪雨による死者数は16名、住家被害は全壊82棟、半壊597棟であり、これに床上浸水、床下浸水、一部損壊を含めると約1,700棟に被害が及び、地震の被災地に新たな被害をもたらした[※2]。

（※1）「令和6年能登半島地震による被害及び消防機関等の対応状況（第118報）」（消防庁災害対策本部）
（※2）「令和6年9月20日からの大雨による被害及び消防機関等の対応状況（第35報）」（消防庁応急対策室）

第２　法テラスにおける被災地・被災者支援の取組

１　取組の概要

法テラスでは、令和６年能登半島地震及び令和６年奥能登豪雨の被災者に対する法的支援として、法テラスホームページや被災者専用フリーダイヤルである「法テラス災害ダイヤル」での情報提供、資力を問わない大規模災害の被災者に対する法律相談援助（以下「被災者法律相談援助」という。）の実施、移動相談車両「法テラス号」の石川県への配備、弁護士会や関係自治体等と連携した相談会の実施等に取り組んだ（法テラスにおける災害対応の詳細は151ページ参照）。

法テラスの令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の被災地・被災者支援に関する取組経緯

令和6年1月1日	令和6年能登半島地震発生
	法テラス本部に「令和6年能登半島地震災害対策本部」を設置
1月10日	法テラスホームページに「令和6年能登半島地震法律問題Q＆A」を掲載
1月11日	「法テラス災害ダイヤル」による令和6年能登半島地震に関する情報提供を開始
	令和6年能登半島地震被災者に対する「被災者法律相談援助」を開始
3月5日	「法テラス号」を石川県へ配備
3月14日～15日	法テラスの丸島俊介理事長が石川県庁、七尾市役所を訪問
9月20日～23日	令和6年奥能登豪雨発生
12月25日	法テラスホームページに「令和6年奥能登豪雨法律問題Q＆A」を掲載
	「法テラス災害ダイヤル」による令和6年奥能登豪雨に関する情報提供を開始
	令和6年奥能登豪雨被災者に対する「被災者法律相談援助」を開始

２　情報提供業務

●概要

令和６年１月10日から、法テラスホームページに令和６年能登半島地震に関する特設ページを開設し、過去の災害時における問合せを参考に取りまとめた「令和６年能登半島地震法律問題Ｑ＆Ａ」を掲載し、被災者が必要とする情報を迅速に提供するよう努めるとともに、「法テラス災害ダイヤル」により、令和６年能登半島地震の被災者からの問合せに対応した。さらに、前記Ｑ＆Ａをまとめたリーフレットを作成し、石川県、新潟県、富山県及び福井県の被災地の関係機関へ送付し、相談窓口に備え置くよう協力を依頼するなど関係機関連携を通じた被災者支援を行った。

令和６年奥能登豪雨については、令和６年12月25日から法テラスホームページに「令和６年奥能登豪雨法律問題Ｑ＆Ａ」を掲載するとともに、引き続き「法テラス災害ダイヤル」による被災者への情報提供を行った。

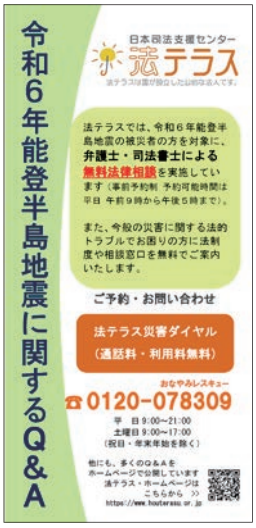

Ｑ＆Ａリーフレット

●問合せ件数の推移

令和６年能登半島地震及び令和６年奥能登豪雨に関し、「法テラス災害ダイヤル」に寄せられた問合せ件数の推移は、特集 資料１のとおりである。問合せ件数は、令和６年能登半島地震の発生直後の令和６年１月、２月が多く、その後は次第に減少ないし横ばいとなった。

特集 資料１　令和６年能登半島地震及び令和６年奥能登豪雨　問合せ件数の推移

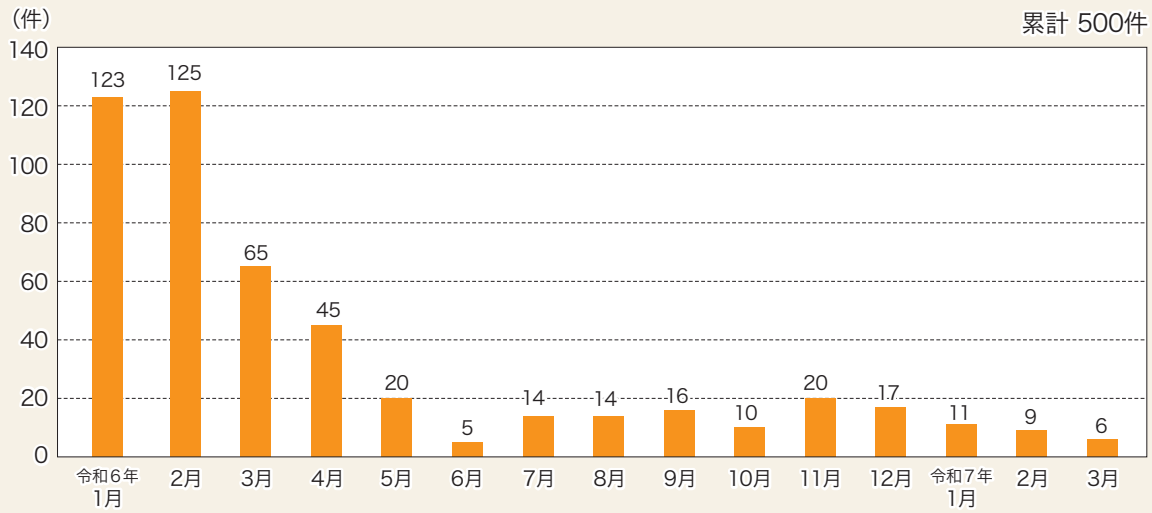

●問合せ内容の傾向

令和６年能登半島地震及び令和６年奥能登豪雨に関し、「法テラス災害ダイヤル」に寄せられた問合せの分野別内訳は、令和５年度中のものは特集 資料２、令和６年度中のものは特集 資料３のとおりである。

特集 資料2

令和６年能登半島地震に関する「法テラス災害ダイヤル」への問合せの分野別内訳
（令和６年１月11日～同年３月31日）

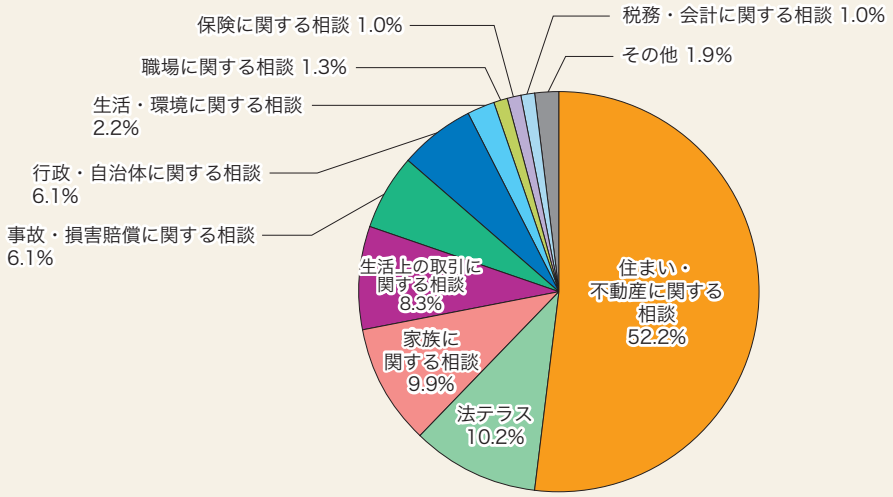

（注）「法テラス」は、民事法律扶助制度及び被災者法律相談援助に関する情報提供である。

特集 資料3

令和６年能登半島地震及び令和６年奥能登豪雨に関する「法テラス災害ダイヤル」への問合せの分野別内訳（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

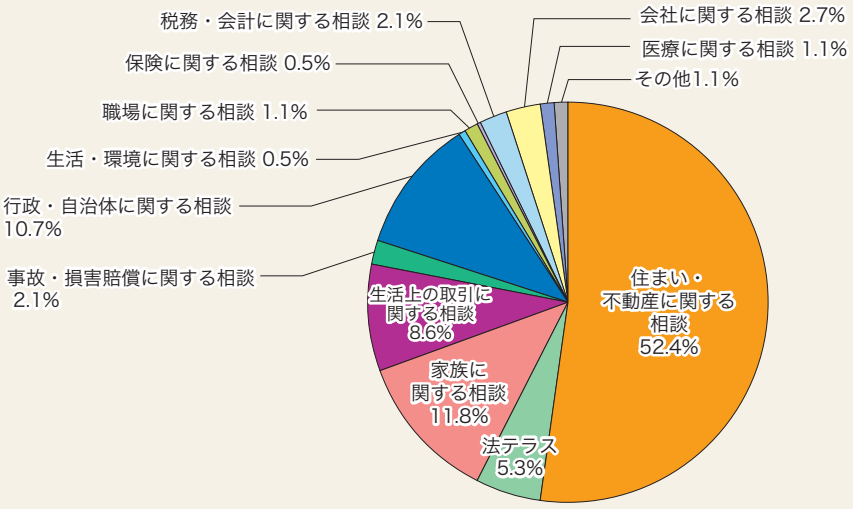

（注）「法テラス」は、民事法律扶助制度及び被災者法律相談援助に関する情報提供である。

それぞれの問合せの内容を比較してみると、いずれも住まい・不動産に関する相談や家族に関する相談が多く寄せられる傾向があった。一方で、行政・自治体に関する相談の割合は、地震発生後の約３か月間（令和５年度中）では6.1%であったが、その後の１年間（令和６年度中）では10.7%まで増え、問合せ分野別でみると３番目に多い結果となった。

住まい・不動産に関する相談では、「相続登記をしていない祖父母名義の不動産が地震で倒壊した。公費解体したいが、相続人全員の了承が必要なのか。」といった問合せや、行政・自治体に関する相談では、「罹災証明書の判定結果に納得がいかないが改めて審査してもらうことはできるか。」「助成金や支援金の制度について教えてほしい。」などの問合せがあった。

●平成28年熊本地震との比較

特集 資料４は平成28年熊本地震の際に「法テラス災害ダイヤル」に寄せられた問合せの分野別内訳である。

特集 資料４ 平成28年熊本地震における問合せの分野別内訳（平成28年５月14日～令和３年３月31日）

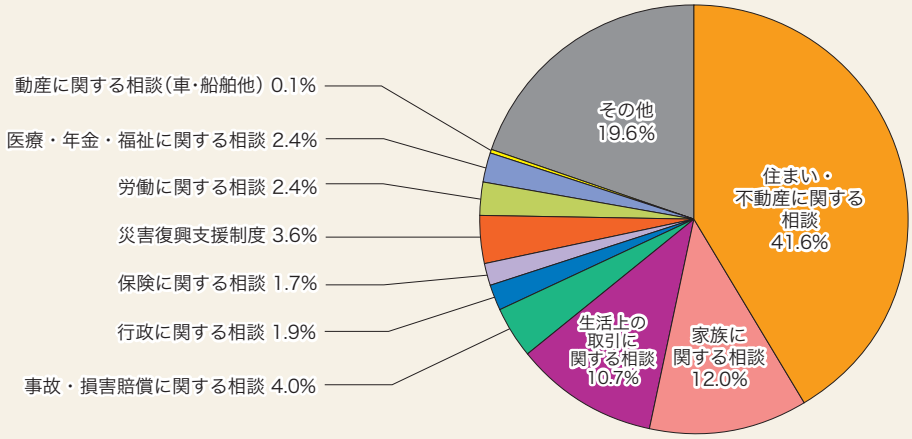

（注）その他には、「法テラスの制度に関する問合せ」が含まれる。

問合せの分野別内訳でみると、住まい・不動産に関する相談が最も多く、次に、家族に関する相談が多くなっており、令和６年能登半島地震と同様の傾向がみられる。しかしながら、住まい・不動産に関する相談をより詳細にみると、平成28年熊本地震では、賃貸借契約に関する問合せが多く寄せられていたが（特集 資料５）、令和６年能登半島地震では、隣地との関係に関する問合せが多かった（特集 資料６）。

平成28年熊本地震における具体的な問合せ例としては、「賃貸住宅に住んでいるが、震災で住宅の壁にヒビが入り、一部が使用できなくなった。賃料の減額を請求することはできるか。」などがあり、他方、令和６年能登半島地震における具体的な問合せ例としては、「地震で隣家の塀が倒壊し、自宅にも被害がでている。隣人に修繕費用を請求することはできるか。」などがあった。

特集 資料５ 平成28年熊本地震における問合せのうち住まい・不動産に関する相談の内訳（平成28年５月14日～令和３年３月31日）

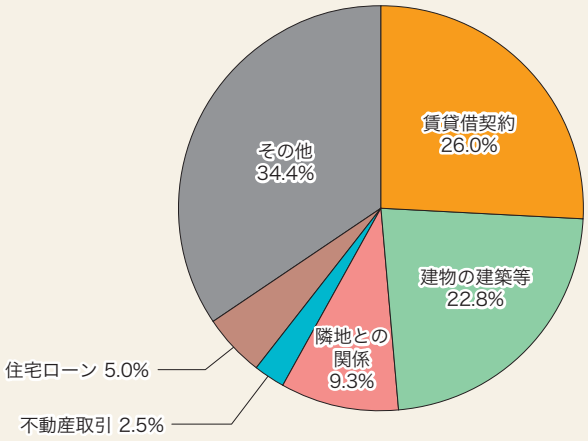

特集 資料６

令和6年能登半島地震における問合せのうち住まい･不動産に関する相談の内訳
（令和6年1月11日～令和7年3月31日）

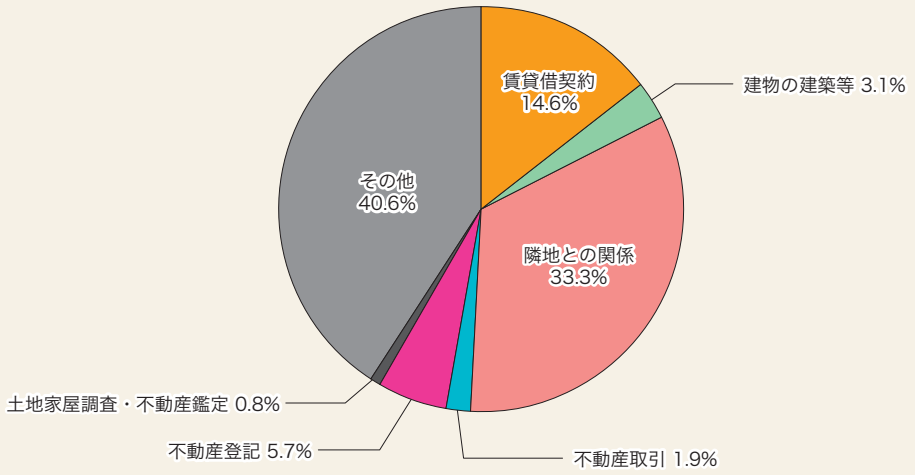

３　民事法律扶助業務（被災者法律相談援助）

●概要

法テラスでは、総合法律支援法第30条第１項第４号に規定する「非常災害」に指定された災害の被災者に対し、被災者法律相談援助を実施しているところ、令和６年１月11日に公布・施行された政令により、令和６年能登半島地震が非常災害に指定されたことを受け、同日から、民事法律扶助業務の一環として、令和６年能登半島地震の被災者を対象に、被災者法律相談援助を開始した。

さらに、同年12月25日に公布・施行された政令により、令和６年奥能登豪雨が非常災害に指定されたことを受け、同日から令和６年奥能登豪雨の被災者を対象に、引き続き被災者法律相談援助を開始した。

これまで実施してきた被災者法律相談援助と異なる特徴としては、令和６年能登半島地震及び令和６年奥能登豪雨の被災者は、令和５年４月１日に開始した電話等を活用した法律相談（電話等相談援助）を利用できるようになったことが挙げられる。令和６年能登半島地震における被災者法律相談援助では、発災から令和６年３月31日までの約３か月間において、３割強の利用者が電話等相談援助を利用していた。

●実施件数の推移

令和６年能登半島地震及び令和６年奥能登豪雨における被災者法律相談援助の月別件数は、特集 資料７のとおり、令和７年３月31日時点で累計8,858件となっている。

特集 資料7

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨における被災者法律相談援助の月別件数

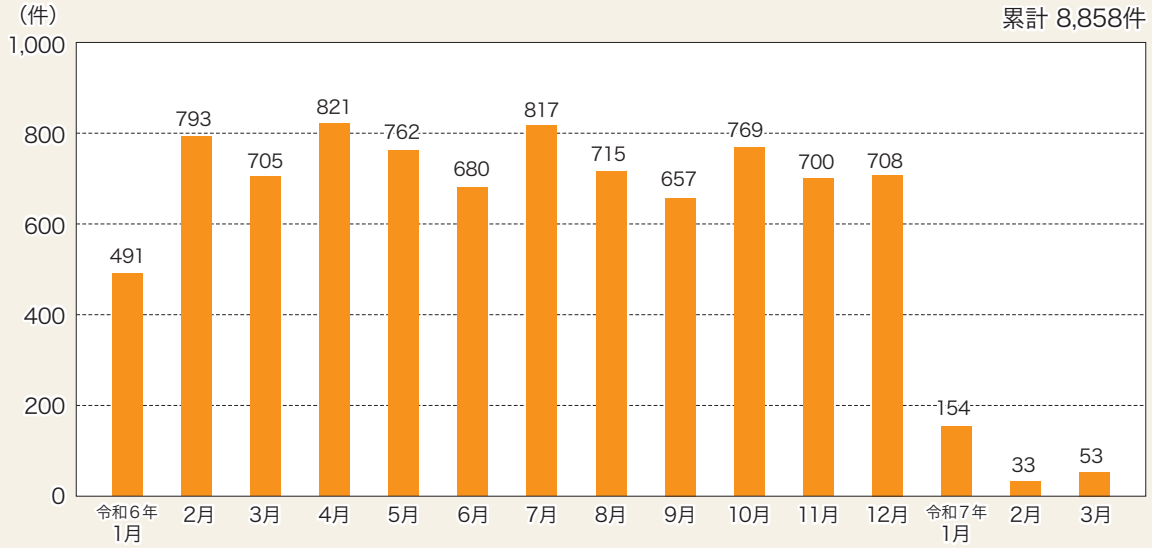

●事務所別実施件数

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨における被災者法律相談援助の事務所別実施件数は、特集 資料8のとおり、令和7年3月31日時点の累計で、石川地方事務所が2,988件、新潟地方事務所が3,404件、富山地方事務所が1,946件、福井地方事務所が292件であり、石川地方事務所と新潟地方事務所の2つの事務所で全体の約7割を占めている。

特集 資料8

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨における被災者法律相談援助の事務所別実施件数（令和6年1月11日～令和7年3月31日）

(件)

地方事務所	石川	新潟	富山	福井	左記4事務所以外	合計
実施件数	2,988	3,404	1,946	292	228	8,858

●相談内容の傾向

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨における被災者法律相談援助の相談内容を分野別にみると、令和7年3月31日時点では、特集 資料9のとおり、一般法律相談援助との比較において、損害賠償請求等の金銭事件や不動産事件に関する相談の割合が大きいという特色がみられる。

特集 資料９ 被災者法律相談援助（令和６年能登半島地震及び令和６年奥能登豪雨）及び一般法律相談援助の事件別内訳

被災者法律相談援助の事件別内訳
（令和６年１月11日～令和７年３月31日）

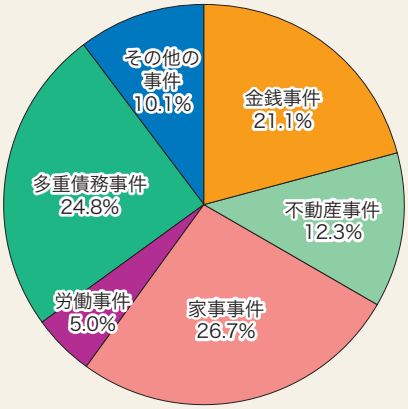

一般法律相談援助の事件別内訳
（令和６年１月１日～令和７年３月31日）

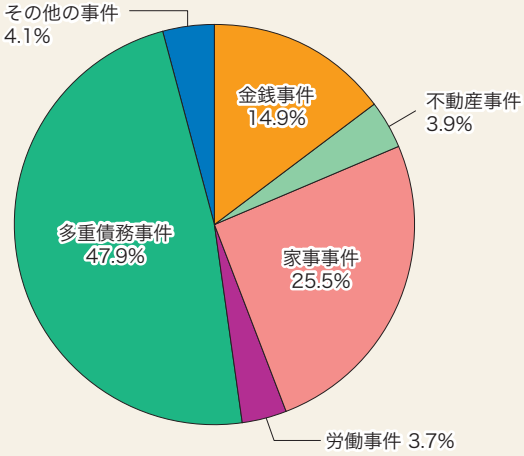

相談内容を事務所別事件分類別にみると、特集 資料10のとおり、金銭事件は新潟地方事務所が最も多く、不動産事件は石川地方事務所が最も多かった。

特集 資料10 令和６年能登半島地震及び令和６年奥能登豪雨における被災者法律相談援助の事務所別事件分類別件数（令和６年１月11日～令和７年３月31日）

（件）

	金銭事件	不動産事件	家事事件	労働事件	多重債務事件	その他の事件	合計
石川	592	512	739	122	570	453	2,988
新潟	639	223	942	172	1,183	245	3,404
富山	518	265	564	129	358	112	1,946
福井	64	23	97	20	63	25	292
上記４事務所以外	52	67	27	2	21	59	228
合計	1,865	1,090	2,369	445	2,195	894	8,858

相談内容を実施期間別に見ると、特集 資料11のとおり、特に発災日直後の令和６年１月から３月までの間は、不動産事件に関する相談の割合が大きいという特色が見られた。

特集 資料11　令和６年能登半島地震及び令和６年奥能登豪雨における被災者法律相談援助の事件別内訳

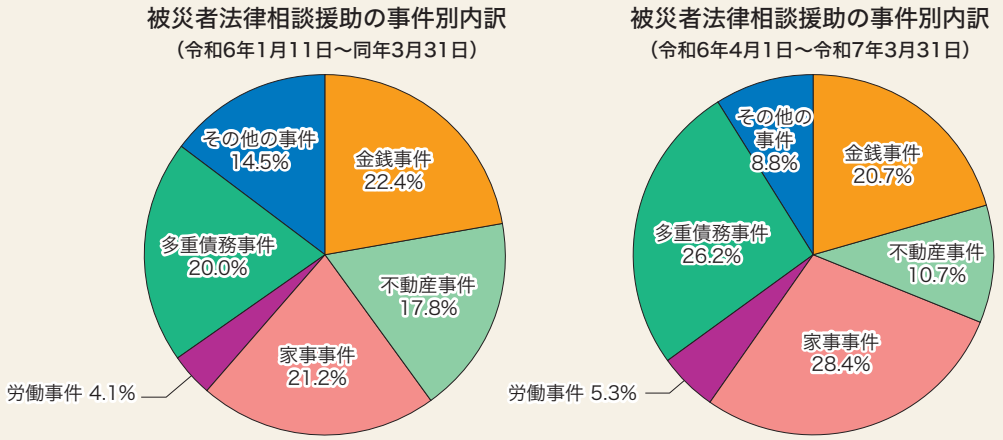

●平成28年熊本地震との比較

相談内容について平成28年熊本地震と比較すると、特集 資料12のとおり、いずれも金銭事件や不動産事件に関する相談の割合が一般法律相談援助と比較して大きいという共通した特色が見られた。

特集 資料12　被災者法律相談援助（令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨、平成28年熊本地震）及び一般法律相談援助の事件別内訳

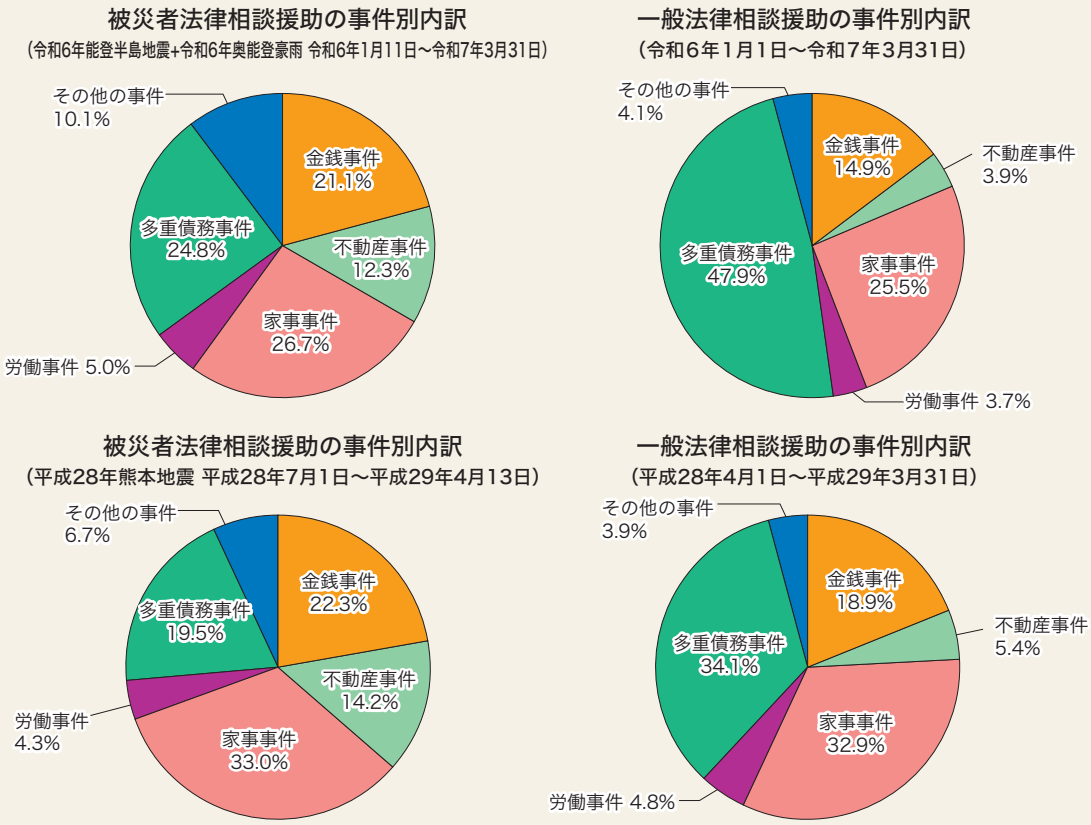

４　関係機関・団体等との連携

令和６年能登半島地震や令和６年奥能登豪雨で特に大きな被害を受けた奥能登地域（珠洲市、輪島市、能登町、穴水町）・中能登地域（七尾市、志賀町、中能登町、羽咋市、宝達志水町）に注目すると、弁護士は穴水町に１名、七尾市に５名の登録があるものの、他の市町には全く登録がない状況にあった（令和６年４月１日現在。日本弁護士連合会提供データによる。）。

また、法テラスも石川県内では金沢市に石川地方事務所を置くのみで、奥能登地域・中能登地域へのアクセスは良いとはいえない体制であった。

このため、被災地・被災者に必要な法的支援を届けるためには、弁護士、弁護士会、司法書士、司法書士会、自治体を始めとする被災地・被災者支援に当たる関係機関・団体等との連携・協働が不可欠であった。そうした連携・協働の取組を象徴するものとなったのが「法テラス号」による無料法律相談会の開催であった。

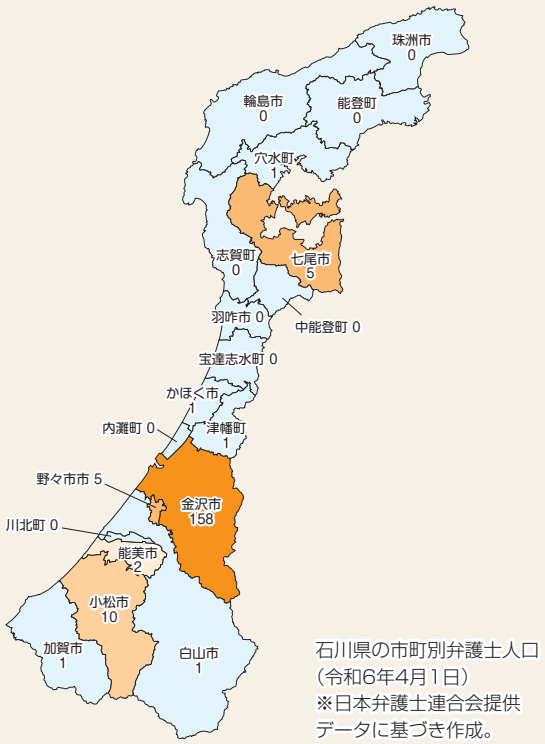

石川県の市町別弁護士人口（令和6年4月1日）
※日本弁護士連合会提供データに基づき作成。

「法テラス号」とは、大型ワンボックスカーの後部車室が相談室になっている“移動相談車両”である。避難所や仮設住宅等、被災地・被災者のもとまで出向いて、プライバシーが守られた環境下で相談を実施できるという強みを有しており、これまでの被災地・被災者支援の取組においてもそうした強みを発揮してきた。

法テラスでは、令和６年能登半島地震の発生を受け、令和６年３月５日に「法テラス号」を石川地方事務所に配備して以降、令和7年3月31日までの間に、自治体や社会福祉協議会・地域支え合いセンターなどとも連携・協働し、特集 資料13のとおり、珠洲市、輪島市、能登町等の５市４町で計46回の「法テラス号」による無料法律相談会を開催した。

特集 資料13　「法テラス号」による無料法律相談会開催実績（令和６年３月～令和７年３月）

期間	「令和６年能登半島地震」被災者法律相談援助　対象地域									計
	「令和６年奥能登豪雨」被災者法律相談援助　対象地域									
	珠洲市	輪島市	能登町	穴水町	七尾市	志賀町	内灘町	金沢市	加賀市	
R6.3					1				1	2
R6.4～R6.7	3	3	7	2	0	0	0	0	1	16
R6.8～R7.3	3	3	2	0	15	3	1	1	0	28
計	6	6	9	2	16	3	1	1	2	46

※令和6年8月に石川県との連携・協働を開始

●弁護士・弁護士会との連携

令和６年１月11日に令和６年能登半島地震に適用された被災者法律相談援助においては、主に法テラスの契約弁護士が相談の担い手となった。法テラスは、各地の契約弁護士、弁護士会と連携し、法テラスの事務所、弁護士会法律相談センター、各契約弁護士の事務所等、多様な形で被災者法律相談援助を実施した。

また、金沢弁護士会の協力を得て「法テラス号」による無料法律相談会を企画・実施した。各相談会で法律相談を担当する弁護士については、日本弁護士連合会や、近畿弁護士会連合会、中部弁護士会連合会を始めとする全国の弁護士連合会等の協力も受けつつ、金沢弁護士会の手配により確保された。

●自治体等との連携

令和６年８月以降は、石川県に対しても連携・協働を依頼し、その結果、同県が行う「地域コミュニティ再建事業」の一環として開催される「地域コミュニティ再建イベント」において利用できるコンテンツのひとつに、「法テラス号」による無料法律相談会が加えられることとなった。

これにより、県内の各自治体や社会福祉協議会、地域支え合いセンターなどの被災者支援を行っている関係機関・団体等に対し「法テラス号」の周知が進み、相談会の開催申込みの増加につながっていった。

また、同県が行う「被災者見守り・相談支援等事業」を担う県及び各市町の社会福祉協議会、地域支え合いセンターなどが参加するオンラインサロンにおいて、「法テラス号」を始めとする法テラスの被災地・被災者支援の取組について報告する機会を得ることができ、ここでの報告を契機として、仮設団地での「法テラス号」による無料法律相談会を開催することができた。これが皮切りとなり、その後、各地の社会福祉協議会、地域支え合いセンターを始めとする関係機関・団体等と連携・協働が広がっていくこととなった。

●裁判所との連携

奥能登地域・中能登地域に対しては、自治体等からの申込みを待たずに、法テラスからのプッシュ型で「法テラス号」による無料法律相談会を開催することとし、金沢地方・家庭裁判所七尾支部（七尾市）、同裁判所輪島支部（輪島市）及び金沢家庭裁判所珠洲出張所（珠洲市）の協力を得て、各支部や出張所の駐車場において、「法テラス号」による無料法律相談会を開催した（開催場所・回数等は特集 資料14のとおり）。

裁判所と連携・協働し、裁判所敷地内で「法テラス号」による無料法律相談会を開催するのは、今回の取組が初めてであった。

特集 資料14

奥能登地域・中能登地域における裁判所での「法テラス号」による無料法律相談会開催実績（令和６年11月～令和７年３月）

開催場所	R6.11	12	R7.1	2	3	計
金沢地方・家庭裁判所七尾支部	1	1	1	2	1	6
金沢地方・家庭裁判所輪島支部	1	1	–	–	1	3
金沢家庭裁判所珠洲出張所	1	1	–	–	1	3
計	3	3	1	2	3	12

関係団体の方々へのインタビュー

社会福祉法人 志賀町社会福祉協議会
志賀町地域支え合いセンター
主任生活支援相談員／社会福祉士
安田 雄一郎（写真左）／山﨑 美里（写真右）

法テラス号を派遣してもらうに当たって、石川県の地域支え合いセンターが主催するオンラインサロンで初めて法テラス号のことを知って、「すぐ来てもらおう。」となり、法テラスにお声掛けしました。

相談会を開催した令和６年８月当初は、何を相談していいか分からない被災者が多かったような気がします。仮設住宅などを訪問して回り、「今後どうしますか。」って聞いても、「いや、そんなこと今聞かれても。」というような感じだったので、皆さん、生活するので精一杯だったのだろうと思います。そういうわけで、８月の相談会というのは少し早すぎたのかもしれません。まずは、健康面を聞いたりして、信頼関係を作った上で、いつ相談会を開くのがよいのかを考えていく必要があったと思っています。

私たちが、被災者から今後の生活再建についての心配事などの話を聞くことはありますが、私たちはそこに寄り添うことしかできないんです。それに対するアドバイスは、やはり専門家にしていただいた方が、耳にも入っていくと思いますので、私たちは最終的には本人が自分で進んでいけるように寄り添い続ける感じになります。

ですので、被災者が色々な事情で移動が制限されている中でも来てくれる法テラス号は大変ありがたいと思います。あの車の中で、プライバシーも守られながら、一対一で話ができて、自分のことだけ聞いてもらえるというのは、安心できますよね。今後、仮設住宅以外でも相談会を実施できればと考えているのですが、開催場所によっては、相談会に来た人が問題を抱えているというようなうわさ話が周囲に広まってしまうことがあるので、そうならないように工夫できないか検討していく必要があります。また、相談会をやるとなっても、例えばいきなり法テラス号単独で仮設住宅などを回るとなると、入居者から不審がられてしまうかもしれません。私たちも、知った顔でなければ、最初は不審がられましたからね。不審がられている中で「法律相談ないですか？」と聞くのは結構ハードルが高いと思います。私たちは、継続して訪問したり、同じビブスを着て行ったりして顔を覚えてもらいました。今回の法テラス号による相談についても、周知するときには地域支え合いセンターと一緒に開催しますと伝えたり、当日私たちや生活相談支援員からも、集会場にいる人に声をかけたりしました。最初さえ道筋がつけば、あとは口コミでも広がるので、法テラス号単独で訪問しても大丈夫だと思います。

つなぐことは私たちの役目なので、そこで協力していければいいかなと思いました。私たちが直接つなぐことが難しいところは、私たちがその地域の支援者たちにつないで、その方たちを通じてその地域住民につないでもらうのがいいかなと思います。

社会福祉協議会は、色々なつながりを持っていますので、今後も協力していければと考えています。

関係団体の方へのインタビュー

社会福祉法人 七尾市社会福祉協議会
総務管理課 課長補佐・総務・地域支援グループリーダー
保健師
日下 さと恵

七尾市では令和６年４月１日に七尾市地域支え合いセンターが開設され、七尾市社会福祉協議会が受託しました。七尾市では、13か所に建設型応急仮設住宅が建設され、575戸約1,200人の方が生活されています。その他に市営住宅や賃貸型応急仮設住宅にも約500世帯の方が生活されています（令和７年４月１日時点）。未だたくさんの方が不自由な生活を余儀なくされています。

七尾市地域支え合いセンターの職員が毎日順に仮設住宅を訪問し、健康状態や生活のこと、支援制度等について確認していきました。その中で、被災者個々の生活再建のスピードの違いに気付かされました。そして生活再建を進めていくためには専門職の相談会が必要だと感じ、合同無料相談会を企画しました。

七尾市では、当初は建設型応急仮設住宅には集会所がありませんでした。そのため相談会場の準備に悩んでいたところ、法テラス号の活用ができたことがとてもありがたいことでした。車内ではプライバシーも保護され、暖かい場所でゆっくり相談ができる環境は被災者にとっては安心できた場所だったと思います。相談に来られた方は「来てよかった。」と言われ、表情も明るくなり帰られたことが何よりよかったと思います。被災により抱える問題は、個人差も大きく、専門性も高いです。そのため弁護士がこれからの生活再建など幅広い相談に親身に対応してくださり、とても感謝しています。

被災者を支えることは一つの機関ではできません。行政や社会福祉協議会、専門職、NPO、士業団体、様々な方々との連携やネットワークによりサポートできると思います。これからもまだ個々の生活再建や地域の復興への道のりは長いと思います。それぞれの再建に合わせ寄り添った長期間の支援が必要です。今後も法テラス号での相談を含め、一人ひとりが安心した日常生活に戻ることができるように連携を深め、引き続き取り組んでいきたいと思います。

相談担当弁護士へのインタビュー

金沢弁護士会 災害対策本部 副本部長
弁護士
早川 潤

災害時の公的支援について、特に重要だと感じた支援はやはり法律相談ですね。法律相談と情報提供はずっと大事なものだと思っています。自治体も色々と案内はしますが、被災者が支援を受けるにしても、結局、自分で申請しなくてはならない手続ばかりです。どの制度が使えるのか、どうすればいいのか、ほとんどの方が分からないので、こういう仕組みがあって、あなたはこれが使えますよ、というお話を最初の段階からするのは、すごく大事なことだと思います。その時には、法テラス号の活用が一番です。発災当初は役所も混乱している中で、さまざまな支援が必要な人たちを多数受け入れ、ボランティアの人たちも大勢役所に集まるためプライバシーを確保した相談会場を作ることが難しい状況があります。そこにワンボックスの法テラス号が行って、ここで相談できますと宣伝したら、すぐに法律相談できるわけでしょう。それがとてもいいと思っています。現場の中で相談会場を作らなくていいというのは、大きなメリットです。

現在は、相談ブースも作られ、インフラ的にそこまで不自由なこともなく、相談会を企画すれば、役所の方も協力してくれて、開催できる状態にはなっていますけれど、この段階でも法テラス号には大きなメリットがあります。石川県外の弁護士の方々にも法律相談にご協力いただいているのですが、その時に、相談会場までの移動手段を確保しなくても済むのです。金沢駅までお越しいただければ、そこから法テラス号に乗って被災地の相談会場まで行くことができるのです。相談会をするときの足の部分を担っていただいているので、非常に助かっています。普段、車にあまり乗らない弁護士の中には、遠方の被災地まで行くことについて、できれば運転したくないと思われる方が結構いらっしゃるとのことなので、そういう方にも参加していただきやすい環境を法テラス号が作ってくれています。発災直後の混乱期、これが落ち着いた後も被災者向けイベントでの相談会の開催、県外の弁護士の方の被災地相談会実施のための移動手段と法テラス号は多くの被災者支援の場面で活躍しています。

第３　広報活動

法テラスホームページに、「令和６年能登半島地震」、「令和６年奥能登豪雨」に関する項目を新たに設け、災害被害に関する法制度、各種支援情報、相談窓口情報を取りまとめて掲載をしたほか、被災者法律相談援助に関する情報も掲載するなどした。また、SNSやプレスリリースによる情報発信のほか、関係機関との協議会等における情報発信も行った。

その他、インターネット広告配信による制度周知や、被災地のケーブルテレビ局に法テラス災害ダイヤルや被災者法律相談援助の情報を周知する法テラスCM動画を提供するなど、幅広く被災者に情報が届くよう周知に取り組んだ。

第４　クラウドファンディング

１　クラウドファンディング実施の経緯

法テラスは、令和６年能登半島地震の被災地支援の一環として、令和６年３月に石川地方事務所に「法テラス号」を配備して運行を開始し、それ以降、石川県内で相談会を行ってきた。

石川県内における「法テラス号」の運行費用は、主に、それまでに法テラスに寄せられた寄附金をその原資としていたことから、「法テラス号」の運行を継続していくためには、改めて寄附を募る必要があった。そこで、寄附金を集めるためにクラウドファンディングを実施した。

法テラス号の内部

法テラス号の外観

2　クラウドファンディングの概要

このクラウドファンディングは、令和６年12月16日から令和７年２月14日までの間、「引き続き能登に法テラス号を」と銘打ったキャンペーンとして実施したものであり（なお、同時に、こども支援のための「こどもの悩みと生きづらさに法的支援を」キャンペーンも実施した。）、300万円の寄附金を集めることを目標とした。

このクラウドファンディングは、寄附金を募るだけでなく、石川県内における法テラスの被災者支援の状況を周知し、被災者支援の火を絶やさないことも目的としていた。

そこで、このクラウドファンディングを実施するに当たっては、実際の「法テラス号」を活用した相談会の様子を伝えるとともに、被災地の現状を伝えることを目的として、クラウドファンディングを実施するために使用しているプラットフォームサイトにおいて、「ドライバーＭの『法テラス号』運行日誌」とのタイトルで、「法テラス号」での相談会の状況などを伝える記事を掲載した。

なお、同時に実施したこども支援のためのキャンペーンに関連し、法テラスのスタッフ弁護士が、同サイトに、こども支援の必要性等を訴える記事を掲載した。

また、法テラスの理事長及び理事が中心となって、クラウドファンディングを実施していることや各キャンペーンの内容を広く周知した。

3　クラウドファンディングの結果について

以上のような活動の結果、今回のクラウドファンディングでは、合計110名の方から、361万7794円のご寄附をいただき、無事目標を達成することができた。

今後は、本キャンペーンに寄附していただいた方々の思いをしっかりと形にするために、「法テラス号」の運行を始めとした活動に引き続き取り組んでいきたい。

「法テラス号」ドライバーへのインタビュー

石川地方事務所
係長
豆野 裕

私は、令和６年能登半島地震の当時は法テラス富山に在籍していました。出身が石川県であること、趣味で大型運転免許を取得していたこともあってか、白羽の矢が立って、法テラス石川に異動となり、法テラス号の運行に携わることとなりました。

法テラス号の最大のメリットは、会場を選ばずに駆けつけて、部屋がなくても、どこでも法律相談ができることだと思います。何かのイベント会場に法テラス号で伺えば、そのイベントに訪れていた被災者の方が「ちょっと相談してみるか。」となることも期待できますし。

課題としては、突然、「専門家が来ますよ。」と言っても被災者にはなかなか届かない。高齢者の方が雑談しているのを聞いていると、「仮設住宅にずっと住めるわけじゃないよね、期限あるからどうしたもんかね。」というようなことをお話しされていたりしますので、絶対に法律相談のニーズはあると思います。

法律相談は、やはり敷居が高いと思われている気がします。一方、被災者は、地域の支援者やボランティアの方には、日頃から話をされていますから、何でも話せるんですよね。雑談から始めていますので、そういう方たちには話せるのだけれど、弁護士に話せるかと言ったら、「ちょっと…。」っていう感じのようです。だから、本当に困っている被災者に法的支援を届けるには、支援者の方々から「いや、そんなもんじゃないんだよ。」と、つないでもらうのが一番いいと思います。

やりがいは、被災した現地に定期的に行ってますので、復興の様子が見られることです。被災された方の生の声を聞くこともできますし、本当に皆さんから感謝されます。そういうところは本当にやりがいです。あとは車の運転が好きというのもありますけれど、無事故・無違反で、一日一日、一回一回、きちんとそれをやり遂げていくという達成感ですよね。やり遂げた、という瞬間はありますね。帰ってきて、法テラス号を駐車場に収めて、今日もやったぞと。被災者支援をされる弁護士の方々を、乗せていくのですからね。何かあったら大変ですから。

第５　今後の取組に向けた課題

令和６年能登半島地震及び令和６年奥能登豪雨で特に大きな被害を受けた奥能登地域・中能登地域においては、法テラスとしても「法テラス号」を活用するなどして、必要な法的支援を確実にお届けするよう注力したところであるが、今後の被災地・被災者支援に備える上で、考えなければならないいくつかの課題が見出された。

１　いわゆる「司法過疎」地域であったこと

奥能登地域・中能登地域は、弁護士が非常に少ない「司法過疎」の状況にあった。

被災者法律相談援助による法的支援の担い手の中心は法テラスの契約弁護士となる。

したがって、被災した地域がいわゆる「司法過疎」の状況にある場合には、災害により一挙に増大する法的支援へのニーズに対応するため、まずは人的応援体制の整備が問題となり、更には現地へのアクセス確保、現地での相談施設の確保等が必要となる。

人的応援体制の整備については、金沢弁護士会及び日本弁護士連合会が中心となり、近畿弁護士会連合会、中部弁護士会連合会を始め、全国的な協力を得て、相談を担当する弁護士の確保等がなされたが、ある程度の時間を要した。

現地へのアクセス確保については、幸い主要幹線道路の通行は比較的早期に確保されたものの、激しい渋滞も見られ、復旧工事や支援物資搬送等の関係車両の通行に限られるべき状況にあったこと、また、地震発生が元日で、降雪の多い時季であったこともあり、とりわけ奥能登地域へのアクセスは容易でない状況もあった。

現地での相談施設についても、地震被害により使用不能となる施設も生ずること、避難所や支援物資等の受入・保管場所としての施設需要が高まることなどから、特に発災直後には確保が困難となることもあった。

２　距離が離れていること

例えば、金沢市の石川地方事務所から金沢家庭裁判所珠洲出張所までは片道約140km、自動車で２時間半ほどかかる。また、渋滞等の道路事情も見込んで計画する必要があった。

往復にかかる時間を考えると、現地のニーズに合わせて柔軟に時間帯設定をして相談会を開催することは難しい状況であった。

３　雪などの気象条件

積雪等の天候の影響も考慮する必要もあった。実際、大雪の影響で予定されていた七尾市内での相談会が中止されたこともあった。

大雪等により相談会から帰着できない場合も想定し、「法テラス号」にはヘルメット、毛布、懐中電灯、非常食等を積み込んでいた。

４　今後の「法テラス号」利用の展望について

「法テラス号」の利用は、被災者法律相談援助の実施と相まって、法テラスが拠点を持たない地域でも、発災直後から被災地における無料法律相談の提供を可能にした。

今後の法テラスの災害対応、被災地・被災者支援の取組においては、法テラスが拠点を持たない地域での取組となることを前提に、関係機関・団体等と連携・協働し、それぞれが資源を持ち寄って進めていくことができるよう、平時から地域との連携を確保・強化していくことが必要となる。その上で、「法テラス号」は法テラスが提供できる主要な資源の一つとして、連携構築においても「切り札」的な存在となると考えられる。

他方で、人的・財政的な面を含め、安定的な運行管理体制をどのように整えていくことができるかが課題となる。

平時において、これらの課題の克服を図りつつ、災害対応分野における地域の関係機関・団体等との連携構築を進めることが、法テラスにおける災害対応、被災地・被災者支援にとって、重要な位置を占めることになるものと考えられる。

トピック　ワンストップ相談会における取組

第１　令和６年度実施のワンストップ相談会の概要

法テラスは、令和６年度においても、令和５年度と同様に、弁護士、心理専門職、社会福祉士等と連携したワンストップ相談会を実施した。

令和５年度に実施したワンストップ相談会において、「宗教団体に入信した親族が行方不明となっている。」「宗教団体の信者から身体的被害を受けた。」など、警察による支援が必要と考えられる事案が複数寄せられたことを受け、令和６年度は、警察庁の協力の下、警察官も相談担当者として参加した。相談対象の範囲も拡大し、霊感商法等にとどまらず広く犯罪被害全般まで対象とすることで、支援の幅を広げた。また、ある会場では、「DV被害が多い。」との地元関係機関の声を踏まえ、内閣府男女共同参画局と連携し、DV被害に関する相談も対象とし、地域の実情に即した対応を行った。

さらに、令和６年度においては、「ひとり親家庭等」や「闇バイト問題」を対象としたワンストップ相談会を新たに開催した。「ひとり親家庭等」を対象とした相談会では、こども家庭庁と連携し、養育費、就業、子育てなどの複合的な課題に対し、司法・行政・福祉による総合的支援を提供した。時間的・場所的制約のある方のため、相談会場における面談方式だけでなく、地方公共団体の協力を得て、遠隔地にオンライン面談用の会場を設置し、相談会場まで足を運ばずともオンライン方式で相談を受けることができるようにした。また、社会問題化している、いわゆる「闇バイト問題」を対象とした相談会では、警察庁と連携し、緊急性がある場合には全国各地の警察署等に対応を求めることができる体制の下で、弁護士及び社会福祉士が全国からの電話相談に対応した。

第２　実施一覧

ワンストップ相談会開催場所

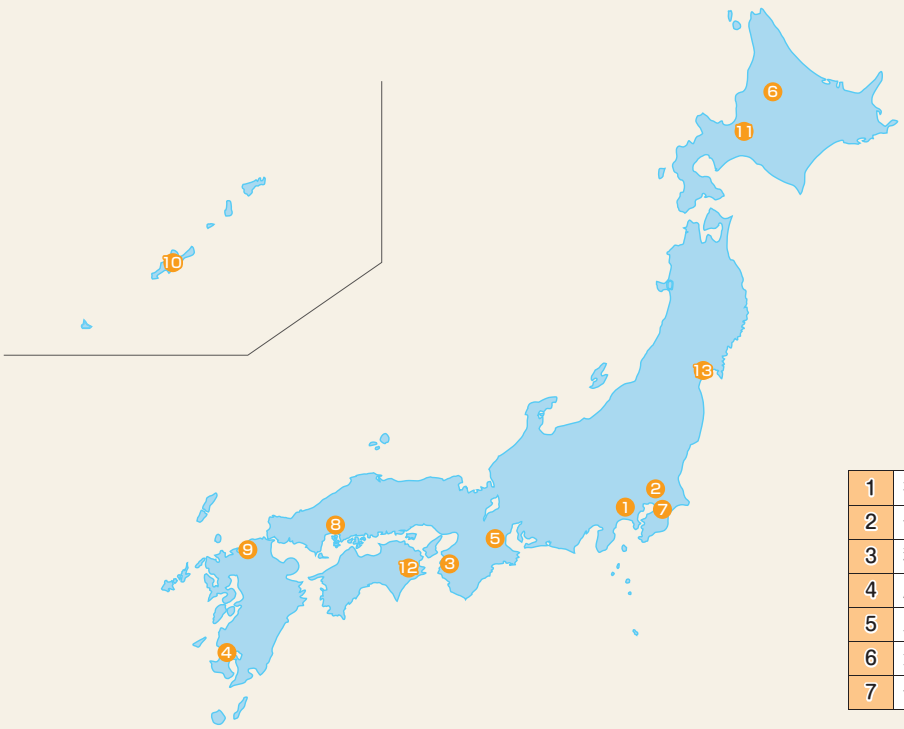

1	神奈川県	8	広島県
2	千葉県	9	福岡県
3	和歌山県	10	沖縄県
4	鹿児島県	11	北海道
5	三重県	12	徳島県
6	北海道	13	宮城県
7	千葉県		

第３　相談担当者の感想

相談担当者からは、次のような感想が寄せられた。

- 臨床心理士による心理的支援と、弁護士による法的な見通しの提示といった専門性の連携が、相談者に安心感をもたらすことを実感した。特にDV被害や性被害など語ること自体が困難な相談においてその意義を強く感じた。
  心理的・法的支援が交わることで、困難な相談でも希望を持って語れる場となっていることに深い意義を感じた。
- DV被害の問題解決に弁護士の助言は必須だが、心の状態に合わせて進めることが大切なので、ワンストップ相談会は効果的だと思った。相談を通して、関係機関の顔合わせ、情報交換ができたのも良かった。
- 法テラスに足を運ばずとも相談者居住地の役場（地方公共団体）で相談できるということは、相談者にとって利便性が高く、また相談者の同意があれば役場の支援者も同席できるというのは、大きなメリットだと思った。支援者も法律のことは分からないことが多く、今回のケースで勉強になった部分があり、今後の支援のケースにもいかせると思った。

第４　開催した地方事務所の感想

千葉地方事務所　副所長

伊東　秀彦

令和６年度、千葉県では、２回にわたってワンストップ相談会を実施した。２回目に開催されたワンストップ相談会は、犯罪被害にあわれた方を対象にした相談会だった。法テラスと千葉県警察の共催で行い、後援として、千葉県弁護士会、千葉地方検察庁、千葉県公認心理師協会、千葉犯罪被害者支援センター、千葉性暴力被害支援センターちさと、千葉県及び千葉市に御参加いただいた。普段からお互い連携していることもあり、快く御協力をいただくことができた。

相談方法は、弁護士、心理専門職及び被害者支援員が一体となって相談を受けるブースと、警察官が相談を受けるブースをそれぞれ用意し、一方のブースで相談した後にもう一方のブースに相談者を引き継ぎ、相談者が同じ機会に各専門家に対して相談するというものであった。

相談内容は、交通事故の遺族による刑事事件の被害者参加に関するものや、詐欺等の金銭被害、未成年者に対する性加害など多種多様であった。また、心の悩みが併存するケースもみられた。

本相談会では、各機関等から派遣された相談員が、同じ会場において、それぞれの専門を踏まえた助言をすることにより、ワンストップでの多角的・総合的な支援救済をすることができた。また、支える人がたくさんいることを知ってもらうことで、ひとりではないと犯罪被害者の方に気付いてもらう意義もあった。加えて、どこに相談したらいいか分からないという被害者の方もいらっしゃるので、そのような観点からも複数機関等が集う相談会は有益だと感じた。

千葉県では既に各機関の連携が進んでいたが、本相談会において改めて各機関が集うことにより、相互に顔の見える連携を更に深めることができたことも大きな成果であった。法テラスにおける情報提供業務の更なる充実につながるとともに、犯罪被害者の方やその御家族を社会全体で支えていく気運を醸成する機会にもなった。

本相談会により得た知見や連携をいかして、さらに多角的・総合的な犯罪被害者支援を深めていければと思っている。

第５　今後の展望

霊感商法等の被害に限らず、現代社会が抱える法的問題の背景には、社会的孤立、家庭問題、経済的困窮や心の悩みといった様々な問題が複雑に絡み合っていると思われる。相談会を開催する中で、法テラスが関係機関・団体に加えて地方公共団体とも密に連携して包括的な支援体制を構築することの重要性を再認識し、司法アクセス拡充に対する示唆を得ることもできた。

今後、ワンストップ相談会の対象を拡充し、全国各地で相談会を実施するとともに、関係機関・団体、地方公共団体との連携を一層強化し、専門的かつ包括的な支援体制の構築を目指していく。

時流に応じ、市民の多様なニーズに即した相談サービスを提供し、信頼される相談窓口となり、司法アクセスの中核的役割を果たせるよう努めていきたい。

1．情報提供業務

1－1　令和６年度における業務の概況

（1）利用者の利便性向上のための取組 ―サポートダイヤルの活用、Q&Aの充実―

法テラスの情報提供業務は、全国統一窓口であるコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」、以下「サポートダイヤル」という。）と地方事務所において実施し、日々多数の問合せに対応している。

令和6年5月からは若年層や聴覚障がい者等への電話以外の方法による情報提供の機会を拡充するため、チャットボット（ホームページ上に設けたチャット機能によって、自動応答で法制度・相談窓口情報の案内を行うもの）による情報提供を開始した。さらに、8月からはより利用者の希望に沿った関係機関相談窓口を案内するために有人チャット（ホームページ上に設けたチャット機能を通じて、オペレーターによる法制度・相談窓口情報の案内を行うもの）による情報提供をサポートダイヤルで開始した。

サポートダイヤルについては、令和６年度に累計情報提供件数（電話・メール・有人チャットの合計）が645万件に達した。また、平成28年度にスマートフォン及び携帯電話用ホームページに専用のメール問合せフォームを設置して以降、メールによる情報提供件数は増え続けていたが、令和6年度は、チャットによる情報提供サービスの導入に伴い、減少した。

サポートダイヤルでは、利用者の利便性向上の一環として平成27年10月から開始した、各地方事務所における話中電話（話中で応答できない電話）及び無応答電話（着信から一定時間内に応答できない電話）をサポートダイヤルに自動転送して問合せに対応する取組を継続しながら、令和元年６月に追加したナビダイヤルによる振分機能（利用者が架電時に地方事務所又はサポートダイヤルを選択できる機能）を段階的に導入し、話中転送及び無応答転送を減らしていく取組を行ってきた。そして、令和５年度に全ての地方事務所への振分機能の導入を完了し、これをもって話中転送及び無応答転送を終了した。さらに、ワンストップサービス（1か所で必要な案内や手続が完了できること）を目指し、平成25年3月からサポートダイヤルにおいて、法律相談を希望する利用者に対し、法律相談援助を利用する要件となる収入や資産状況を確認し、スムーズに予約等につなげる取組を始めた。この取組は、平成29年10月から全国の地方事務所の利用者に範囲を拡大しており、令和6年度も継続することで、法律相談への橋渡しを行っている。

また、令和６年奥能登豪雨を受け、法テラス災害ダイヤルでの受付を開始し、被災者の生活再建に役立つ法制度や各種手続、相談窓口などの情報提供を行った。併せて、ホームページには令和６年奥能登豪雨に関する法律問題Q＆Aを掲載し、被災者が必要とする情報の提供に努めた。

（2）品質向上のための取組 ―データの拡充と最新化、研修等―

法テラスでは、様々な問合せに対し的確な情報提供が行えるよう、法制度情報を「よくある質問と答え」（FAQ）として整備している。令和６年度は、よく利用されるFAQ1,227件をホームページで継続公開するとともに、50件を更新し、32件を新規作成した。また、関係機関データベース（全国の相談窓口情報をデータベース化したもの）のデータ拡充と最新化に努めており、令和６年度は既存の相談窓口情報5,600件を更新し、新たに140件を追加した。

トラブルを抱えた利用者の心情に配慮しつつ、適切な情報提供を行うためには、利用者の主訴（最も重要な訴え）の的確な把握やそのための会話技術が必要である。サポートダイヤルでは、第三者による客観的評価（実際に対応した通話音声記録（コールログ）を専門業者が評価したもの）の結果を踏まえ、オペレーター（サポートダイヤルにおいて情報提供業務を専門に行う職員）に対し個別に指導を行い、

情報提供業務における対応の質の向上を図っている。

また、オペレーター等の知識向上のため、各分野における関係機関の協力を得て民事事件や刑事事件、福祉支援に関する研修を多数実施し、情報提供に必要な知識の習得を行っている。

さらに、地方事務所間をオンラインで結び、地方事務所における対応困難なケースに関する検討や、地方独自の取組等を共有する意見交換の機会を設けたほか、近年複雑化している債務整理問題の傾向を把握し理解を深めることで、場合に応じた適切な情報提供を行うスキルを向上させることを目的としたオンライン研修やパーソナリティ障害についての講義動画を地方事務所等の端末において視聴できるようにするなど、法テラス全体の情報提供業務の質の向上に向けた取組を行った。

（3）多言語での情報提供 ―外国語話者の司法アクセス向上に向けた取組―

日本の法制度や相談窓口情報に関する外国語話者のニーズに適切に対応するため、法テラスでは平成25年度から通訳サービス業者を介した多言語情報提供サービスを実施している。多言語情報提供サービスは「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(注)の一つであり、外国語話者の司法アクセス向上のための取組として、英語など10言語でリーフレットを作成した。また、多言語情報提供サービスの利用者（10言語全て）に対するアンケートを実施し、外国語話者のニーズ把握に努めた。

令和6年度の対応言語は英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語の計10言語であり、問合せ件数は6,296件であった。

（注）政府により決定。外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すもの。外国人に対する情報発信及び相談体制充実の具体的施策の一つとして当サービスが掲載されている。

（4）外国人在留支援センター（FRESC）における取組

令和2年度、外国人在留支援センター（Foreign Residents Support Center 通称：FRESC／フレスク）内に法テラス本部国際室を設置し、各機関と連携・協力しながら法的支援を引き続き行っている。令和6年度の具体的な取組としては、問合せ対応のほか、外国人支援機関・団体の職員や個人支援者を対象としたセミナーを開催した。

（5）法教育の取組 ― 一般市民に向けた法教育事業を全国の法テラスで実施―

総合法律支援法の基本理念である「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現」するためには、利用者である国民が、法が社会の中で持つ機能・役割や、なぜ法が社会に必要なのかなどについて理解することが必要との観点から、平成22年度以降、法テラスでは情報提供業務の一環として法教育に取り組んでいる。

令和4年度からは、法テラスの取組内容を、一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的とした法教育事業と、関係機関職員等を対象に一般市民の支援に資することを目的とした法教育関連事業であると位置付け、全国の地方事務所において、講演会、意見交換会、常勤弁護士を中心とした学校における出前授業等を行ってきた。令和6年度も引き続き、法的トラブルの具体的事例を取り入れるなど、地域住民等の法的問題に関する対応能力の向上につながるような取組を実施したほか、いじめ問題等を取り上げた中高生向けの出前授業や、大学等と連携し、SNSやブラックバイトについての講義を行うなど、若年層へ向けた法教育にも取り組んだ。実施に当たっては、現地開催とオンライン参加の併用型や、録画した講義を学生がいつでも視聴可能なオンデマンド型など、社会のデジタル化の流れに対応した取組を行った。

1－2　業務の概要

情報提供業務は、法的トラブルを抱えながらも、どこに、誰に、相談したらいいかわからない方々に対し、①裁判、その他の法的紛争解決のための制度を有効に利用するための情報（法制度情報）及び②弁護士及び隣接法律専門職（司法書士など）の業務に関する情報（関係機関・団体の相談窓口情報）を提供するものである。利用資格などの制限はないため、広く国民等に開かれた、司法サービスの玄関口といえる。上記関係機関・団体との連携を図りながら、サポートダイヤルにおいては電話とメールと有人チャットで、各地方事務所においては面談と電話で個別の問合せに対応している（資料 1-1）が、それ以外にも、ホームページやチャットボット、リーフレットなどを活用した情報提供も行っている。

資料 1-1　情報提供業務の流れ

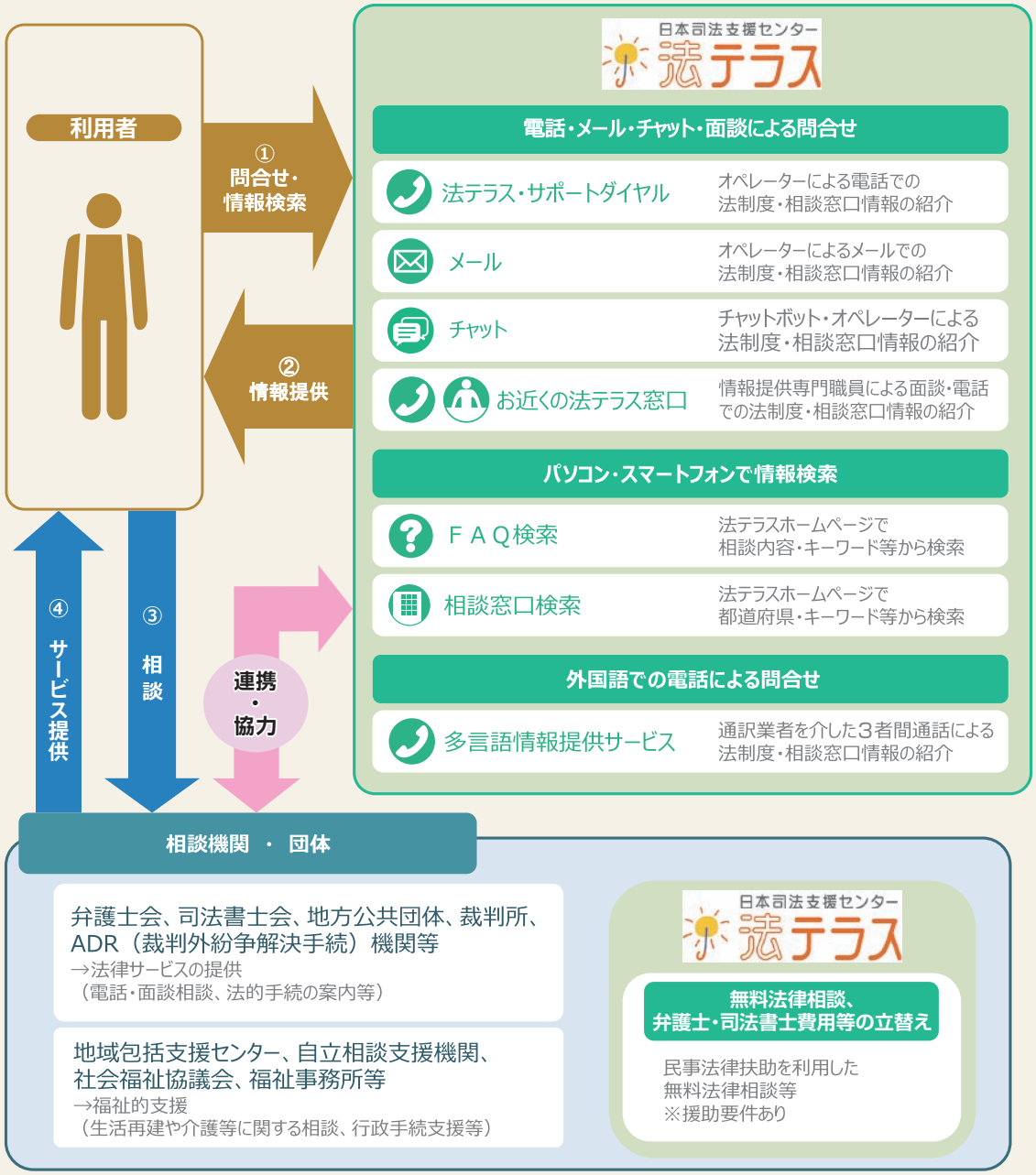

1－3　問合せ件数

（1）サポートダイヤル

平成18年10月の法テラスの業務開始に合わせて、全国からの問合せに応じるコールセンターを設け、情報提供を行っている。コールセンターは、当初、専門業者に業務を委託していたが、平成23年4月から自主運営に切り替え、これを契機に、より親しみを持てるよう、通称を「法テラス・サポートダイヤル」とした。

電話受付時間については、平日は午前9時から午後9時まで、土曜日は午前9時から午後5時までとし、平日の日中に仕事・その他の事情で電話できない方も利用しやすいように体制を整えており、法的問題や電話対応の研修を積んだオペレーターが対応している。また、サポートダイヤルに寄せられた問合せ等を集計・分析し、関係機関への情報提供及びホームページからの情報発信などに活用している。

令和2年度以降にサポートダイヤルに寄せられた問合せ件数の推移は、資料1-2のとおりである。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務縮小のため電話による問合せ件数は減少していたが、令和3年度から増加に転じ、令和6年度は更に増加した。

また、平成19年1月から開始したメールによる情報提供は、平成28年9月にスマートフォン及び携帯電話用ホームページに専用のメール問合せフォームを設置して以降増え続けていたが、令和6年5月からホームページ上に設置したチャットボット（令和6年度の利用件数30,732件）を導入したことにより、常に情報提供が対応可能になったことや、8月からサポートダイヤルにて対応を開始した有人チャットの導入により、前年度と比べ減少した。電話、メール及び有人チャットによる累計情報提供件数は、645万件に達した。

資料 1-2　サポートダイヤル問合せ件数の推移

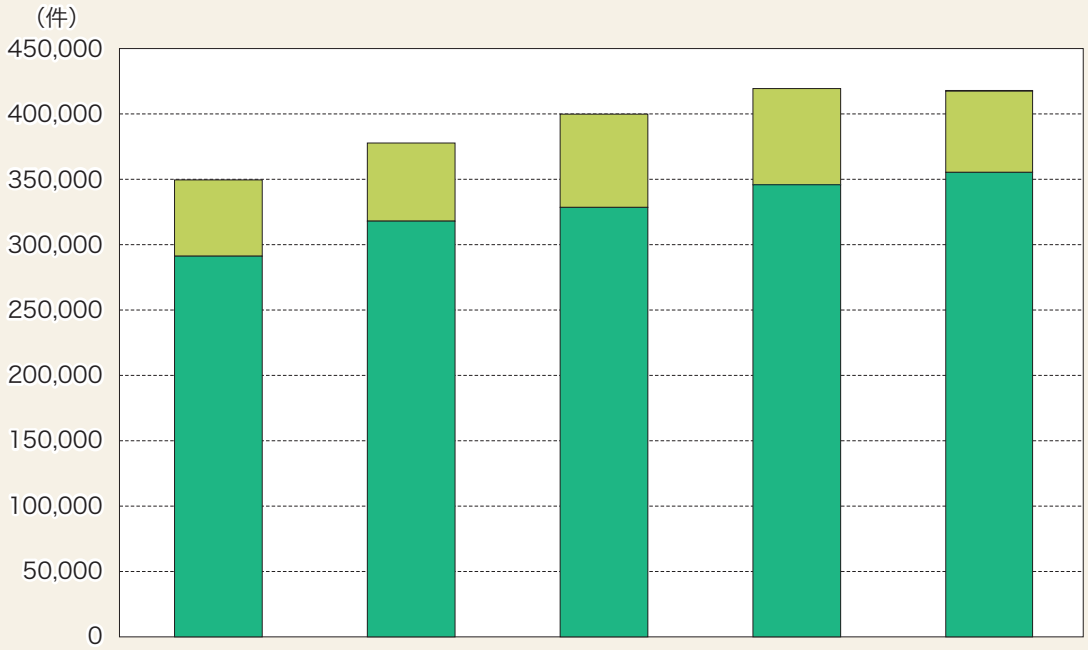

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
合　計	349,533	377,753	399,812	419,403	417,931
有人チャット	–	–	–	–	515
メール	58,339	59,754	71,287	73,591	62,099
電話	291,194	317,999	328,525	345,812	355,317

（注）令和6年8月よりサポートダイヤルにて有人チャットによる対応を開始している。

（2）地方事務所

地方事務所では、支部も含め全国61か所に情報提供専門職員（地方事務所において情報提供業務を専門に行う職員）を配置し、面談と電話による問合せに対応している。情報提供専門職員は、行政機関等の相談員経験者、社会福祉士、消費生活相談関係の有資格者、司法書士などが担当している。令和2年度以降の地方事務所全体の問合せ件数の推移は、資料1-3のとおりである。

資料 1-3　地方事務所問合せ件数の推移

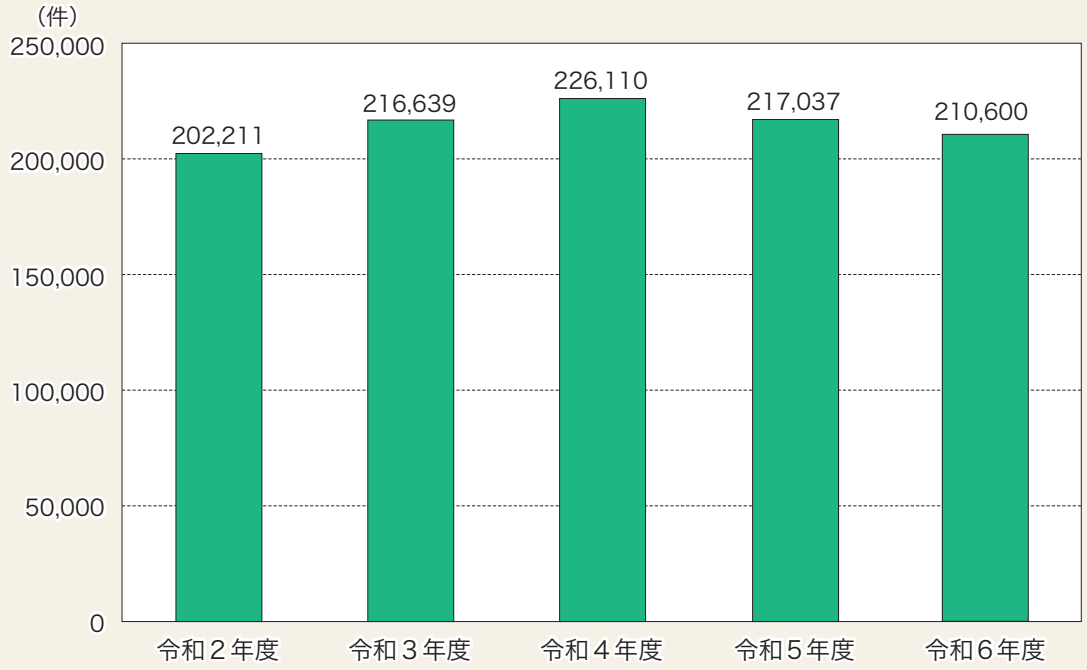

1－4　問合せの傾向

（1）サポートダイヤル

令和6年度にサポートダイヤルで情報提供を受けた利用者の性別及び年代は、資料1-4のとおりである。利用者は女性の比率が高くなっており、年代別にみると、40代と50代で全体の4割以上を占めている。

資料 1-4　令和６年度にサポートダイヤルで情報提供を受けた利用者の性別、年代

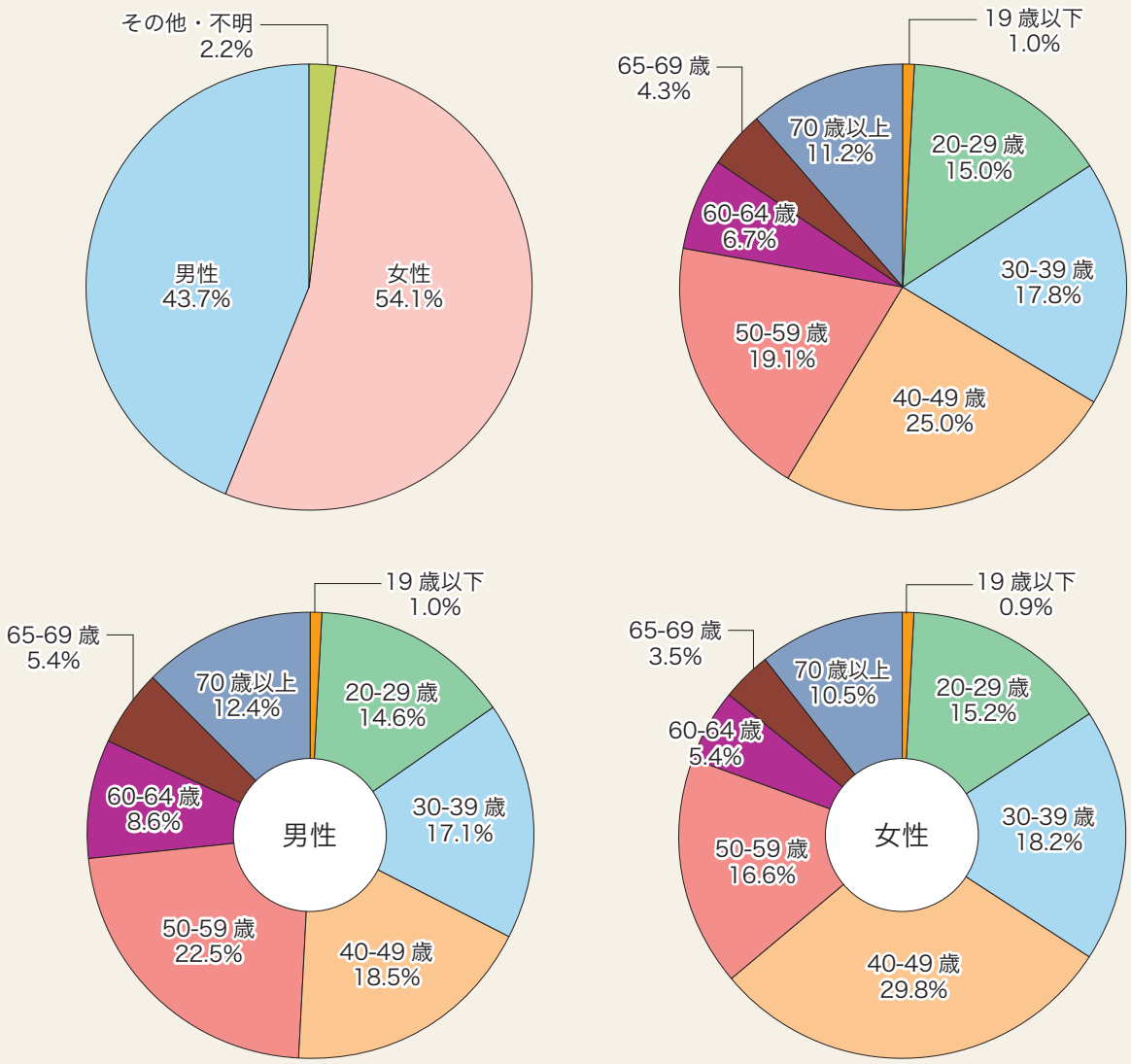

令和２年度以降のサポートダイヤルにおける問合せ分野別内訳は、資料1-5のとおりである。問合せが多い内容は、金銭の借入れ、男女・夫婦、民事法律扶助である。

男女別の問合せ分野は、資料1-6のとおりである。男性からの問合せは金銭の借入れが多く、女性からは男女・夫婦が多い傾向にある。

資料1-5　サポートダイヤル問合せ分野別内訳の推移

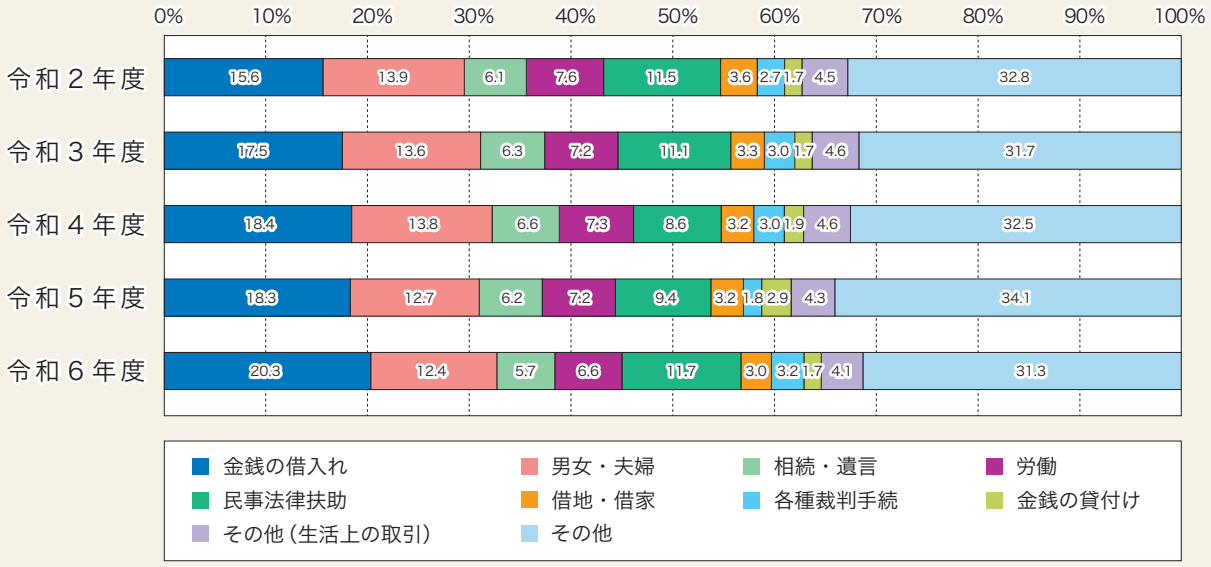

（注）「その他」には、「高齢者・障がい者」、「犯罪被害者」、「損害賠償」などが含まれる。

資料1-6　令和６年度サポートダイヤル問合せ分野別内訳（男女別）

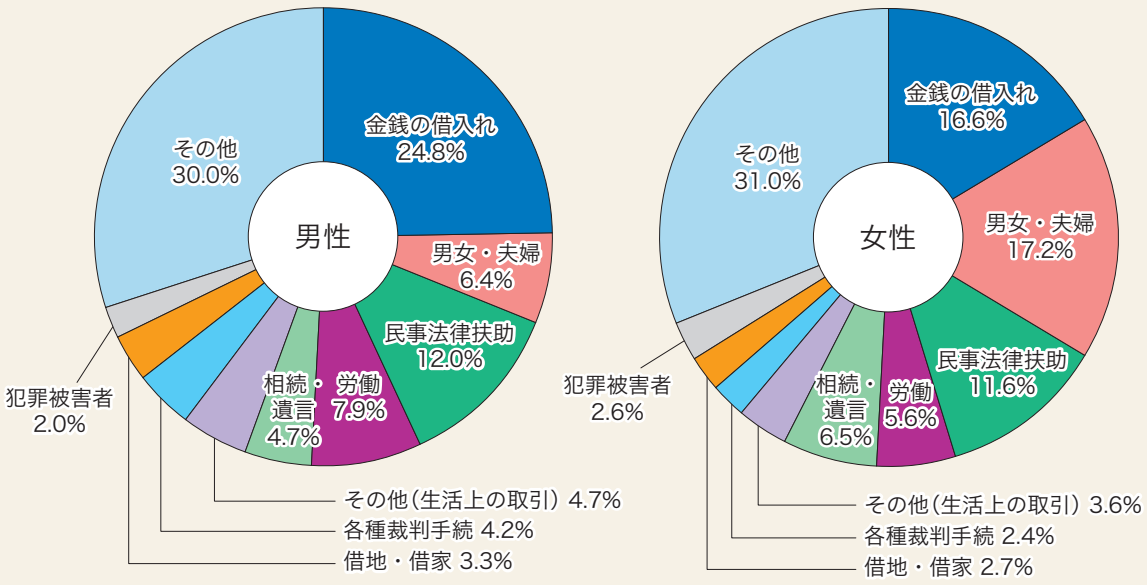

（注）「その他」には、「高齢者・障がい者」、「犯罪被害者」、「損害賠償」などが含まれる。

問合せ分野ごとの男女件数は、資料1-7のとおりである。女性からの問合せ比率が特に高い分野は、男女・夫婦、子ども、家族などである。一方、賃金・退職金、各種裁判手続、会社などの分野は男性の比率が特に高くなっており、男女ごとの問合せ傾向に違いが見られる。

資料 1-7　令和６年度サポートダイヤル問合せ分野別件数（男女別・上位30分野）

順位	問合せ分野	件数			
		合計	分野別男女件数		
			男性	女性	その他・回答なし
1	金銭の借入れ	83,051	45,247	37,620	184
2	男女・夫婦	50,867	11,768	38,925	174
3	民事法律扶助	48,124	21,939	26,127	58
4	【参考】労働に関する問合せ合計（注1）	27,136	14,400	12,613	123
5	相続・遺言	23,427	8,625	14,765	37
6	その他（生活上の取引）	16,867	8,559	8,229	79
7	各種裁判手続	13,154	7,615	5,517	22
8	借地・借家	12,227	6,001	6,179	47
9	犯罪被害者	9,641	3,645	5,975	21
10	金銭の貸付け	6,932	3,536	3,372	24
11	高齢者・障がい者	6,761	2,607	4,141	13
12	いじめ・嫌がらせ	6,255	3,009	3,211	35
13	その他（職場）	6,186	3,544	2,608	34
14	その他（家族）	5,798	1,993	3,781	24
15	定年・退職・解雇	5,589	2,850	2,724	15
16	損害賠償	5,159	2,797	2,353	9
17	その他（法テラス）	4,822	2,444	2,373	5
18	子ども	4,397	1,275	3,098	24
19	情報提供	4,184	2,061	2,111	12
20	賃金・退職金	3,950	2,401	1,536	13
21	名誉毀損	3,783	1,611	2,139	33
22	その他の法律事務	3,573	1,868	1,687	18
23	弁護士	3,476	1,652	1,812	12
24	その他（会社）	3,381	2,256	1,116	9
25	その他（医療）	2,822	1,294	1,516	12
26	生活福祉	2,806	1,544	1,247	15
27	その他（犯罪・刑事事件）	2,743	1,514	1,225	4
28	刑事手続のしくみ	2,617	1,485	1,125	7
29	民事上の問題（事故・損害賠償）	2,291	1,223	1,060	8
30	インターネット取引	2,094	1,158	925	11

（注１）「労働」は、表中の「定年・退職・解雇」「賃金・退職金」等の職場に関する問合せの件数に加え、“福祉”“保険”といった問合せ分野の中で労働に関連した件数も含む。
（注２）資料1-4に示した利用者の男女比（男性43.7%、女性54.1%）と比較して、男性からの問合せが10ポイント以上多い（53.7%以上）分野を青色、女性からの問合せが10ポイント以上多い分野（64.1%以上）を赤色で表示した。

（2）地方事務所

令和２年度以降の地方事務所における問合せ分野別内訳は、資料1-8のとおりである。いずれの年度も金銭の借入れが最も多い。

資料1-8　地方事務所問合せ分野別内訳の推移

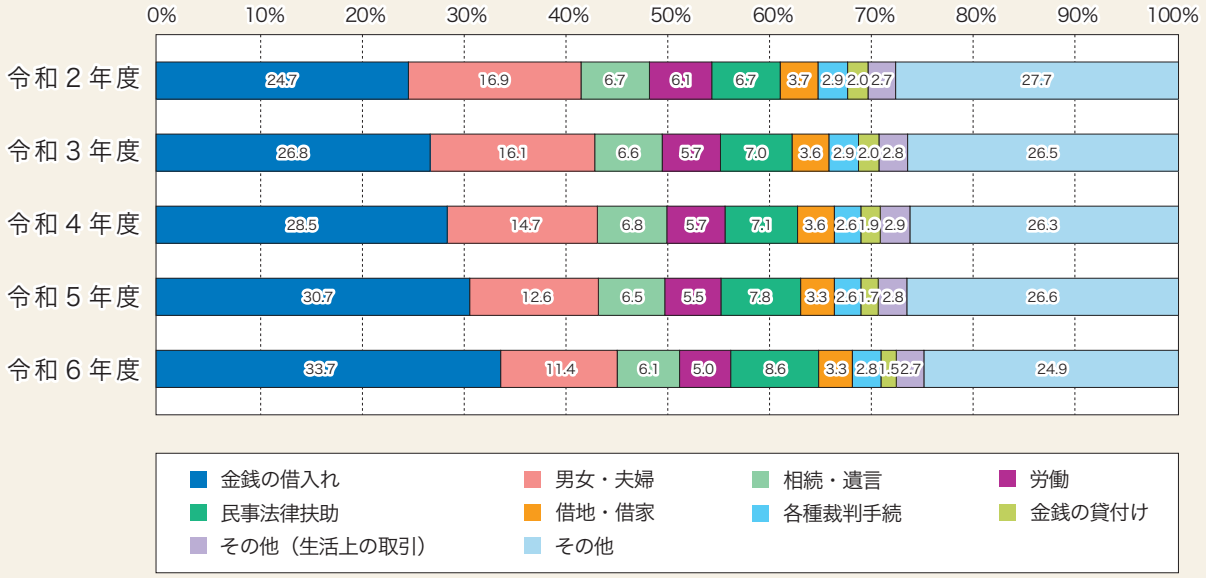

（注）「その他」には、「高齢者・障がい者」、「犯罪被害者」、「損害賠償」などが含まれる。

1－5　認知媒体

（1）サポートダイヤル

令和２年度以降のサポートダイヤルにおける法テラスの認知媒体(注)の内訳は、資料1-9のとおりである。再利用の割合が最も高く、次いでホームページ（パソコン、スマートフォン・携帯電話の合計）となっている。

（注）認知媒体：利用者が法テラスを知った媒体のこと

資料1-9　サポートダイヤル認知媒体内訳の推移

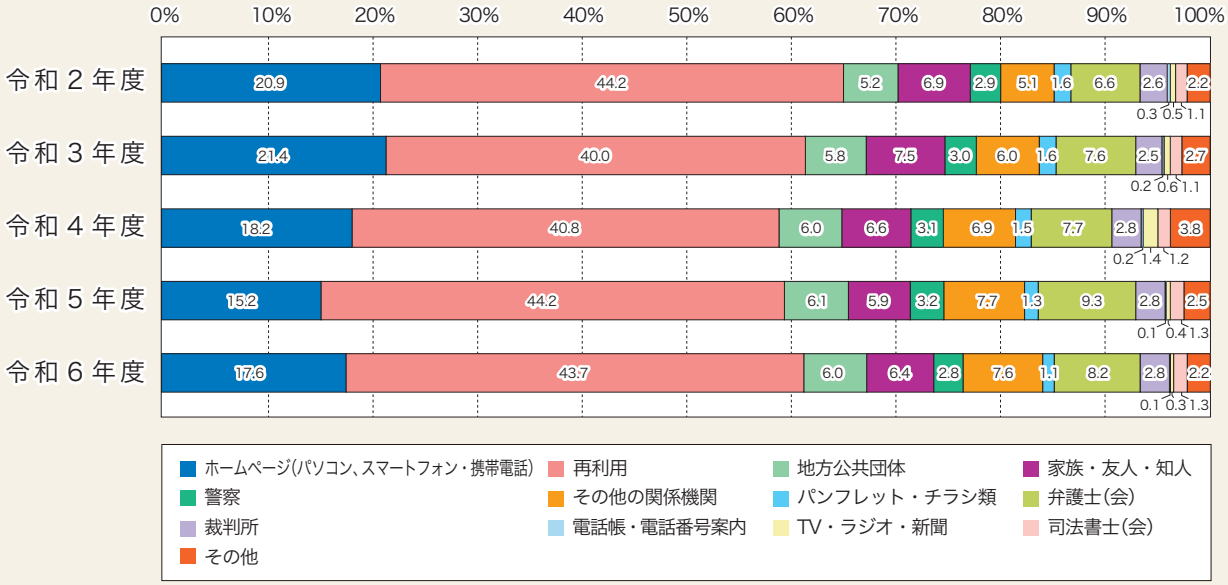

（注）認知媒体は、任意で回答を得られたものを基に算出

（2）地方事務所

令和2年度以降の地方事務所における法テラスの認知媒体の内訳は、資料1-10のとおりである。サポートダイヤルと同様に、再利用の割合が最も高く、次いでホームページ（パソコン、スマートフォン・携帯電話の合計）となっている。

地方事務所の特色として、地方公共団体、裁判所などの関係機関から法テラスを紹介され、利用につながるケースも多い。

資料1-10　地方事務所認知媒体内訳の推移

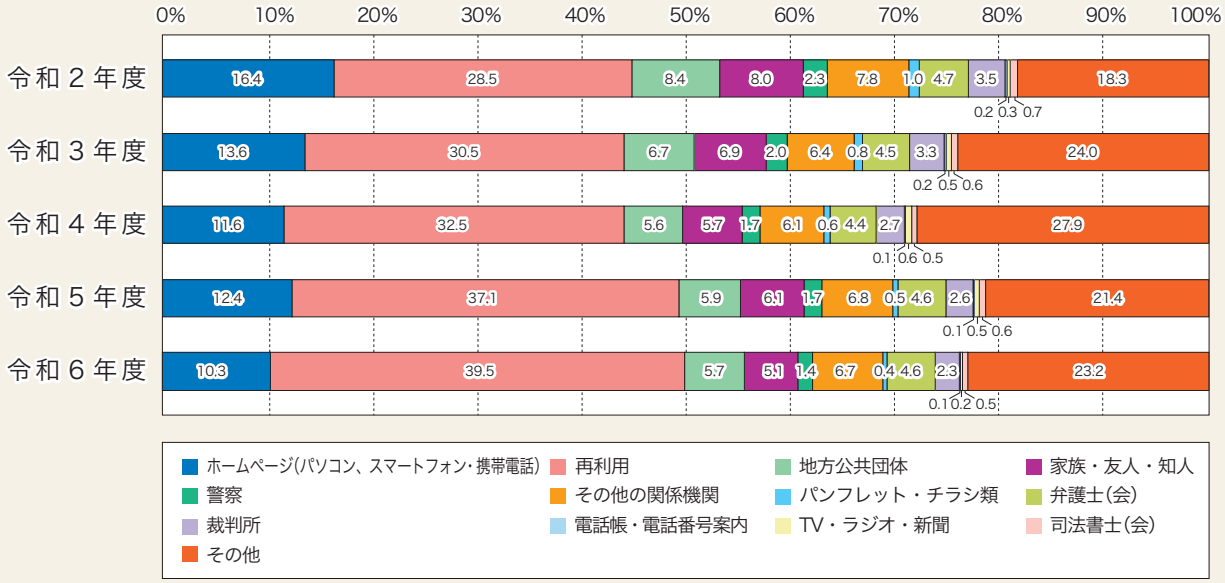

1－6　利用者の地域分布

（1）サポートダイヤル

令和６年度の都道府県別サポートダイヤル問合せ件数は、資料1-11のとおりである。東京、埼玉、神奈川をはじめとする大都市圏での利用が多い。また、人口１万人当たりの問合せ件数（都道府県別）は、資料1-12のとおりである。埼玉が最も多く、次いで東京、北海道の順となっている。

資料 1-11　令和６年度都道府県別サポートダイヤル問合せ件数（電話・メール・有人チャットの合計数）

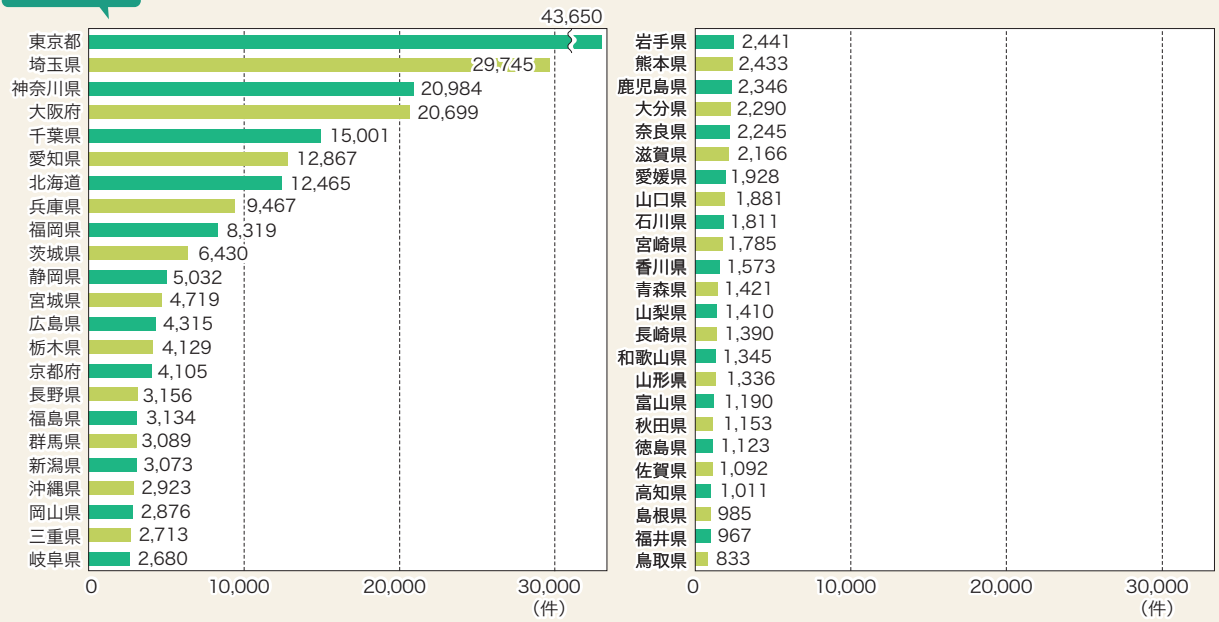

（注）法テラスの情報提供業務では、匿名での問合せのため、最寄りの相談機関を紹介する際に居住地域を確認している。

資料 1-12　人口１万人当たりの令和６年度サポートダイヤル問合せ件数（都道府県別）

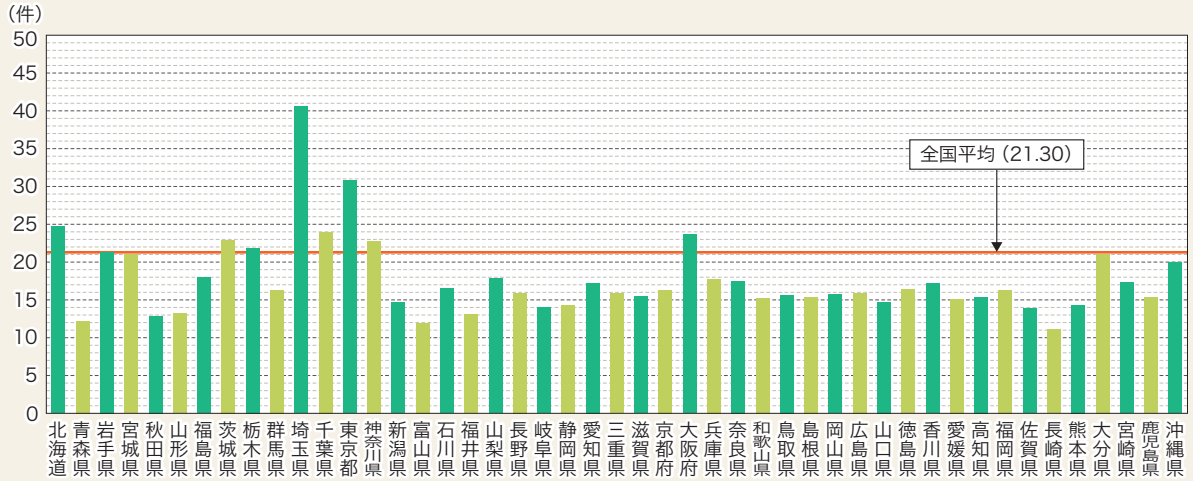

（注）人口は、総務省統計局の「令和６年10月１日現在推計人口」データを参照した。

（2）地方事務所

令和６年度の地方事務所別の問合せ件数は、資料1-13のとおりである。東京、神奈川、大阪を始めとする大都市圏での利用が多い。また、人口１万人当たりの問合せ件数（都道府県別）は、資料1-14のとおりである。鳥取、高知、徳島など比較的人口の少ない地域で比率が高くなっている。

資料 1-13　令和６年度地方事務所別の問合せ件数（面談・電話の合計数）

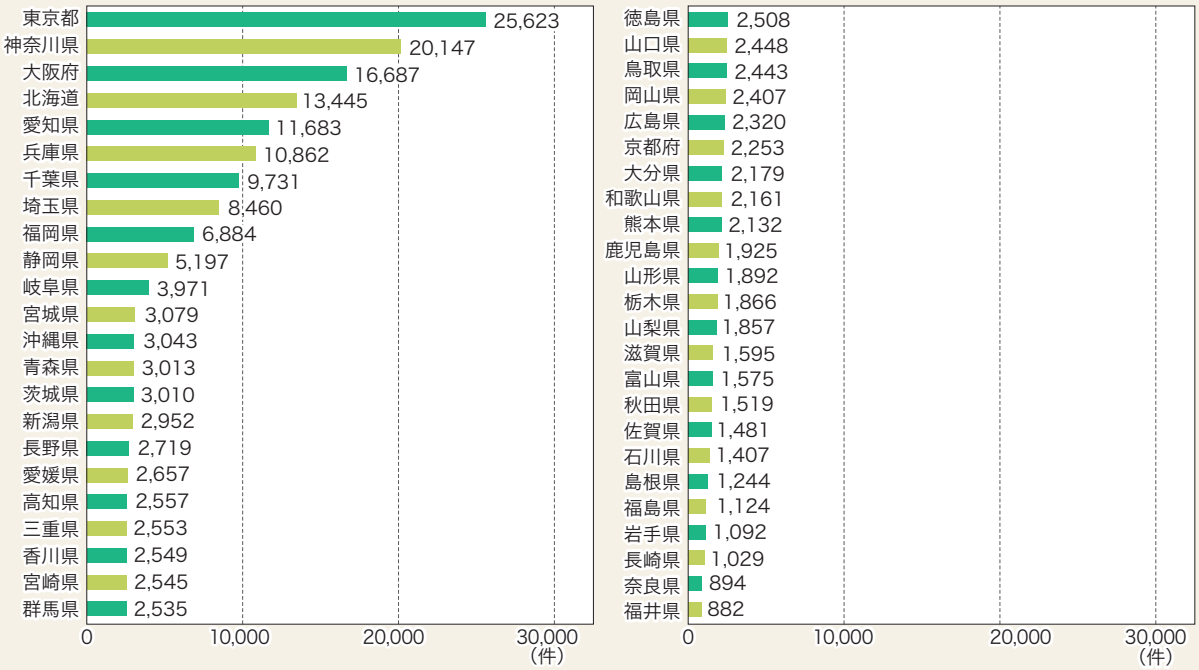

（注1）北海道は札幌（9,052）、函館(1,322)、旭川(1,385)、釧路(1,686)の合計
（注2）法テラスの情報提供業務では、匿名での問合せのため、最寄りの関係機関相談窓口を紹介する際に居住地域を確認している。

資料 1-14　人口１万人当たりの令和６年度都道府県別問合せ件数（面談・電話の合計数）

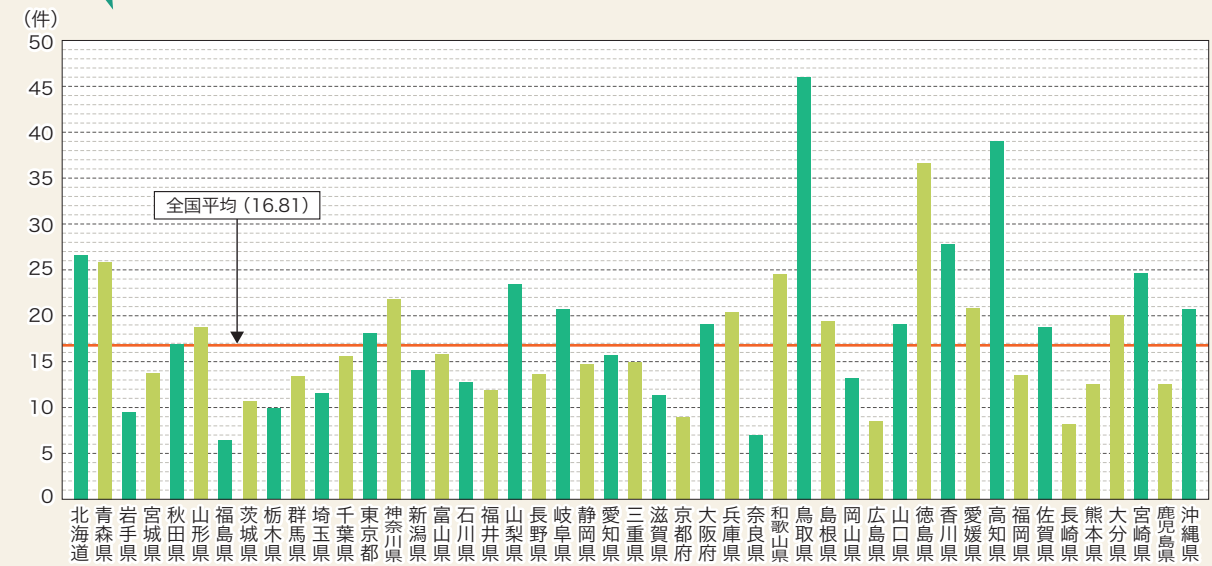

（注）人口は、総務省統計局の「令和６年10月１日現在推計人口」データを参照した。

1－7　紹介先関係機関

サポートダイヤルと地方事務所では、利用者の問合せ内容に応じ、適切な相談窓口（関係機関）を紹介している。利用者の居住地を聴取し、問合せ内容に適した相談窓口をデータベースから検索し、所在地や電話番号などを案内する。令和６年度にサポートダイヤルと地方事務所に寄せられた問合せに対し、紹介した関係機関の内訳は、資料1-15、資料1-16のとおりである。利用者が民事法律扶助制度による法律相談を希望している場合には、サポートダイヤルでは法テラスの地方事務所を案内し、地方事務所では法律相談の予約を取る。地方事務所以外の主要な紹介先関係機関としては、弁護士会や司法書士会、地方公共団体等がある。

資料 1-15　令和６年度サポートダイヤル紹介先関係機関内訳

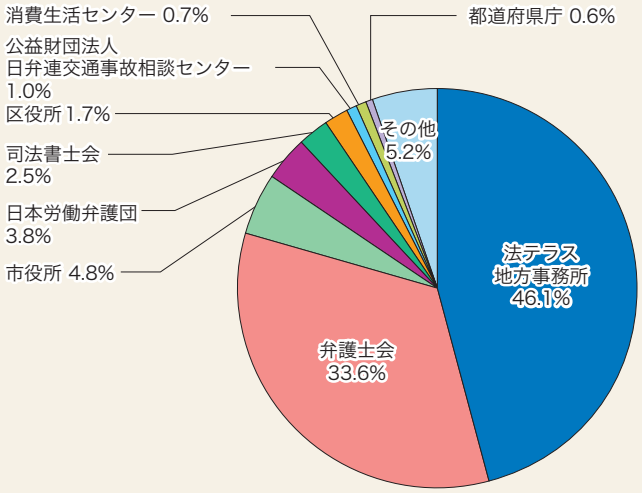

（注）利用者への情報提供の際には、１件の問合せにつき、複数の関係機関相談窓口を紹介する場合がある。

資料 1-16　令和６年度地方事務所紹介先関係機関内訳

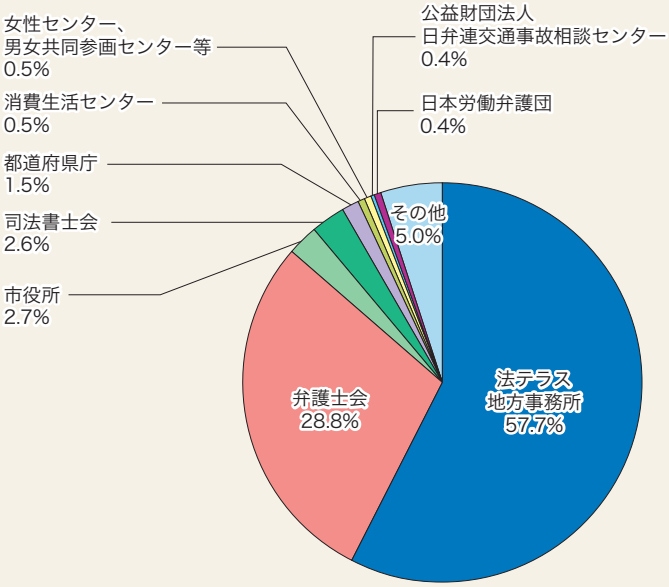

（注）利用者への情報提供の際には、１件の問合せにつき、複数の関係機関相談窓口を紹介する場合がある。

1－8　多言語情報提供サービス

（1）サービスの概要

法テラスの情報提供業務は、日本語話者でない方々も利用できるが、法テラス職員だけでは外国語による対応が困難であり、従前は十分なサービス提供が行えない状況にあった。そこで、平成25年度から、用いる言語にかかわらず、適切な情報提供が受けられるように「多言語情報提供サービス」を行っている。

当初は５言語で対応を開始したが、その後、対応言語を追加し、令和２年度からは英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語の計10言語での対応を行っている。

（2）サービスの仕組み

多言語情報提供サービスにおいては、専用電話番号「0570-078377（おなやみナイナイ）」に入った電話を、利用者、通訳業者及び法テラス職員の３者間でつなぎ、法的トラブルの解決に役立つ日本の法制度と相談窓口についての情報提供を外国語で行っている。

資料 1-17　多言語情報提供サービスの流れ

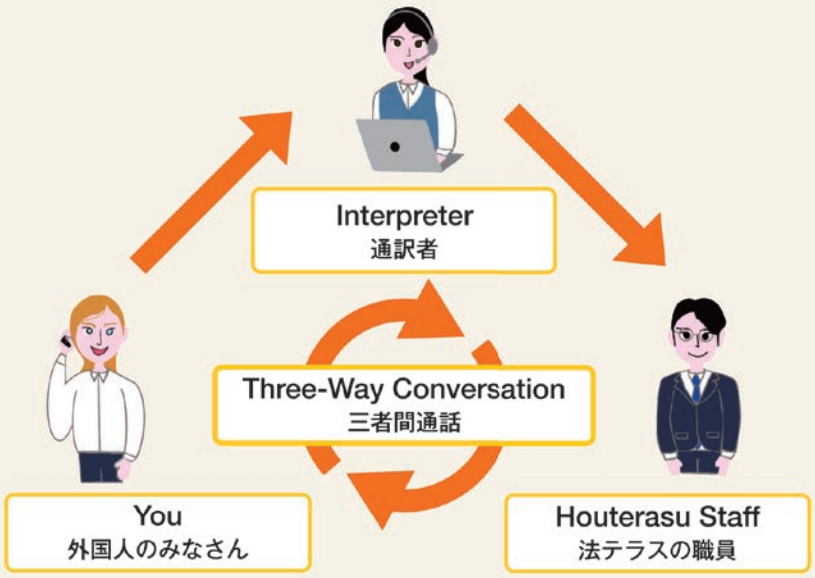

（注）外国語リーフレットから抜粋

（3）問合せ件数

多言語情報提供サービスの言語別問合せ件数の推移は、資料1-18のとおりである。問合せの合計件数は、サービスを開始した平成25年度から令和5年度まで増え続けていた。令和6年度は、通訳業者が変更となり、入電時の受付が、従前のオペレーターによる直接受電対応から音声自動応答システムによるガイダンス導入となり、当該ガイダンスにおいてサポートダイヤルの電話番号を案内したことなどから、主に日本語話者からの入電についてオペレーターによる受電に至らず終了した電話もあった。このような事情から、従前の多言語対応件数と同様の件数把握は困難であり、単純に令和5年度以前の件数と比較することはできない。ただし、言語別にみた問合せについて、英語とポルトガル語が特に多いという点について変化はない。

資料 1-18　多言語情報提供サービス言語別問合せ件数の推移

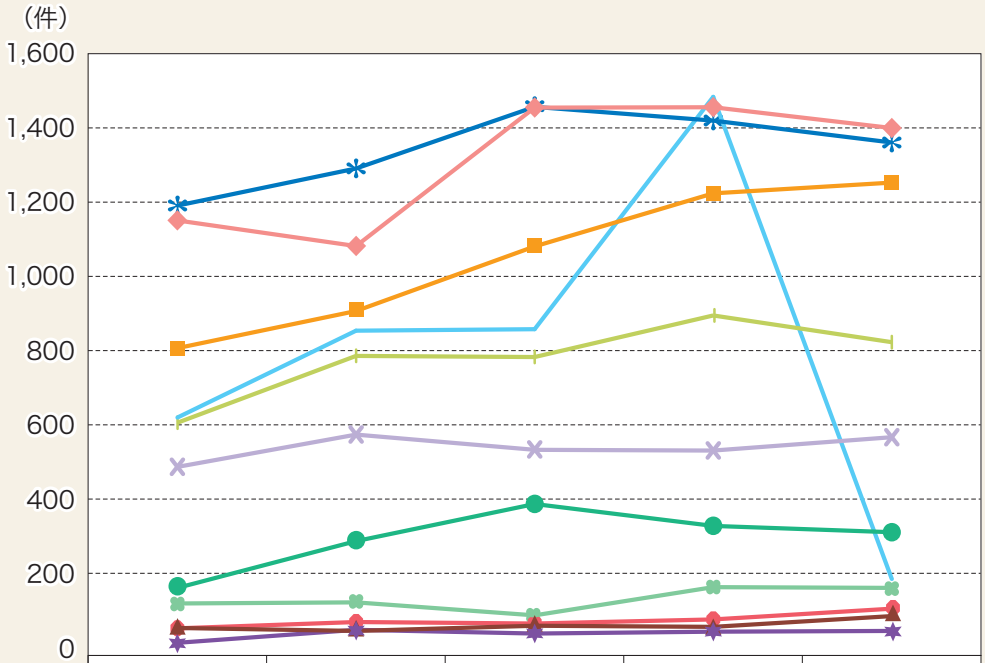

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
英語	1,151	1,082	1,455	1,456	1,400
中国語	807	907	1,081	1,224	1,253
韓国語	53	45	59	56	85
スペイン語	487	574	533	531	567
ポルトガル語	1,191	1,291	1,457	1,420	1,361
ベトナム語	161	287	387	328	311
タガログ語	606	786	783	895	823
ネパール語	52	69	65	76	105
タイ語	119	122	87	163	161
インドネシア語	13	48	38	43	45
その他（日本語等）	620	854	858	1,484	185
合計	5,260	6,065	6,803	7,676	6,296

（注）インドネシア語は令和３年１月から対応を開始した。

（4）問合せの傾向

令和６年度における多言語情報提供サービスの問合せ分野別内訳は、資料1-19のとおりである。法テラス地方事務所の電話番号など法テラスに関する問合せが最も多いが、離婚や子の親権など家族に関する問合せ、解雇や就労など職場に関する問合せ等も多く寄せられている。

資料 1-19　令和６年度多言語情報提供サービス問合せ分野別内訳

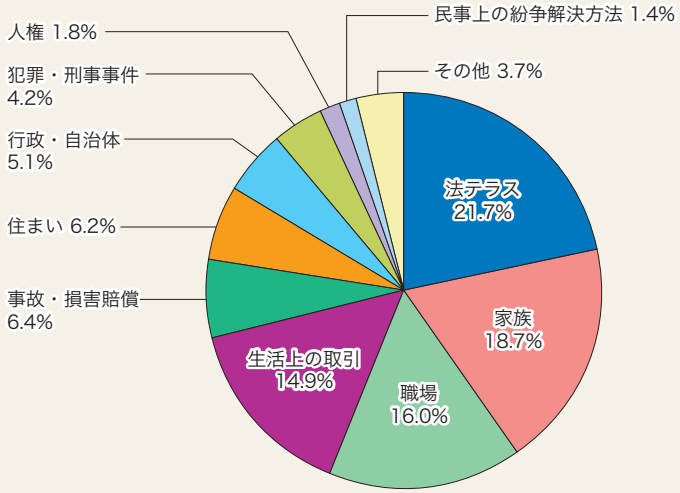

（5）認知媒体

令和６年度における多言語情報提供サービスの認知媒体(注)の内訳は、資料1-20のとおりである。再利用の割合が高く、次いでインターネットとなっている。

（注）認知媒体：利用者が法テラスを知った媒体のこと

資料 1-20　令和６年度多言語情報提供サービス認知媒体内訳

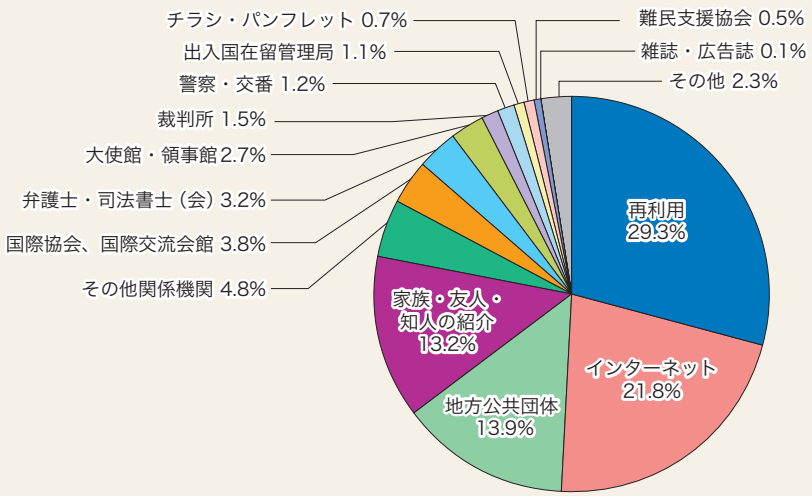

（6）利用者の地域分布

令和6年度の利用者居住地別多言語情報提供サービス問合せ件数は、資料1-21のとおりである。東京、愛知、神奈川に住む利用者が多い。

資料 1-21　令和６年度利用者居住地別多言語情報提供サービス問合せ件数（上位20都道府県）

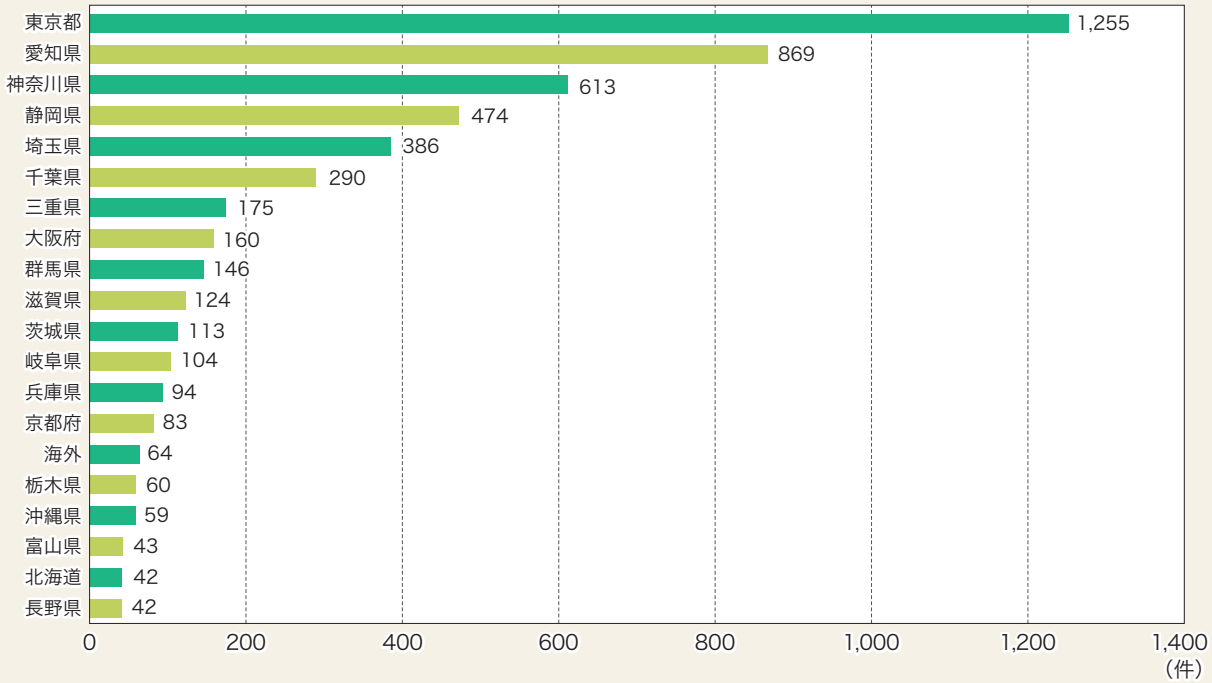

1－9　外国人在留支援センター(FRESC)における取組

法テラスは、政府が令和２年７月に開設した「外国人在留支援センター（Foreign Residents Support Center 通称：FRESC／フレスク)」(以下「FRESC」という。）内に、「法テラス本部国際室」(以下「国際室」という。）を設置している。FRESCは、政府が外国人材の受入れ・共生のための取組を推進するため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき設立した外国人の在留支援に関する拠点であり、東京出入国在留管理局や東京労働局外国人特別相談・支援室等、４省庁８機関が入居している。

FRESCでは、入居機関が相互に連携・協力することを通じ、効果的かつ効率的に在留外国人が抱える様々な課題への対応に当たっている。国際室では、外国人や外国人の在留支援に関わる地方公共団体等からの問合せに対して情報提供を実施したり、他のFRESC入居機関からの相談取次や同席相談に対応したりするなど、各機関と連携・協力しながら法的支援を行っている。

令和６年度の国際室の活動内容と実績は、以下のとおりである。

（１）国際室における問合せの傾向

ア　問合せ内容

令和６年度の問合せ総件数は1,957件であり、このうち職場に関する問合せが最も多く、次いで行政・自治体の手続に関する問合せ、家族、生活上の取引に関する問合せと続いている。職場に関する問合せは解雇・退職に関するものが、行政・自治体の手続に関する問合せは在留資格に関するものがそれぞれ最も多い。

資料 1-22　令和６年度国際室における問合せ内容分野別内訳

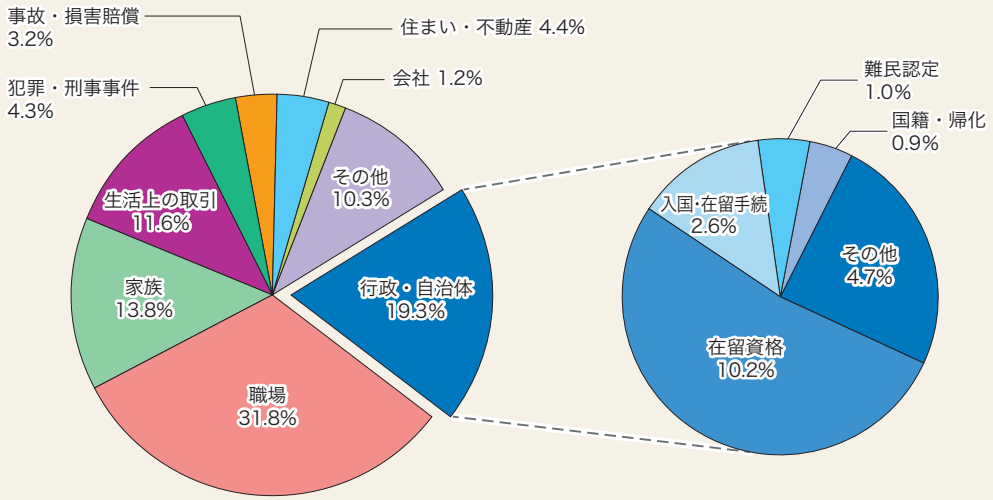

（注）上記分野は、問合せの主たる内容に当てはまるものを選択してカウントしており、「家族」や「職場」とした問合せにも、在留資格の問題が含まれる場合がある。

イ　問合せ言語

日本語による問合せが最も多く、次いで英語、ポルトガル語と続いている。日本語による問合せが多い理由は、日本語が話せる在留外国人や、自治体・民間の支援者等からの問合せが多いことによる。また、ポルトガル語による問合せが多い理由は、南米出身の日系人が多い地域に所在する地方事務所

支部（浜松、三河）の入電の一次対応を代行していることによる。それらの代行分を除き、国際室への直接の問合せに限ると、日本語、英語、中国語の順となる。

資料 1-23　令和６年度国際室における言語別問合せ内訳

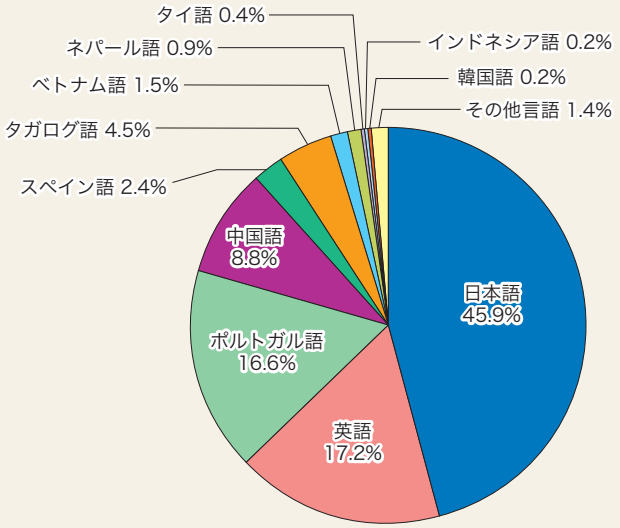

（２）国際室における連携対応事例の紹介

ア　他のFRESC入居機関との連携対応事例の紹介

国際室では、他のFRESC入居機関からの相談取次や同席相談を実施しており、連携の上で対応した事例には、以下のようなものがある。

なお、特定を避けるため、実際のケースをもとに一部を変更している。

【事例１：在留資格・労働】

（相談要旨）　相談者は、特定技能１号の外国人で、働き始めてひと月も経っていないが、会社の社長から暴言を吐かれ、解雇された。会社の寮も追い出されてしまった。転職はできるか。会社は寮の賃料だけでなく敷金・礼金も給料から天引きすると言っているが許されるのか。解雇予告手当は支払われていない。

⇒（対応要旨）　東京出入国在留管理局及び東京労働局外国人特別相談・支援室と同席相談を行った。東京出入国在留管理局は、相談者の在留資格であれば同業他社への転職は可能だが、在留資格変更許可申請が必要であることを説明した。東京労働局外国人特別相談・支援室は、解雇予告手当を請求できる可能性があること、給料日以降になっても給料が支払われない場合には未払賃金を請求できることを説明し、会社のある地域の労働基準監督署に相談することを助言した。法テラスからは、相談者の雇用契約書には寮の賃料５万円とのみ記載されており、敷金・礼金の天引きは許されないことを説明した。

イ　地方事務所との連携対応事例の紹介

国際室では、解雇、離婚、死別等に伴い住居や在留資格を失う可能性が高く至急の対応が必要な場合、速やかに弁護士等との法律相談につながるよう対応している。このうち民事法律扶助の利用条件に該

当する利用者については、法テラスの地方事務所と連携して法律相談を案内している。以下はその具体例である。

なお、特定を避けるため、実際のケースをもとに一部を変更している。

【事例２：相続】

（相談要旨）外国人支援窓口の相談員（支援者）からの入電。当事者は外国籍の女性であるところ、女性は、日本国籍の配偶者を亡くした。死後、配偶者には200万円の負債があることがわかった。女性には、未成年の子どももおり、生活に困窮している。女性は日本語を話すことができないが、通訳を入れて弁護士との法律相談ができないか。

⇒（対応要旨）通訳を入れて法律相談ができるよう、女性の暮らす地域の法テラス地方事務所に取り次ぎ、弁護士による法律相談につないだ。相続放棄の可能性を残すために、弁護士に相談できるまでは負債や財産に触らないよう当事者の女性に伝えるよう助言した。

（３）外国人支援者等向けセミナーの開催

国際室では、外国人に対する法的支援能力の向上を目的として、外国人支援機関・団体の職員や個人支援者を対象としたセミナーを開催している。外国人が関わることの多い問題について、毎回異なるテーマを取り上げ、基本的な法律知識を身に付けられるようにしている。令和６年度は、以下のテーマで計５回にわたるセミナーを開催し、参加人数は合計 1,711 人であった。

資料 1-24　**令和６年度外国人支援者等向けセミナー実施状況**

実施日	テーマ
令和６年 ５月23日	支援に役立つ在留資格の基礎知識
令和６年 ７月11日	住まいのトラブル　～ 国際室に外国人から寄せられた事例に学ぶ ～
令和６年 ９月26日	国際結婚の法律問題
令和７年 １月16日	労働問題の基礎
令和７年 ２月28日	外国人支援での法テラスの使い方

令和７年２月28日開催のセミナー「外国人支援での法テラスの使い方」のオンライン配信時の会場の様子（写真は一部加工しています。）

1－10 法教育

令和６年度は、一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的として、全国各地で合計262回の法教育を実施した。全国の地方事務所において、講演会や、常勤弁護士を中心とした学校における出前授業のほか、新型コロナウイルス感染症対策として導入したオンライン形式による開催を併用しつつ、集合形式による開催も全国で展開し、一般市民へ広く参加を呼び掛ける企画を増加させた。

また、本部と地方事務所の共同のイベントや映画を用いた啓発、若年層や高齢者を対象に、法的トラブルの具体的事例を取り入れた解説を行うなど、地域住民等の法的トラブルへの関心を深め、その対応能力の向上につながるような法教育イベントとなるよう工夫した。

実施イベントの事例は、以下のとおりである。

（注）いずれも役職、所属はイベント当時のもの

事例１：本部と地方事務所が連携して開催した法教育
～犯罪被害者支援イベントin千葉～

千葉

千葉地方事務所では、近時、犯罪の組織化・凶悪化が顕著になり、市民が犯罪に巻き込まれる可能性が高まっていることや高齢者を狙った強盗被害が連続して発生したことなどから、犯罪被害者等を対象としたワンストップ相談会を契機に千葉県警と密な連携が構築されたこともあり、千葉県警と共催して、犯罪被害者支援に関する法教育イベントを本部と協力して開催した。

生命身体犯と高齢者を狙った財産犯という２つのテーマを軸に、それぞれの被害類型に関する知識を正しく理解できるよう３部構成での開催とした。１部では「刑事事件と犯罪被害者支援」に関する基調講演と「千葉県警における犯罪被害者等支援の取組」の説明、２部では「高齢者を対象とした最新の犯罪手口と対策」についての講演を行った。続く３部では、仮想事例を用いて生命身体犯に関する刑事事件の流れを想定したパネルディスカッションを行い、事件が起こった際に弁護士、警察、カウンセラー、検察、矯正局及び法テラスが、どのように犯罪被害者支援に関わることができるのかを各立場のパネラーが議論するとともに、犯罪被害者支援における課題や今後あるべき支援方法について意見交換を行った。犯罪被害の予防の観点からではなく、実際の犯罪被害に視点を置くことで、より具体的な支援を参加者に伝えることができた。

参加者からは「講師の方々の熱意がとてもよく伝わり、大変分かりやすかった」「弁護士、カウンセラー、警察等が、１つの事件にどう関わっているかが理解でき、貴重な機会となった」などの感想が寄せられた。

［開 催 日］　令和７年２月４日（火）
［場　　所］　千葉商工会議所
［参加人数］　75名

事例２：大学生へ向けた法教育

鹿児島

鹿児島地方事務所では、令和３年度より、鹿児島大学が実施している「ルールや専門職に学ぶ社会や地域」という授業科目の中で講義を行っている。

社会生活・経済生活を支える専門職・機関の実態を学生に伝えることにより、学生の社会的な見識を広めることや、職業意識の向上を目的としていることから、法テラスの概要や業務説明だけでなく、それぞれの職員（新入社員や管理職等）の実際の業務内容、キャリアや経験談、採用情報、就職過程を組み込んだ内容としている。

受講した学生からは、「自らが事件等に巻き込まれて、相談できる場所に困った際の最初の相談ポイントであると知り、一般人と弁護士や司法書士とを結ぶ仲介役がいるのはとても心強いと感じた」、「法テラスは資格・学部を問わずエントリーが可能であるため、法学コースでない私の選択肢にもなり得ることを知り、進路の幅が広がった」等の感想が寄せられ、若年層への法テラスの認知度・理解度を上げるとともに、リクルート面でのアプローチも行うことができる良い機会となっている。

［開 催 日］　令和６年７月24日（水）
［場　　所］　鹿児島大学
［参加人数］　100名程度

事例３：ひとり親の方へ向けた茶話会形式による法教育

旭川

旭川地方事務所では、例年、旭川市社会福祉協議会（母子家庭等就業・自立支援センター）と連携して地域住民の方を対象とした法教育セミナーを実施している。令和６年度は、同協議会と検討を重ね、「母子・父子家庭への支援」をテーマとして、美瑛町民センターにおいて、ひとり親の方を対象に茶話会形式で実施した。

敷居が高く、堅苦しく、形式ばったイメージを払拭するため、法テラス旭川法律事務所の西田更良常勤弁護士も参加者と一緒に料理の準備段階から参加し、調理後は食事も共にしながら、参加者からの質問等を受け付けた。料理開始当初は参加者も緊張で言葉が少なかったが、共に料理をする中で徐々に打ち解けていき、弁護士への質問も出るようになった。

参加者からは「今までは相談に大きなカベを感じていたが、困っていることがあったら、まずは相談してみたいと思った」「困った人がいたら法テラスをお勧めしたいと思った」などの感想が寄せられた。

［開 催 日］　令和６年８月18日（日）
［場　　所］　美瑛町民センター
［参加人数］　10名

事例４：映画上映会を用いた法教育

青森

青森地方事務所では、青森市福祉部高齢者支援課との共催及び青森市医師会・青森県介護福祉士会・青森県社会福祉士会・青森県精神保健福祉士協会の後援により、認知症講座として映画『オレンジ・ランプ』上映会を実施した。

上映会場の受付周辺スペースにおいて、認知症の発症リスクが高まるといわれている難聴に気づくための「聞こえのセルフチェック」ブースが設置され、多くの参加者が利用した。

また、映画上映前には、法テラス職員による業務説明や青森市職員による認知症サポーターが行っている支援活動などの紹介を行った。当日は、自治体や地域包括支援センターの広報協力があったことにより幅広い年代の方が多数来場された。

参加者からは「認知症に対する理解が深まった」「認知症に対するイメージが変わった」「認知症の方への向き合い方の参考になった」「法テラスのことを知ることができてよかった」など多くの好意的なアンケート結果を得ることができた。

［開 催 日］　令和７年２月１１日（火・祝日）
［場　　所］　青森市男女協同参画プラザ「カダール」AV多機能ホール
［参加人数］　235名

事例５：高校生へ向けた法教育

山梨

山梨地方事務所では、山梨県内の公立高校から、「いじめ」をテーマにした法教育授業を行ってほしいとの依頼を受けた。そこで、山梨県弁護士会所属の弁護士に講師を依頼し、高校１年生から３年生までの約670名を対象に、45分間の授業を行っていただいた。全校生徒に一度にリアルタイムで聴講させたいという意図から、１年生は集合形式で弁護士から直接話を聞き、2、３年生は教室でオンライン形式をとることとなった。生徒たちは、「いじめ＝人権侵害」であること、いじめが民事責任だけでなく刑事責任にも問われる可能性があること、いじめによって人の命が失われることなど、具体的な事例にも触れながら解説する弁護士の話に真剣に耳を傾けていた。

授業のあと、生徒にお願いしたアンケート結果では、いじめる者・いじめられる者・傍観者でいることの思いなど様々な視点からの意見・感想が寄せられた。また、この授業が、今後、法的トラブルに遭遇した時に「役立つと思う」「やや役立つと思う」と感じた生徒が94%にのぼり、多くの若者に必要な法教育を提供することができ、かつ、人権について深く考えてもらうきっかけとなった。

［開 催 日］　令和６年７月12日（金）
［場　　所］　山梨県内の県立高等学校
［参加人数］　約670名

1－11　霊感商法等対応ダイヤルの運用

法テラスは、「旧統一教会」（現在は「世界平和統一家庭連合」）を始めとする社会的に指摘されている問題に関し、被害者の救済を目的として、その対応部署として「特定施策推進室」を法テラス本部に設置し、令和４年11月14日以降、「霊感商法等対応ダイヤル」（以下「対応ダイヤル」という。）の運用を継続している。

対応ダイヤルでは、幅広く相談を受け付けており、英語を含む10言語に対応した海外からの問合せや24時間利用受付可能であるメールフォームを用いた相談受付も行っている。

また、霊感商法等の被害者に対する効果的な支援を実現するため、特定施策推進室に霊感商法等の問題に経験や理解のある弁護士や心理専門職等を配置し、日本弁護士連合会、全国統一教会被害対策弁護団、全国霊感商法対策弁護士連絡会、法務少年支援センター、日本公認心理師協会、日本臨床心理士会、日本社会福祉士会等の各種関係機関・団体等と緊密に連携することで、金銭的トラブル、心の悩み等の多様なニーズに対応できるよう努めている。

（１）相談件数

対応ダイヤルには、運用開始日の令和４年11月14日から令和７年３月末までに、累計10,760件（令和４年度3,796件、令和５年度4,441件、令和６年度2,523件）の相談が寄せられた。このうち、相談者の年齢は、「不明」を除くと「50代」が2,005人（19%）であり、最も大きな割合を占めた。

資料 1-25　受付相談件数

累計 10,760件

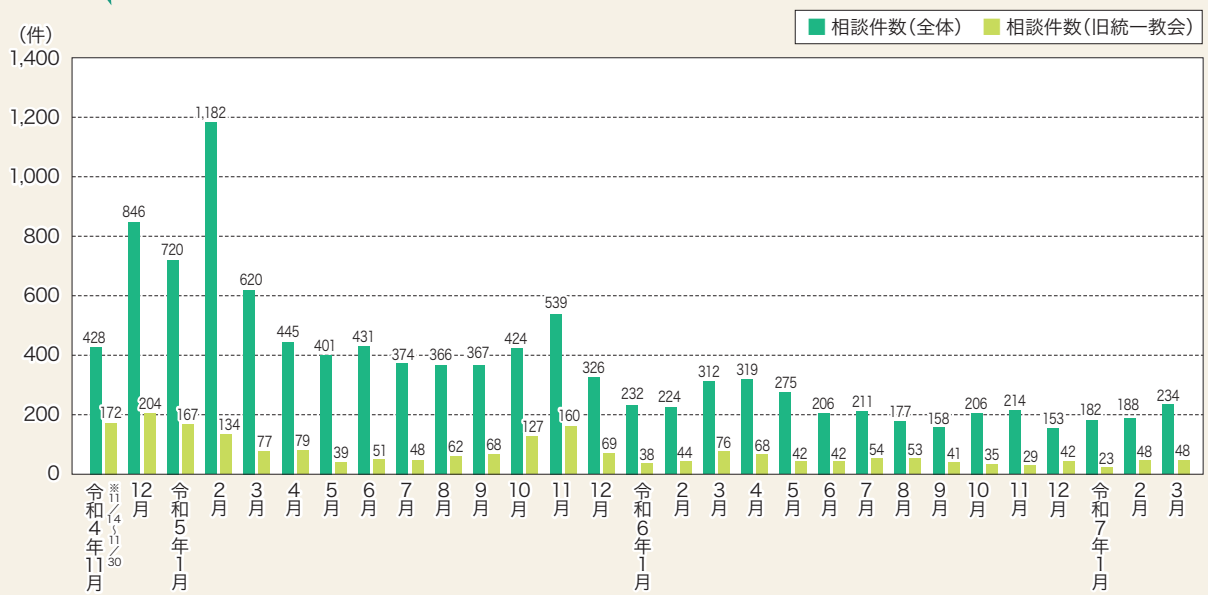

※政府では、令和4年9月5日～11月11日までの間、合同電話相談窓口を設置しており、その受付相談件数の累計は3,817件である。同月14日から、法テラスにおいてこれを継承した。

資料 1-26 相談者の年齢

【全体】

17歳以下	18・19歳	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	不明
17人	35人	566人	935人	1,633人	2,005人	1,372人	1,325人	632人	35人	2,205人
0%	0%	5%	9%	15%	19%	13%	12%	6%	0%	20%

【旧統一教会のみ】

17歳以下	18・19歳	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	不明
0人	4人	73人	130人	235人	403人	356人	379人	199人	12人	349人
0%	0%	3%	6%	11%	19%	17%	18%	9%	1%	16%

（2）相談の傾向

寄せられた相談全体のうち、「旧統一教会」を相手方とするものは2,140件（20%）、宗教二世・三世に関する相談は710件であった。また、相談者の性別は「女性」6,007人（56%）と「男性」より多く、相談者の立場は「非信者」が3,681件（34%）と「信者」、「元信者」より多かった。

資料 1-27 相手方

旧統一教会	その他団体等（名称不明を含む）	回答なし（一般的な意見・相談を含む）
2,140件	4,815件	3,897件
20%	44%	36%

※複数の団体が相手方となっている場合には重複して計上している。

資料 1-28 相談者の性別

【全体】

男性	女性	その他
4,701人	6,007人	52人
44%	56%	0%

【旧統一教会のみ】

男性	女性	その他
884人	1,246人	10人
41%	58%	0%

資料 1-29 相談者の立場

【全体】

信者	元信者	非信者	その他・不明
1,070件	1,034件	3,681件	4,975件
10%	10%	34%	46%

【旧統一教会のみ】

信者	元信者	非信者	その他・不明
206件	442件	1,137件	355件
10%	21%	53%	17%

※割合については、端数処理しているため、合計が100とはならない場合がある。

資料 1-30 宗教二世・三世に関する相談

【全体】

宗教二世・三世
710件

【旧統一教会のみ】

宗教二世・三世
177件

※相談主体が宗教二世・三世である場合と、相談内容が宗教二世・三世に関するものである場合のいずれをも含む。

相談内容を見ると、全体の中では、「心の悩み（心の健康も含む）」が3,842件（30%）、「金銭的トラブル」が2,745件（21%）と多数に上った。また、これを「旧統一教会」を相手方とする相談に限って見ると、「金銭的トラブル」が1,145件（42%）で最も大きな割合を占めた。

資料 1-31　相談内容

【全体】

① 金銭的トラブル	② 身体的被害	③ 生活苦・就労の悩み	④ 誹謗中傷・嫌がらせ	⑤ 個人情報の悪用	⑥ 心の悩み（心の健康も含む）	⑦ 親族関係	⑧ 進学関係	⑨ 行政に関する相談	⑩ その他	計
2,745件	142件	147件	143件	188件	3,842件	654件	3件	399件	4,558件	12,821件

※複数の相談があった場合には重複して計上している。

【旧統一教会のみ】

① 金銭的トラブル	② 身体的被害	③ 生活苦・就労の悩み	④ 誹謗中傷・嫌がらせ	⑤ 個人情報の悪用	⑥ 心の悩み（心の健康も含む）	⑦ 親族関係	⑧ 進学関係	⑨ 行政に関する相談	⑩ その他	計
1,145件	34件	63件	23件	31件	757件	189件	1件	160件	321件	2,724件

※複数の相談があった場合には重複して計上している。

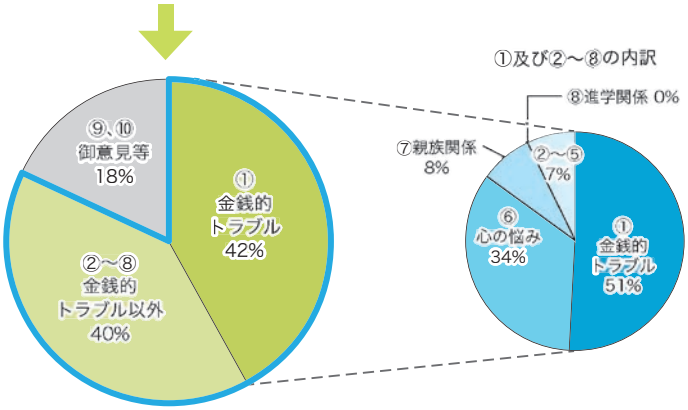

（3）紹介先関係機関

対応ダイヤルでは、各種相談窓口を持つ関係機関とも連携することで、消費者ホットライン、警察、よりそいホットライン、精神保健福祉センター、地域包括支援センターなど、より相談内容に適した窓口の案内を行うよう努めている。

運用開始日の令和４年11月14日から令和７年３月末までの案内先を見ると、全体の中では、「法テラス」による継続対応（4,349件）が最も多かったほか、「全国霊感商法対策弁護士連絡会」（1,708件）、「全国統一教会被害対策弁護団」（1,000件）、「日弁連（日本弁護士連合会）フリーダイヤル」（820件）が主要な案内先であった。

資料 1-32　案内先 ※複数案内することがある。

【全体】

紹介先	
法テラス (注1)	4,349件
全国霊感商法対策弁護士連絡会 (注2)	1,708件
全国統一教会被害対策弁護団 (注3)	1,000件
日弁連フリーダイヤル	820件
消費者ホットライン	362件
警察	340件
よりそいホットライン	335件
精神保健福祉センター	258件
行政相談センター	171件
地域包括支援センター	151件
法務局（人権相談）	129件
個人情報保護法相談ダイヤル	102件
法務少年支援センター	98件
生活困窮者自立支援機関	51件
内閣府チャットボット (注4)	18件
24時間子供SOSダイヤル	13件
児童相談所	12件
ハローワーク	12件
配偶者暴力相談支援センター	12件
違法・有害情報センター	11件
進学支援機関	5件
家庭裁判所（手続案内）	3件

【旧統一教会のみ】

紹介先	
全国統一教会被害対策弁護団 (注3)	991件
日弁連フリーダイヤル	265件
全国霊感商法対策弁護士連絡会 (注2)	261件
法テラス (注1)	193件
よりそいホットライン	71件
精神保健福祉センター	54件
行政相談センター	49件
地域包括支援センター	48件
警察	38件
法務少年支援センター	26件
法務局（人権相談）	22件
個人情報保護法相談ダイヤル	18件
生活困窮者自立支援機関	17件
消費者ホットライン	10件
内閣府チャットボット (注4)	2件
ハローワーク	2件
違法・有害情報センター	2件
進学支援機関	2件
児童相談所	1件

（注1）法テラスが継続して対応し、資力の乏しい方に対する無料法律相談や弁護士費用等の立替えの案内等を実施
（注2）令和5年1月13日（金）から、全国霊感商法対策弁護士連絡会への案内開始
（注3）令和4年12月19日（月）から、全国統一教会被害対策弁護団への案内開始
（注4）令和6年3月まで「内閣官房チャットボット」として紹介

2. 民事法律扶助業務

2－1　令和6年度における業務の概況

（1）業務開始以来の実績の累計

弁護士・司法書士への無料法律相談（法律相談援助）の件数は、令和６年度においては、299,899件となり、前年度（312,146件）より減少した。代理援助の件数は、令和6年度は102,754件となり、前年度（105,076件）より減少した。業務開始以来の累計で、法律相談援助は503万件、代理援助は、188万件を超えた。

（2）令和６年能登半島地震、令和６年奥能登豪雨の被災者法律相談援助

令和６年１月１日に発生した令和６年能登半島地震について、同月11日から開始した資力を問わない被災者法律相談援助を同年12月31日まで実施した。さらに、同年９月20日から同月23日に発生した令和６年奥能登豪雨について、同年12月25日付けの「令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令（令和６年政令第392号）」による非常災害の指定を受け、同日から資力を問わない被災者法律相談援助を実施した。また、被災者法律相談援助の実施においては、関係機関と連携しつつ、巡回相談も活用した（詳細は18ページ参照）。

（3）電話等相談援助

電話等を活用した法律相談援助については、従前は緊急時や高齢者・障がい者等に限定して実施していたが、これを「電話等相談援助」として対象者を限定せずに実施できるよう、令和５年４月１日付けで業務方法書を変更した。

この電話等相談援助の実施件数は、令和６年度は23,224件であった。

2－2　業務の概要

民事法律扶助業務とは、総合法律支援法第30条第１項第２号から第４号までの業務及びこれらに附帯する業務をいう。具体的には、

① 経済的に余裕のない方などが法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（一般法律相談援助）、必要に応じ、弁護士・司法書士費用等の立替えを行う（代理援助・書類作成援助）業務

② 特定援助対象者に対する法律相談援助等の業務

③ 被災者に対する法律相談援助の業務

をいう。

法律相談援助（一般法律相談援助、特定援助対象者法律相談援助及び被災者法律相談援助）は、法テラスの事務所のほか、法テラスと契約した弁護士・司法書士の事務所などでも行っている。また、援助の申込みは、法テラスの事務所、契約弁護士・契約司法書士の事務所、指定相談場所で受け付けている。

なお、刑事事件に関するものは対象にならない。

（１）一般法律相談援助と代理援助・書類作成援助

ア　一般法律相談援助

援助要件として、①資力（収入・資産）が一定基準以下であること、②民事法律扶助の趣旨に適すること（報復的感情を満たすだけや自己宣伝のためといった場合でないこと）の２点を満たすことが必要となる。

法律相談料は無料である。ただし、法律相談援助に付随し、相談担当弁護士・司法書士が被援助者（相談者）名義で簡易な法的文書を作成する簡易援助においては、被援助者が生活保護受給者でない場合、一部費用負担が発生する。

イ　代理援助・書類作成援助

法律相談の結果、裁判や調停、交渉などの手続において弁護士・司法書士の代理が必要な場合や、自分で裁判を起こすときに裁判所提出書類の作成が必要な場合は、審査の上、弁護士・司法書士費用等の立替えを行う。弁護士・司法書士の代理が必要な場合の援助が代理援助、裁判所提出書類の作成が必要な場合の援助が書類作成援助である。

審査においては、援助要件①資力（収入・資産）が一定基準以下であること、②勝訴の見込みがないとはいえないこと（和解・調停・示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなどを含む。）に加えて、③民事法律扶助の趣旨に適すること（報復的感情を満たすだけや自己宣伝のためといった場合でないこと）の３点を満たす必要がある。

援助開始に当たっては、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士費用（着手金・実費等）を決定する。決定した費用は法テラスが立て替え、被援助者は毎月分割して償還（返済）することとなる。

事件処理が終了すると、弁護士・司法書士から終結報告書の提出を受けて終結審査を行い、報酬金及びその支払方法並びに立替残金の償還方法等を決定する。

報酬金の額は、事件の種類や性質、財産的利益の額に応じて法テラスが決定する（財産的利益がない場合でも、法的な成果があったと認められるときには報酬金が発生する。）。この決定において、被援助者が立替金を引き続き分割で償還する場合は、原則として援助終結日から３年以内に完済予定となる償還月額を法テラスが設定する。

なお、被援助者が生活保護を受給している場合は、原則として、援助終結まで立替金の償還を猶予し、

援助終結後に本人からの申請により立替金の償還が免除となるときがある（事件の相手方等から経済的な利益を得た場合を除く。）。被援助者が生活保護を受給していない場合においても、それに準じる程度に生計が困難である場合は、本人からの申請により償還を猶予し、免除となる場合がある。

資料 2-1　民事法律扶助の手続（全体の流れ）

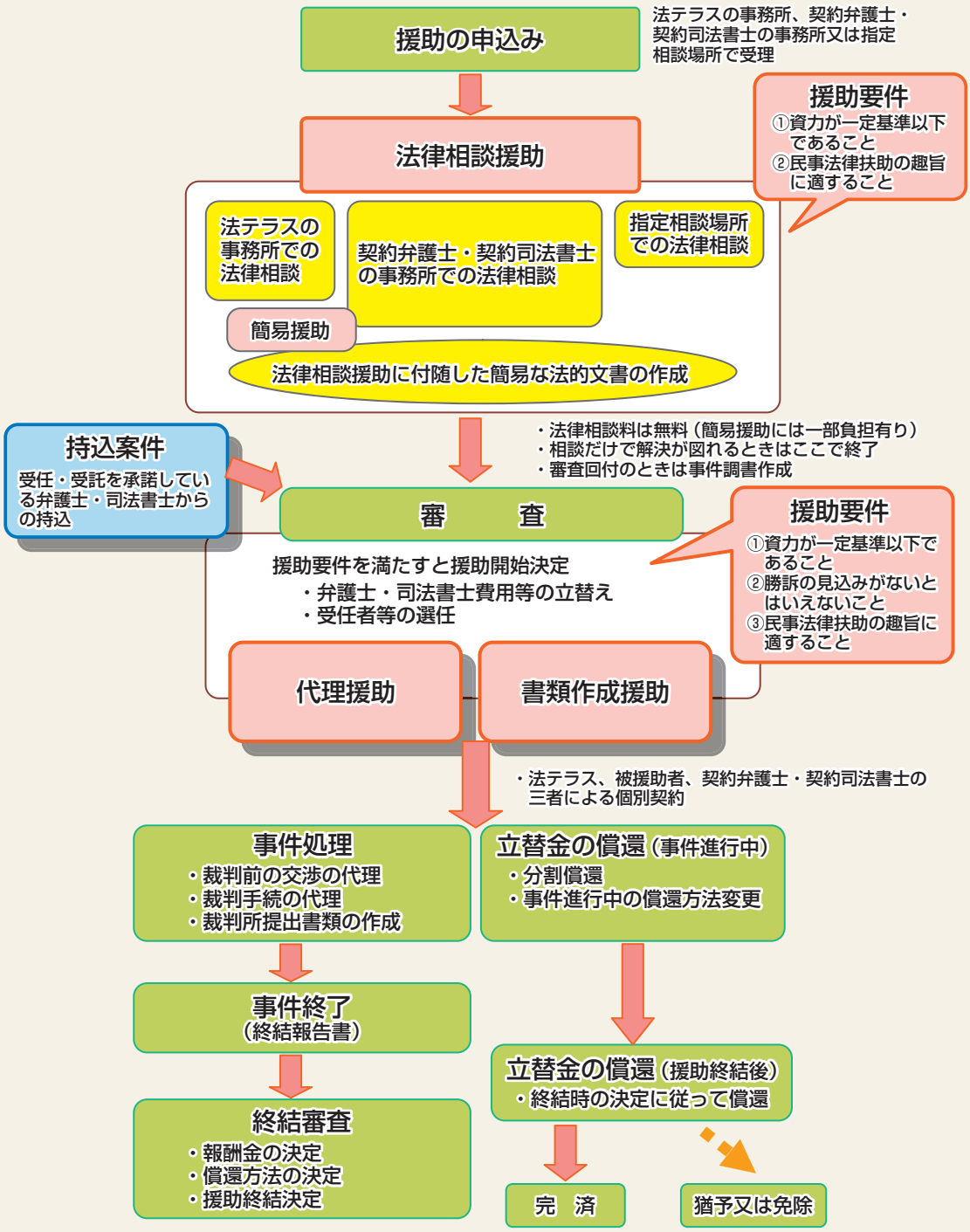

（2）特定援助対象者援助事業

平成30年1月24日から、高齢や障がいなどで認知機能が十分でないために、自己の権利の実現を妨げられているおそれがある方（特定援助対象者）を対象とした、資力にかかわらず行う法律相談援助（特定援助対象者法律相談援助）を開始した。また、特定援助対象者を援助する場合には、弁護士費用等の立替え（代理援助及び書類作成援助）の対象を一定の行政不服申立手続まで拡大した。

ア　特定援助対象者法律相談援助

この援助は、対象者が自立した日常生活及び社会生活を営むに当たり必要な法律相談について、対象者本人ではなく、対象者を支援する地方公共団体又は福祉機関等からの申入れに基づき、対象者の資力にかかわらず、弁護士等が対象者のもとへ出張して法律相談を実施するところに特徴がある（ただし、対象者の資力が一定の基準を超える場合、法律相談料は対象者の負担となる。）。申入れができる機関（特定援助機関）は、地方公共団体のほか、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の7類型の機関である（資料2-10）。民事法律扶助の趣旨に適することが援助要件であることや簡易援助については、一般法律相談援助と同様である。

資料 2-2　特定援助対象者法律相談援助の利用の流れ

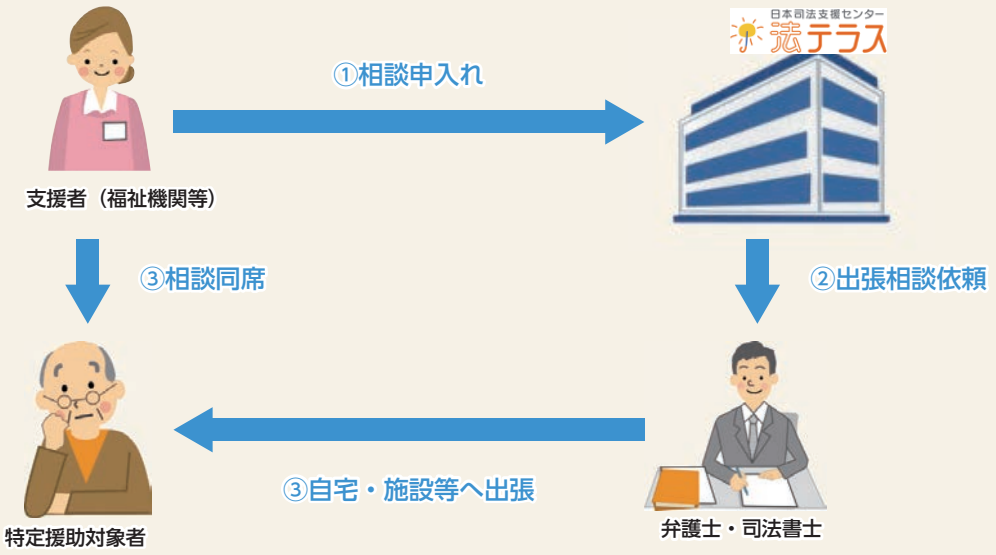

イ　行政不服申立手続への援助対象拡大

特定援助対象者については、代理援助・書類作成援助の対象手続が、民事裁判等手続だけでなく、公的給付にかかる行政不服申立手続にまで拡大された。具体的には、生活保護法（第64条の審査請求又は第66条第1項の再審査請求）、介護保険法（第183条第1項の審査請求）及び障害者総合支援法（第97条第1項の審査請求）上の不服申立手続、精神障害・身体障害者手帳の交付に関する不服申立手続が対象となる。

（3）被災者法律相談援助

平成28年7月1日から、政令で指定された著しく異常かつ激甚な非常災害により被災された方に、その生活の再建に当たり必要な法律相談について、災害発生日から1年を超えない範囲で、資力を問わない無料法律相談を行う業務（被災者法律相談援助）を開始した。

この援助はこれまでに、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震に適用されており、令和6年度には、令和6年奥能登豪雨に適用された（詳細は、「6　災害対応」を参照）。

（4）特定被害者法律援助

令和6年3月19日から、特定不法行為等被害者特例法の対象宗教法人による特定不法行為等に係る被害者につき、資力の状況にかかわらず、弁護士等による無料法律相談（特定被害者法律相談援助）や民事事件手続における弁護士費用等の立替え（特定被害者代理援助）等及び民事保全手続における担保の提供を行う業務を開始した。これらの援助に係る立替費用等については、援助終結までその償還を猶予しなければならず、援助終結後、一定以上の資力を有する場合等の例外的な場合を除き、その償還を免除することができる。

2－3　契約弁護士・司法書士数の推移

法テラスでは、民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・司法書士の確保に努めている。契約弁護士数は、令和６年度末には24,408名となった。

資料 2-3　**契約弁護士数の推移**　地方事務所別データは 付表 2-1

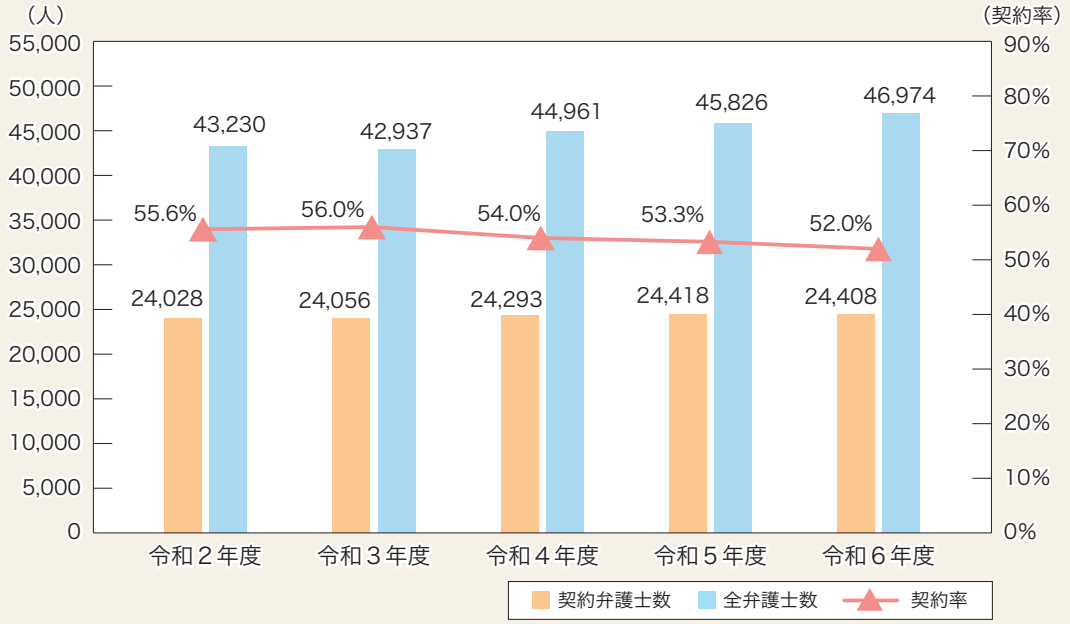

（注１）契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。
（注２）契約弁護士数は当該年度の３月31日時点の人数、全弁護士数は翌年度の４月１日時点の人数である。
（注３）令和６年度の契約弁護士数が減少した理由は、司法修習の終了時期及び弁護士名簿への一斉登録時期が令和７年３月下旬となったことの影響で、年度内に法テラスとの契約にまで至らなかった者が多数いたためと考えられる。

契約司法書士数は、令和６年度末には7,566名となった。

資料 2-4　**契約司法書士数の推移**　地方事務所別データは 付表 2-2

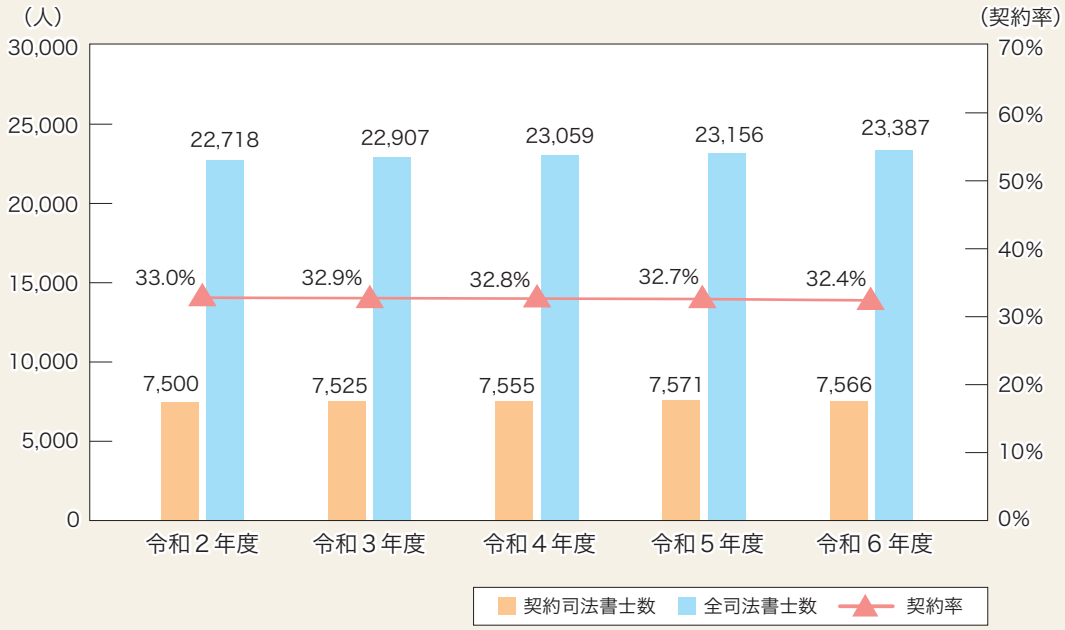

2－4　法律相談援助

（1）実施状況

法律相談援助件数は、法テラスに法律扶助業務を引き継いだ財団法人法律扶助協会が事業を行っていた昭和50年度は13,757件、平成5年度は45,018件、平成17年度は102,531件であった。法テラスが通年で業務を行った初年度である平成19年度には147,430件に急増した。令和6年度は299,899件であり、近年は上下1万件程度で増減を繰り返している。

資料 2-5　**法律相談援助件数の推移**　地方事務所別データは 付表 2-3

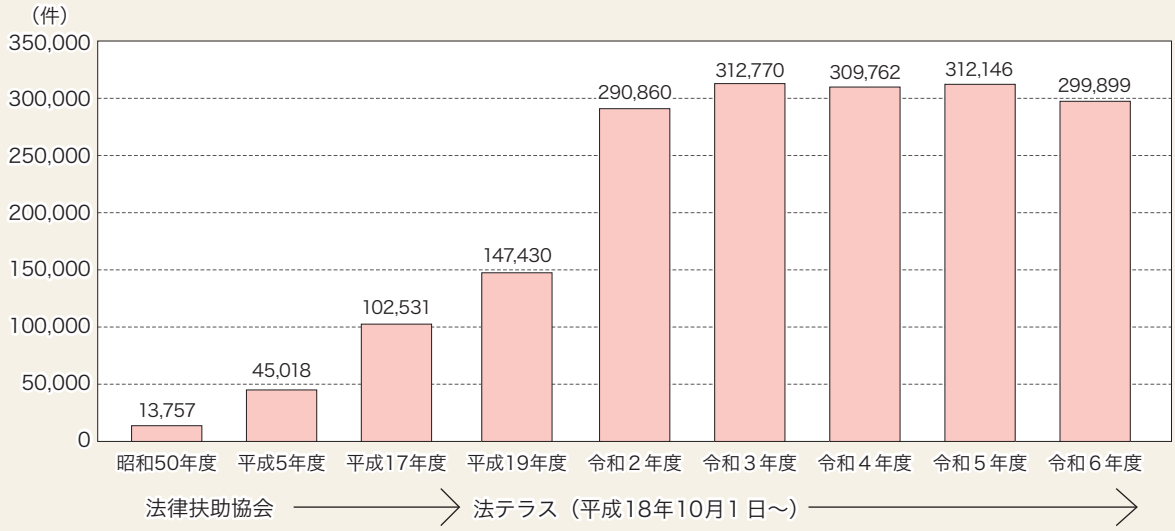

（注１）法律扶助協会のデータは、（財）法律扶助協会発行の平成17年度事業報告書に基づく。
（注２）被災者法律相談援助及び特定援助対象者法律相談援助の実績を含む。

法律相談援助の事件別内訳をみると、令和6年度は自己破産に関する相談が最も多く、27.5%となっており、次いでその他の多重債務に関する相談が20.0%となっている。

資料 2-6　**法律相談援助の事件別内訳の推移**　地方事務所別データは 付表 2-4（令和６年度のみ）

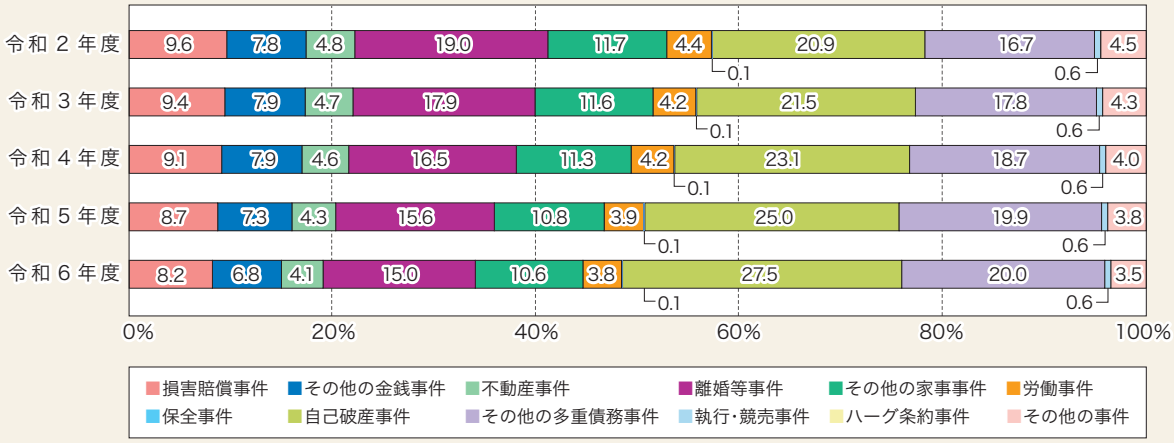

（注）被災者法律相談援助及び特定援助対象者法律相談援助の実績を含む。

令和６年度において法テラスから弁護士・司法書士に支払った法律相談費は、17億3366万5448円となった。

資料 2-7　法律相談費の推移

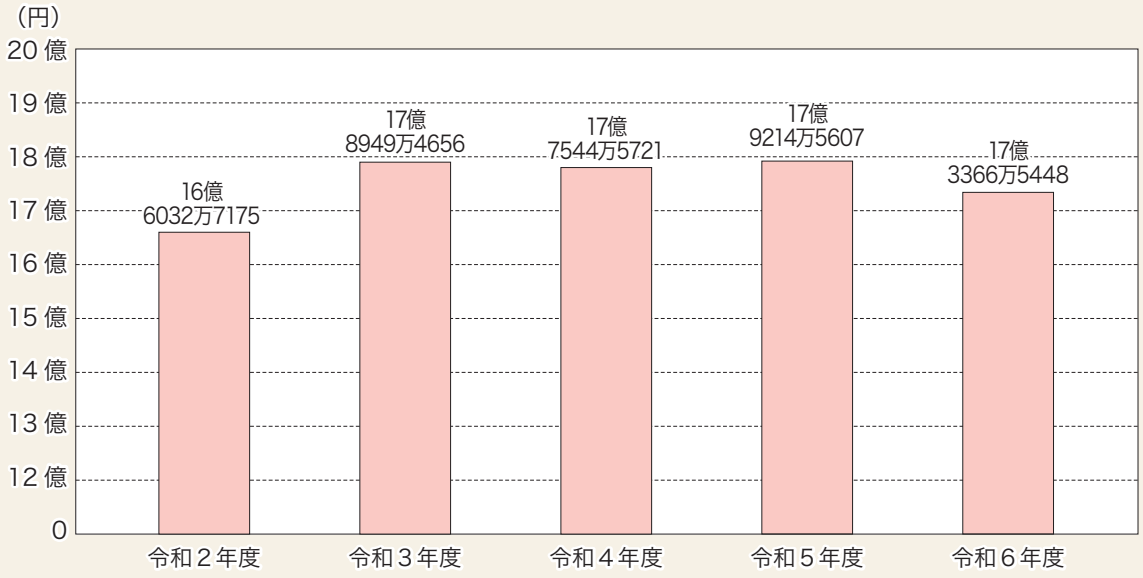

（注）被災者法律相談援助及び特定援助対象者法律相談援助の実績を含む。

（2）法律相談援助利用者の属性

令和6年度の法律相談援助利用者は、女性が52.6%、男性が47.4%と、女性の比率が高くなっている。年代別に見ると、40代と50代の比率が大きく、全体の約40.7%を占める。

資料 2-8　令和６年度法律相談援助利用者の性別、年代

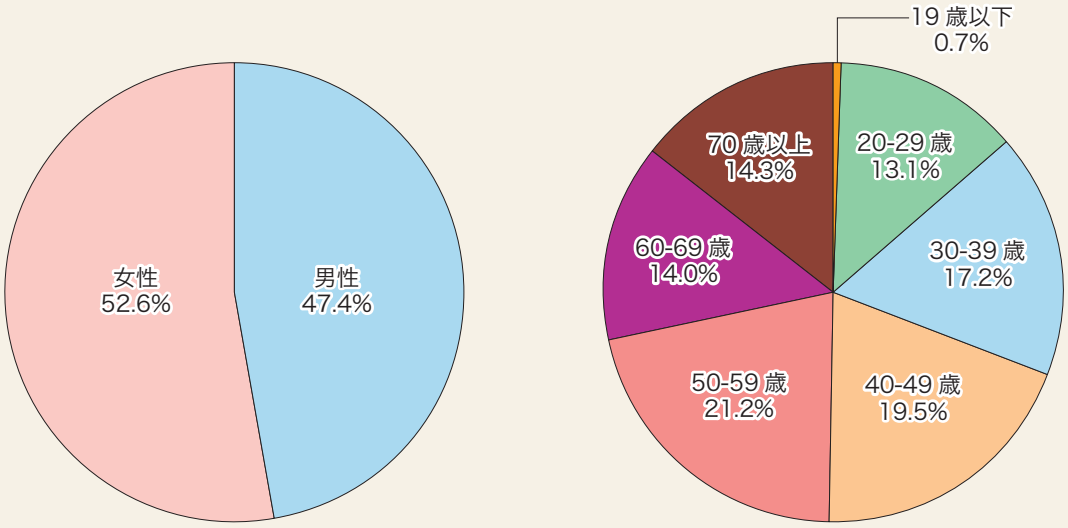

（3）特定援助対象者法律相談援助

平成30年1月24日の制度開始時からの法律相談援助件数の推移は、資料2-9のとおりである。

資料 2-9　特定援助対象者法律相談援助件数の推移

地方事務所別データは 付表 2-3

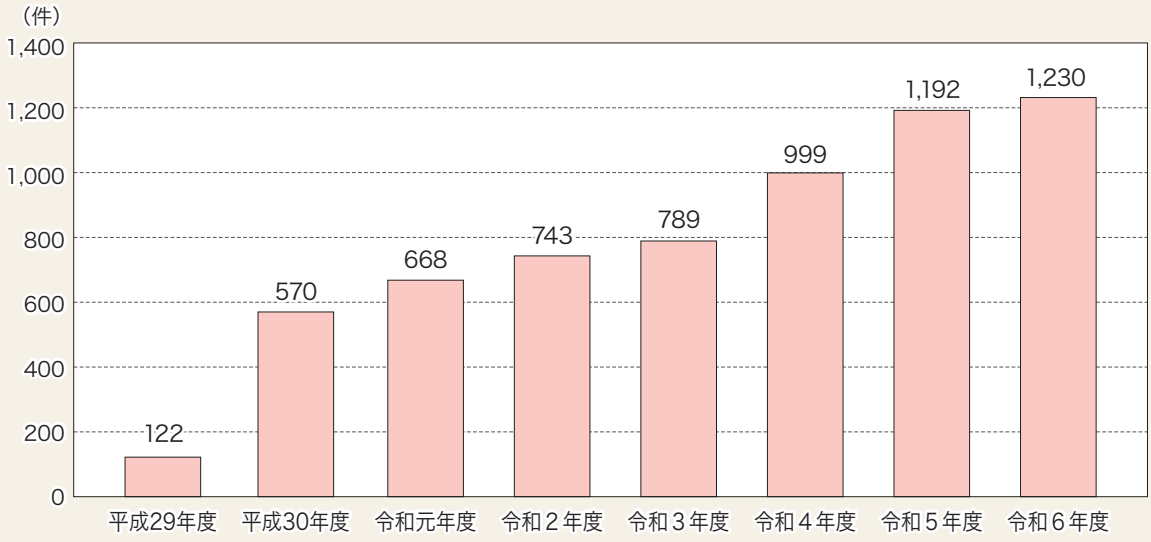

（注）平成 29 年度分については、平成 30 年 1 月から同年 3 月実施分

当援助は、相談する対象者本人からではなく、特定援助機関（7類型）からの申入れにより援助を開始する。令和6年度は、地方公共団体からの申入れが28.3%と最多となっている。特定援助機関ごとの相談実施件数は、資料2-10のとおりである。

資料 2-10　令和６年度特定援助機関別相談実施件数

合計	申入れ特定援助機関						
	地方公共団体	社会福祉協議会	地域包括支援センター	介護保険法上のサービス事業者（注1）	障害者総合支援法上のサービス事業者（注1）	児童福祉法上の支援事業者（注1）	その他（注2）
1,230件	348	163	301	222	61	0	135
100%	28.3%	13.3%	24.5%	18.0%	5.0%	0.0%	11.0%

（注1）地方公共団体から指定又は監督を受ける事業者
（注2）医療ソーシャルワーカーが所属している医療機関、地域生活定着支援センター、精神保健福祉センター等

資力にかかわらず利用できる制度であるが、資力が一定の基準を超える場合は、法律相談料は特定援助対象者の負担となる。

資料 2-11　令和６年度特定援助対象者の資力状況

実施件数	資力状況	
	資力基準内だった方	資力基準を超えた方
1,230件	1,148 (93.3%)	82 (6.7%)

令和６年度における事件別内訳をみると、一般的な民事法律扶助制度による相談では1.3%程度の成年後見等事件が、当援助では63.4%と最多となっている。

資料 2-12　令和６年度特定援助対象者法律相談援助の事件別内訳（一般相談との比較）

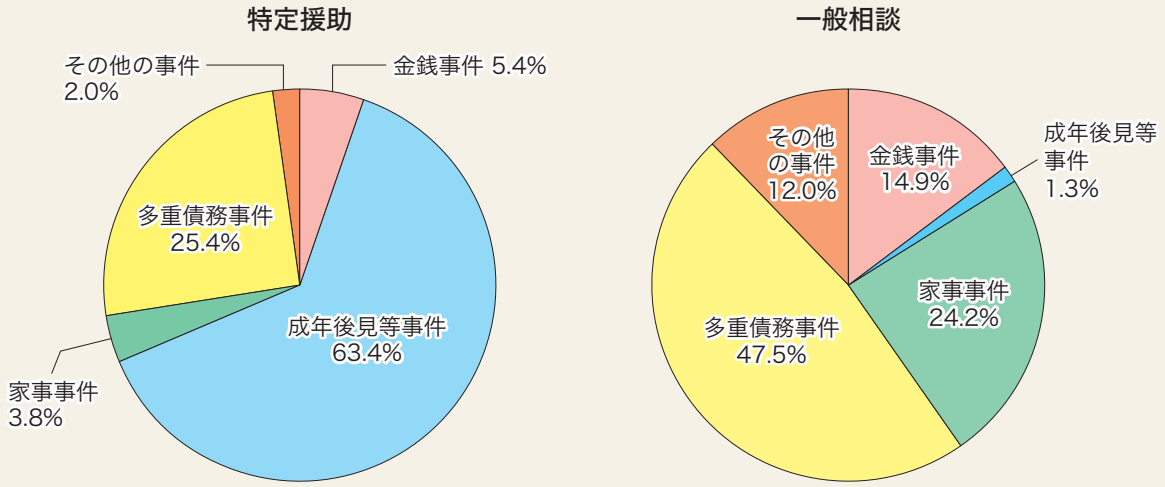

（4）外国人向け法律相談

日本国内に住所を有し適法に在留する外国人は、民事法律扶助制度を利用できる。また、ハーグ条約事件（国際的な子の連れ去り事件）の対象者については、一定の要件のもと、国外に居住する外国人であっても利用が可能となっている。

資料 2-13　令和６年度外国人専門相談実施件数

（件）

地方事務所	東京	埼玉	浜松	愛知	三河	大阪	合計
実施件数(注)	330	47	166	110	30	93	776

（注）外国籍の方でも通訳を必要としない場合等は、一般相談として取り扱う場合がある。

2－5　代理援助・書類作成援助

（1）実施状況

代理援助・書類作成援助件数は、法テラスに法律扶助業務を引き継いだ財団法人法律扶助協会が事業を行っていた昭和50年度は2,169件（代理援助）、平成5年度は5,480 件（代理援助）、平成17年度は59,957件（代理援助・書類作成援助の総件数）であったが、法テラスが通年で業務を行った初年度である平成19年度は73,107件となった。令和6年度は、代理援助102,754件（前年度比2.2%減）、書類作成援助3,423件（同2.9%減）の合計106,177件であった。

資料 2-14　**代理援助・書類作成援助の開始決定件数の推移**　地方事務所別データは 付表 2-5

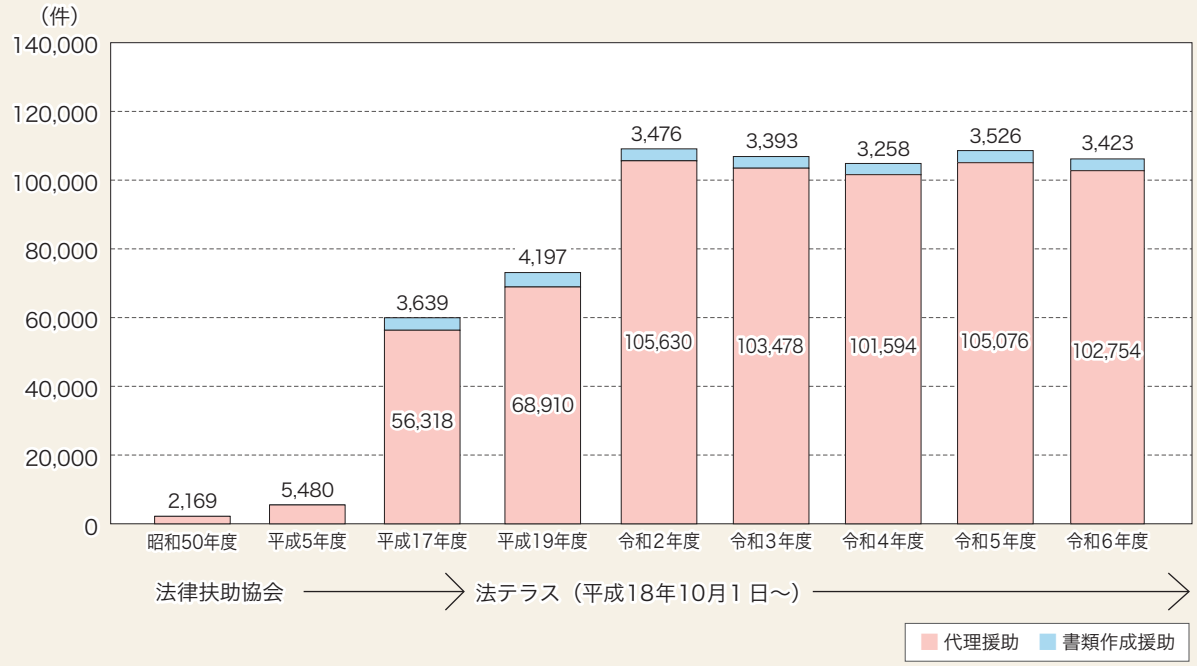

（注1）法律扶助協会のデータは、（財）法律扶助協会発行の平成 17 年度事業報告書に基づく。
（注2）平成 17 年度の件数については、令和4年度版法テラス白書から代理援助と書類作成援助に分けている。

（2）代理援助・書類作成援助利用者の属性

令和６年度の代理援助・書類作成援助利用者は、女性が55.7%、男性が44.3%と、法律相談援助と同様に女性の比率が高くなっている。

年代別にみると、男性は50代、女性は40代が最も多かった。全体に占める、40代以下の比率をみると、男性では42.1%、女性では59.7%であり、女性のほうが、利用者の年齢層が若い傾向がある。

資料 2-15　令和６年度代理援助・書類作成援助利用者の性別、年代

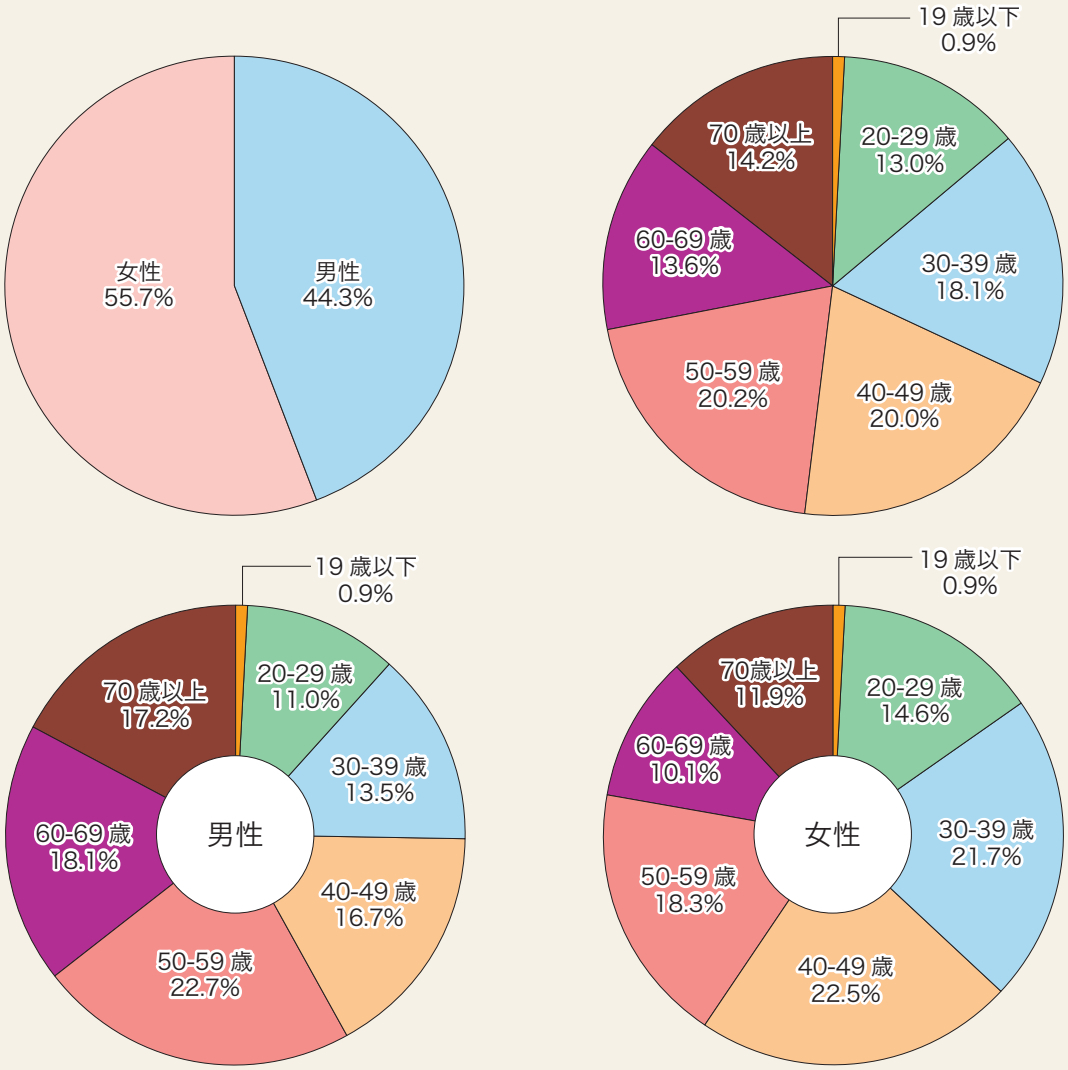

代理援助・書類作成援助利用者の世帯収入については、無収入が40.4%（前年度比1.3ポイント増）で、月収10万円未満の14.5%と合わせると54.9%（同0.8ポイント増）になる。月収10万円未満の援助利用者が全体の半数を超える状況が近年続いている。

また、援助利用者の公的給付受給状況をみると、公的給付を受けていない援助利用者が半数を超える状況が近年続いている。

資料 2-16　代理援助・書類作成援助利用者の世帯収入（月額）の推移

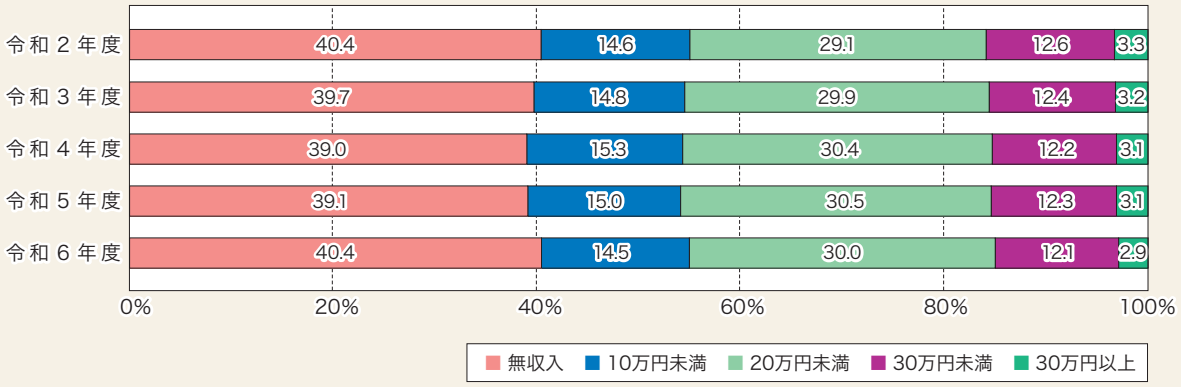

資料 2-17　代理援助・書類作成援助利用者の公的給付受給状況の推移

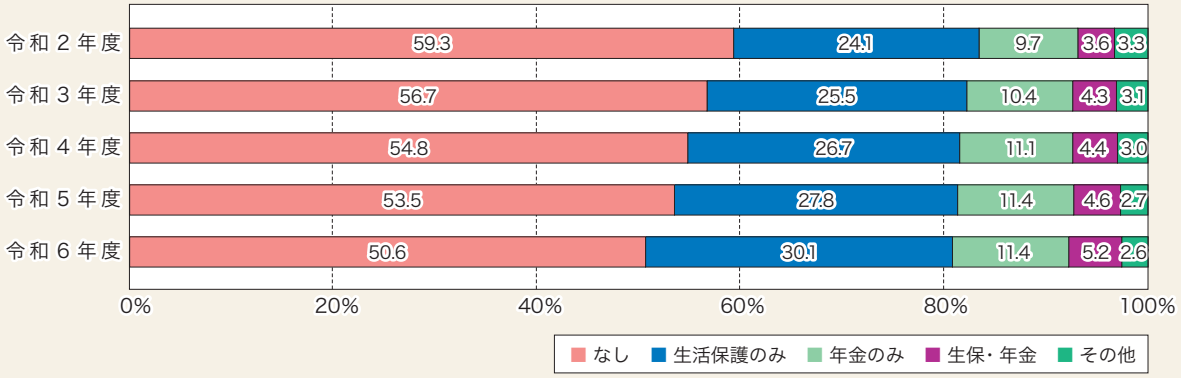

（3）代理援助

代理援助の事件別内訳をみると、自己破産事件が最も多く、令和６年度は49.3%であり、任意整理などその他の多重債務事件と合わせると61.1%となった。

資料 2-18　代理援助の事件別内訳の推移　　地方事務所別データは 付表 2-6（令和６年度のみ）

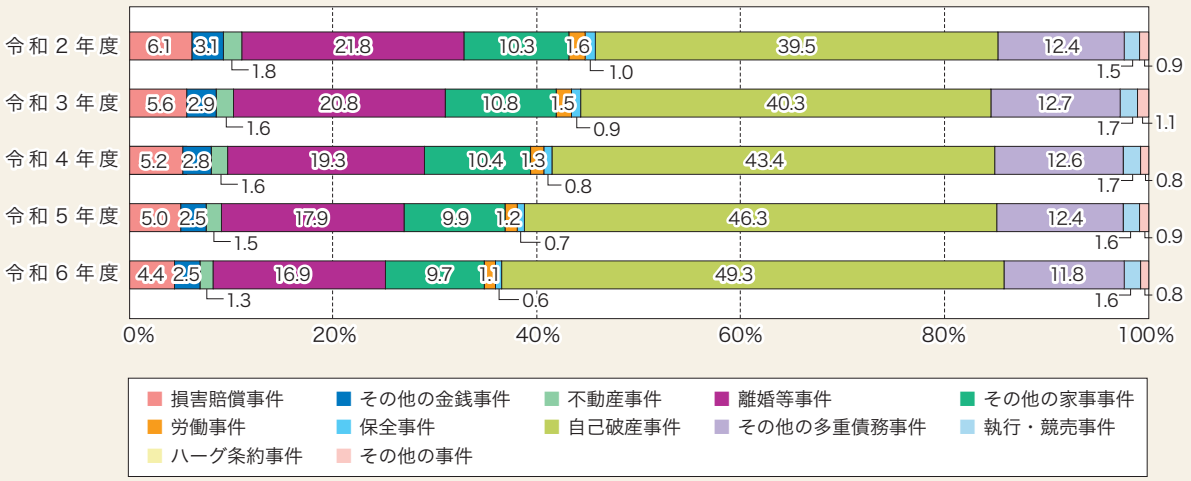

代理援助にかかる立替金は着手金、実費、報酬金及び保証金からなり、令和６年度は、合計で156億114万3745円であった。

資料 2-19　代理援助立替金実績の推移

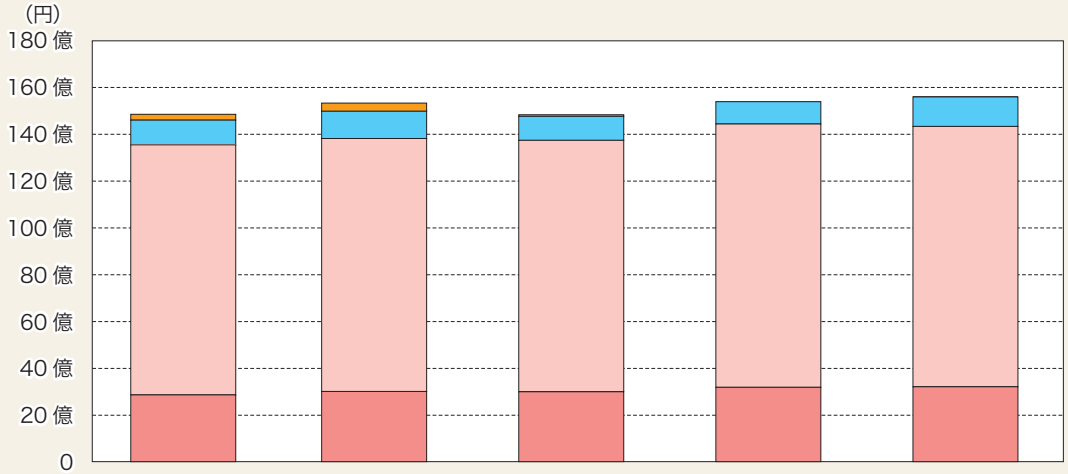

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
保証金(注)	2,500,000	3,500,000	700,000	0	0
報酬金	1,057,238,997	1,162,543,876	1,025,228,921	955,461,536	1,261,084,722
着手金	10,695,574,781	10,808,110,285	10,742,406,869	11,263,327,314	11,136,967,503
実費	2,854,500,204	2,999,469,330	2,986,516,080	3,180,431,072	3,203,091,520

（注）仮差押、仮処分等によって債務者が被る損害の賠償のための担保、執行停止によって債権者が被る損害の賠償のための担保等として裁判所から納付を命じられる金員

令和６年度における代理援助の事件結果は、以下のとおりであった。

資料 2-20　代理援助の事件結果別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-7　（令和６年度のみ）

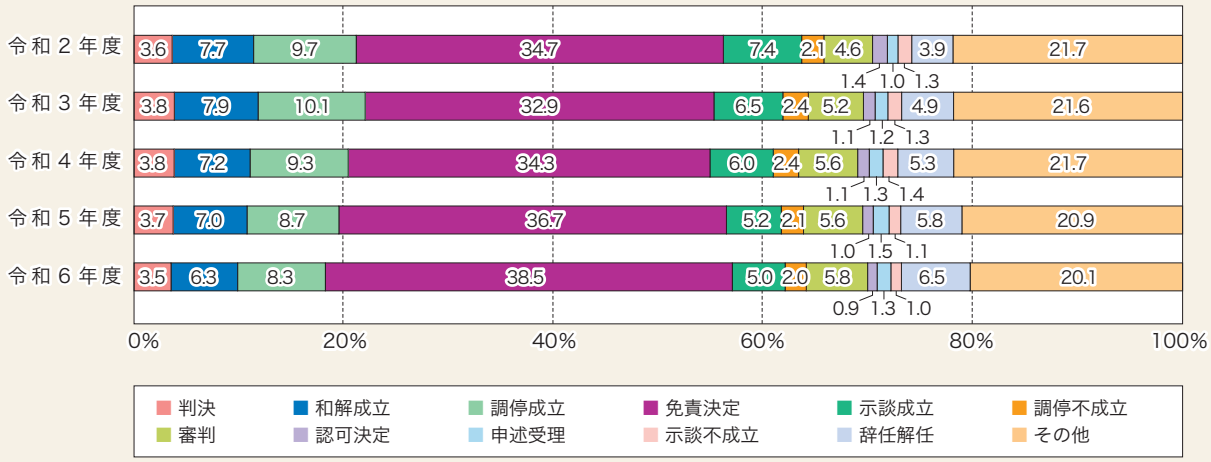

	判決	和解成立	調停成立	免責決定	示談成立	調停不成立	過払金回収	審判	認可決定	申述受理	和解不成立	示談不成立	個別契約解除	辞任解任	その他
令和２年度	3.6%	7.7%	9.7%	34.7%	7.4%	2.1%	0.1%	4.6%	1.4%	1.0%	0.0%	1.3%	0.8%	3.9%	21.7%
令和３年度	3.8%	7.9%	10.1%	32.9%	6.5%	2.4%	0.1%	5.2%	1.1%	1.2%	0.0%	1.3%	1.0%	4.9%	21.6%
令和４年度	3.8%	7.2%	9.3%	34.3%	6.0%	2.4%	0.0%	5.6%	1.1%	1.3%	0.0%	1.4%	0.7%	5.3%	21.7%
令和５年度	3.7%	7.0%	8.7%	36.7%	5.2%	2.1%	0.1%	5.6%	1.0%	1.5%	0.0%	1.1%	0.8%	5.8%	20.9%
令和６年度	3.5%	6.3%	8.3%	38.5%	5.0%	2.0%	0.0%	5.8%	0.9%	1.3%	0.0%	1.0%	0.8%	6.5%	20.1%

（4）書類作成援助

書類作成援助の事件別内訳をみると、その他の家事事件が最も多く、令和６年度は49.7%であり、これまで書類作成援助の大半を占めていた自己破産事件を上回った。

資料 2-21　書類作成援助の事件別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-8　（令和６年度のみ）

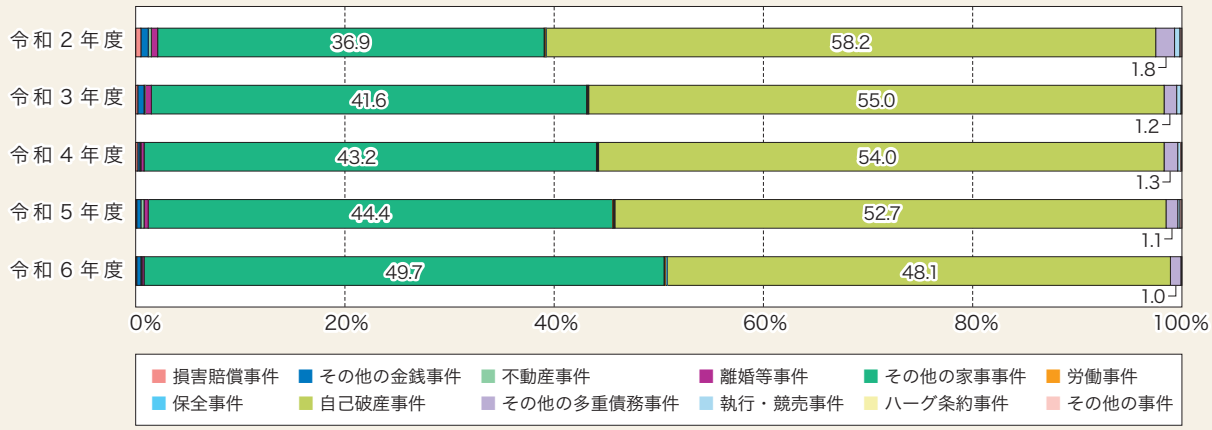

	損害賠償事件	その他の金銭事件	不動産事件	離婚等事件	その他の家事事件	労働事件	保全事件	自己破産事件	その他の多重債務事件	執行・競売事件	ハーグ条約事件	その他の事件
令和２年度	0.5%	0.7%	0.3%	0.6%	36.9%	0.1%	0.1%	58.2%	1.8%	0.5%	0.0%	0.2%
令和３年度	0.2%	0.6%	0.1%	0.6%	41.6%	0.1%	0.1%	55.0%	1.2%	0.4%	0.0%	0.1%
令和４年度	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	43.2%	0.1%	0.1%	54.0%	1.3%	0.3%	0.0%	0.1%
令和５年度	0.1%	0.4%	0.3%	0.4%	44.4%	0.1%	0.1%	52.7%	1.1%	0.2%	0.0%	0.2%
令和６年度	0.1%	0.4%	0.1%	0.2%	49.7%	0.1%	0.2%	48.1%	1.0%	0.0%	0.0%	0.1%

書類作成援助にかかる立替金は、実費と報酬からなり、令和６年度は、合計で３億371万375円であった。

資料 2-22　書類作成援助立替金実績の推移

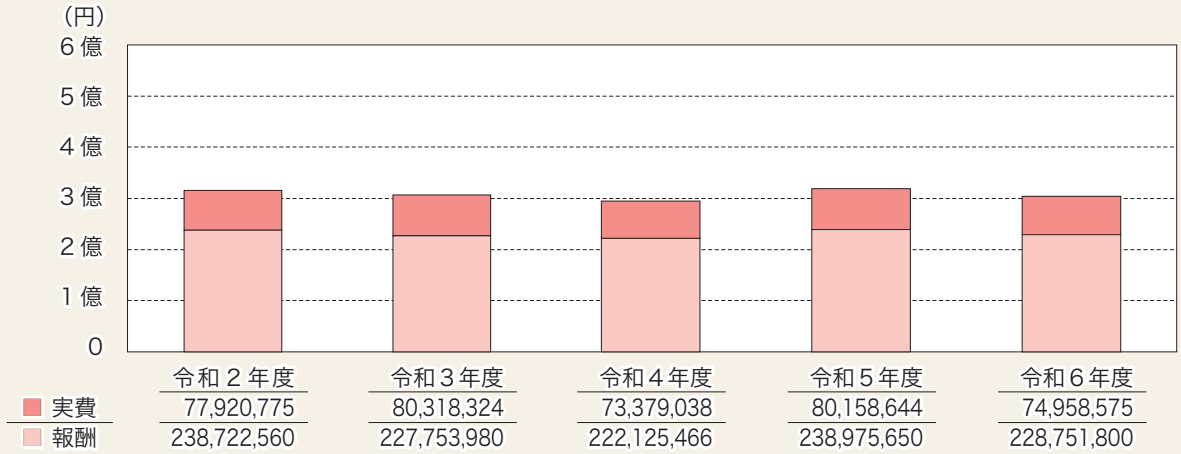

2－6　立替金の償還（返済）

（1）償還

代理援助・書類作成援助を受けた利用者は、法テラスが立て替えた弁護士・司法書士費用等を、免除や猶予の決定を受けた場合を除き、法テラスに対し毎月割賦償還（分割返済）する。

立替金償還実績の推移は、資料2-23のとおりである。

資料 2-23　立替金償還実績の推移

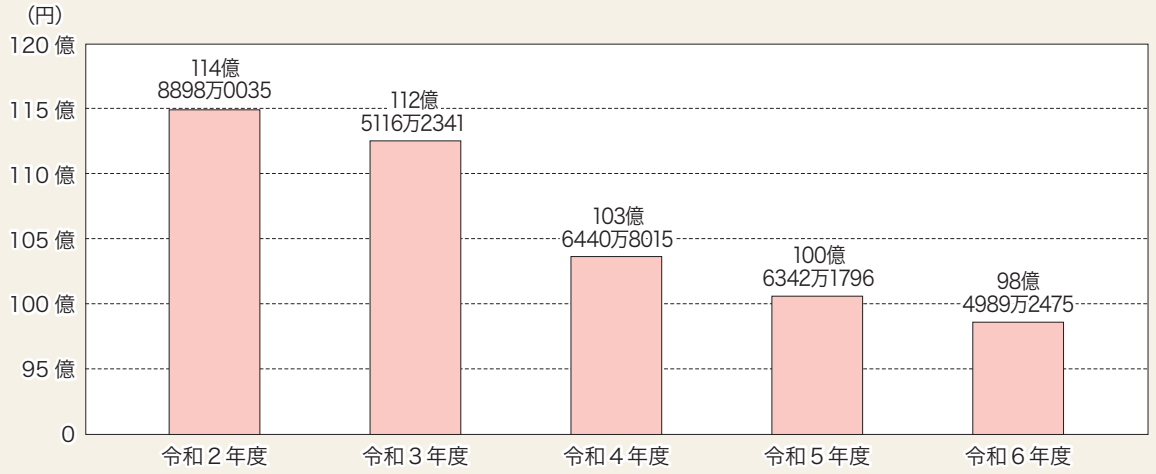

（2）償還の免除

代理援助・書類作成援助を受けた利用者は、生活保護を受給しているなど一定の要件を満たす場合は、立替金の償還について免除の申請をすることができる。

立替金償還免除実績の推移は、資料2-24のとおりである。

資料 2-24　立替金償還免除実績の推移

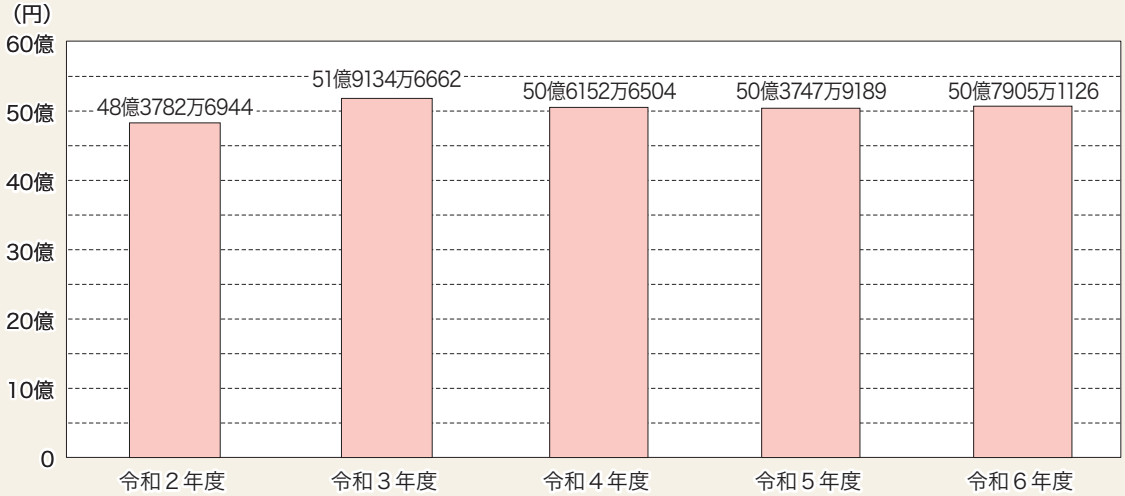

2－7　不服申立てと再審査申立て

代理援助・書類作成援助に関する地方事務所長の決定に不服がある利用者（援助の申込みをした、又は援助を受けた利用者）や法律相談費の不支給決定を受けた法律相談担当者、受任者等は、地方事務所長に対して不服申立てを行うことができる。この申立てに対する決定に更に不服がある不服申立人又はその他の利害関係人は、理事長に対して再審査申立てを行うことができる。令和６年度の不服申立件数は986件（前年度比0.6%増）、再審査申立件数は143件（同5.9%減）であった。

資料 2-25　不服申立てと再審査申立ての件数の推移

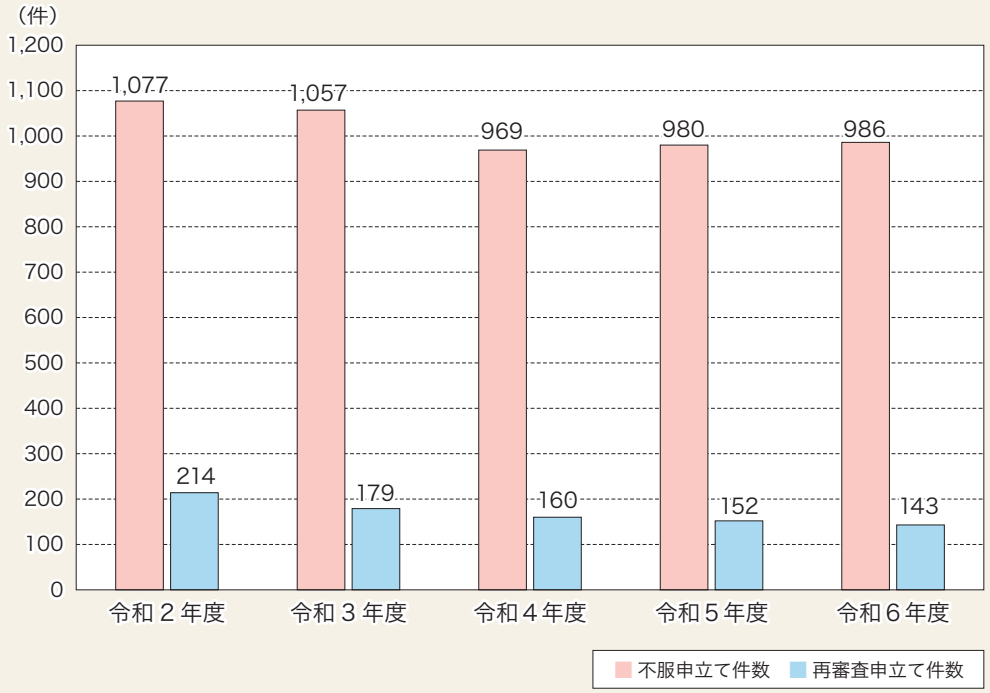

付表 2-1　契約弁護士数・契約弁護士法人数の推移（地方事務所別）

（人）

地方事務所	令和２年度				令和３年度				令和４年度			
	契約者数	全弁護士数	契約率	契約法人数	契約者数	全弁護士数	契約率	契約法人数	契約者数	全弁護士数	契約率	契約法人数
札　幌	693	826	83.9%	29	692	821	84.3%	33	700	859	81.5%	35
函　館	47	54	87.0%	2	46	53	86.8%	2	47	55	85.5%	2
旭　川	72	79	91.1%	5	73	79	92.4%	5	73	79	92.4%	5
釧　路	73	82	89.0%	11	73	83	88.0%	11	75	84	89.3%	11
青　森	93	112	83.0%	4	92	109	84.4%	5	92	112	82.1%	6
岩　手	94	101	93.1%	2	91	101	90.1%	3	93	104	89.4%	3
宮　城	418	483	86.5%	16	422	479	88.1%	16	430	494	87.0%	16
秋　田	67	75	89.3%	2	67	75	89.3%	2	68	76	89.5%	2
山　形	94	104	90.4%	3	93	103	90.3%	3	92	104	88.5%	3
福　島	177	195	90.8%	15	173	192	90.1%	14	178	198	89.9%	13
茨　城	253	302	83.8%	9	249	293	85.0%	10	250	299	83.6%	12
栃　木	162	227	71.4%	7	160	229	69.9%	7	164	232	70.7%	7
群　馬	250	314	79.6%	8	247	312	79.2%	8	256	325	78.8%	9
埼　玉	696	926	75.2%	19	687	918	74.8%	19	693	957	72.4%	21
千　葉	641	842	76.1%	16	632	831	76.1%	16	647	867	74.6%	16
東　京	6,732	20,938	32.2%	141	6,804	20,806	32.7%	148	6,859	22,119	31.0%	151
神奈川	1,343	1,738	77.3%	28	1,355	1,723	78.6%	27	1,363	1,779	76.6%	27
新　潟	258	284	90.8%	11	258	284	90.8%	11	261	287	90.9%	11
富　山	101	121	83.5%	4	106	125	84.8%	4	109	130	83.8%	5
石　川	162	186	87.1%	6	164	184	89.1%	7	169	189	89.4%	8
福　井	110	124	88.7%	5	113	121	93.4%	5	111	119	93.3%	6
山　梨	109	126	86.5%	0	109	125	87.2%	0	110	129	85.3%	2
長　野	229	259	88.4%	4	226	260	86.9%	4	228	265	86.0%	5
岐　阜	162	208	77.9%	11	165	213	77.5%	12	166	217	76.5%	15
静　岡	439	519	84.6%	13	433	520	83.3%	16	444	532	83.5%	18
愛　知	1,389	2,076	66.9%	49	1,381	2,039	67.7%	51	1,387	2,099	66.1%	55
三　重	158	193	81.9%	2	158	192	82.3%	2	156	193	80.8%	2
滋　賀	136	157	86.6%	0	136	163	83.4%	1	142	166	85.5%	1
京　都	658	824	79.9%	19	663	818	81.1%	21	671	852	78.8%	22
大　阪	3,563	4,790	74.4%	97	3,567	4,755	75.0%	100	3,590	4,928	72.8%	103
兵　庫	803	999	80.4%	25	808	983	82.2%	25	813	1,028	79.1%	27
奈　良	161	184	87.5%	1	159	180	88.3%	2	166	191	86.9%	2
和歌山	130	146	89.0%	3	126	144	87.5%	3	129	150	86.0%	3
鳥　取	64	66	97.0%	5	67	70	95.7%	5	67	72	93.1%	5
島　根	74	81	91.4%	2	72	82	87.8%	2	70	80	87.5%	3
岡　山	321	407	78.9%	14	324	402	80.6%	14	325	412	78.9%	14
広　島	479	613	78.1%	19	475	609	78.0%	19	484	629	76.9%	19
山　口	159	182	87.4%	10	149	177	84.2%	10	140	179	78.2%	9
徳　島	71	85	83.5%	6	69	85	81.2%	6	70	88	79.5%	6
香　川	112	188	59.6%	2	112	185	60.5%	3	118	195	60.5%	3
愛　媛	116	163	71.2%	5	111	159	69.8%	5	110	161	68.3%	5
高　知	78	91	85.7%	0	80	94	85.1%	0	81	97	83.5%	1
福　岡	993	1,414	70.2%	36	987	1,410	70.0%	37	1,000	1,459	68.5%	37
佐　賀	98	107	91.6%	5	94	104	90.4%	5	97	105	92.4%	5
長　崎	136	163	83.4%	9	133	158	84.2%	9	133	157	84.7%	10
熊　本	227	283	80.2%	13	224	281	79.7%	12	223	283	78.8%	12
大　分	140	160	87.5%	17	141	165	85.5%	19	142	165	86.1%	19
宮　崎	115	138	83.3%	19	118	143	82.5%	21	117	144	81.3%	20
鹿児島	170	219	77.6%	21	167	219	76.3%	20	171	229	74.7%	21
沖　縄	202	276	73.2%	10	205	281	73.0%	12	213	288	74.0%	12
全国合計	24,028	43,230	55.6%	760	24,056	42,937	56.0%	792	24,293	44,961	54.0%	825

（注１）契約弁護士数は、いずれも各年度末現在
（注２）全弁護士数は、日本弁護士連合会資料による。
（注３）契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

（人）

地方事務所	令和５年度				令和６年度			
	契約者数	全弁護士数	契約率	契約法人数	契約者数	全弁護士数	契約率	契約法人数
札幌	710	863	82.3%	37	711	878	81.0%	36
函館	47	54	87.0%	2	45	53	84.9%	2
旭川	72	78	92.3%	5	71	78	91.0%	5
釧路	75	84	89.3%	11	75	81	92.6%	11
青森	91	111	82.0%	6	90	110	81.8%	6
岩手	96	111	86.5%	4	100	111	90.1%	4
宮城	434	496	87.5%	17	426	494	86.2%	18
秋田	68	78	87.2%	2	69	78	88.5%	2
山形	90	104	86.5%	3	91	102	89.2%	3
福島	178	192	92.7%	14	168	192	87.5%	13
茨城	256	308	83.1%	12	255	304	83.9%	12
栃木	162	234	69.2%	7	159	233	68.2%	9
群馬	261	324	80.6%	9	253	327	77.4%	9
埼玉	706	980	72.0%	23	713	1,003	71.1%	23
千葉	654	876	74.7%	16	656	910	72.1%	15
東京	6,927	22,708	30.5%	153	6,959	23,564	29.5%	156
神奈川	1,375	1,784	77.1%	29	1,386	1,803	76.9%	32
新潟	262	292	89.7%	12	264	294	89.8%	12
富山	105	132	79.5%	7	104	128	81.3%	7
石川	165	186	88.7%	8	164	189	86.8%	7
福井	110	120	91.7%	6	111	122	91.0%	6
山梨	109	127	85.8%	2	106	125	84.8%	2
長野	228	270	84.4%	5	225	275	81.8%	5
岐阜	166	218	76.1%	15	162	217	74.7%	15
静岡	457	543	84.2%	18	457	545	83.9%	20
愛知	1,387	2,140	64.8%	58	1,382	2,181	63.4%	60
三重	159	200	79.5%	2	159	204	77.9%	2
滋賀	139	171	81.3%	1	138	175	78.9%	1
京都	673	879	76.6%	22	677	904	74.9%	22
大阪	3,603	5,007	72.0%	108	3,604	5,105	70.6%	113
兵庫	814	1,044	78.0%	28	804	1,057	76.1%	30
奈良	169	200	84.5%	2	169	198	85.4%	2
和歌山	127	149	85.2%	3	127	147	86.4%	3
鳥取	71	74	95.9%	4	72	75	96.0%	4
島根	65	79	82.3%	4	66	80	82.5%	4
岡山	322	402	80.1%	14	317	396	80.1%	14
広島	486	631	77.0%	21	481	626	76.8%	23
山口	141	186	75.8%	10	140	185	75.7%	11
徳島	72	92	78.3%	6	74	95	77.9%	6
香川	114	196	58.2%	4	115	197	58.4%	4
愛媛	108	160	67.5%	5	109	159	68.6%	6
高知	77	92	83.7%	1	75	93	80.6%	2
福岡	988	1,481	66.7%	38	992	1,496	66.3%	38
佐賀	102	110	92.7%	5	99	112	88.4%	4
長崎	135	157	86.0%	11	131	156	84.0%	11
熊本	221	286	77.3%	12	221	291	75.9%	12
大分	142	163	87.1%	19	140	161	87.0%	19
宮崎	118	144	81.9%	19	114	143	79.7%	19
鹿児島	170	225	75.6%	21	170	231	73.6%	20
沖縄	211	285	74.0%	13	212	291	72.9%	12
全国合計	24,418	45,826	53.3%	854	24,408	46,974	52.0%	872

付表 2-2　契約司法書士数・契約司法書士法人数の推移（地方事務所別）

（人）

地方事務所	令和２年度				令和３年度				令和４年度			
	契約者数	全司法書士数	契約率	契約法人数	契約者数	全司法書士数	契約率	契約法人数	契約者数	全司法書士数	契約率	契約法人数
札　幌	234	511	45.8%	5	243	515	47.2%	5	246	520	47.3%	8
函　館	10	35	28.6%	2	10	36	27.8%	2	11	37	29.7%	2
旭　川	32	71	45.1%	0	32	72	44.4%	0	30	70	42.9%	0
釧　路	27	81	33.3%	0	29	79	36.7%	0	29	81	35.8%	0
青　森	27	121	22.3%	1	28	120	23.3%	1	30	118	25.4%	1
岩　手	52	138	37.7%	3	47	135	34.8%	3	48	138	34.8%	3
宮　城	102	333	30.6%	4	100	330	30.3%	6	100	335	29.9%	6
秋　田	54	109	49.5%	1	56	110	50.9%	1	56	112	50.0%	1
山　形	77	156	49.4%	0	75	156	48.1%	0	73	155	47.1%	0
福　島	118	272	43.4%	3	116	270	43.0%	3	117	274	42.7%	3
茨　城	111	334	33.2%	0	111	331	33.5%	0	111	339	32.7%	0
栃　木	74	233	31.8%	1	76	235	32.3%	1	77	234	32.9%	1
群　馬	112	291	38.5%	5	114	300	38.0%	5	107	297	36.0%	5
埼　玉	248	911	27.2%	7	250	931	26.9%	8	249	960	25.9%	8
千　葉	162	747	21.7%	6	160	762	21.0%	6	163	777	21.0%	6
東　京	764	4,395	17.4%	33	775	4,494	17.2%	34	783	4,553	17.2%	34
神奈川	466	1,220	38.2%	16	462	1,235	37.4%	17	469	1,257	37.3%	20
新　潟	99	292	33.9%	7	98	293	33.4%	7	102	288	35.4%	7
富　山	55	150	36.7%	1	55	151	36.4%	1	55	144	38.2%	1
石　川	79	200	39.5%	0	78	198	39.4%	1	75	195	38.5%	1
福　井	46	118	39.0%	4	45	121	37.2%	4	45	121	37.2%	4
山　梨	49	130	37.7%	1	48	132	36.4%	1	48	127	37.8%	1
長　野	143	361	39.6%	1	144	363	39.7%	1	142	366	38.8%	1
岐　阜	89	330	27.0%	3	85	327	26.0%	3	85	327	26.0%	3
静　岡	160	493	32.5%	15	165	493	33.5%	15	164	488	33.6%	17
愛　知	565	1,306	43.3%	14	566	1,303	43.4%	16	572	1,312	43.6%	17
三　重	94	242	38.8%	2	94	241	39.0%	2	94	237	39.7%	2
滋　賀	81	234	34.6%	4	79	237	33.3%	5	80	232	34.5%	5
京　都	249	575	43.3%	11	247	577	42.8%	13	243	588	41.3%	15
大　阪	715	2,433	29.4%	28	726	2,449	29.6%	32	741	2,481	29.9%	35
兵　庫	458	1,040	44.0%	8	456	1,044	43.7%	10	463	1,041	44.5%	10
奈　良	65	210	31.0%	3	65	209	31.1%	3	63	210	30.0%	3
和歌山	61	163	37.4%	0	61	166	36.7%	0	60	167	35.9%	0
鳥　取	50	92	54.3%	1	49	90	54.4%	1	47	87	54.0%	1
島　根	39	107	36.4%	0	38	105	36.2%	0	41	107	38.3%	0
岡　山	134	367	36.5%	8	135	372	36.3%	8	141	371	38.0%	8
広　島	238	533	44.7%	7	239	532	44.9%	10	238	536	44.4%	10
山　口	78	223	35.0%	2	79	228	34.6%	2	78	226	34.5%	2
徳　島	40	138	29.0%	1	40	138	29.0%	1	41	137	29.9%	2
香　川	73	175	41.7%	0	73	183	39.9%	0	70	179	39.1%	0
愛　媛	72	241	29.9%	2	73	236	30.9%	2	70	235	29.8%	2
高　知	63	112	56.3%	4	62	113	54.9%	4	63	115	54.8%	4
福　岡	410	998	41.1%	14	411	1,018	40.4%	14	408	1,027	39.7%	17
佐　賀	49	126	38.9%	8	44	127	34.6%	9	44	123	35.8%	9
長　崎	59	160	36.9%	2	59	155	38.1%	2	59	150	39.3%	2
熊　本	137	334	41.0%	8	142	333	42.6%	8	143	322	44.4%	8
大　分	59	164	36.0%	3	58	164	35.4%	3	55	168	32.7%	4
宮　崎	75	165	45.5%	2	76	159	47.8%	2	76	159	47.8%	2
鹿児島	160	322	49.7%	4	162	317	51.1%	4	160	312	51.3%	4
沖　縄	86	226	38.1%	8	89	222	40.1%	8	90	224	40.2%	8
全国合計	7,500	22,718	33.0%	263	7,525	22,907	32.9%	284	7,555	23,059	32.8%	303

（注１）契約司法書士数は、いずれも各年度末現在
（注２）全司法書士数は、日本司法書士会連合会資料による。

（人）

地方事務所	令和５年度				令和６年度			
	契約者数	全司法書士数	契約率	契約法人数	契約者数	全司法書士数	契約率	契約法人数
札幌	250	521	48.0%	8	250	528	47.3%	8
函館	10	36	27.8%	2	10	37	27.0%	2
旭川	30	69	43.5%	0	30	71	42.3%	0
釧路	30	81	37.0%	0	30	76	39.5%	0
青森	29	120	24.2%	1	29	119	24.4%	2
岩手	49	137	35.8%	3	46	134	34.3%	3
宮城	97	338	28.7%	6	98	342	28.7%	7
秋田	55	111	49.5%	1	53	114	46.5%	1
山形	73	156	46.8%	0	74	154	48.1%	0
福島	116	264	43.9%	3	114	259	44.0%	4
茨城	110	341	32.3%	0	108	342	31.6%	0
栃木	77	230	33.5%	1	79	237	33.3%	1
群馬	105	298	35.2%	5	106	301	35.2%	5
埼玉	246	978	25.2%	8	250	976	25.6%	8
千葉	165	795	20.8%	7	163	790	20.6%	7
東京	793	4,638	17.1%	37	795	4,754	16.7%	40
神奈川	480	1,274	37.7%	20	482	1,307	36.9%	21
新潟	100	286	35.0%	9	101	289	34.9%	9
富山	54	144	37.5%	1	52	141	36.9%	1
石川	73	190	38.4%	1	70	192	36.5%	1
福井	44	120	36.7%	5	39	116	33.6%	5
山梨	47	129	36.4%	1	48	129	37.2%	1
長野	146	365	40.0%	2	139	367	37.9%	2
岐阜	84	323	26.0%	4	85	325	26.2%	4
静岡	165	481	34.3%	17	169	477	35.4%	19
愛知	573	1,302	44.0%	18	578	1,313	44.0%	21
三重	93	242	38.4%	2	92	242	38.0%	2
滋賀	80	235	34.0%	5	81	237	34.2%	5
京都	245	586	41.8%	15	247	588	42.0%	15
大阪	765	2,494	30.7%	37	767	2,518	30.5%	36
兵庫	464	1,042	44.5%	11	463	1,058	43.8%	11
奈良	61	205	29.8%	3	61	210	29.0%	3
和歌山	60	165	36.4%	0	61	169	36.1%	0
鳥取	45	90	50.0%	1	46	91	50.5%	1
島根	43	109	39.4%	0	46	112	41.1%	0
岡山	140	368	38.0%	8	138	365	37.8%	9
広島	238	539	44.2%	13	238	548	43.4%	13
山口	76	220	34.5%	2	75	220	34.1%	2
徳島	41	136	30.1%	2	39	134	29.1%	3
香川	68	178	38.2%	0	64	174	36.8%	0
愛媛	68	237	28.7%	2	70	240	29.2%	2
高知	61	113	54.0%	4	65	111	58.6%	4
福岡	404	1,016	39.8%	18	406	1,020	39.8%	18
佐賀	43	121	35.5%	9	42	117	35.9%	9
長崎	61	149	40.9%	2	60	149	40.3%	2
熊本	142	316	44.9%	9	143	315	45.4%	9
大分	53	168	31.5%	4	53	171	31.0%	4
宮崎	71	160	44.4%	2	72	161	44.7%	4
鹿児島	156	311	50.2%	4	150	312	48.1%	5
沖縄	92	229	40.2%	8	89	235	37.9%	8
全国合計	7,571	23,156	32.7%	321	7,566	23,387	32.4%	337

付表 2-3　法律相談援助件数の推移（地方事務所別）

（件）

地方事務所	令和２年度					令和３年度					令和４年度				
	相談件数計	センター相談件数	事務所相談件数	特定援助対象者法律相談件数	簡易援助件数	相談件数計	センター相談件数	事務所相談件数	特定援助対象者法律相談件数	簡易援助件数	相談件数計	センター相談件数	事務所相談件数	特定援助対象者法律相談件数	簡易援助件数
札　幌	9,921	482	9,439	26	101	9,773	433	9,340	23	93	9,678	532	9,146	41	83
函　館	2,366	1,223	1,143	39	39	2,419	1,289	1,130	22	38	2,139	1,140	999	30	45
旭　川	2,396	380	2,016	3	25	2,136	358	1,778	12	32	2,008	442	1,566	4	24
釧　路	2,859	285	2,574	0	83	2,888	272	2,616	0	54	2,713	316	2,397	0	48
青　森	4,158	1,547	2,611	0	77	4,266	1,795	2,471	0	71	4,430	2,339	2,091	3	40
岩　手	1,336	252	1,084	4	10	4,457	1,205	3,252	5	97	4,494	1,349	3,145	12	73
宮　城	4,122	951	3,171	0	10	9,579	4,850	4,729	8	51	9,676	4,991	4,685	9	46
秋　田	3,011	1,064	1,947	7	37	2,997	1,130	1,867	5	34	3,070	1,189	1,881	5	29
山　形	3,926	832	3,094	6	95	3,779	758	3,021	1	75	3,155	710	2,445	2	50
福　島	2,009	341	1,668	5	12	5,315	1,242	4,073	6	48	5,405	1,262	4,143	13	63
茨　城	5,291	341	4,950	5	101	5,954	777	5,177	3	94	6,133	778	5,355	3	97
栃　木	3,335	297	3,038	4	40	3,511	377	3,134	5	40	3,483	671	2,812	13	34
群　馬	3,633	1,813	1,820	6	11	3,073	1,539	1,534	10	5	3,372	1,616	1,756	18	19
埼　玉	13,200	3,475	9,725	26	124	12,980	4,194	8,786	5	78	12,410	3,006	9,404	19	115
千　葉	11,057	330	10,727	20	64	12,786	503	12,283	28	69	12,795	444	12,351	76	101
東　京	35,773	9,041	26,732	67	102	38,297	11,317	26,980	63	139	38,209	13,088	25,121	65	128
神奈川	17,104	5,659	11,445	90	115	18,902	5,737	13,165	128	111	18,814	7,236	11,578	209	95
新　潟	4,841	1,655	3,186	0	29	5,148	2,082	3,066	2	42	5,077	2,120	2,957	1	28
富　山	1,694	674	1,020	12	25	1,662	616	1,046	20	34	1,619	514	1,105	15	42
石　川	2,056	723	1,333	2	25	2,221	813	1,408	4	29	2,211	736	1,475	3	31
福　井	1,508	429	1,079	5	16	1,579	487	1,092	7	13	1,638	606	1,032	17	17
山　梨	3,068	1,630	1,438	7	20	2,520	1,443	1,077	7	37	2,331	1,290	1,041	19	17
長　野	4,510	275	4,235	3	33	3,529	253	3,276	3	24	3,609	491	3,118	2	50
岐　阜	3,376	1,360	2,016	0	40	3,496	1,486	2,010	0	34	3,376	1,440	1,936	0	46
静　岡	6,615	3,737	2,878	5	59	6,775	4,070	2,705	2	53	7,177	4,494	2,683	6	69
愛　知	10,933	4,845	6,088	13	82	11,145	5,009	6,136	11	74	10,793	4,615	6,178	7	83
三　重	2,764	688	2,076	9	38	2,796	784	2,012	13	24	2,685	808	1,877	13	33
滋　賀	2,976	872	2,104	21	27	3,176	985	2,191	19	30	2,996	1,023	1,973	28	24
京　都	6,032	3,020	3,012	63	22	6,132	3,295	2,837	44	20	6,253	3,436	2,817	32	26
大　阪	20,725	9,699	11,026	57	71	22,788	11,830	10,958	56	74	24,502	13,092	11,410	67	45
兵　庫	12,078	5,164	6,914	19	60	12,606	6,400	6,206	29	68	12,121	6,096	6,025	16	66
奈　良	3,677	666	3,011	22	22	4,013	646	3,367	26	26	3,790	459	3,331	21	27
和歌山	2,429	1,271	1,158	14	17	2,234	1,089	1,145	16	20	2,266	1,168	1,098	20	15
鳥　取	1,971	596	1,375	4	20	2,112	755	1,357	0	40	2,171	854	1,317	5	24
島　根	2,223	750	1,473	11	32	2,072	684	1,388	5	19	1,911	707	1,204	10	27
岡　山	4,810	2,024	2,786	44	55	4,705	2,090	2,615	68	52	4,498	1,971	2,527	50	47
広　島	7,876	2,006	5,870	23	80	8,157	2,423	5,734	11	60	7,805	2,496	5,309	38	55
山　口	2,450	691	1,759	6	30	2,727	742	1,985	2	28	2,517	634	1,883	9	38
徳　島	2,315	998	1,317	6	23	2,327	1,114	1,213	3	13	2,151	871	1,280	1	19
香　川	2,278	749	1,529	34	63	2,357	744	1,613	44	51	2,285	860	1,425	29	63
愛　媛	2,734	749	1,985	12	37	2,901	848	2,053	16	39	2,613	666	1,947	13	36
高　知	2,367	1,115	1,252	2	31	2,297	1,112	1,185	5	32	2,365	1,157	1,208	5	36
福　岡	14,078	5,804	8,274	6	159	15,171	6,498	8,673	26	146	15,034	6,545	8,489	20	147
佐　賀	3,154	589	2,565	2	40	3,342	635	2,707	1	49	3,378	575	2,803	0	45
長　崎	4,509	1,631	2,878	15	97	4,118	1,475	2,643	12	98	4,209	1,655	2,554	8	103
熊　本	6,457	1,816	4,641	8	88	6,070	1,677	4,393	1	80	5,052	1,502	3,550	3	78
大　分	3,889	1,603	2,286	7	60	3,902	1,840	2,062	7	61	3,768	1,781	1,987	2	45
宮　崎	3,971	807	3,164	0	98	3,919	1,136	2,783	1	78	3,923	1,086	2,837	5	70
鹿児島	5,031	901	4,130	2	64	5,296	859	4,437	3	63	5,069	902	4,167	0	68
沖　縄	5,968	2,741	3,227	1	83	6,365	3,137	3,228	1	104	6,585	3,233	3,352	12	117
全国合計	290,860	90,591	200,269	743	2,692	312,770	106,833	205,937	789	2,744	309,762	110,992	198,770	999	2,727

（注１）センター相談件数には、指定相談場所での相談及び出張相談（特定援助対象者法律相談援助に係る相談を含む。）・巡回相談の件数を含む。
（注２）特定援助対象者法律相談援助は、平成30年１月24日開始
（注３）令和５年度より、センター相談の内数である「出張相談及び巡回相談件数」を掲載する。

（件）

地方事務所	令和５年度						令和６年度					
	相談件数計	センター相談件数	事務所相談件数	特定援助対象者法律相談件数	出張相談及び巡回相談件数	簡易援助件数	相談件数計	センター相談件数	事務所相談件数	特定援助対象者法律相談件数	出張相談及び巡回相談件数	簡易援助件数
札　幌	10,226	607	9,619	36	556	100	9,474	584	8,890	25	549	102
函　館	2,000	1,044	956	9	90	63	1,955	967	988	9	86	42
旭　川	2,183	445	1,738	1	59	16	1,982	338	1,644	2	54	12
釧　路	2,740	298	2,442	0	35	55	2,495	436	2,059	0	39	55
青　森	4,710	2,575	2,135	0	119	57	4,040	2,051	1,989	1	92	41
岩　手	4,469	1,447	3,022	11	145	80	4,007	1,288	2,719	6	108	66
宮　城	9,364	4,860	4,504	8	121	33	8,960	4,173	4,787	4	96	49
秋　田	2,986	1,187	1,799	6	67	37	3,155	1,228	1,927	8	91	27
山　形	3,185	761	2,424	1	48	59	2,987	710	2,277	0	60	56
福　島	5,599	1,494	4,105	17	124	58	5,026	1,366	3,660	28	105	67
茨　城	5,684	795	4,889	9	50	119	5,417	752	4,665	15	46	125
栃　木	3,250	614	2,636	7	69	39	3,134	563	2,571	10	46	33
群　馬	3,384	1,611	1,773	21	52	19	3,400	1,610	1,790	7	82	28
埼　玉	12,170	2,026	10,144	32	154	96	12,581	2,765	9,816	17	164	109
千　葉	12,267	1,986	10,281	118	365	73	11,530	2,135	9,395	114	318	74
東　京	37,036	14,232	22,804	81	697	141	35,073	14,398	20,675	58	730	143
神奈川	18,179	8,172	10,007	309	456	111	17,678	7,938	9,740	370	468	116
新　潟	5,548	2,415	3,133	0	381	37	6,109	2,552	3,557	0	395	49
富　山	1,966	623	1,343	9	46	34	2,506	629	1,877	16	51	54
石　川	2,679	875	1,804	3	88	16	3,570	1,496	2,074	2	492	26
福　井	1,700	659	1,041	8	54	19	1,697	650	1,047	14	47	22
山　梨	2,394	1,290	1,104	11	56	25	2,059	1,049	1,010	17	44	18
長　野	3,603	501	3,102	2	64	41	3,733	610	3,123	5	123	34
岐　阜	3,322	1,464	1,858	0	83	42	3,356	1,474	1,882	0	81	45
静　岡	7,723	4,687	3,036	4	75	66	7,297	4,235	3,062	1	108	62
愛　知	11,532	5,024	6,508	8	112	89	9,624	3,192	6,432	6	121	85
三　重	2,895	856	2,039	14	36	26	2,666	897	1,769	22	68	25
滋　賀	3,178	1,000	2,178	30	179	29	3,121	1,009	2,112	30	190	49
京　都	6,303	3,371	2,932	41	372	27	6,522	3,442	3,080	59	421	28
大　阪	25,395	13,941	11,454	27	832	68	24,637	12,977	11,660	57	777	66
兵　庫	12,396	5,897	6,499	17	365	69	11,251	4,904	6,347	11	333	72
奈　良	3,826	593	3,233	33	116	29	3,746	592	3,154	32	121	40
和歌山	2,302	1,188	1,114	21	29	23	2,095	1,071	1,024	26	34	21
鳥　取	2,147	869	1,278	4	29	25	2,327	802	1,525	4	45	24
島　根	2,072	675	1,397	7	67	25	1,880	733	1,147	6	65	26
岡　山	4,949	2,180	2,769	108	81	31	4,728	2,100	2,628	106	88	48
広　島	7,896	2,908	4,988	29	304	86	7,158	2,817	4,341	19	342	59
山　口	2,582	746	1,836	10	47	32	2,662	707	1,955	7	51	40
徳　島	2,140	1,011	1,129	2	67	17	1,941	844	1,097	0	54	19
香　川	2,449	938	1,511	41	78	62	2,234	764	1,470	47	91	67
愛　媛	2,430	755	1,675	11	9	39	2,229	575	1,654	4	22	35
高　知	2,436	1,199	1,237	6	19	41	2,375	1,345	1,030	5	37	33
福　岡	15,047	6,543	8,504	23	448	135	14,378	5,997	8,381	13	436	115
佐　賀	3,023	603	2,420	1	40	51	3,141	615	2,526	1	36	44
長　崎	4,152	1,584	2,568	9	113	101	3,742	1,326	2,416	9	145	109
熊　本	5,304	1,554	3,750	7	78	73	5,357	1,846	3,511	2	79	55
大　分	3,802	1,863	1,939	1	66	45	3,764	1,841	1,923	5	72	37
宮　崎	4,104	993	3,111	28	44	87	4,128	1,029	3,099	14	61	102
鹿児島	4,921	864	4,057	2	49	64	4,635	907	3,728	6	60	36
沖　縄	6,498	3,091	3,407	9	35	128	6,337	2,979	3,358	10	33	135
全国合計	312,146	116,914	195,232	1,192	7,669	2,838	299,899	111,308	188,591	1,230	8,257	2,825

付表 2-4　令和６年度法律相談援助の事件別内訳（地方事務所別）

（件）

地方事務所	合計	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売事件	ハーグ条約事件	その他の事件
		損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
札　幌	9,474	617	520	1,137	355	1,323	923	2,246	267	7	3,045	2,103	5,148	37	0	277
函　館	1,955	106	121	227	78	269	347	616	51	0	576	358	934	16	1	32
旭　川	1,982	208	86	294	36	312	216	528	68	1	449	506	955	15	0	85
釧　路	2,495	158	140	298	48	475	292	767	64	0	530	742	1,272	6	0	40
青　森	4,040	301	295	596	180	579	536	1,115	146	2	1,219	690	1,909	29	0	63
岩　手	4,007	244	331	575	147	640	638	1,278	172	8	989	684	1,673	30	0	124
宮　城	8,960	755	762	1,517	369	1,354	1,218	2,572	484	23	1,808	1,858	3,666	27	0	302
秋　田	3,155	274	277	551	154	502	409	911	106	4	707	569	1,276	32	0	121
山　形	2,987	235	210	445	73	602	325	927	91	2	727	611	1,338	37	0	74
福　島	5,026	543	592	1,135	157	794	663	1,457	215	1	892	1,071	1,963	11	0	87
茨　城	5,417	322	364	686	162	884	527	1,411	184	0	1,562	1,261	2,823	12	0	139
栃　木	3,134	190	170	360	77	435	239	674	91	4	746	1,074	1,820	14	0	94
群　馬	3,400	263	150	413	75	647	302	949	138	8	1,036	617	1,653	25	0	139
埼　玉	12,581	810	596	1,406	453	2,195	1,207	3,402	395	4	3,993	2,498	6,491	74	0	356
千　葉	11,530	722	557	1,279	418	1,669	1,212	2,881	381	5	3,776	2,451	6,227	50	0	289
東　京	35,073	3,443	2,261	5,704	2,080	4,199	3,034	7,233	1,607	17	9,579	6,744	16,323	152	3	1,954
神奈川	17,678	1,086	914	2,000	810	2,553	1,873	4,426	442	17	6,219	3,244	9,463	66	0	454
新　潟	6,109	549	408	957	234	1,018	719	1,737	256	2	1,139	1,469	2,608	20	0	295
富　山	2,506	268	308	576	171	447	400	847	136	2	284	362	646	28	0	100
石　川	3,570	340	329	669	419	552	540	1,092	134	10	330	579	909	13	0	324
福　井	1,697	104	154	258	63	371	266	637	47	3	269	328	597	6	0	86
山　梨	2,059	163	116	279	73	445	223	668	107	7	491	391	882	12	0	31
長　野	3,733	402	315	717	119	760	329	1,089	134	5	882	613	1,495	44	0	130
岐　阜	3,356	256	204	460	124	594	322	916	102	15	863	785	1,648	17	0	74
静　岡	7,297	666	499	1,165	276	1,261	697	1,958	284	3	1,887	1,473	3,360	39	1	211
愛　知	9,624	759	590	1,349	344	1,543	834	2,377	369	5	2,785	2,009	4,794	69	0	317
三　重	2,666	161	131	292	71	474	236	710	109	0	844	566	1,410	6	0	68
滋　賀	3,121	300	213	513	118	656	392	1,048	125	8	564	591	1,155	16	0	138
京　都	6,522	714	419	1,133	334	913	918	1,831	222	3	1,429	1,097	2,526	41	0	432
大　阪	24,637	2,250	1,568	3,818	878	2,780	1,763	4,543	1,269	15	8,991	4,068	13,059	138	0	917
兵　庫	11,251	915	653	1,568	338	1,653	1,092	2,745	367	5	3,401	2,392	5,793	73	0	362
奈　良	3,746	309	301	610	118	600	547	1,147	171	0	923	601	1,524	19	1	156
和歌山	2,095	163	132	295	99	343	249	592	69	1	595	384	979	10	0	50
鳥　取	2,327	206	128	334	57	454	231	685	98	0	348	682	1,030	18	0	105
島　根	1,880	147	170	317	62	370	249	619	77	4	343	356	699	14	0	88
岡　山	4,728	461	479	940	179	691	668	1,359	257	1	1,057	721	1,778	53	0	161
広　島	7,158	644	576	1,220	260	1,314	702	2,016	312	6	1,929	1,065	2,994	74	1	275
山　口	2,662	205	213	418	63	414	270	684	102	1	585	659	1,244	26	0	124
徳　島	1,941	155	144	299	62	328	211	539	65	0	490	382	872	22	0	82
香　川	2,234	180	124	304	58	362	276	638	63	0	769	331	1,100	20	0	51
愛　媛	2,229	167	160	327	59	354	228	582	79	0	620	470	1,090	17	0	75
高　知	2,375	223	161	384	85	359	253	612	65	2	598	555	1,153	5	0	69
福　岡	14,378	969	989	1,958	571	1,884	1,446	3,330	419	2	4,827	2,930	7,757	121	0	220
佐　賀	3,141	248	187	435	62	508	333	841	159	1	893	604	1,497	26	0	120
長　崎	3,742	307	299	606	166	550	518	1,068	77	0	981	693	1,674	44	3	104
熊　本	5,357	393	479	872	161	816	606	1,422	177	12	970	1,587	2,557	21	0	135
大　分	3,764	409	249	658	104	642	360	1,002	113	2	1,067	761	1,828	4	0	53
宮　崎	4,128	296	297	593	123	589	491	1,080	109	4	1,171	901	2,072	27	0	120
鹿児島	4,635	356	409	765	230	719	638	1,357	97	1	1,337	698	2,035	35	0	115
沖　縄	6,337	502	522	1,024	426	789	784	1,573	193	13	970	1,864	2,834	41	0	233
全国合計	299,899	24,464	20,272	44,736	12,179	44,985	31,752	76,737	11,265	236	82,485	60,048	142,533	1,752	10	10,451
割合		8.2%	6.8%	14.9%	4.1%	15.0%	10.6%	25.6%	3.8%	0.1%	27.5%	20.0%	47.5%	0.6%	0.0%	3.5%

付表 2-5　代理援助・書類作成援助件数の推移（地方事務所別）

（件）

地方事務所	代理援助					書類作成援助				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
札幌	4,965	4,789	4,370	4,768	4,429	98	106	102	121	139
函館	923	862	818	780	774	6	3	0	2	1
旭川	874	802	736	809	766	6	13	6	5	5
釧路	956	994	886	937	803	9	6	11	7	12
青森	1,265	1,240	1,255	1,337	1,262	15	6	4	7	10
岩手	1,111	1,009	1,090	1,110	1,041	57	45	48	58	43
宮城	2,756	2,550	2,478	2,617	2,881	9	19	14	11	3
秋田	764	727	782	790	779	25	14	15	9	14
山形	1,054	985	887	885	985	2	4	1	1	0
福島	1,185	1,158	1,188	1,248	1,280	17	18	14	17	24
茨城	1,448	1,356	1,445	1,465	1,321	12	14	23	14	9
栃木	1,084	1,126	1,104	1,160	1,088	7	6	15	18	18
群馬	1,237	1,105	1,127	1,175	1,170	38	34	30	25	42
埼玉	4,905	4,686	4,517	4,754	4,657	88	59	83	85	62
千葉	4,131	4,237	4,225	4,289	4,191	46	51	55	55	57
東京	13,850	13,565	13,589	14,014	13,044	103	115	93	223	148
神奈川	6,762	6,842	7,087	6,834	7,185	277	313	327	323	315
新潟	1,736	1,737	1,576	1,597	1,664	107	80	82	99	135
富山	469	439	498	536	479	17	17	31	25	26
石川	815	808	803	812	689	21	19	16	14	10
福井	557	502	495	542	508	9	7	6	2	4
山梨	638	573	563	574	558	6	7	6	3	1
長野	1,282	1,127	1,072	1,265	1,183	30	23	27	19	31
岐阜	953	977	902	867	864	8	12	11	8	6
静岡	2,121	2,040	2,065	2,224	2,137	228	237	221	231	150
愛知	4,223	3,780	3,771	3,982	3,949	139	133	110	108	177
三重	877	873	806	914	934	50	33	34	38	46
滋賀	1,038	998	960	1,028	1,063	37	38	59	54	55
京都	2,368	2,220	2,129	2,324	2,317	217	280	269	238	235
大阪	10,086	9,982	10,008	10,385	10,539	478	459	376	452	479
兵庫	4,318	4,116	4,039	4,318	3,856	415	385	375	383	364
奈良	1,263	1,313	1,293	1,226	1,238	27	16	17	22	28
和歌山	803	685	722	779	662	11	17	9	11	14
鳥取	620	589	597	529	669	4	1	2	2	1
島根	634	542	498	484	484	2	2	1	4	2
岡山	1,498	1,403	1,464	1,660	1,552	56	46	68	64	92
広島	2,657	2,650	2,413	2,426	2,417	52	42	38	58	55
山口	807	853	777	846	863	22	20	13	13	7
徳島	687	676	648	662	558	26	21	26	19	16
香川	614	653	636	659	680	6	2	3	2	1
愛媛	648	632	626	615	542	19	16	17	20	10
高知	630	612	557	606	565	55	45	31	26	21
福岡	5,411	5,977	5,494	5,587	5,539	296	301	232	263	226
佐賀	871	875	851	773	820	20	13	20	31	25
長崎	1,100	1,159	1,164	1,160	1,094	16	15	18	21	14
熊本	1,444	1,565	1,384	1,483	1,543	37	32	27	43	56
大分	1,013	980	988	1,012	975	9	8	9	4	7
宮崎	1,384	1,260	1,232	1,343	1,407	29	20	17	29	25
鹿児島	1,507	1,597	1,517	1,461	1,462	92	87	76	63	59
沖縄	1,288	1,252	1,462	1,425	1,288	120	133	170	176	143
全国合計	105,630	103,478	101,594	105,076	102,754	3,476	3,393	3,258	3,526	3,423

付表 2-6　令和６年度代理援助の事件別内訳（地方事務所別）

（件）

地方事務所	合計	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売事件	ハーグ条約事件	その他の事件
		損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
札　幌	4,429	147	122	269	55	684	471	1,155	47	23	2,284	502	2,786	57	0	37
函　館	774	23	9	32	7	93	130	223	7	1	399	88	487	9	0	8
旭　川	766	48	22	70	9	135	91	226	7	2	321	118	439	8	0	5
釧　路	803	32	19	51	3	120	90	210	6	4	404	108	512	10	0	7
青　森	1,262	55	22	77	8	190	107	297	13	3	672	170	842	17	0	5
岩　手	1,041	27	25	52	4	190	77	267	8	4	583	101	684	20	0	2
宮　城	2,881	185	87	272	37	514	216	730	50	14	1,399	320	1,719	37	0	22
秋　田	779	38	18	56	12	103	50	153	4	3	451	89	540	8	0	3
山　形	985	71	45	116	9	197	72	269	10	2	423	132	555	20	0	4
福　島	1,280	65	36	101	7	273	162	435	23	5	532	147	679	24	0	6
茨　城	1,321	40	26	66	6	210	85	295	16	10	749	146	895	31	0	2
栃　木	1,088	57	34	91	11	164	67	231	14	5	573	144	717	12	0	7
群　馬	1,170	51	28	79	14	274	104	378	17	10	508	128	636	23	0	13
埼　玉	4,657	128	66	194	58	813	412	1,225	32	41	2,492	512	3,004	84	0	19
千　葉	4,191	104	54	158	41	630	387	1,017	32	33	2,407	425	2,832	67	0	11
東　京	13,044	591	315	906	287	2,065	1,063	3,128	166	73	6,639	1,480	8,119	195	2	168
神奈川	7,185	215	145	360	126	1,125	869	1,994	48	47	3,585	863	4,448	128	0	34
新　潟	1,664	86	31	117	25	306	201	507	28	6	712	238	950	21	0	10
富　山	479	30	11	41	5	119	54	173	8	7	185	47	232	9	0	4
石　川	689	33	21	54	10	218	82	300	7	8	220	66	286	23	0	1
福　井	508	28	18	46	4	139	68	207	5	1	181	57	238	5	0	2
山　梨	558	37	15	52	4	135	50	185	4	3	247	59	306	3	0	1
長　野	1,183	63	34	97	19	277	100	377	16	6	491	147	638	22	0	8
岐　阜	864	38	17	55	8	147	64	211	6	2	464	99	563	13	0	6
静　岡	2,137	112	56	168	19	402	166	568	17	5	1,028	291	1,319	35	0	6
愛　知	3,949	181	86	267	44	788	329	1,117	52	22	1,917	405	2,322	90	0	35
三　重	934	52	22	74	6	133	79	212	9	6	471	111	582	21	0	24
滋　賀	1,063	54	31	85	15	225	150	375	14	11	441	95	536	21	0	6
京　都	2,317	123	67	190	48	402	403	805	28	25	940	233	1,173	30	0	18
大　阪	10,539	573	283	856	156	1,305	853	2,158	125	82	5,568	1,377	6,945	157	3	57
兵　庫	3,856	173	106	279	44	645	391	1,036	41	18	1,874	489	2,363	57	0	18
奈　良	1,238	65	25	90	16	244	176	420	10	5	518	144	662	22	0	13
和歌山	662	46	15	61	4	133	67	200	5	6	284	79	363	19	0	4
鳥　取	669	40	19	59	3	156	77	233	13	2	266	70	336	12	0	11
島　根	484	24	10	34	7	99	53	152	2	4	206	72	278	6	0	1
岡　山	1,552	95	52	147	11	291	234	525	15	12	677	133	810	25	0	7
広　島	2,417	128	67	195	22	534	192	726	37	23	1,059	244	1,303	56	0	55
山　口	863	50	20	70	10	149	82	231	14	5	419	94	513	17	0	3
徳　島	558	18	12	30	8	129	51	180	9	2	238	70	308	15	0	6
香　川	680	28	16	44	5	120	58	178	9	5	360	65	425	9	0	5
愛　媛	542	24	11	35	2	79	29	108	5	0	329	54	383	6	0	3
高　知	565	26	18	44	2	96	43	139	8	5	290	64	354	8	0	5
福　岡	5,539	219	160	379	64	867	551	1,418	52	34	2,693	778	3,471	87	0	34
佐　賀	820	34	17	51	6	154	73	227	4	4	418	87	505	13	0	10
長　崎	1,094	38	24	62	3	163	191	354	7	8	548	94	642	16	0	2
熊　本	1,543	54	38	92	18	271	146	417	20	7	747	214	961	16	0	12
大　分	975	44	15	59	5	199	68	267	9	10	520	89	609	14	0	2
宮　崎	1,407	51	37	88	15	185	124	309	12	9	763	196	959	13	0	2
鹿児島	1,462	40	58	98	23	243	161	404	12	11	654	220	874	13	0	27
沖　縄	1,288	60	51	111	19	220	152	372	16	15	532	177	709	25	0	21
全国合計	102,754	4,544	2,536	7,080	1,344	17,353	9,971	27,324	1,119	649	50,681	12,131	62,812	1,649	5	772
割合		4.4%	2.5%	6.9%	1.3%	16.9%	9.7%	26.6%	1.1%	0.6%	49.3%	11.8%	61.1%	1.6%	0.0%	0.8%

付表 2-7　令和６年度代理援助の事件結果別内訳（地方事務所別）

（件）

担当事務所	合計	判決	和解成立	調停成立	免責決定	示談成立	調停不成立	過払金回収	審判	認可決定	申述受理	和解不成立	示談不成立	個別契約解除	辞任解任	その他
札　幌	4,919	155	156	400	2,006	446	97	0	281	48	83	0	14	38	291	904
函　館	774	21	21	52	356	53	11	0	69	9	14	0	6	4	48	110
旭　川	747	20	78	59	265	17	5	0	74	7	10	0	2	1	51	158
釧　路	936	18	78	61	404	17	13	1	40	18	22	2	14	1	49	198
青　森	1,252	40	127	77	533	21	19	0	61	26	29	0	22	11	68	218
岩　手	1,094	23	73	109	535	25	19	0	55	20	23	0	4	0	48	160
宮　城	2,853	104	247	228	1,020	99	57	3	103	34	35	1	48	124	215	535
秋　田	696	15	60	51	365	13	9	0	14	20	1	0	2	5	37	104
山　形	913	24	118	90	325	22	14	0	37	22	7	0	7	0	54	193
福　島	1,298	57	103	158	451	49	33	0	69	24	12	1	16	17	76	232
茨　城	1,485	38	76	96	686	88	28	0	64	19	16	0	4	6	125	239
栃　木	1,101	33	116	78	484	9	12	0	33	21	6	4	4	61	76	164
群　馬	1,105	43	98	129	405	15	28	0	30	13	7	0	1	0	61	275
埼　玉	4,946	175	254	436	1,897	258	130	0	237	30	80	0	24	66	386	973
千　葉	4,569	124	242	313	1,946	164	79	1	274	35	67	0	12	33	380	899
東　京	13,207	506	650	898	4,826	1,012	284	6	585	43	190	1	119	93	1,242	2,752
神奈川	6,751	188	612	514	2,366	133	152	3	492	46	115	2	53	94	708	1,273
新　潟	1,765	50	190	198	653	96	23	0	109	35	23	0	38	2	7	341
富　山	450	21	22	55	152	31	15	0	47	6	1	0	4	1	27	68
石　川	787	36	50	119	238	19	28	0	73	5	6	0	3	0	38	172
福　井	541	16	40	59	169	4	7	0	32	7	3	0	0	0	14	190
山　梨	579	13	37	37	186	6	11	0	34	4	6	0	1	0	8	236
長　野	1,110	38	137	160	403	39	14	0	59	16	13	0	3	1	24	203
岐　阜	835	15	71	95	332	16	14	0	27	16	9	1	7	37	66	129
静　岡	2,096	59	221	178	810	112	37	2	106	16	18	1	20	8	151	357
愛　知	3,907	144	171	360	1,669	207	101	0	234	18	60	1	35	24	170	713
三　重	903	42	43	84	419	42	17	1	48	8	3	0	10	0	23	163
滋　賀	1,047	46	78	101	365	46	29	0	93	13	10	0	6	0	1	259
京　都	2,302	116	185	205	759	100	76	1	263	15	44	0	21	3	73	441
大　阪	10,534	389	531	627	4,333	466	168	2	490	70	142	3	191	73	626	2,423
兵　庫	3,820	130	217	304	1,478	242	94	1	254	43	59	0	82	10	162	744
奈　良	1,210	47	54	132	399	90	25	3	103	10	38	0	16	3	25	265
和歌山	775	29	62	91	269	54	30	0	32	13	8	0	18	2	28	139
鳥　取	597	15	25	73	196	70	12	0	36	10	22	0	6	1	12	119
島　根	482	11	54	63	186	19	6	1	23	5	4	0	13	0	19	78
岡　山	1,641	76	119	183	593	26	22	0	176	11	18	0	8	1	32	376
広　島	2,592	110	188	330	875	96	72	0	172	12	15	0	17	4	156	545
山　口	835	39	72	82	358	19	19	0	39	11	8	0	3	2	37	146
徳　島	671	33	35	89	222	33	25	1	51	10	5	0	14	3	31	119
香　川	639	14	34	61	279	39	5	0	32	7	0	0	9	0	40	119
愛　媛	568	27	37	29	273	29	12	0	37	7	1	0	3	0	42	71
高　知	615	36	47	44	250	16	7	1	26	14	0	0	11	8	38	117
福　岡	5,676	186	141	361	2,116	395	111	1	425	64	78	0	37	117	429	1,215
佐　賀	742	20	35	52	306	51	21	0	55	13	7	0	6	2	43	131
長　崎	1,150	25	36	75	459	75	27	0	82	23	22	0	10	0	85	231
熊　本	1,449	51	148	155	504	46	17	1	65	15	12	0	0	0	100	335
大　分	1,016	39	29	96	481	72	21	0	60	13	2	0	1	5	40	157
宮　崎	1,370	26	103	74	561	20	30	0	93	19	7	1	22	5	99	310
鹿児島	1,391	46	119	137	493	63	20	1	48	10	25	0	11	14	86	318
沖　縄	1,422	66	98	138	427	91	28	2	91	8	6	0	43	1	83	340
全国合計	104,163	3,595	6,538	8,596	40,083	5,171	2,134	32	6,033	982	1,392	18	1,021	881	6,730	20,957
割合		3.5%	6.3%	8.3%	38.5%	5.0%	2.0%	0.0%	5.8%	0.9%	1.3%	0.0%	1.0%	0.8%	6.5%	20.1%

付表 2-8　令和６年度書類作成援助の事件別内訳（地方事務所別）

（件）

地方事務所	合計	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売事件	ハーグ条約事件	その他の事件
		損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
札　幌	139	1	0	1	0	0	105	105	0	0	32	0	32	0	0	1
函　館	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
旭　川	5	0	0	0	0	0	3	3	1	0	1	0	1	0	0	0
釧　路	12	0	0	0	0	1	9	10	0	0	2	0	2	0	0	0
青　森	10	0	1	1	0	0	0	0	0	0	9	0	9	0	0	0
岩　手	43	0	2	2	0	0	8	8	0	0	33	0	33	0	0	0
宮　城	3	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0	2	0	0	0
秋　田	14	0	0	0	0	0	4	4	0	0	10	0	10	0	0	0
山　形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福　島	24	0	0	0	0	0	7	7	0	0	17	0	17	0	0	0
茨　城	9	0	0	0	0	1	2	3	0	0	6	0	6	0	0	0
栃　木	18	0	0	0	0	0	2	2	0	0	15	1	16	0	0	0
群　馬	42	0	0	0	0	0	6	6	0	0	36	0	36	0	0	0
埼　玉	62	1	0	1	0	0	15	15	0	0	46	0	46	0	0	0
千　葉	57	0	0	0	0	1	43	44	0	1	12	0	12	0	0	0
東　京	148	0	1	1	1	1	32	33	0	0	113	0	113	0	0	0
神奈川	315	1	1	2	0	1	130	131	0	0	181	1	182	0	0	0
新　潟	135	0	0	0	0	0	110	110	0	0	25	0	25	0	0	0
富　山	26	0	0	0	0	0	21	21	0	0	5	0	5	0	0	0
石　川	10	0	0	0	1	0	3	3	0	0	6	0	6	0	0	0
福　井	4	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
山　梨	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
長　野	31	0	0	0	0	0	2	2	0	0	26	3	29	0	0	0
岐　阜	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	6	0	0	0
静　岡	150	0	1	1	0	0	40	40	0	0	107	1	108	0	0	1
愛　知	177	0	1	1	0	0	38	38	0	0	138	0	138	0	0	0
三　重	46	0	0	0	0	0	12	12	0	0	31	3	34	0	0	0
滋　賀	55	0	0	0	0	0	43	43	1	2	9	0	9	0	0	0
京　都	235	0	0	0	0	0	194	194	0	0	39	2	41	0	0	0
大　阪	479	1	4	5	0	0	271	271	0	0	202	0	202	1	0	0
兵　庫	364	0	0	0	0	1	284	285	0	0	74	5	79	0	0	0
奈　良	28	0	0	0	0	0	11	11	0	0	16	1	17	0	0	0
和歌山	14	0	0	0	0	0	3	3	0	0	11	0	11	0	0	0
鳥　取	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島　根	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0
岡　山	92	0	0	0	0	0	64	64	0	0	25	3	28	0	0	0
広　島	55	0	0	0	0	1	24	25	0	0	29	0	29	0	0	1
山　口	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0	0	0
徳　島	16	0	0	0	0	0	6	6	0	0	10	0	10	0	0	0
香　川	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛　媛	10	0	0	0	0	0	3	3	0	0	7	0	7	0	0	0
高　知	21	0	0	0	0	0	1	1	0	1	19	0	19	0	0	0
福　岡	226	0	0	0	0	1	98	99	0	1	118	8	126	0	0	0
佐　賀	25	0	0	0	0	0	10	10	0	0	12	3	15	0	0	0
長　崎	14	0	0	0	0	0	6	6	0	0	7	1	8	0	0	0
熊　本	56	0	0	0	0	0	18	18	0	0	38	0	38	0	0	0
大　分	7	0	0	0	0	0	4	4	0	0	3	0	3	0	0	0
宮　崎	25	0	1	1	0	0	15	15	0	0	9	0	9	0	0	0
鹿児島	59	0	0	0	0	0	34	34	0	0	25	0	25	0	0	0
沖　縄	143	0	1	1	1	0	12	12	0	1	128	0	128	0	0	0
全国合計	3,423	4	14	18	4	8	1,700	1,708	2	6	1,648	33	1,681	1	0	3
割合		0.1%	0.4%	0.5%	0.1%	0.2%	49.7%	49.9%	0.1%	0.2%	48.1%	1.0%	49.1%	0.0%	0.0%	0.1%

3. 国選弁護等関連業務

3－1　令和６年度における業務の概況

被疑者国選弁護人制度とは、勾留された（勾留状を発付された）被疑者が貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、国（裁判所）が弁護人（被疑者国選弁護人）を選任する制度である。法テラスは、平成18年10月の同制度開始当初から、被疑者国選弁護人を選任するための役割（被疑者国選弁護人候補者の指名通知業務）を担ってきた。

制度開始時点の被疑者国選弁護の対象事件は、殺人や現住建造物等放火などの重大事件（死刑又は無期若しくは短期１年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件）に限られていたが、平成21年５月21日（裁判員制度施行と同日）に、対象事件が拡大（死刑又は無期若しくは長期３年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件。窃盗や詐欺等も該当）され、対象事件数は約10倍に増加した。さらに、平成30年６月１日には、勾留状が発付された全ての被疑事件にまで対象事件が拡大された。

また、法テラスでは、特に迅速な選任が要請される被疑者国選弁護事件については、原則数時間以内、遅くとも24時間以内に指名通知を行う運用をしており、99.0%以上の事件で24時間以内に指名通知を行っている。

令和６年度も、迅速な指名通知を行うための体制整備や運用改善に努め、99.8%の事件について24時間以内に指名通知を行った。

3－2　国選弁護関連業務

（1）業務の概要

法テラスは、国選弁護事件に関し、①国選弁護人になろうとする弁護士との契約締結、②個別の事件における国選弁護人候補者の指名及び裁判所、裁判長又は裁判官（以下「裁判所等」という。）への通知、③国選弁護人に対する報酬及び費用の算定並びに支払等の業務を行っている。

（2）国選弁護制度

国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された者（被疑者）や起訴された者（被告人）が、貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、本人の請求又は法律の規定により、裁判所等が弁護人を選任する制度である。

統計年報によれば、令和６年に国選弁護人が選任された割合は、勾留状が発付された被疑事件については86.8%（注1）、被告事件については、地裁事件で85.6%、簡裁事件で91.7%（注2）であった。

平成18年９月以前は、被告人のみに国選弁護人が選任されていたが、同年10月からは、被疑者についても、殺人や現住建造物等放火、傷害致死、強盗など、一定の重い刑罰が定められている事件（死刑又は無期若しくは短期１年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件）に関して国選弁護人が選任されることとされた。さらに、平成21年５月21日からは、被疑者国選弁護事件の対象範囲が拡大され、窃盗や傷害、詐欺など（死刑又は無期若しくは長期３年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件）の被疑者についても国選弁護人が選任されることとされた（いずれも、被疑者に勾留状が発付されている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができず、かつ、その被疑者から請求があった場合）。

平成30年６月１日以降の被疑者国選弁護事件の対象は、勾留状が発付された全ての事件に拡大されることとなり、暴行、住居侵入など従前の被疑者国選対象事件より軽い法定刑の事件に関しても国選弁護人が選任されることになった。

（注１）令和６年検察統計年報及び令和６年司法統計年報の数値を基に算出

（注２）令和６年司法統計年報の数値を基に算出。弁護人がついた被告人数に対し、国選弁護人が選任された被告人数の割合

資料 3-1　国選弁護等関連業務の概要

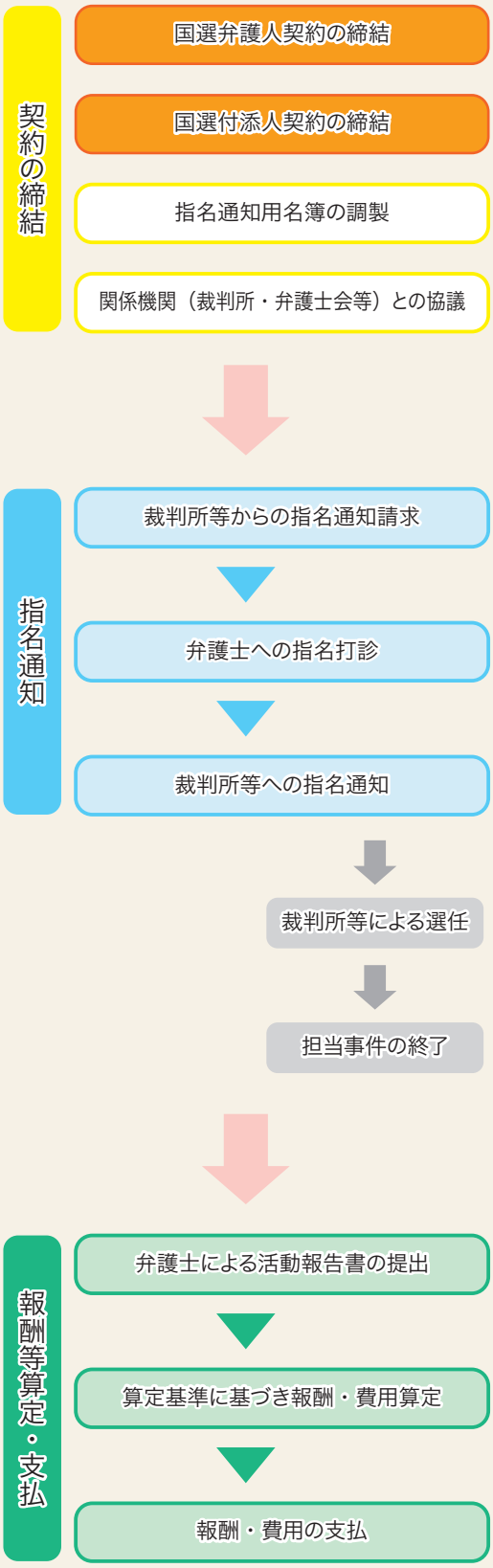

資料 3-2　勾留状が発付された被疑事件のうち国選弁護人が選任された割合

＜被疑者＞

	勾留状発付数 ①	選任数 ②	②／①
令和6年	91,358	79,291	86.8%

（注）①は令和６年検察統計年報、②は令和６年司法統計年報を基に作成

資料 3-3　通常第一審事件のうち国選弁護人が選任された割合

＜被告人＞

		終局総人員 ①	うち弁護人のついた被告人 ②	うち国選 ③	③／②
令和６年	地裁	47,558	47,220	40,410	85.6%
	簡裁	2,732	2,668	2,447	91.7%

（注）①～③はいずれも令和６年司法統計年報を基に作成

資料 3-4　刑事事件の流れと国選弁護制度

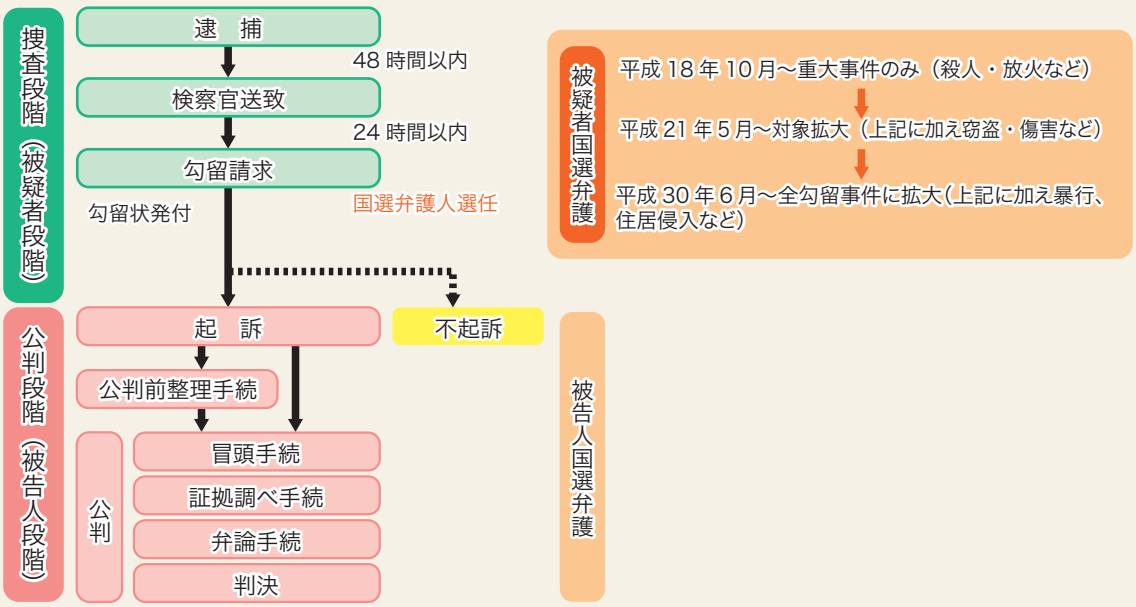

資料 3-5　被疑者国選弁護事件の対象範囲

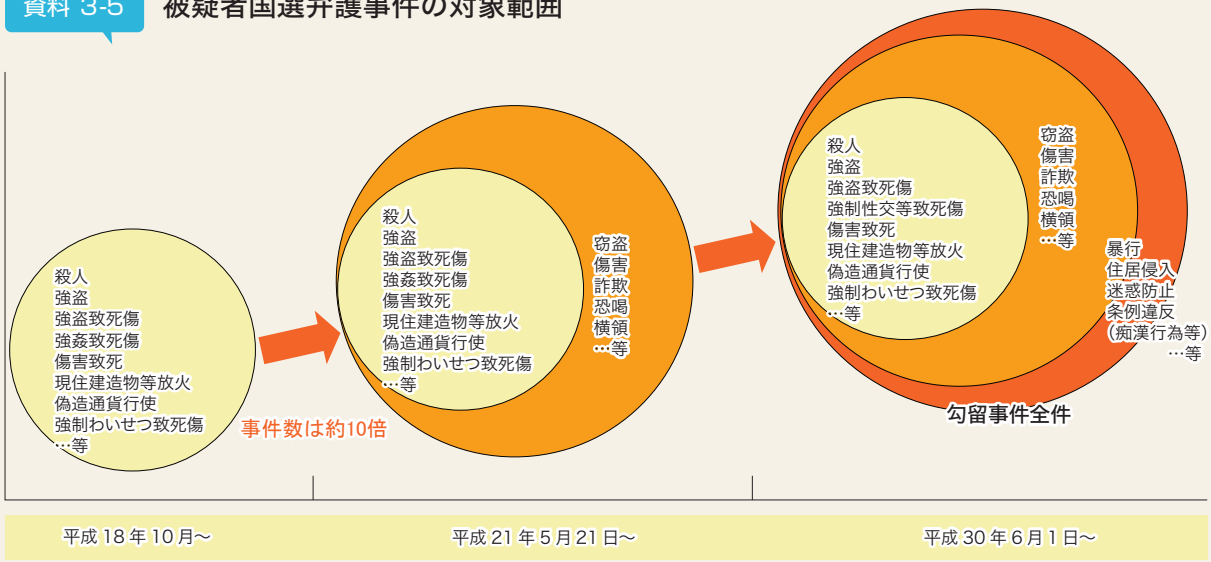

（注）令和５年７月の改正刑法施行により、罪名は以下のとおり変更となった。
強制性交等致死傷→不同意性交等致死傷、強制わいせつ致死傷→不同意わいせつ致死傷

（３）弁護士との国選弁護人契約の締結

ア　契約の種類

平成18年10月以降、裁判所等は、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁護士を「国選弁護人契約弁護士」という。）の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約（一般国選弁護人契約）と、法テラスに勤務して給与の支払を受ける契約（勤務契約）の２種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士（常勤弁護士）である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約と、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の２種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

イ　契約の方式

法テラスは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款（平成18年５月25日法務大臣認可。その後複数回変更があり、令和６年３月28日法務大臣認可版が現在の最新版。以下「国選弁護人契約約款」という。）によらなければならない。国選弁護人契約約款は、国選弁護に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補者の指名通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準と、その支払に関する事項並びに契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

国選弁護人契約弁護士の数は、各弁護士会の協力を得て増加し、令和７年４月１日時点で32,049名となっており、これは全国の弁護士数の約68.2%に当たる。

資料 3-6　国選弁護人契約弁護士数・契約率の推移

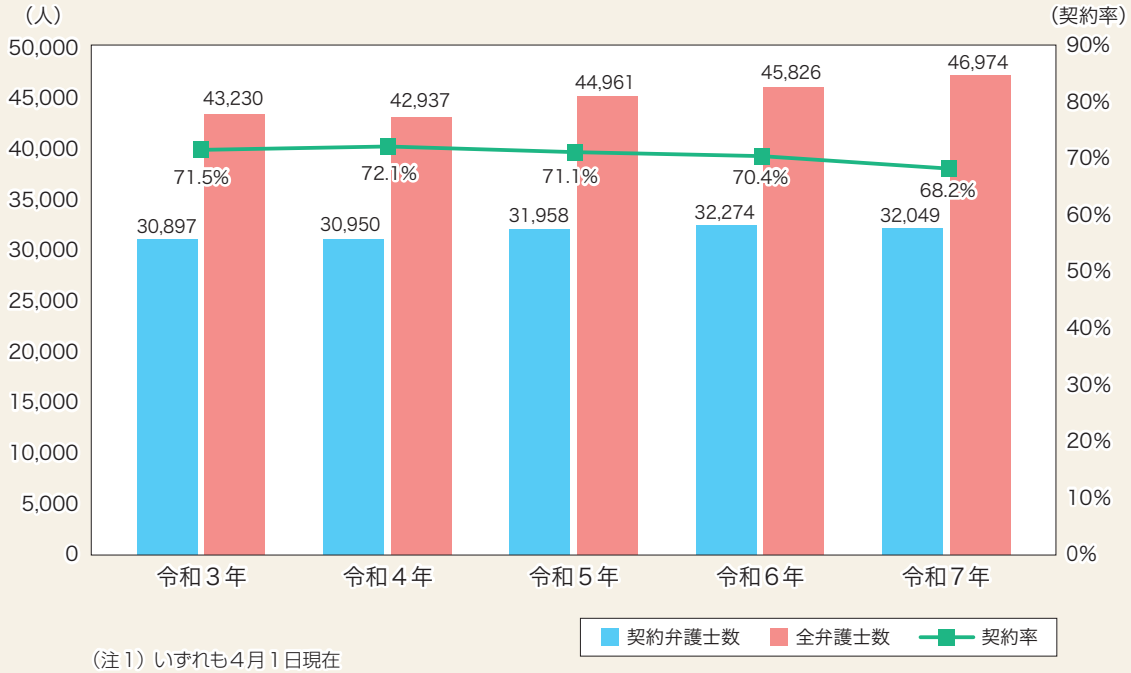

（注１）いずれも４月１日現在
（注２）契約弁護士数には、常勤弁護士を含む。
（注３）令和7年4月1日時点の契約弁護士数が減少した理由は、司法修習の終了時期及び弁護士名簿への一斉登録時期が令和7年3月下旬となったことの影響で、同日までに法テラスとの契約にまで至らなかった者が多数いたためと考えられる。

（４）国選弁護人候補の指名通知

法テラスの地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実に行うため、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名通知を行うために用いる名簿の整備である。法テラスは、全ての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じ、被疑者国選弁護事件用名簿、被告人国選弁護事件用名簿等の名簿を調製している。

「遅滞のない指名通知」とは、具体的に、地方事務所において、裁判所との協議により、被疑者国選弁護事件については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内、被告人国選弁護事件については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内に指名通知を行う運用である。なお、被疑者国選弁護事件については、土・日・祝日においても指名通知業務を行っている。

裁判所等から指名通知の請求があった被疑者国選弁護事件のうち、24時間以内に指名通知した割合は、平成22年以降、常に99.0%以上の高い割合を維持しており、令和６年度においても、99.8%と極めて高い割合となっている。

資料 3-7　被疑者国選弁護事件のうち24時間以内に指名通知をした割合

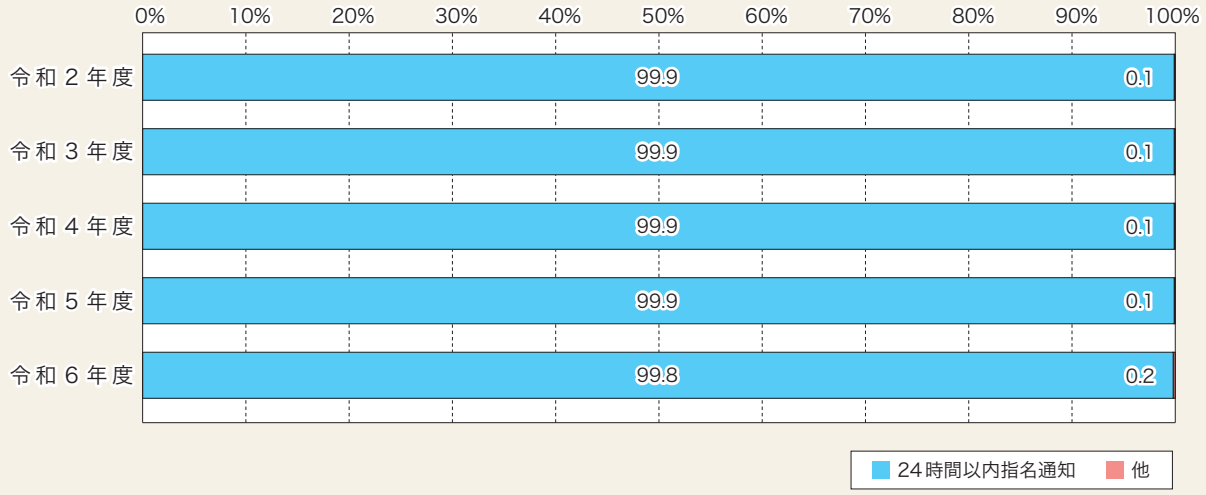

一般国選弁護人契約弁護士について指名通知業務を行う場合は、指名通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認した上で、国選弁護人候補者として指名し、裁判所等に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

令和６年４月から令和７年３月までの受理件数は、被疑者国選弁護事件は81,893件、被告人国選弁護事件は50,664件（合計132,557件）であった。１か月当たりの平均件数は、被疑者国選弁護事件は約6,824件、被告人国選弁護事件は約4,222件（合計約11,046件）であり、前年度における１か月当たりの平均件数から被疑者国選弁護事件は約114件、被告人国選弁護事件は約275件増加した。

被疑者国選弁護事件については令和元年を境に緩やかな減少傾向が続いていたが、令和４年度に増加に転じ、令和６年度も前年度より約1.7%の増加となった。被告人国選弁護事件については、平成21年度以降緩やかな減少傾向が続いていたが、令和５年度に増加に転じ、令和６年度は前年度より約7.0%増加した。

資料 3-8　被疑者国選弁護事件受理件数の推移

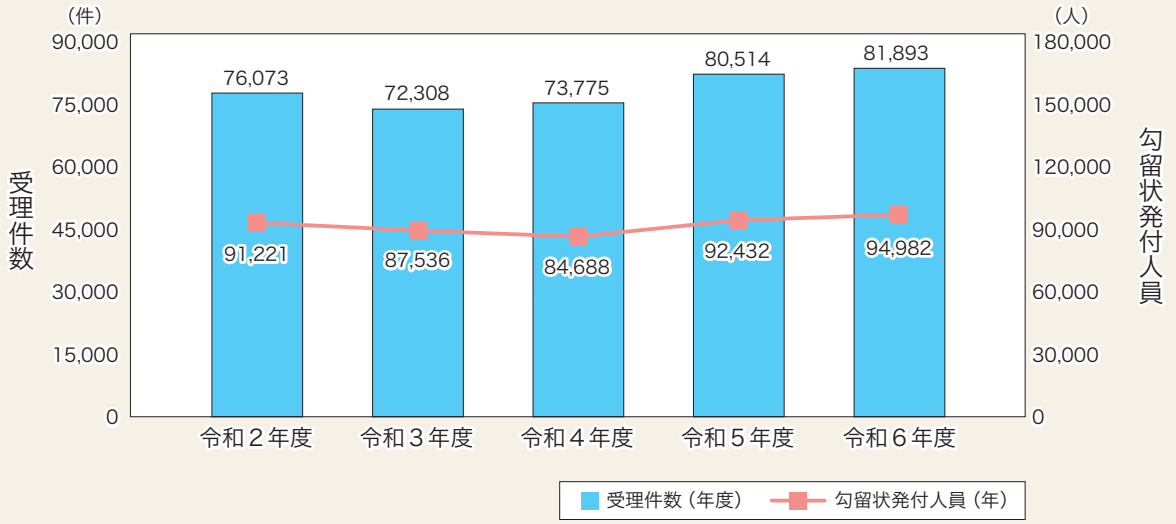

（注）勾留状発付人員は、各年の司法統計年報の「請求により勾留状が発付された人員」（全簡裁・全地裁）による。

資料 3-9　被告人国選弁護事件受理件数の推移

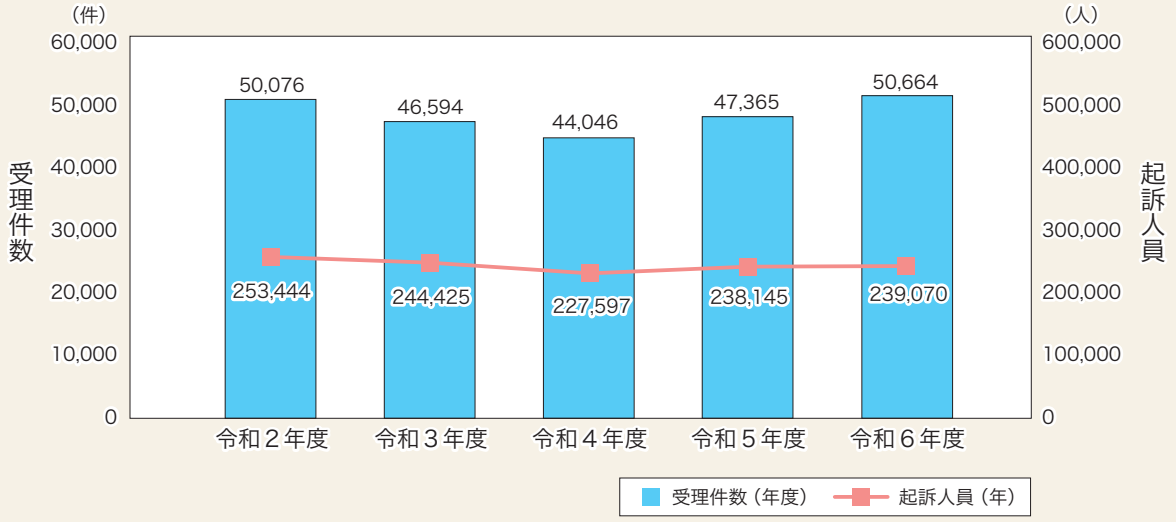

（注）起訴人員は、各年の検察統計年報による（略式起訴人員を含む）。

（5）国選弁護人に対する報酬及び費用の算定

ア　概要

国選弁護人に対して支給する報酬及び費用は、従前は裁判所が金額を決定し支給していたが、平成18年10月の法テラスの業務開始以降は、法テラスが金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選弁護人に支払う報酬及び費用は、国選弁護人契約約款で定める「報酬及び費用の算定基準」（以下「算定基準」という。）に基づき算定される。算定基準は、法テラスの恣意が入らないように、あらかじめ定められた客観的な指標を基に、類型的・画一的に算定する方針に基づいて設計されている。具体的には、①労力に見合った報酬を基本とした上で（労力基準）、②一定の成果に対しては別途報酬（成功報酬）の加算を行う（成果基準）、③費用は報酬と別立てで考える、の３点を軸に組み立てられている。

まず、被疑者国選弁護事件については、①労力基準として、接見が弁護活動の中心であることから、接見の回数を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することにしている。具体的には、４日に１回の接見を基準接見回数と定め、接見回数に応じた基礎報酬を算定し、接見回数が基準接見回数を超えた場合には、多数回接見加算報酬を算定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要した場合など、基準接見回数だけでは評価しきれない一定類型の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、勾留取消や示談といった特別の成果があった場合には、一定の加算がされる。③費用としては、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

資料 3-10　**被疑者国選弁護事件の基礎報酬及び多数回接見加算報酬**

基礎報酬	基準接見回数に満たない接見回数の場合　20,000円×接見回数 基準接見回数以上の接見をした場合　20,000円×（基準接見回数－１）＋26,400円	
多数回接見加算報酬	基準１回超	＋10,000円
	基準２回超	＋16,000円
	基準３回超から９回超まで	上記16,000円に加え３回目以降１回につき＋4,000円
	基準10回超以上	基準９回超までの多数回接見加算の合計額44,000円に加え、基準10回超以降１回につき＋3,000円（上限あり）

次に、第一審の被告人国選弁護事件については、①労力基準として、公判期日における活動が弁護活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することにしている。もっとも、同じ公判回数で終了した事件であっても、対象事件の種別（即決事件、簡裁事件、地裁単独事件、地裁通常合議事件、地裁重大合議事件、裁判員裁判事件）によって事件に要する労力は、相当に異なっていると考えられる。そこで、対象事件の種別や公判前整理手続に付されたか否かなど、事案の軽重・複雑さを示す指標を基に類型分けをし、報酬を設定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定類型の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、無罪や公訴事実に比べて法定刑が軽い罪の事実が認定（縮小認定）されたときや、示談成立等の特別の成果があったとき、

一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

なお、控訴審、上告審の被告人国選弁護事件についても、第一審の被告事件に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-11 被告人国選弁護事件（裁判員裁判事件以外）の基礎報酬

裁判所	公判前整理手続なし	公判前整理手続あり
簡裁	66,000円	70,000円
地裁単独	77,000円	80,000円
地裁通常合議	88,000円	90,000円
地裁重大合議	99,000円	100,000円

資料 3-12 裁判員裁判事件の基礎報酬

	弁護人２名以上	弁護人１名
公判前整理手続１～４回	（裁判官１裁判員４）170,000円 （裁判官３裁判員６）190,000円	170,000円 240,000円
公判前整理手続５～７回 （かつ公判３日以上）	240,000円	300,000円
公判前整理手続８～10回 （かつ公判３日以上）	300,000円	380,000円
公判前整理手続11回以上 （かつ公判４日以上）	400,000円	500,000円

資料 3-13 被告人国選弁護事件の公判加算報酬

	公判時間	公判１回目	公判２回目以降
例：地裁単独	～45分未満	0円	5,800円
	45分～1.5時間未満	5,800円	8,200円
	1.5時間～2.5時間未満	8,200円	13,600円
	2.5時間～3.5時間未満	13,600円	20,500円
	3.5時間～4.5時間未満	20,500円	29,100円
	4.5時間～5.5時間未満	29,100円	40,600円
	5.5時間～	40,600円	47,400円

イ　報酬算定の手続

国選弁護人は、事件終了から14日以内に、法テラスの地方事務所に対し、報告書を提出して報酬及び費用を請求する。法テラスは、請求から7日以内に、国選弁護人から提出された報告書に基づき、支給すべき報酬及び費用を算定し、当該弁護士に対してその金額及び内訳を通知する。

報酬及び費用の金額並びに内訳の通知を受けた弁護士は、7日以内に、法テラスに対し、報酬及び費用の算定に対する不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた法テラスは、再度算定を行い、7日以内にその結果を当該弁護士に通知する。国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、不服申立てがあった場合は再算定を経たときに、不服申立てがない場合は不服申立期間が経過したときに、その金額が確定する。報酬及び費用の算定に対する令和6年4月から令和7年3月までの不服申立件数は、合計240件、1か月当たり約20件であり、前年度における1か月当たり平均件数約22件とほぼ同水準であった。

（6）国選算定基準の改正

算定基準を改正するためには、総合法律支援法に基づき、法務大臣と財務大臣との協議、法務大臣から最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会への求意見といくつもの手続を経た上で、最終的に法務大臣の認可を受けなければならず、とりわけ厳しい近時の財政的制約の下では、改正の実現は容易ではない。しかし、法テラスでは、国選弁護人契約弁護士からの不服申立てを受け止め、必要に応じて算定基準改正のための手続をとってきた。次に掲げるものは、不服申立て等が国選弁護算定基準の改正に結実したもののうちの主なものである。

①平成19年4月1日の改正では、示談に関し、全損害について示談が成立しないと報酬算定の対象とならなかった扱いから、被害弁償を段階的に区分して特別成果加算が支給されるようになり、また、加算報酬が支払われる遠距離移動の対象活動が広がり、遠距離交通費が実費支給になった。

②平成19年11月1日の改正では、否認事件等に関し、200枚超からしか謄写費用が支給されなかったものが、1枚目から支給されるようになった。また、無罪や縮小認定等が新たに特別成果加算の支給対象になった。

③平成20年9月1日の改正では、それまで全く手をつけられていなかった基礎報酬及び公判加算報酬の見直しと増額を行った。また、第1回公判期日から立会時間に応じた公判加算を行うことになった。

④平成22年4月1日の改正では、記録謄写費用の単価を20円から40円（を上限とする実費）に増額した。

⑤平成23年4月1日の改正では、第1回公判期日前の証人尋問等期日に出頭した場合の報酬が支給されるようになった。また、行政機関が発行する証明書（住民票や戸籍謄本等）の発行手数料についても、訴訟準備費用の支給対象になった。

⑥平成30年4月1日の改正では、勾留期間延長決定に対する準抗告の申立てにより、原決定の取消し、勾留延長請求の却下及び被疑者の釈放があった場合も、新たに支給対象になり、また、上訴国選弁護人が上訴取下げにより国選弁護人の選任の効力が失われたことを知るまでの間に行った活動費用（交通費等）なども支給対象となった。

⑦令和6年4月1日の改正では、合計16に及ぶ項目（国選弁護人契約約款だけでなく、後記3-3の国選付添人契約約款に関するものも含む。）が変更された。例えば、両契約約款に関し、示談等加算報酬について、成果をあげた被害者数に応じて加算をした金額を支給する方式に変更されたほか、上訴審・抗告審の基礎報酬について、事件類型に応じて加算する方式に変更された。また、国選弁護人契約約款に関し、認定落ちにより特別成果加算報酬が支給される類型として、法定刑が死刑又は無期拘禁刑のみの罪からそれ以外の罪への認定落ちの場合が追加され、国選付添人契約約款に関し、一部非行事実なしを理由に当該事実につき不処分決定があったときも特別成果加算報酬の支給対象となった。

（注）上記①～⑦の日付は、いずれも施行日

3－3　国選付添関連業務

（1）業務の概要

法テラスは、平成19年11月から、少年審判事件における国選付添人の選任等に関する業務として、①国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、②国選付添人候補者の指名及び裁判所への通知、③国選付添人に対する報酬及び費用の算定や支払等の業務を行っている（資料3-1）。

この業務を始めたときには、国選付添人の選任対象となる事件類型は、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役又は禁錮に当たる罪」に係る事件に限られていた。そして、これらの罪に係る事件について、裁判所が検察官関与決定をしたときは、国選付添人を付さなければならないとされ、また、少年を少年鑑別所に収容する決定（観護措置）がされたときは、裁判所の裁量で国選付添人を付することができるとされていた。

その後、平成20年12月に改正少年法が施行され、裁判所は、「故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪、刑法第211条（業務上過失致死傷等）の罪」において、被害者等による少年審判の傍聴を許すことができることとなった（なお、平成25年改正により、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第4条、第5条又は第6条第3項若しくは第4項の罪」が追加された。）が、傍聴を許すにはあらかじめ弁護士である付添人の意見を聴かなければならず、このような付添人がいないときは、弁護士である付添人を付さなければならないこととなり、国選付添人の選任対象となる事件の範囲が拡大した。

さらに、平成26年6月施行の改正少年法により、同法第22条の2第1項の罪が「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」と改正されたことにより、国選付添人の選任対象となる事件の範囲が更に拡大することとなった。

資料 3-14　少年事件の流れと国選付添制度

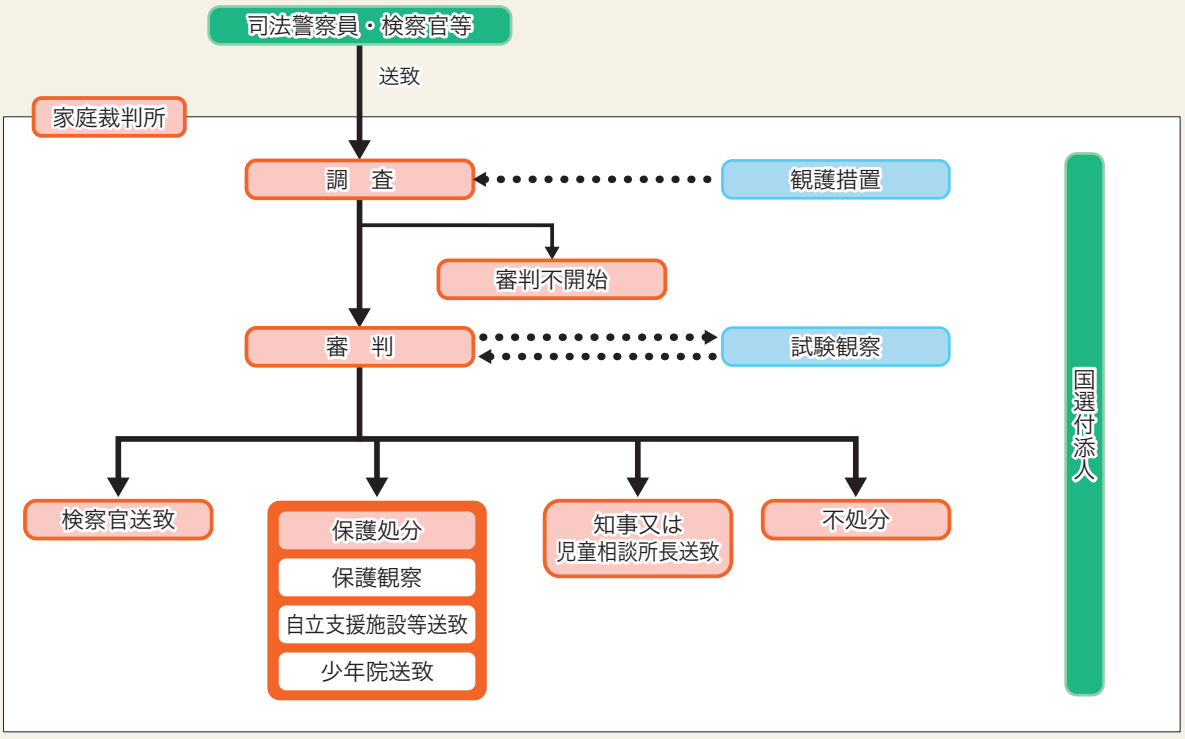

国選付添人契約弁護士の人数は、業務開始時の平成19年11月時点で654名であったが、その後は、各弁護士会の協力により、令和7年4月1日時点で16,348名に増加した。

資料 3-15　国選付添人契約弁護士数・契約率の推移

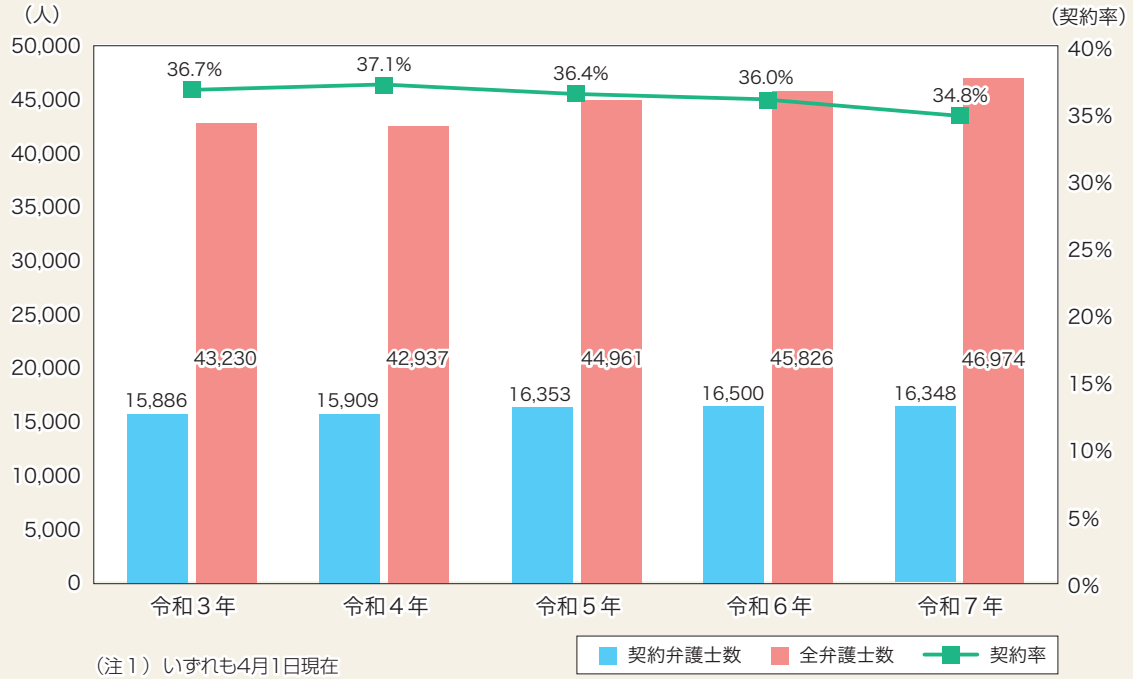

（注１）いずれも4月1日現在
（注２）契約弁護士数には、常勤弁護士を含む。
（注３）令和7年4月1日時点の契約弁護士数が減少した理由は、司法修習の終了時期及び弁護士名簿への一斉登録時期が令和7年3月下旬となったことの影響で、同日までに法テラスとの契約にまで至らなかった者が多数いたためと考えられる。

令和６年４月から令和７年３月までの国選付添事件の受理件数は合計3,952件である。受理件数は令和４年度以降増加傾向にあり、令和６年度も前年度より8.8%増加した。在宅事件を除く国選付添人の選任率は、終局総人員中9.4%、観護措置人員中74.0%、付添人選任数中75.6%である。

資料 3-16　国選付添事件受理件数の推移

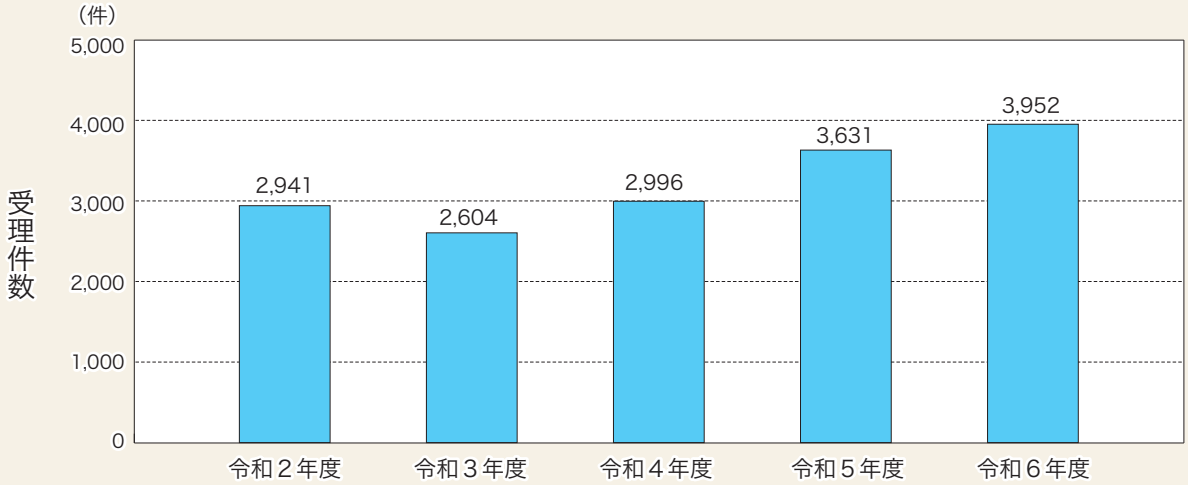

資料 3-17　少年保護事件のうち国選付添人が付された割合

	終局総人員 ①	うち観護措置あり ②	うち付添人あり ③	うち国選付添人あり ④	終局総人員中の選任率 ④／①	観護措置人員中の選任率 ④／②	付添人選任数中の選任率 ④／③
令和６年	40,078	5,066	4,963	3,750	9.4%	74.0%	75.6%

（注1）①②は、令和６年司法統計年報を基に作成。③④は、最高裁判所の提供値によるもの
（注2）国選付添人選任数は、法テラスの国選付添事件受理件数とは異なる。

（２）国選付添人に対する報酬及び費用の算定

国選付添人に対して支給する報酬及び費用は、国選弁護人契約約款における算定基準と同様の考え方の下に設計されており、国選付添事件については、①労力基準として、審判期日における活動が付添活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、付添活動全体の労力を評価することにしている。前記（1）のとおり、国選付添人が付される事件は、手続の類型（検察官が関与しない単独事件、検察官が関与しない合議事件、検察官が関与する事件）に応じて算定基準を設計している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定類型の活動については、別立てで労力を評価する指標を設けている。②成果基準として、非行事実が認められないことを理由に保護処分に付さない旨の決定があったときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離面会等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、審判準備費用が支給される。

なお、抗告審、再抗告審の国選付添事件についても、国選弁護人に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-18　国選付添人の基礎報酬

類型	金額
単独事件（検察官不関与）	90,000円
合議事件（検察官不関与）	90,000円
検察官関与事件	100,000円

資料 3-19　実質審理期日に対する加算報酬

	審理時間	審理１回目	審理２回目以降
例：単独（検察官不関与）	～45分未満	0円	6,400円
	45分～1.5時間未満	6,400円	9,600円
	1.5時間～2.5時間未満	9,600円	16,800円
	2.5時間～3.5時間未満	16,800円	25,900円
	3.5時間～4.5時間未満	25,900円	37,200円
	4.5時間～5.5時間未満	37,200円	52,000円
	5.5時間～	52,000円	61,100円

付表 3-1 国選弁護人契約弁護士数・契約率の推移（地方事務所別）

（人）

地方事務所	令和3年4月1日現在			令和4年4月1日現在			令和5年4月1日現在			令和6年4月1日現在			令和7年4月1日現在		
	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率
札幌	622	826	75.3%	617	821	75.2%	656	859	76.4%	668	863	77.4%	664	878	75.6%
函館	50	54	92.6%	49	53	92.5%	51	55	92.7%	50	54	92.6%	48	53	90.6%
旭川	71	79	89.9%	71	79	89.9%	72	79	91.1%	68	78	87.2%	66	78	84.6%
釧路	77	82	93.9%	76	83	91.6%	78	84	92.9%	78	84	92.9%	77	81	95.1%
青森	100	112	89.3%	98	109	89.9%	101	112	90.2%	101	111	91.0%	100	110	90.9%
岩手	97	101	96.0%	96	101	95.0%	98	104	94.2%	104	111	93.7%	101	111	91.0%
宮城	421	483	87.2%	420	479	87.7%	433	494	87.7%	435	496	87.7%	433	494	87.7%
秋田	63	75	84.0%	63	75	84.0%	64	76	84.2%	64	78	82.1%	66	78	84.6%
山形	93	104	89.4%	96	103	93.2%	95	104	91.3%	93	104	89.4%	92	102	90.2%
福島	177	195	90.8%	172	192	89.6%	178	198	89.9%	175	192	91.1%	171	192	89.1%
茨城	274	302	90.7%	267	293	91.1%	262	299	87.6%	274	308	89.0%	270	304	88.8%
栃木	193	227	85.0%	188	229	82.1%	192	232	82.8%	194	234	82.9%	187	233	80.3%
群馬	275	314	87.6%	274	312	87.8%	287	325	88.3%	285	324	88.0%	282	327	86.2%
埼玉	776	926	83.8%	760	918	82.8%	786	957	82.1%	806	980	82.2%	797	1,003	79.5%
千葉	737	842	87.5%	727	831	87.5%	760	867	87.7%	775	876	88.5%	767	910	84.3%
東京	13,250	20,938	63.3%	13,385	20,806	64.3%	13,936	22,119	63.0%	14,131	22,708	62.2%	14,150	23,564	60.0%
神奈川	1,530	1,738	88.0%	1,528	1,723	88.7%	1,579	1,779	88.8%	1,592	1,784	89.2%	1,573	1,803	87.2%
新潟	256	284	90.1%	254	284	89.4%	258	287	89.9%	260	292	89.0%	259	294	88.1%
富山	102	121	84.3%	109	125	87.2%	115	130	88.5%	117	132	88.6%	107	128	83.6%
石川	173	186	93.0%	169	184	91.8%	175	189	92.6%	171	186	91.9%	171	189	90.5%
福井	109	124	87.9%	110	121	90.9%	109	119	91.6%	109	120	90.8%	109	122	89.3%
山梨	120	126	95.2%	120	125	96.0%	121	129	93.8%	121	127	95.3%	119	125	95.2%
長野	237	259	91.5%	236	260	90.8%	243	265	91.7%	242	270	89.6%	244	275	88.7%
岐阜	172	208	82.7%	174	213	81.7%	176	217	81.1%	181	218	83.0%	177	217	81.6%
静岡	439	519	84.6%	445	520	85.6%	456	532	85.7%	465	543	85.6%	464	545	85.1%
愛知	1,727	2,076	83.2%	1,702	2,039	83.5%	1,743	2,099	83.0%	1,767	2,140	82.6%	1,749	2,181	80.2%
三重	164	193	85.0%	163	192	84.9%	163	193	84.5%	167	200	83.5%	161	204	78.9%
滋賀	108	157	68.8%	110	163	67.5%	113	166	68.1%	109	171	63.7%	107	175	61.1%
京都	651	824	79.0%	645	818	78.9%	672	852	78.9%	686	879	78.0%	678	904	75.0%
大阪	3,033	4,790	63.3%	3,087	4,755	64.9%	3,091	4,928	62.7%	3,072	5,007	61.4%	3,010	5,105	59.0%
兵庫	781	999	78.2%	770	983	78.3%	800	1,028	77.8%	811	1,044	77.7%	802	1,057	75.9%
奈良	166	184	90.2%	164	180	91.1%	170	191	89.0%	173	200	86.5%	174	198	87.9%
和歌山	128	146	87.7%	125	144	86.8%	128	150	85.3%	126	149	84.6%	125	147	85.0%
鳥取	64	66	97.0%	66	70	94.3%	69	72	95.8%	71	74	95.9%	71	75	94.7%
島根	73	81	90.1%	74	82	90.2%	72	80	90.0%	69	79	87.3%	70	80	87.5%
岡山	340	407	83.5%	336	402	83.6%	345	412	83.7%	341	402	84.8%	334	396	84.3%
広島	430	613	70.1%	414	609	68.0%	436	629	69.3%	438	631	69.4%	427	626	68.2%
山口	157	182	86.3%	151	177	85.3%	151	179	84.4%	154	186	82.8%	152	185	82.2%
徳島	78	85	91.8%	76	85	89.4%	75	88	85.2%	79	92	85.9%	80	95	84.2%
香川	139	188	73.9%	133	185	71.9%	140	195	71.8%	141	196	71.9%	139	197	70.6%
愛媛	127	163	77.9%	120	159	75.5%	116	161	72.0%	115	160	71.9%	111	159	69.8%
高知	85	91	93.4%	88	94	93.6%	90	97	92.8%	88	92	95.7%	87	93	93.5%
福岡	1,078	1,414	76.2%	1,078	1,410	76.5%	1,132	1,459	77.6%	1,142	1,481	77.1%	1,120	1,496	74.9%
佐賀	97	107	90.7%	94	104	90.4%	97	105	92.4%	102	110	92.7%	100	112	89.3%
長崎	151	163	92.6%	146	158	92.4%	149	157	94.9%	146	157	93.0%	139	156	89.1%
熊本	234	283	82.7%	229	281	81.5%	231	283	81.6%	232	286	81.1%	230	291	79.0%
大分	142	160	88.8%	145	165	87.9%	147	165	89.1%	146	163	89.6%	144	161	89.4%
宮崎	119	138	86.2%	120	143	83.9%	120	144	83.3%	119	144	82.6%	118	143	82.5%
鹿児島	205	219	93.6%	203	219	92.7%	210	229	91.7%	205	225	91.1%	210	231	90.9%
沖縄	206	276	74.6%	207	281	73.7%	217	288	75.3%	216	285	75.8%	217	291	74.6%
合計	30,897	43,230	71.5%	30,950	42,937	72.1%	31,958	44,961	71.1%	32,274	45,826	70.4%	32,049	46,974	68.2%

（注）契約弁護士数には、常勤弁護士を含む。

付表 3-2　国選弁護事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

（件）

地方事務所	令和2年度		令和3年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人
札　幌	1,576	1,171	1,365	996	1,565	971	1,695	1,084	1,842	1,211
函　館	226	167	256	163	187	102	248	126	200	134
旭　川	241	187	268	173	271	138	306	175	290	155
釧　路	393	218	382	193	342	181	383	188	382	219
青　森	444	272	461	297	419	279	485	306	531	315
岩　手	462	294	430	258	406	241	535	296	498	258
宮　城	1,300	848	1,313	826	1,400	816	1,485	872	1,502	872
秋　田	253	228	210	216	238	172	208	161	239	191
山　形	404	270	303	211	255	175	292	188	300	182
福　島	840	547	719	509	807	501	825	584	805	664
茨　城	1,803	1,128	1,690	1,011	1,770	959	1,908	1,048	2,177	1,219
栃　木	1,237	894	1,221	971	1,196	925	1,345	940	1,364	931
群　馬	1,735	702	1,444	569	1,552	605	1,787	874	1,870	972
埼　玉	4,428	2,289	4,077	1,754	4,049	1,554	4,635	1,840	4,912	2,037
川　越	948	447	872	285	824	319	953	307	1,083	356
千　葉	3,178	1,882	2,946	1,928	3,186	1,743	3,673	1,876	3,644	1,928
松　戸	786	417	825	478	855	421	867	402	878	349
東　京	8,747	7,549	9,005	7,198	9,196	6,876	9,734	7,113	9,955	8,391
多　摩	2,508	1,101	2,394	974	2,509	990	2,601	968	2,692	972
神奈川	2,581	1,519	2,488	1,426	2,579	1,507	2,751	1,402	2,848	1,627
川　崎	773	342	632	402	572	285	585	318	514	291
小田原	527	292	515	325	489	298	437	360	453	312
新　潟	794	632	864	625	933	578	1,110	614	971	608
富　山	392	281	429	284	448	259	506	303	458	320
石　川	612	411	585	373	525	309	573	345	633	382
福　井	450	267	417	225	367	203	407	267	517	293
山　梨	457	413	535	412	470	362	457	376	464	504
長　野	619	545	584	451	590	431	623	442	590	482
岐　阜	999	695	979	643	1,032	512	954	493	1,015	550
静　岡	713	351	682	347	706	301	771	331	912	389
浜　松	792	325	810	291	743	252	851	342	790	343
沼　津	804	430	769	377	770	345	947	407	938	352
愛　知	4,515	2,426	4,117	2,186	4,247	2,050	4,552	2,303	4,547	2,384
三　河	1,495	753	1,442	707	1,467	692	1,426	740	1,406	631
三　重	1,042	762	905	726	808	643	969	561	1,021	600
滋　賀	760	551	762	483	859	550	833	502	903	598
京　都	1,384	930	1,371	987	1,364	828	1,559	941	1,431	975
大　阪	5,318	4,587	4,902	4,242	5,225	4,213	6,017	4,887	6,174	4,792
兵　庫	2,085	1,074	1,882	1,033	2,024	982	2,427	990	2,224	1,041
姫　路	986	613	926	537	1,048	535	1,086	439	1,141	496
阪　神	1,066	549	968	520	1,057	484	998	428	1,180	491
奈　良	748	524	676	488	737	447	845	626	823	541
和歌山	515	380	493	362	551	390	598	420	601	448
鳥　取	341	195	309	203	291	154	329	228	257	155
島　根	299	263	359	284	367	292	341	245	329	227
岡　山	1,148	820	1,105	838	1,162	817	1,173	828	1,184	893
広　島	1,807	848	1,781	874	1,663	917	1,688	971	1,806	1,242
山　口	628	488	588	447	580	410	699	471	599	436
徳　島	235	245	231	196	203	162	198	187	200	213
香　川	750	641	580	578	580	584	660	604	630	693
愛　媛	440	538	419	476	383	381	355	436	434	463
高　知	403	358	482	341	484	328	429	318	457	393
福　岡	2,784	1,899	2,425	1,648	2,212	1,493	2,629	1,610	2,703	1,638
北九州	1,015	675	961	601	933	522	848	525	857	555
佐　賀	463	258	361	233	309	206	429	222	497	244
長　崎	492	392	459	329	409	299	464	354	482	378
熊　本	653	489	647	492	697	483	775	597	868	596
大　分	472	309	420	263	407	264	379	248	382	305
宮　崎	446	327	521	364	531	354	678	321	540	326
鹿児島	537	336	476	312	517	327	649	368	626	417
沖　縄	1,224	732	1,270	653	1,409	629	1,544	647	1,324	684
合　計	76,073	50,076	72,308	46,594	73,775	44,046	80,514	47,365	81,893	50,664

付表 3-3 国選付添人契約弁護士数・契約率の推移（地方事務所別）

（人）

地方事務所	令和3年4月1日現在			令和4年4月1日現在			令和5年4月1日現在			令和6年4月1日現在			令和7年4月1日現在		
	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率
札幌	592	826	71.7%	585	821	71.3%	619	859	72.1%	629	863	72.9%	630	878	71.8%
函館	48	54	88.9%	47	53	88.7%	49	55	89.1%	50	54	92.6%	48	53	90.6%
旭川	66	79	83.5%	66	79	83.5%	67	79	84.8%	63	78	80.8%	61	78	78.2%
釧路	68	82	82.9%	68	83	81.9%	71	84	84.5%	71	84	84.5%	70	81	86.4%
青森	85	112	75.9%	83	109	76.1%	86	112	76.8%	86	111	77.5%	86	110	78.2%
岩手	76	101	75.2%	76	101	75.2%	79	104	76.0%	82	111	73.9%	83	111	74.8%
宮城	346	483	71.6%	342	479	71.4%	358	494	72.5%	361	496	72.8%	363	494	73.5%
秋田	56	75	74.7%	56	75	74.7%	56	76	73.7%	56	78	71.8%	57	78	73.1%
山形	84	104	80.8%	86	103	83.5%	88	104	84.6%	85	104	81.7%	84	102	82.4%
福島	150	195	76.9%	148	192	77.1%	152	198	76.8%	150	192	78.1%	147	192	76.6%
茨城	216	302	71.5%	215	293	73.4%	217	299	72.6%	225	308	73.1%	223	304	73.4%
栃木	147	227	64.8%	144	229	62.9%	144	232	62.1%	148	234	63.2%	144	233	61.8%
群馬	220	314	70.1%	218	312	69.9%	229	325	70.5%	229	324	70.7%	228	327	69.7%
埼玉	532	926	57.5%	529	918	57.6%	557	957	58.2%	574	980	58.6%	569	1,003	56.7%
千葉	546	842	64.8%	539	831	64.9%	568	867	65.5%	577	876	65.9%	566	910	62.2%
東京	3,121	20,938	14.9%	3,179	20,806	15.3%	3,218	22,119	14.5%	3,269	22,708	14.4%	3,273	23,564	13.9%
神奈川	1,075	1,738	61.9%	1,071	1,723	62.2%	1,102	1,779	61.9%	1,097	1,784	61.5%	1,088	1,803	60.3%
新潟	183	284	64.4%	183	284	64.4%	185	287	64.5%	186	292	63.7%	184	294	62.6%
富山	85	121	70.2%	92	125	73.6%	92	130	70.8%	94	132	71.2%	87	128	68.0%
石川	136	186	73.1%	133	184	72.3%	134	189	70.9%	131	186	70.4%	132	189	69.8%
福井	100	124	80.6%	101	121	83.5%	101	119	84.9%	102	120	85.0%	103	122	84.4%
山梨	97	126	77.0%	98	125	78.4%	98	129	76.0%	97	127	76.4%	96	125	76.8%
長野	188	259	72.6%	188	260	72.3%	193	265	72.8%	195	270	72.2%	195	275	70.9%
岐阜	136	208	65.4%	137	213	64.3%	140	217	64.5%	144	218	66.1%	140	217	64.5%
静岡	355	519	68.4%	359	520	69.0%	371	532	69.7%	377	543	69.4%	374	545	68.6%
愛知	1,037	2,076	50.0%	1,021	2,039	50.1%	1,072	2,099	51.1%	1,101	2,140	51.4%	1,087	2,181	49.8%
三重	110	193	57.0%	112	192	58.3%	112	193	58.0%	118	200	59.0%	116	204	56.9%
滋賀	106	157	67.5%	108	163	66.3%	111	166	66.9%	107	171	62.6%	106	175	60.6%
京都	421	824	51.1%	417	818	51.0%	431	852	50.6%	443	879	50.4%	442	904	48.9%
大阪	1,651	4,790	34.5%	1,686	4,755	35.5%	1,712	4,928	34.7%	1,703	5,007	34.0%	1,660	5,105	32.5%
兵庫	636	999	63.7%	630	983	64.1%	654	1,028	63.6%	669	1,044	64.1%	658	1,057	62.3%
奈良	137	184	74.5%	135	180	75.0%	142	191	74.3%	145	200	72.5%	144	198	72.7%
和歌山	98	146	67.1%	95	144	66.0%	97	150	64.7%	92	149	61.7%	93	147	63.3%
鳥取	57	66	86.4%	60	70	85.7%	62	72	86.1%	65	74	87.8%	65	75	86.7%
島根	63	81	77.8%	64	82	78.0%	63	80	78.8%	60	79	75.9%	61	80	76.3%
岡山	275	407	67.6%	273	402	67.9%	281	412	68.2%	275	402	68.4%	269	396	67.9%
広島	338	613	55.1%	331	609	54.4%	353	629	56.1%	357	631	56.6%	351	626	56.1%
山口	139	182	76.4%	132	177	74.6%	133	179	74.3%	137	186	73.7%	134	185	72.4%
徳島	78	85	91.8%	76	85	89.4%	75	88	85.2%	79	92	85.9%	80	95	84.2%
香川	110	188	58.5%	104	185	56.2%	110	195	56.4%	113	196	57.7%	113	197	57.4%
愛媛	95	163	58.3%	92	159	57.9%	89	161	55.3%	89	160	55.6%	86	159	54.1%
高知	73	91	80.2%	75	94	79.8%	77	97	79.4%	77	92	83.7%	76	93	81.7%
福岡	802	1,414	56.7%	811	1,410	57.5%	846	1,459	58.0%	836	1,481	56.4%	823	1,496	55.0%
佐賀	91	107	85.0%	87	104	83.7%	90	105	85.7%	95	110	86.4%	93	112	83.0%
長崎	141	163	86.5%	137	158	86.7%	141	157	89.8%	139	157	88.5%	131	156	84.0%
熊本	189	283	66.8%	183	281	65.1%	185	283	65.4%	186	286	65.0%	184	291	63.2%
大分	109	160	68.1%	112	165	67.9%	114	165	69.1%	113	163	69.3%	112	161	69.6%
宮崎	111	138	80.4%	112	143	78.3%	110	144	76.4%	109	144	75.7%	106	143	74.1%
鹿児島	151	219	68.9%	151	219	68.9%	152	229	66.4%	149	225	66.2%	155	231	67.1%
沖縄	160	276	58.0%	162	281	57.7%	167	288	58.0%	165	285	57.9%	172	291	59.1%
合計	15,886	43,230	36.7%	15,909	42,937	37.1%	16,353	44,961	36.4%	16,500	45,826	36.0%	16,348	46,974	34.8%

（注）契約弁護士数には、常勤弁護士を含む。

付表 3-4　国選付添事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

（件）

地方事務所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
札　幌	44	45	59	85	82
函　館	7	10	14	22	13
旭　川	8	3	11	16	14
釧　路	5	8	6	14	29
青　森	12	10	14	15	12
岩　手	17	8	7	15	10
宮　城	26	35	31	42	34
秋　田	5	3	5	9	6
山　形	9	13	9	12	9
福　島	16	17	17	15	25
茨　城	68	58	49	63	95
栃　木	43	25	32	65	58
群　馬	37	31	68	68	81
埼　玉	136	93	137	187	200
川　越	23	43	35	32	73
千　葉	112	101	155	136	163
松　戸	26	26	41	32	34
東　京	187	219	181	213	252
多　摩	121	116	102	142	143
神奈川	168	158	169	212	219
川　崎	46	35	50	42	41
小田原	37	48	49	42	52
新　潟	24	10	21	42	27
富　山	13	11	9	23	19
石　川	12	12	16	22	17
福　井	4	11	15	24	27
山　梨	25	19	24	17	23
長　野	29	17	23	28	34
岐　阜	30	26	35	32	64
静　岡	13	12	18	35	24
浜　松	21	21	38	45	31
沼　津	22	26	21	26	28
愛　知	147	124	178	195	272
三　河	66	58	57	57	86
三　重	39	29	23	40	43
滋　賀	34	33	52	73	65
京　都	89	58	65	87	84
大　阪	398	298	390	475	469
兵　庫	96	72	78	111	132
姫　路	64	55	40	55	34
阪　神	59	46	44	46	48
奈　良	21	11	28	36	42
和歌山	17	32	34	36	29
鳥　取	12	13	13	7	10
島　根	11	4	7	5	5
岡　山	37	44	53	63	48
広　島	55	54	50	88	94
山　口	20	21	15	15	22
徳　島	14	7	7	9	17
香　川	32	26	29	50	35
愛　媛	18	19	26	26	14
高　知	17	22	19	13	11
福　岡	98	79	103	109	115
北九州	52	63	29	52	39
佐　賀	13	8	13	5	22
長　崎	10	24	9	23	30
熊　本	27	24	39	25	54
大　分	21	4	8	8	24
宮　崎	30	14	32	30	27
鹿児島	38	22	15	31	42
沖　縄	60	70	79	88	100
合　計	2,941	2,604	2,996	3,631	3,952

4. 司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務

4－1　令和６年度における業務の概況

（1）常勤弁護士とは

常勤弁護士とは、法テラスとの間で、総合法律支援法第30条その他法令に規定する法テラスの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約をしている弁護士である。「スタッフ弁護士」とも呼ばれている。

常勤弁護士は、民事法律扶助、国選弁護、司法過疎対策等を担い、セーフティネットとして、一般の弁護士が受任し難い採算性の乏しい事案や対応困難な事案を受任するなど司法アクセス障害の解消という公共性の高い業務を担っている。加えて、高齢者・障がい者、犯罪被害者、外国人などの多様な法的ニーズへの対応、福祉機関等の関係機関との連携強化など、法テラスが求められている各種施策の担い手としての役割も期待されている。

（2）司法ソーシャルワークに関する業務

法テラスが行う司法ソーシャルワークとは、地方公共団体・福祉機関等の職員と弁護士・司法書士とが協働しながら、高齢・障がい・生活困窮等の理由で自ら法的援助を求めることが難しい方々の下に出向くなど積極的に働きかけを行い、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図るという取組である。

法テラスは、そのようなアプローチが可能となるように、地方公共団体・福祉機関等と連携しながら地域の体制整備も行っている。法テラスでは、常勤弁護士が司法ソーシャルワークの担い手として、民事法律扶助を活用した出張法律相談や事件受任などを意欲的に行っている。そのほかにも、常勤弁護士が地方事務所の職員と協力し、各地域の司法アクセスに関する課題やその解消方法を検討するとともに、関係機関に対する業務説明等を実践している。

今後も、司法ソーシャルワークに関する業務等において、司法アクセス障害の解消に向け、様々な取組を行っていく予定である。

4－2　業務の概要

常勤弁護士が重要な担い手となる司法過疎対策業務とは、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事弁護士共同法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせるものである（総合法律支援法第30条第１項第７号）。

法テラスでは、司法過疎地域に地域事務所を設置し、そこに常勤弁護士を常駐させ、法律相談や裁判代理等の法律事務を幅広く取り扱わせている。また、司法過疎地域事務所を設置していない地域では、巡回相談等を実施している。

4－3　常勤弁護士の配置

常勤弁護士は、令和７年３月31日現在、合計190名となり、資料4-1のとおり、合計84か所の事務所（全国47か所の地方事務所・支部、37か所の地域事務所）等に配置されている。

常勤弁護士の配置数の推移は、資料4-2のとおりである。

資料 4-1　常勤弁護士配置先一覧（令和７年３月31日現在）

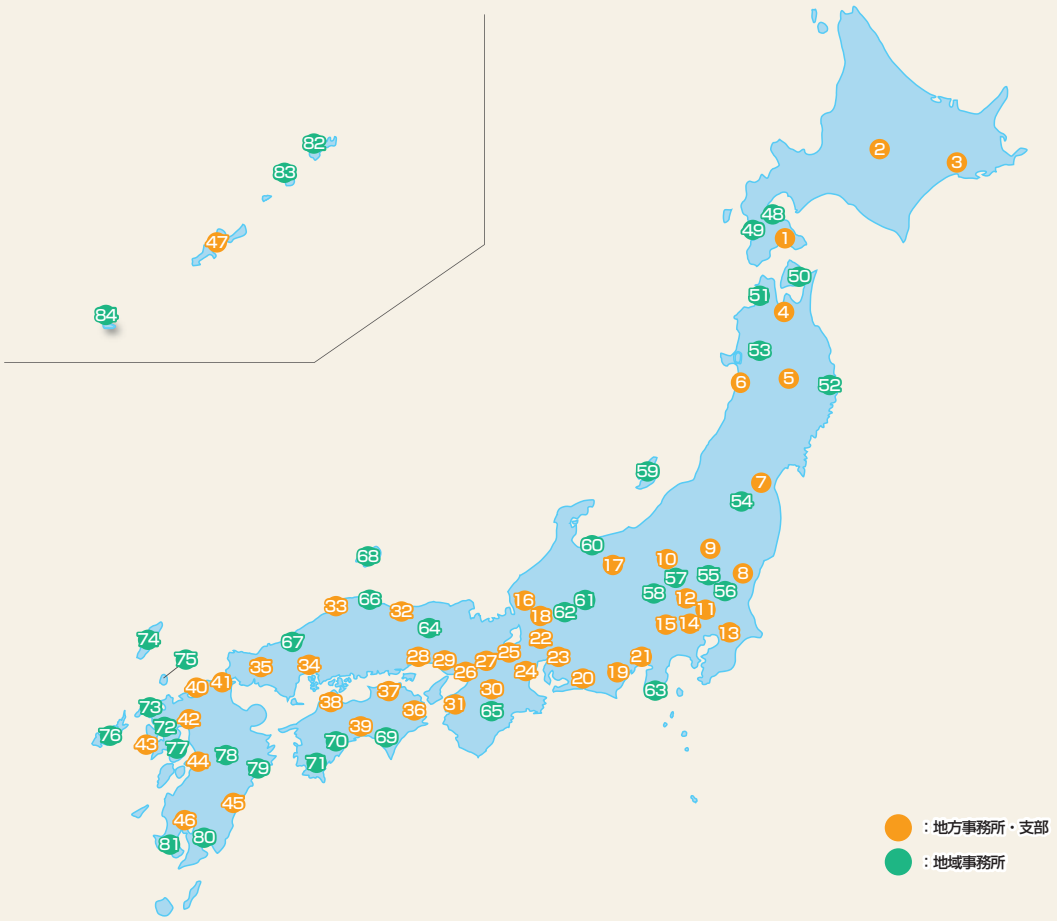

（人）

地方事務所（40か所）・支部（7か所）＊数字はスタッフ弁護士数					
1	函館地方事務所	3	25	滋賀地方事務所	4
2	旭川地方事務所	1	26	大阪地方事務所	3
3	釧路地方事務所	2	27	京都地方事務所	2
4	青森地方事務所	1	28	兵庫地方事務所	1
5	岩手地方事務所	1	29	兵庫地方事務所阪神支部	3
6	秋田地方事務所	3	30	奈良地方事務所	3
7	福島地方事務所	1	31	和歌山地方事務所	2
8	茨城地方事務所	2	32	鳥取地方事務所	1
9	栃木地方事務所	1	33	島根地方事務所	1
10	群馬地方事務所	2	34	広島地方事務所	2
11	埼玉地方事務所	5	35	山口地方事務所	1
12	埼玉地方事務所川越支部	2	36	徳島地方事務所	1
13	千葉地方事務所	5	37	香川地方事務所	3
14	東京地方事務所	11	38	愛媛地方事務所	2
15	東京地方事務所多摩支部	6	39	高知地方事務所	3
16	福井地方事務所	1	40	福岡地方事務所	3
17	長野地方事務所	1	41	福岡地方事務所北九州支部	2
18	岐阜地方事務所	2	42	佐賀地方事務所	2
19	静岡地方事務所	2	43	長崎地方事務所	1
20	静岡地方事務所浜松支部	2	44	熊本地方事務所	3
21	静岡地方事務所沼津支部	2	45	宮崎地方事務所	2
22	愛知地方事務所	3	46	鹿児島地方事務所	1
23	愛知地方事務所三河支部	3	47	沖縄地方事務所	4
24	三重地方事務所	2			

（人）

地域事務所（37か所）＊数字はスタッフ弁護士数					
48	八雲地域事務所	2	67	浜田地域事務所	2
49	江差地域事務所	2	68	西郷地域事務所	1
50	むつ地域事務所	2	69	安芸地域事務所	2
51	鰺ヶ沢地域事務所	1	70	須崎地域事務所	2
52	宮古地域事務所	1	71	中村地域事務所	2
53	鹿角地域事務所	1	72	佐世保地域事務所	2
54	会津若松地域事務所	1	73	平戸地域事務所	1
55	下妻地域事務所	1	74	対馬地域事務所	1
56	牛久地域事務所	3	75	壱岐地域事務所	1
57	熊谷地域事務所	3	76	五島地域事務所	1
58	秩父地域事務所	2	77	雲仙地域事務所	2
59	佐渡地域事務所	2	78	高森地域事務所	1
60	魚津地域事務所	2	79	延岡地域事務所	1
61	中津川地域事務所	1	80	鹿屋地域事務所	1
62	可児地域事務所	1	81	指宿地域事務所	1
63	下田地域事務所	2	82	奄美地域事務所	2
64	福知山地域事務所	1	83	徳之島地域事務所	1
65	南和地域事務所	2	84	宮古島地域事務所	2
66	倉吉地域事務所	1			

（人）

養成スタッフ弁護士の所属する地方事務所	
東京地方事務所	1

（注）熊谷、下妻、佐世保地域事務所については、扶助・国選対応地域事務所である。

資料 4-2　常勤弁護士の配置数の推移

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
常勤弁護士配置数	194	183	204	205	190

4－4　常勤弁護士の確保

（1）説明会等の活用

ア　情報発信

有能で志の高い弁護士を数多く採用するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報などに関する積極的な広報・説明が必要であることから、司法修習生、法科大学院修了生、法科大学院生、大学生などを対象とする後記の説明会やイベントの機会に、常勤弁護士の採用案内パンフレット、ポスター等を配布している。インターネット上においても法テラスのホームページ等で情報発信をしており、令和３年度からは、常勤弁護士のドキュメンタリー動画をYouTubeの法テラス（公式）チャンネルで公開し、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用条件などに関する情報を常時発信している。

イ　就職説明会の開催等

令和６年度は、司法修習終了直後の弁護士を採用するため、司法修習生等を対象とする採用情報等に関する就職説明会を会場及びオンラインで合計15回開催した。また、常勤弁護士の多様な取組と魅力について紹介するため、司法修習生、法科大学院修了生、法科大学院生、大学生などを対象に、以前開催した常勤弁護士による連続講演企画の録画動画を視聴できるよう、インターネット上で申込みを受け付け、希望者に限定公開した。加えて、法テラス法律事務所の見学会（合計２回）、法テラス法律事務所の見学バスツアー、事例を基に法曹三者の立場から裁判員裁判について議論する勉強会を開催した。その他、弁護士会等が主催する就職説明会への参加（合計５回）、法科大学院等が主催する就職説明会への参加（合計５回）、日本弁護士連合会との共催による法科大学院生等を対象とした業務説明会の開催（合計２回）、高校生・大学生向けのイベントへの参加、大学・法科大学院の講義への常勤弁護士の講師派遣（合計５回）、司法試験合格者向けイベントへの参加（合計３回）、各地の法律事務所での司法修習生等の訪問受入れなど、常勤弁護士の業務内容等を周知するための活動を行った。

ウ　エクスターンシップ及び選択型実務修習の受入れ

常勤弁護士の業務を直接体験し、その業務への理解を深めてもらうため、全国の法科大学院からの依頼を受け、各地の法テラスの法律事務所において法科大学院生のエクスターンシップの受入れを実施している。

これに加え、司法研修所における選択型実務修習に参加し、各地の法テラスの法律事務所における司法修習生の受入れも実施している。

エ　法曹経験者に向けた広報

以上とは別に、法曹として一定の実務経験を有する人材を確保するため、日本弁護士連合会が運営する求人情報サイトに常勤弁護士の募集情報を常時掲載している。併せて同会員向けに毎月２回発信されているメールマガジンの求人案内情報欄にも募集案内を掲載して周知を図っている。このように、転職を検討している弁護士に焦点を絞った情報発信を行うことで、経験豊富な中堅弁護士の採用に向けた効果的な周知を図るなど、幅広い層に対して積極的な広報活動を行っている。

（2）採用

平成19年度から、日本弁護士連合会の協力を得て、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する制度を導入した。

この制度によって採用した常勤弁護士については、比較的短期間で即戦力となるよう養成するため、集合研修や養成事務所におけるOJTによる実務指導などを実施している。

なお、常勤弁護士の採用に当たっては、法テラスの職員としてのみならず、弁護士としての資質を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、法テラスの採用面接において、実務処理能力やコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。

4－5　司法過疎地域事務所の設置

司法過疎対策としては、地方裁判所支部管轄単位で弁護士による司法サービスの提供が乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要がある。

そこで、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士１人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、当該支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している他の支部が存在しない地域において、当該地方裁判所支部管内の人口や、民事・刑事の各事件数、弁護士会・地方公共団体その他関係機関の支援体制などを考慮して、司法過疎地域事務所を設置している。

司法過疎地域事務所の設置数の推移については、資料4-3のとおりである。

資料 4-3　**司法過疎地域事務所の設置数の推移**

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
過疎地域事務所設置数	34	34	34	34	34

いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件などのほか、有償でも法律事務全般（総合法律支援法第30条第１項第７号に規定する法律事務）を幅広く取り扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。

4－6　常勤弁護士の活動のための環境整備

（1）実務研修

ア　本部主催の研修

法テラス法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日頃の実務に必要な知識・技術を身に付けられるような様々な研修を実施している。

裁判員裁判においては、一般事件の刑事弁護とは異なる弁護技術が必要とされることがあるため、裁判員裁判への対応に主眼を置いた受講者参加型の研修を実施している。具体的には、常勤弁護士等が実際に取り扱った裁判員裁判を素材として、その内容を報告・研究する研修や、事前に与えられた課題について少人数でディスカッションを行う研修がある。

また、法律事務所を訪れる相談者が精神疾患その他様々な困難を抱えていると思われる場合に、常勤弁護士がより専門的で多角的な視点を持ち、適切な対応ができるようになることを目的としたパーソナリティ障害対応研修を実施している。

さらに、平成28年度以降は、常勤弁護士の更なる資質の向上を図るため、法律事務所に赴任して4年目以降の常勤弁護士を対象とした業務研修を実施している。

司法修習終了直後に採用した常勤弁護士については、法テラスの法律事務所へ赴任する前に、他の常勤弁護士に比してより綿密な指導・育成が必要であるため、1年間の養成期間満了時には常勤弁護士としての基本的な技能・知識を習得できるよう、通年の研修スケジュールに基づいて、民事事件・刑事事件の基礎的な処理方法などに関する研修を実施している。

イ　その他の研修

全国を9つのブロックに分け、各地で勤務する常勤弁護士が研修内容などを企画し運営する、地方の実情に応じたブロック別研修を実施している。

さらに、常勤弁護士を研修員として法務省に派遣し、外部研修を受けさせている。

資料 4-4　常勤弁護士に対する実務研修実施状況

1　本部主催研修

（1）養成中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
令和6年4月26日、6月28日	【刑事特別研修】（集合＋WEB方式） 研修用設例を基にした刑事演習
令和6年7月18日～19日	【定期業務研修】（集合方式） 民事演習、刑事演習、先輩常勤弁護士との座談会等
令和6年11月14日～15日	【赴任前業務研修】（集合形式） 民事法律扶助業務について、国選弁護業務について、受託業務について、有償事件について、マネジメント講習（法律事務所のマネジメント～法律事務所職員との関わり方）、スタッフ弁護士としての心構え、各種規程と手続について等

（2）赴任中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
令和6年10月16日～17日	【赴任２年目業務研修】（集合形式） 刑事演習、労働事件演習等
令和6年11月28日～29日	【パーソナリティ障害対応研修】（集合形式） 模擬法律相談及びそのフィードバック・ディスカッション、講義「パーソナリティ障害の難しさ」、同「本研修の学びを日々の弁護士業務に活かすには?」、同「難しい依頼者への対応　パーソナリティ障害の視点から」
令和7年1月16日～17日	【赴任４年目業務研修】（集合形式） 刑事事例研究演習、民事事例研究演習、法テラス組織概論、法律事務所マネジメント等

（3）刑事裁判に関する研修

①裁判員裁判事例研究研修

実施日	講義・演習内容
令和6年8月23日	（集合＋WEB形式） 殺人被告事件における公訴事実に対する主張の方法やその考え方をテーマとした検討
令和7年1月24日	（集合＋WEB形式） 共犯事件における量刑、審理の併合・分離についての対応及び併合審理における弁護活動の注意点についての検討

②刑事弁護研修

実施日	講義・演習内容
令和6年9月6日	（集合＋WEB形式） 令和５年改正刑訴法の解説及び保釈をめぐる弁護活動について実例を交えた検討
令和7年3月14日	（集合＋WEB形式） 公判前整理手続に付する旨の請求及び弁護人の予定主張明示の方法についての検討

（4）その他の業務研修

実施日	講義・演習内容
下記2参照	【ブロック別研修】（集合形式） 各ブロックにおいて講義・講演内容を策定
令和6年9月27日	【全国経験交流会】（集合＋WEB形式） 全国各地に赴任している常勤弁護士による各地での活動報告、現制度の在り方や問題点、今後の課題等に関する議論等

2　ブロック別研修

各ブロック別地方事務所の構成と研修実施内容

（注）実施当時に常勤弁護士を配置していない事務所は記載していない。

北海道・東北ブロック合同：函館・旭川・釧路・福島・岩手・秋田・青森

実施日	講義・演習内容
令和6年5月16日～17日	法務少年支援センターの見学及び同管理者との意見交換、常勤弁護士による事例・活動報告等
令和6年11月14日～15日	北海道南西沖地震の概要及び復興までの取組についての講義、令和6年能登半島地震におけるミツバチ隊活動及び地方自治体からの復興支援についての講義等

関東Aブロック：埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟

実施日	講義・演習内容
令和6年5月31日	法律相談における支援的な傾聴法についての講義及び演習、常勤弁護士による事例・活動報告等
令和6年12月1日	川越少年刑務所施設見学及び同管理者との意見交換、ビジネスマナー講習、常勤弁護士による事例・活動報告等

関東Bブロック：東京・神奈川・千葉・静岡・長野

実施日	講義・演習内容
令和6年5月24日	法テラス本部各部署の業務内容説明及びキャリアプランについての説明等
令和6年11月8日	遠隔地共同受任の利用方法についての講義、DV離婚事件における支援施設と弁護士との連携についての講義・座談会、常勤弁護士による事例・活動報告等

中部ブロック：愛知・三重・岐阜・福井・富山

実施日	講義・演習内容
令和6年5月22日～23日	異動及びそれに伴う事件引継ぎにおける課題・問題点についての討議、常勤弁護士による事例・活動報告等
令和6年10月31日～11月1日	要支援者事例及び支援のためのケース会議運営の実例についての講義、令和6年能登半島地震に対する弁護士会及び弁護士の対応についての講義、常勤弁護士による事例・活動報告等

近畿ブロック：大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山

実施日	講義・演習内容
令和6年6月7日	大阪地方検察庁における再犯防止のための入口支援と他機関連携の現状についての講義、常勤弁護士による事例・活動報告等
令和6年11月14日	心理的障害について精神医学の観点から見た発症機序及びメンタルケアの講義、常勤弁護士による事例・活動報告等

中国ブロック：広島・山口・鳥取・島根

実施日	講義・演習内容
令和6年5月23日～24日	常勤弁護士による事例・活動報告等
令和6年10月31日～11月1日	元常勤弁護士の弁護活動及び裁判員裁判における弁護の講義、登記事務及び改正不動産登記法の講義、美祢社会復帰促進センターの施設見学及び更生方法の講義等

四国ブロック：香川・徳島・高知・愛媛

実施日	講義・演習内容
令和6年5月24日～25日	丸亀少女の家及び四国少年院施設見学、常勤弁護士としてのあり方及び無罪判決をとるための精神論・技術論についての講義、常勤弁護士による事例・活動報告等
令和6年11月8日～9日	子どもシェルター施設見学及び同管理者との意見交換、須崎市乳児死体遺棄事件を踏まえた行政の取組についての講義、常勤弁護士による事例・活動報告等

九州ブロック：福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄

実施日	講義・演習内容
令和6年5月30日～31日	死刑求刑事件における弁護士会との協働・刑事弁護セミナーについての講義、取調立会を中心とした刑事弁護の今後についての講義、地元弁護士会が常勤弁護士に求めることについての座談会、常勤弁護士による事例・活動報告等
令和6年11月14日～15日	肥前精神医療センターの施設見学並びに医療観察手続における治療概略及び精神疾患を抱える方とのコミュニケーション方法についての講義、法テラス宮古島法律事務所の現状と課題についての報告、各法律事務所の現状と課題についての座談会

（2）裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室

裁判員裁判弁護技術研究室においては、刑事弁護分野の経験豊富な弁護士が研究員として、常勤弁護士が取り扱う主に裁判員裁判について個別具体的な指導・助言を日常的に行うことにより、常勤弁護士の弁護技術の向上を図っている。

常勤弁護士業務支援室においては、日常的に、常勤弁護士が取り扱う民事・家事・裁判員裁判以外の刑事事件などについて個別具体的な指導・助言を行っている。指導・助言を行っているのは、弁護士実務経験の豊富な弁護士や司法研修所の弁護教官経験者、元常勤弁護士、ソーシャルワーカーとしての経験を有する社会福祉士等の専門員である。そのほか、若手の常勤弁護士に対するフォローアップを実施するなどして、常勤弁護士の業務能力の向上を図っている。

また、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室が、常勤弁護士に対する実務研修を企画・実施するとともに、アンケート結果などを踏まえて研修内容を随時見直し、より充実した研修の実施に努めている。

5. 犯罪被害者支援業務

5－1　令和６年度における業務の概況

（１）犯罪被害者支援業務におけるアクセス状況

令和６年度は、コールセンターに設置している犯罪被害者支援ダイヤルへの問合せ件数（資料5-6）は前年度と同程度、地方事務所への問合せ件数（資料5-10）は前年度と比べやや減少した。なお、資料5-1は、犯罪被害者支援ダイヤルにたどり着きやすくするために設置している犯罪被害者支援専用Webページであり、ポスターやリーフレット等に2次元コードを掲載して同ページへ誘導している。

資料 5-1　法テラス犯罪被害者支援専用Webページ

◀専用Webページ
トップ画像

※こちらからページ全体を御覧いただけます。

（２）DV等被害者法律相談援助業務の状況

DV等被害者法律相談援助は、制度開始以来最も多い相談件数となった。DV等被害者法律相談援助の法律相談類型のうち児童虐待については、虐待を受けた18歳未満の児童本人が利用を申し出る必要があることから、児童に対しての制度周知が重要となるため、令和元年度から児童向けに分かりやすく説明したポスター及びポケットカード（資料5-2）の作成・配布に努めているところ、令和6年度において、小中学校及び公立図書館等4,997施設へ配布して掲示を依頼した。

（３）制度周知の状況

犯罪被害者支援に関する各種ポスター及びリーフレットの刊行（資料5-3）、児童虐待をテーマにした制度周知用アニメーション動画（資料5-4）の配信などを行っている。児童虐待をテーマにした制度周知用アニメーション動画については、引き続きYouTubeの法テラス（公式）チャンネルへ掲載している。

資料 5-2　児童向けポスター及びポケットカード

資料 5-3　犯罪被害者支援ポスター（リーフレットは「法テラスの刊行物」186ページ参照）

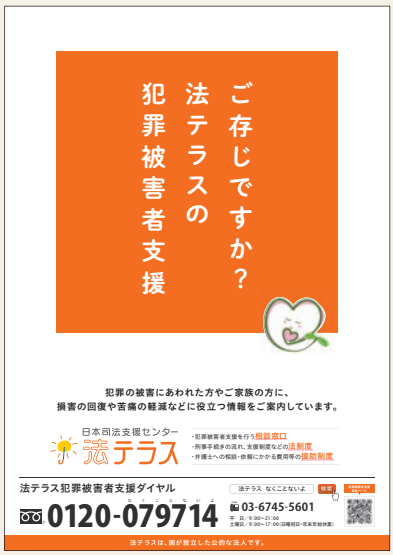

一般の方向けポスター

被害にあわれた方向けポスター

資料 5-4 制度周知用アニメーション動画

公式YouTube

※こちらから動画を御覧いただけます。

（4）研修の実施

令和６年度においては、性犯罪・性暴力被害者に対する支援をより適切に行うため、全国の法テラス地方事務所の担当職員が内閣府主催のオンライン研修を受講した。

また、児童虐待の被害者対応を適切に行うため、外部（NPO法人）講師による被虐待児への初期対応技術に関する研修を実施した。

その他にも、ロールプレイ方式による内部研修の実施や、関係機関が開催する研修への参加に加えて、職員同士の業務経験の共有等を行う勉強会や心理専門職による犯罪被害者等への心理的配慮等に関する講義等を行って二次的被害の防止に努めるなど、職員が業務において必要となる知識やスキルを習得するなどして対応能力の向上に取り組んだ。

（5）犯罪被害者支援に関する新たな支援制度の創設

総合法律支援法の一部改正法が成立・公布（令和６年４月24日）され、「犯罪被害者等支援弁護士制度」（以下「新制度」という。）を創設することとなった。新制度は、殺人や性犯罪など一定の犯罪の被害にあわれた方やその家族が、刑事・民事・行政その他の様々な対応に弁護士による包括的かつ継続的な援助を受けられる制度であり、令和８年４月23日までに開始することとされている。令和６年度においては、新制度の運用開始に向けて、法務省や日本弁護士連合会などの関係機関と協議を進めた。

5－2　業務の概要

法テラスが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害にあわれた方やその家族などが、必要な支援を途切れることなく受けられるように、次の業務を行うものである。

（ア）犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次ぎ等）
（イ）刑事手続の仕組みや、損害の回復や苦痛の軽減を図るための制度に関する情報の提供
（ウ）犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
（エ）DV等被害者法律相談援助業務
（オ）被害者国選弁護関連業務
（カ）被害者参加旅費等支給業務

経済的に余裕がなく、資力などについて一定の要件に該当する被害者等は、資料5-5に記載の弁護士費用等に関する援助制度を利用することができる。

資料 5-5　犯罪被害者支援業務の流れ

5－3 犯罪被害者支援に関する情報の提供等

（1）犯罪被害者支援ダイヤル

コールセンターには、一般ダイヤル（サポートダイヤル）の電話番号のほか、犯罪被害にあわれた方やその家族のための専用ダイヤル「犯罪被害者支援ダイヤル0120-079714（なくことないよ）」を設けている。犯罪被害者支援の研修を受けた担当者が、二次的被害を与えることがないように被害者等の心情に配慮しながら、損害の回復や苦痛の軽減につながる法制度や適切な相談窓口の情報提供を行っている。

ア 問合せ件数

犯罪被害者支援ダイヤルにおける問合せ件数の推移は、資料5-6のとおりである。令和６年度は、前年度からやや減少したが、引き続き高い水準で推移した。

資料 5-6 犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数の推移

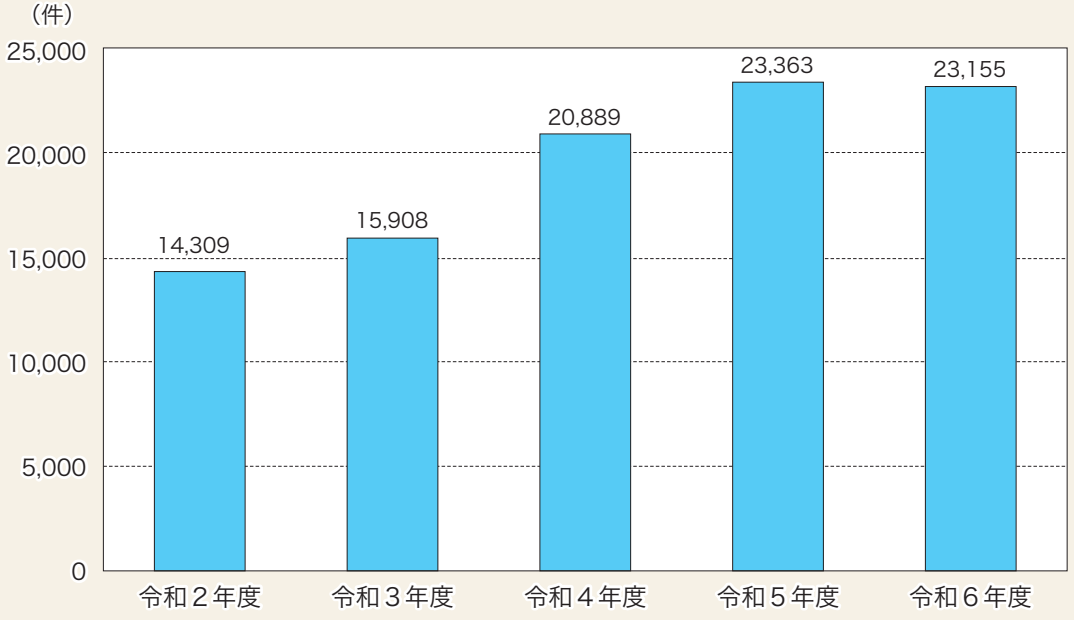

【参考】 業務開始（平成18年10月）～令和６年度末の問合せ件数（累計）

犯罪被害者支援ダイヤル（件数）	251,356 件

イ　問合せ内容

令和６年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける問合せ分野別内訳は、資料5-7のとおりである。

DVに関する問合せが最も大きな割合を占め、次いで刑事手続・犯罪の成否等に関する問合せ、生命・身体犯被害に関する問合せと続いた。

資料5-7　犯罪被害者支援ダイヤル問合せ分野別内訳の推移

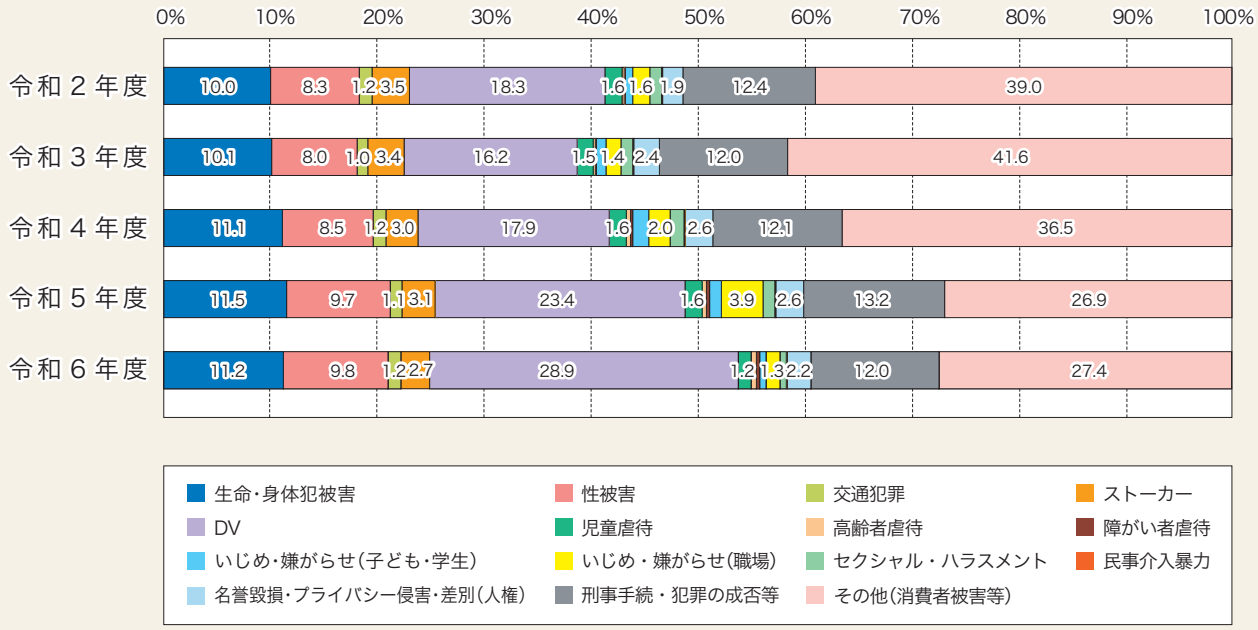

被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障がい者虐待	いじめ・嫌がらせ（子ども・学生）	いじめ・嫌がらせ（職場）	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別（人権）	刑事手続・犯罪の成否等	その他（消費者被害等）
令和２年度	10.0%	8.3%	1.2%	3.5%	18.3%	1.6%	0.2%	0.1%	0.7%	1.6%	1.1%	0.1%	1.9%	12.4%	39.0%
令和３年度	10.1%	8.0%	1.0%	3.4%	16.2%	1.5%	0.2%	0.1%	0.9%	1.4%	1.1%	0.1%	2.4%	12.0%	41.6%
令和４年度	11.1%	8.5%	1.2%	3.0%	17.9%	1.6%	0.4%	0.2%	1.5%	2.0%	1.3%	0.1%	2.6%	12.1%	36.5%
令和５年度	11.5%	9.7%	1.1%	3.1%	23.4%	1.6%	0.4%	0.3%	1.1%	3.9%	1.1%	0.1%	2.6%	13.2%	26.9%
令和６年度	11.2%	9.8%	1.2%	2.7%	28.9%	1.2%	0.5%	0.3%	0.6%	1.3%	0.6%	0.1%	2.2%	12.0%	27.4%

ウ　紹介先

令和６年度に犯罪被害者支援ダイヤルで受け付けた問合せに対する紹介先の割合は、法テラス地方事務所が最も高く53.0%を占めている。これは犯罪の被害にあわれた方やその家族などにとってアクセスしやすい地方事務所を紹介し、その地方事務所において各種援助制度の案内や弁護士紹介などを行っているためである。次いで弁護士会が29.8%を占めるが、これは各地方の弁護士会で行う法律相談を案内することが多いためである。その他、DV被害に関して配偶者暴力相談支援センター、パワハラ・セクハラ等被害に関して労働問題相談機関・団体など、法的支援以外の支援が必要な場合には、被害内容に応じた相談窓口の紹介を行っている。

資料5-8　令和６年度犯罪被害者支援ダイヤル紹介先関係機関内訳

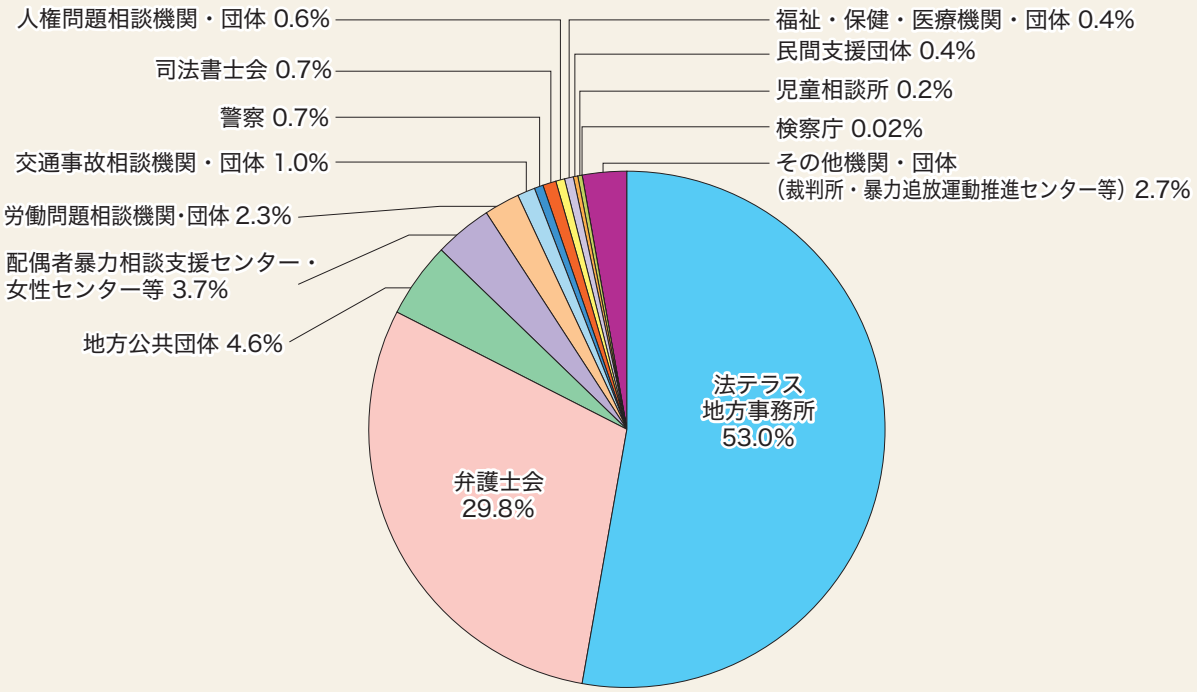

エ　認知媒体

令和６年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける認知媒体(注)の内訳は、資料5-9のとおりである。前年度に引き続き、再利用が高い割合を占めており、次いでホームページが続いている。

（注）認知媒体：利用者が法テラスを知った媒体のこと

資料5-9　犯罪被害者支援ダイヤルにおける認知媒体内訳の推移

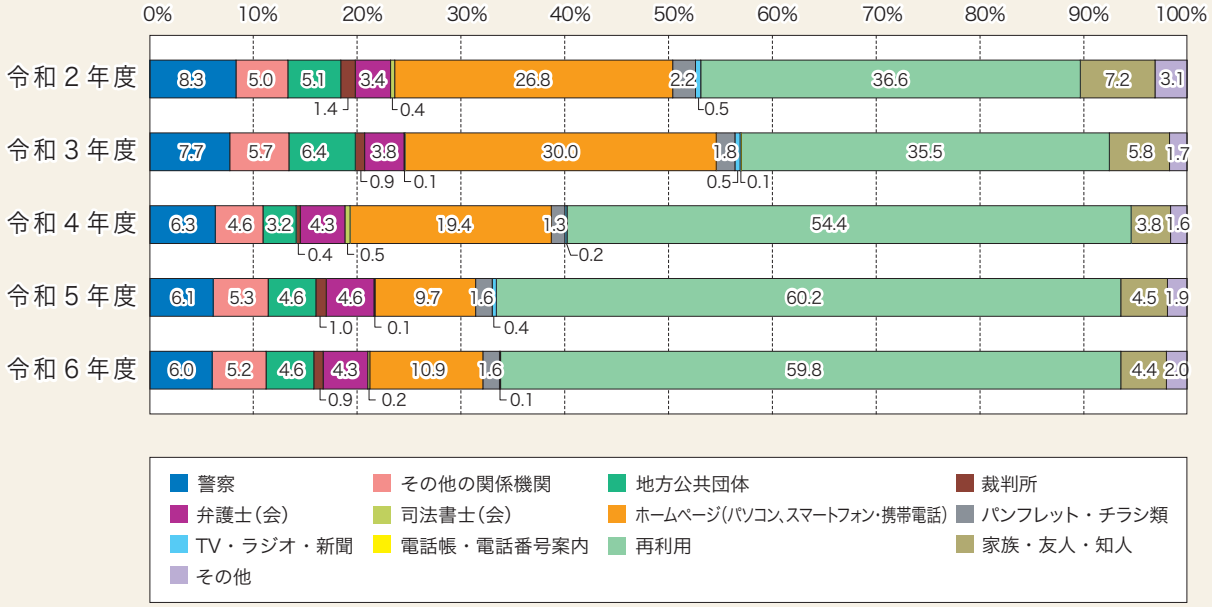

（2）地方事務所

全国の地方事務所では、犯罪被害者支援ダイヤルと同様の情報提供を面談と電話により行うほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、DV等被害者法律相談援助業務及び被害者国選弁護関連業務における指名通知を行っている。

ア　問合せ件数

地方事務所における問合せ件数は、資料5-10のとおりである。地方事務所ごとに広報活動を工夫するとともに、関係機関との連携を通じて業務内容の周知に取り組んでいる。

過去最高だった前年度よりは減少したものの、近年は15,000件前後で推移している。

資料 5-10　地方事務所問合せ件数の推移

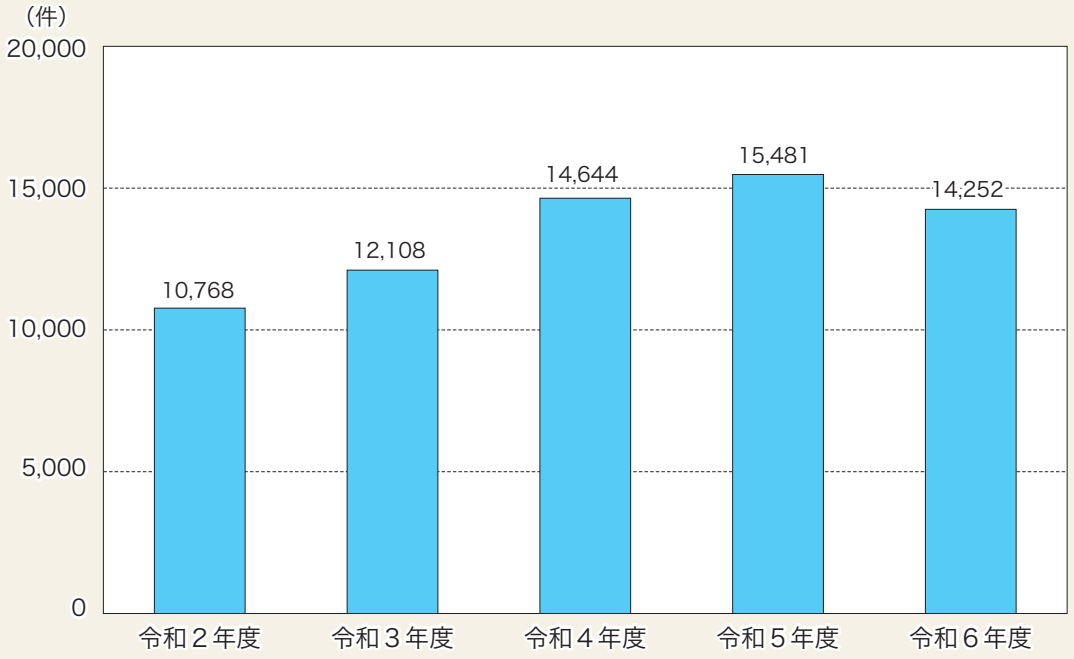

【参考】　業務開始（平成18年10月）～令和６年度末の問合せ件数（累計）

地方事務所（件数）	238,050 件

イ　問合せ内容

令和６年度の問合せ分野別内訳は、資料5-11のとおりである。DVに関する問合せの割合が依然として高く、全体の21.6%を占め、次いでいじめ・嫌がらせ（職場）と続いている。

資料5-11　地方事務所問合せ分野別内訳の推移

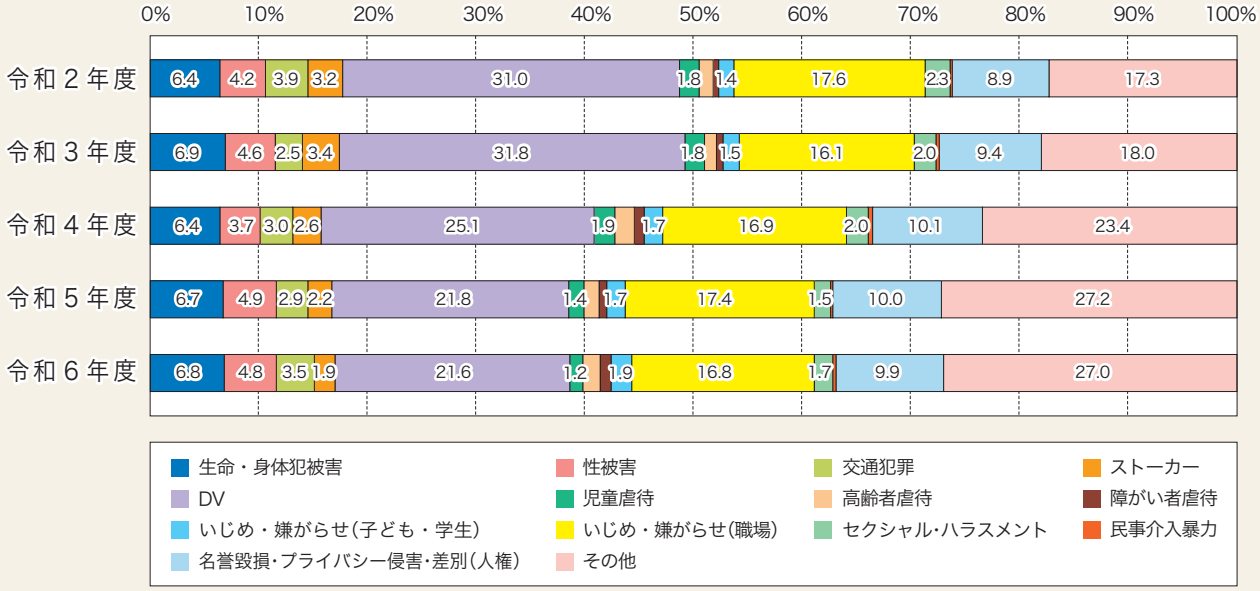

被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障がい者虐待	いじめ・嫌がらせ(子ども・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	その他
令和２年度	6.4%	4.2%	3.9%	3.2%	31.0%	1.8%	1.3%	0.5%	1.4%	17.6%	2.3%	0.2%	8.9%	17.3%
令和３年度	6.9%	4.6%	2.5%	3.4%	31.8%	1.8%	1.1%	0.6%	1.5%	16.1%	2.0%	0.3%	9.4%	18.0%
令和４年度	6.4%	3.7%	3.0%	2.6%	25.1%	1.9%	1.8%	0.9%	1.7%	16.9%	2.0%	0.4%	10.1%	23.4%
令和５年度	6.7%	4.9%	2.9%	2.2%	21.8%	1.4%	1.4%	0.7%	1.7%	17.4%	1.5%	0.2%	10.0%	27.2%
令和６年度	6.8%	4.8%	3.5%	1.9%	21.6%	1.2%	1.6%	1.0%	1.9%	16.8%	1.7%	0.3%	9.9%	27.0%

ウ　紹介先

令和６年度に地方事務所で受け付けた問合せに対する紹介先の割合は、弁護士会が60.7%と最も高く、過半数を占めている。これは、地方事務所で行う相談以外に各地の弁護士会の相談を利用するケースが多いためである。次いで地方公共団体が10.0%、労働問題相談機関・団体が6.4%と高い割合になった。

資料5-12　令和６年度地方事務所紹介先関係機関内訳

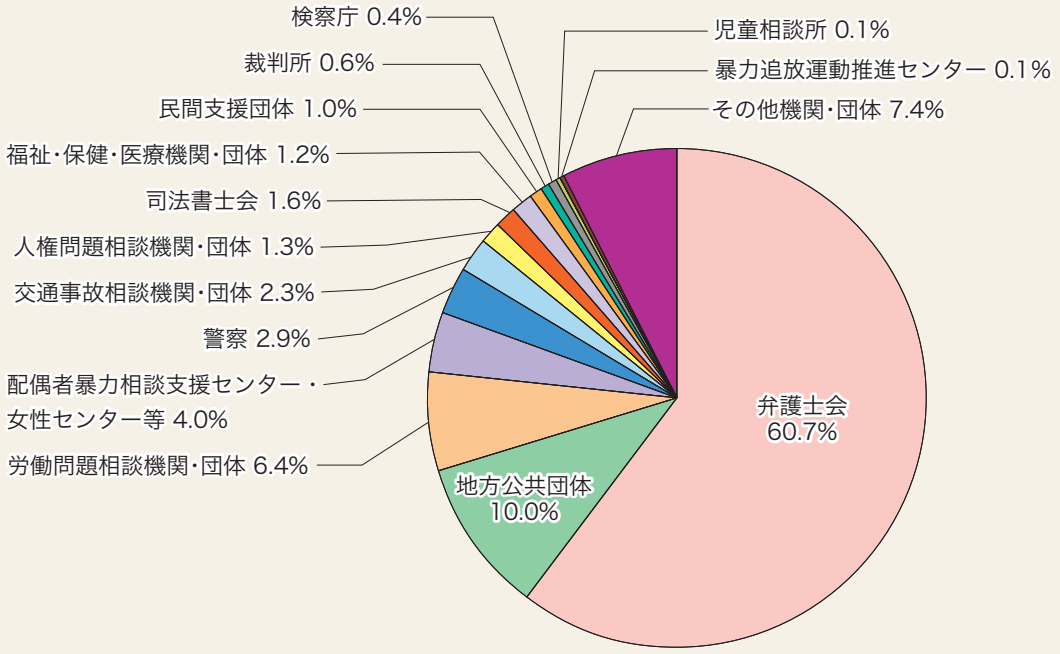

エ　犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介業務

法テラスでは、犯罪の被害について弁護士に相談をしたくてもその接点がない方のために、個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っている。

（ア）弁護士数

弁護士会から推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の数は、令和７年４月１日現在で前年度より54名増加の4,073名となった。今後も日本弁護士連合会や各地の弁護士会との連携により、弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-13　犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

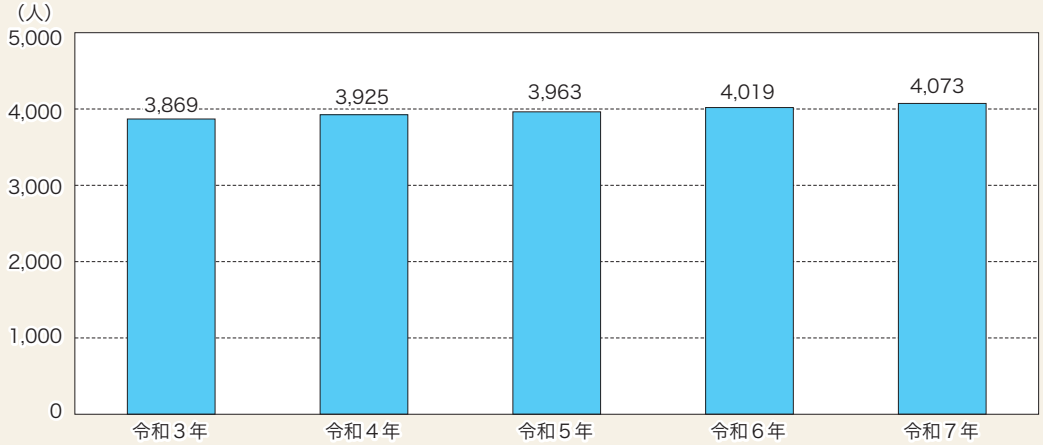

（注１）いずれも４月１日現在
（注２）上記弁護士数には、常勤弁護士を含む。

資料 5-14　犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移（地方事務所別）

（人）

地方事務所名	人数				
	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
札　幌	218	215	230	232	234
函　館	32	33	33	34	35
旭　川	15	15	15	15	18
釧　路	32	32	33	34	34
青　森	25	25	27	24	24
岩　手	25	24	24	30	30
宮　城	56	60	71	74	80
秋　田	35	35	34	33	37
山　形	60	59	58	57	58
福　島	44	44	45	47	51
茨　城	75	79	81	78	74
栃　木	58	56	58	58	56
群　馬	43	51	51	55	55
埼　玉	45	48	47	46	45
千　葉	101	109	84	108	124
東　京	404	413	420	431	438
神奈川	214	218	209	197	181
新　潟	88	89	91	92	92
富　山	31	31	31	31	35
石　川	28	37	38	41	44
福　井	45	47	46	50	49
山　梨	35	35	35	39	38
長　野	159	160	162	165	166
岐　阜	40	40	39	40	39
静　岡	80	84	84	84	84

（人）

地方事務所名	人数				
	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
愛　知	160	157	152	153	143
三　重	44	44	38	38	36
滋　賀	31	35	35	34	34
京　都	215	214	209	202	199
大　阪	223	232	268	295	355
兵　庫	157	189	192	189	197
奈　良	32	32	33	27	29
和歌山	42	45	44	44	43
鳥　取	21	21	21	21	22
島　根	25	25	28	27	26
岡　山	42	43	45	44	33
広　島	44	44	44	43	44
山　口	39	36	36	44	43
徳　島	41	41	28	28	29
香　川	44	44	48	51	50
愛　媛	63	31	42	41	40
高　知	38	37	36	40	38
福　岡	277	270	264	258	257
佐　賀	50	49	49	49	49
長　崎	55	56	56	57	48
熊　本	41	40	57	56	56
大　分	61	64	63	64	60
宮　崎	30	32	32	26	25
鹿児島	42	41	37	34	35
沖　縄	64	64	60	59	61
合　計	3,869	3,925	3,963	4,019	4,073

（注１）いずれも４月１日現在
（注２）上記弁護士数には、常勤弁護士を含む。

（イ）弁護士紹介件数

令和６年度の弁護士紹介件数は、制度開始以来最多であった前年度を上回る2,711件であった。近年のニーズの高まりや新制度の運用開始などを見据え、今後も全国で弁護士を紹介する体制の強化を図っていく。弁護士を紹介した案件の主な被害種別は、性被害、DV、生命・身体犯被害の順に多く、これらの被害種別で全体の89.5%を占めている。

資料 5-15 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の推移

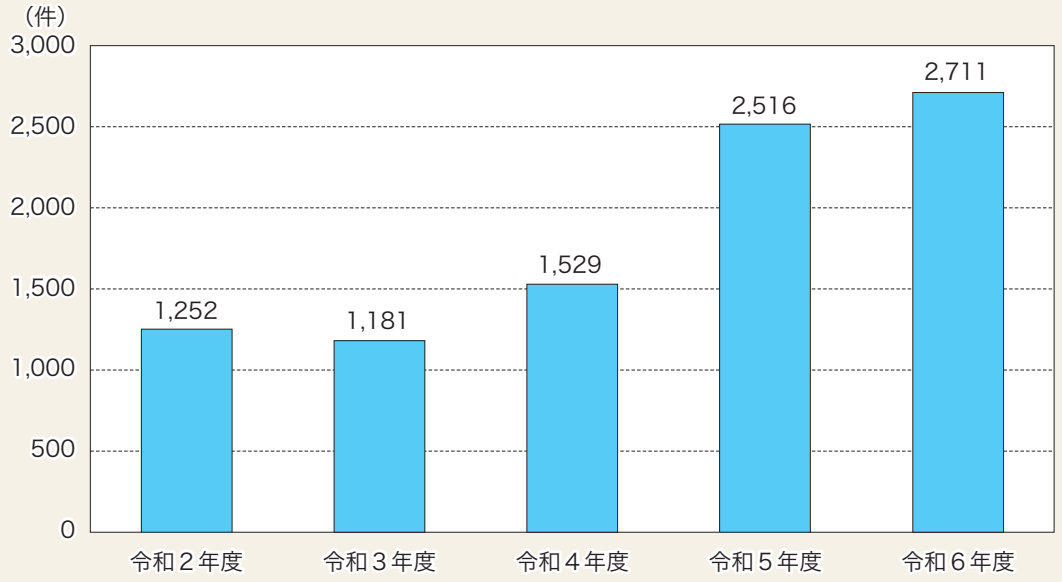

資料5-16 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳の推移

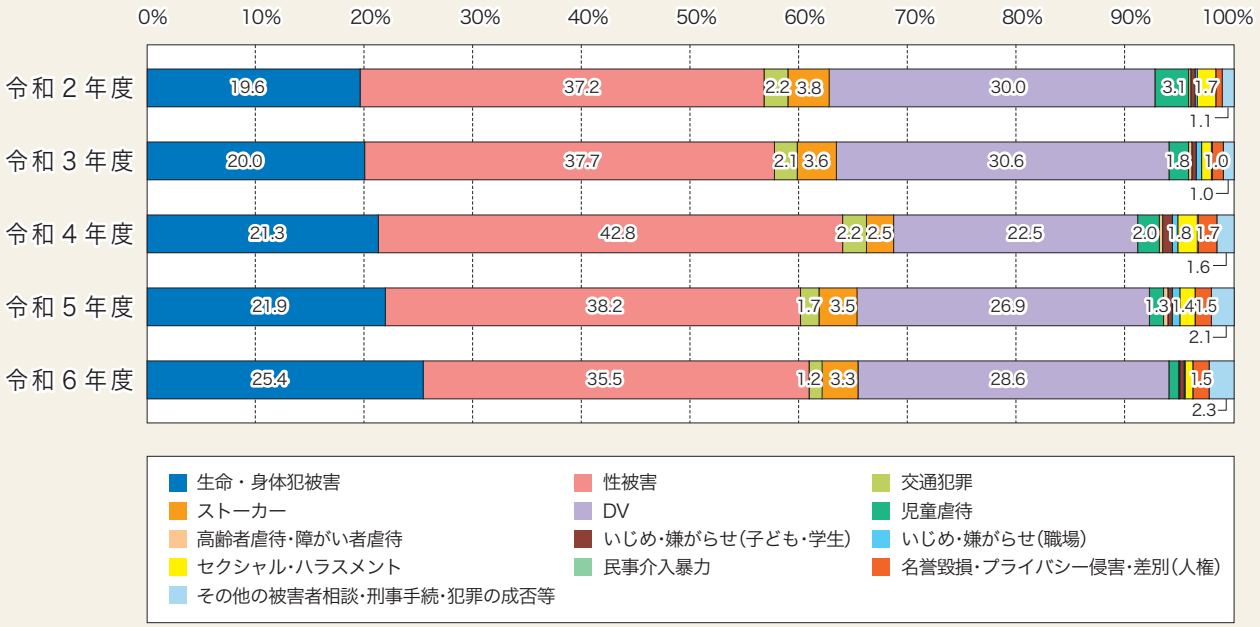

被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待・障がい者虐待	いじめ・嫌がらせ（子ども・学生）	いじめ・嫌がらせ（職場）	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別（人権）	その他の被害者相談・刑事手続・犯罪の成否等
令和２年度	19.6%	37.2%	2.2%	3.8%	30.0%	3.1%	0.2%	0.4%	0.2%	1.7%	0.0%	0.6%	1.1%
令和３年度	20.0%	37.7%	2.1%	3.6%	30.6%	1.8%	0.3%	0.4%	0.5%	0.9%	0.1%	1.0%	1.0%
令和４年度	21.3%	42.8%	2.2%	2.5%	22.5%	2.0%	0.3%	0.9%	0.5%	1.8%	0.1%	1.7%	1.6%
令和５年度	21.9%	38.2%	1.7%	3.5%	26.9%	1.3%	0.4%	0.4%	0.7%	1.4%	0.0%	1.5%	2.1%
令和６年度	25.4%	35.5%	1.2%	3.3%	28.6%	0.9%	0.1%	0.4%	0.1%	0.7%	0.0%	1.5%	2.3%

5－4 DV等被害者法律相談援助業務

法テラスでは、DV、ストーカー及び児童虐待の被害を受けている方（被害を受けるおそれのある方を含む。）を対象に、「DV等被害者法律相談援助」を実施している。

この業務は、事案の特殊性から速やかに弁護士へつないで法律相談を実施することを目指しており、対象者の資力にかかわらず、再被害の防止に必要であれば刑事・民事を問わず相談を実施できることなどを特徴としている（ただし、対象者が一定の基準を超える資産を有する場合、法律相談料は対象者の負担となる。）。

資料5-17は、制度利用の流れを説明したものであり、年度別援助件数の推移は、資料5-18のとおりである。令和6年度は、制度開始以来最多であった前年度を上回る1,758件となった。事件類型別の割合は、DVが全体の89.6%を占め、次いでストーカーが8.6%、児童虐待が1.8%であった。

資料 5-17 DV等被害者法律相談援助制度利用の流れ

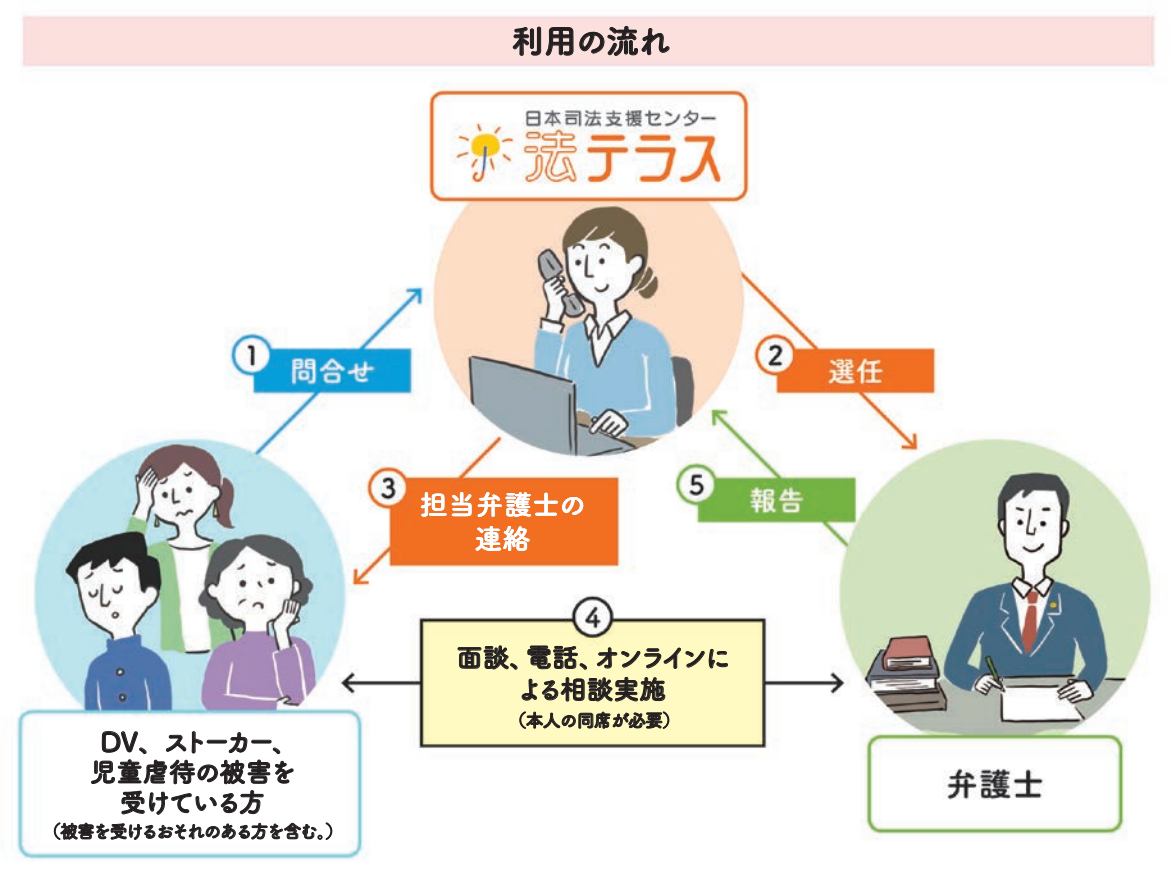

資料 5-18　DV等被害者法律相談援助件数の推移

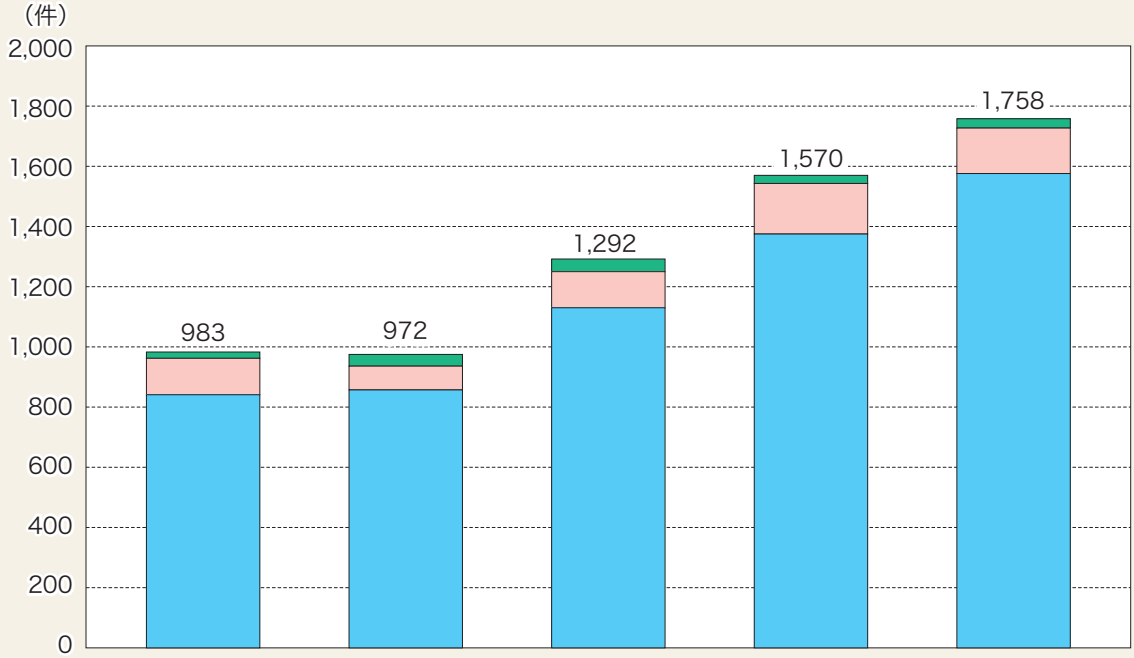

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
合計	983	972	1,292	1,570	1,758
児童虐待	22	39	42	27	31
ストーカー	121	76	120	168	151
DV	840	857	1,130	1,375	1,576

利用者の性別・年代の内訳は、資料5-19及び資料5-20のとおりである。女性利用者が大きな割合を占めているが、男性利用者も一定数見られた。利用者全体を年代別に見ると、30代が31.1%と最も多く、20代から40代が全体の75.0%を占めた。

資料5-19 令和６年度DV等被害者法律相談援助利用者の性別

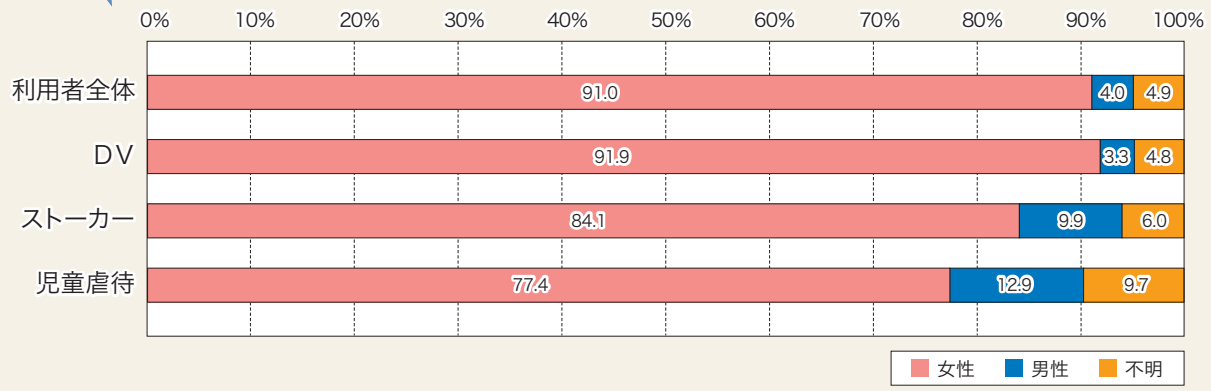

資料 5-20 令和６年度ＤＶ等被害者法律相談援助利用者の年代

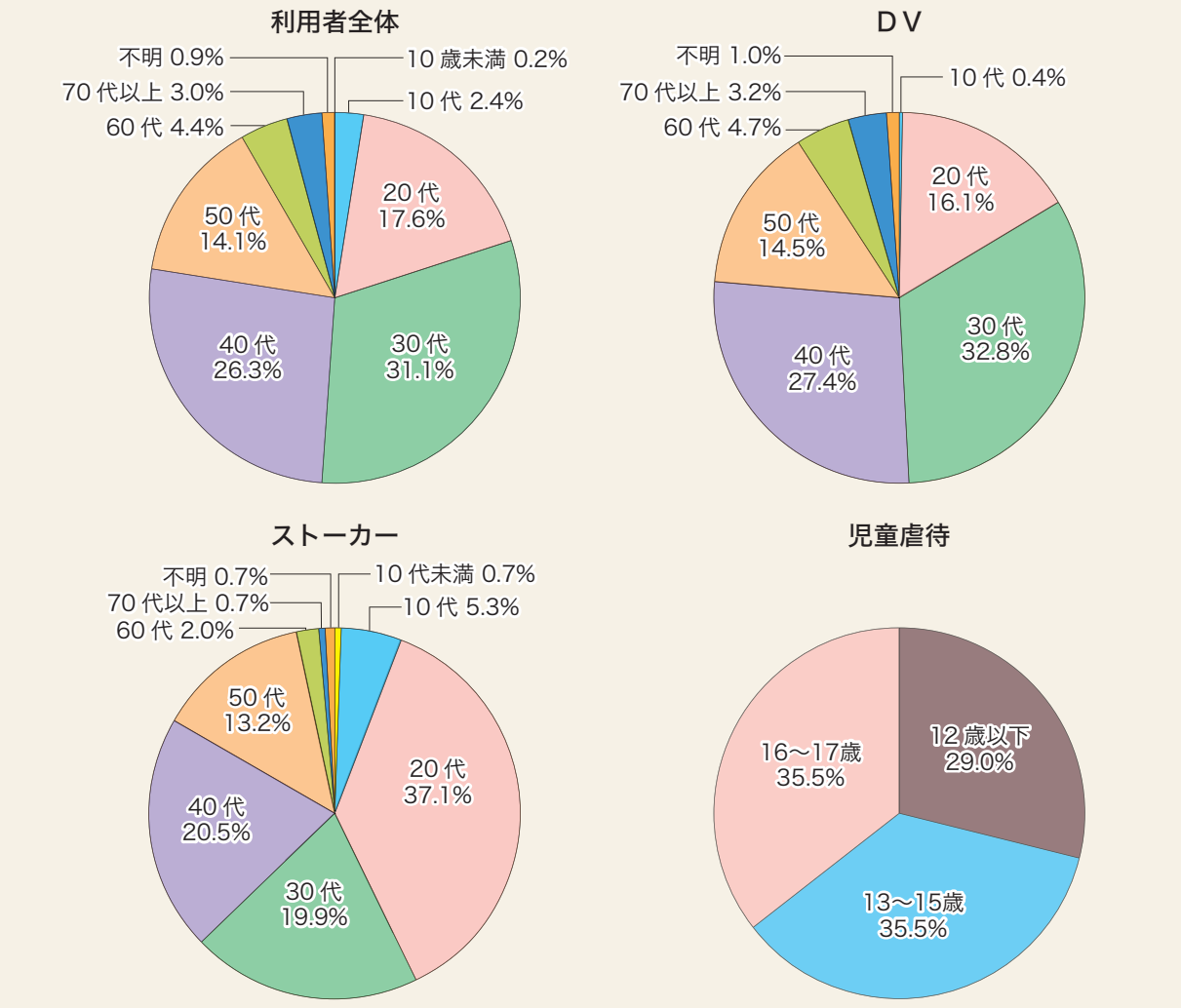

DV等被害者援助弁護士数の推移は、資料5-21のとおりである。令和７年４月１日現在で前年度より49名増加の2,382名となった。

地方事務所別のDV等被害者援助弁護士数は、資料5-22のとおりである。

資料 5-21　DV等被害者援助弁護士数の推移

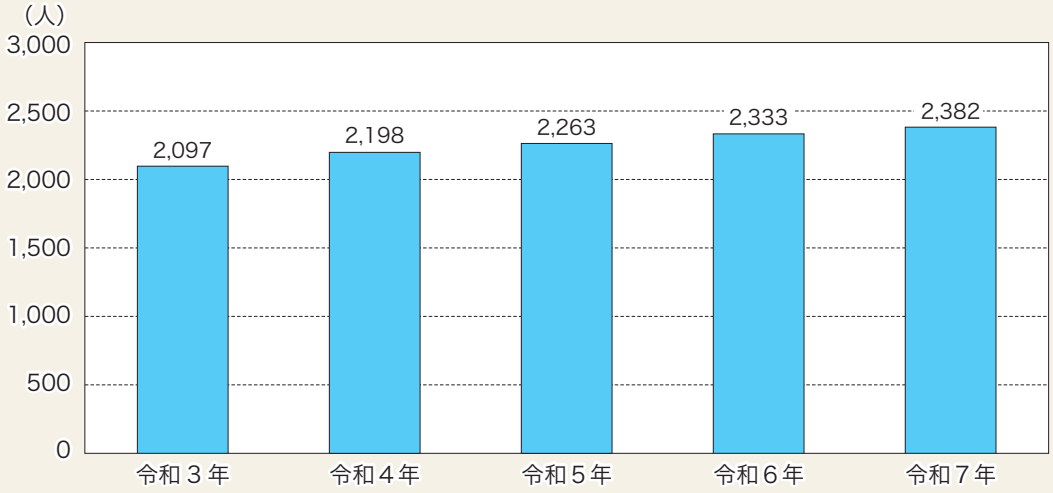

（注１）いずれも４月１日現在
（注２）契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

資料 5-22　DV等被害者援助弁護士数の推移（地方事務所別）

（人）

地方事務所名	人数				
	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
札　幌	100	104	109	109	111
函　館	18	18	19	22	23
旭　川	25	23	21	20	21
釧　路	35	35	36	38	39
青　森	22	22	22	21	24
岩　手	30	28	28	30	33
宮　城	48	49	49	49	50
秋　田	11	11	12	12	12
山　形	39	38	39	38	38
福　島	38	40	39	41	41
茨　城	37	38	37	36	37
栃　木	11	12	12	12	12
群　馬	27	28	27	34	35
埼　玉	55	58	63	67	68
千　葉	47	46	48	61	65
東　京	289	306	320	324	335
神奈川	93	111	124	132	133
新　潟	43	50	59	67	76
富　山	21	21	20	21	21
石　川	54	63	62	61	63
福　井	30	32	31	30	28
山　梨	31	31	30	30	30
長　野	32	31	31	32	31
岐　阜	23	23	23	23	23
静　岡	60	59	59	60	60

（人）

地方事務所名	人数				
	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
愛　知	86	86	85	86	86
三　重	14	14	15	16	15
滋　賀	21	21	20	20	20
京　都	42	43	44	45	50
大　阪	71	77	84	86	95
兵　庫	36	39	43	46	46
奈　良	43	45	50	51	51
和歌山	30	34	34	33	31
鳥　取	22	24	24	24	26
島　根	15	15	16	16	16
岡　山	41	42	40	40	38
広　島	24	25	25	29	29
山　口	29	29	29	30	30
徳　島	21	22	23	23	24
香　川	27	27	30	30	29
愛　媛	18	18	21	21	22
高　知	19	19	19	17	16
福　岡	115	123	119	120	120
佐　賀	29	28	28	29	28
長　崎	46	48	48	49	47
熊　本	33	33	32	33	33
大　分	47	59	60	60	61
宮　崎	17	18	18	21	21
鹿児島	18	15	15	17	17
沖　縄	14	17	21	21	22
合　計	2,097	2,198	2,263	2,333	2,382

（注１）いずれも４月１日現在
（注２）契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

5－5 被害者国選弁護関連業務

（1）被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度の概要

被害者参加制度とは、一定の犯罪の被害者等が、裁判所の許可を受けて公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度である。一定の犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②不同意わいせつ・不同意性交等（令和５年７月の改正刑法施行以前における罪名は強制わいせつ・強制性交等）等の罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、刑事裁判への参加を許可された被害者等（被害者参加人）が、経済的に余裕がない場合でも弁護士による援助を受けられるように、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

法テラスでは、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人からの選定請求の受付及び意見聴取、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

資料 5-23 国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ

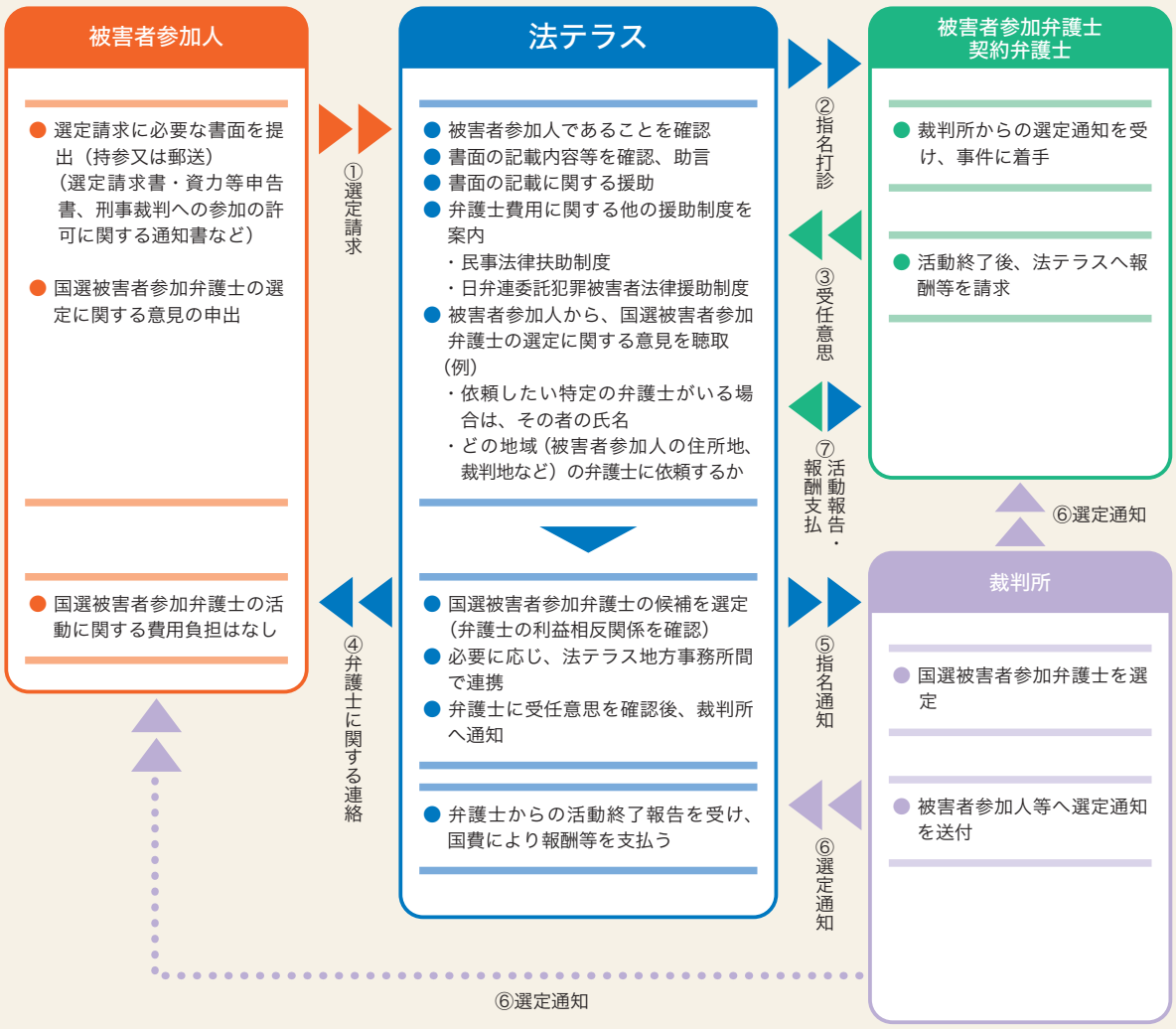

（2）被害者国選弁護関連業務の実施状況

ア　被害者参加弁護士契約弁護士

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は、令和７年４月１日現在で前年度より60名増加の5,897名となった。

被害者参加人のための国選弁護制度の円滑な実施のために、今後も日本弁護士連合会や各地の弁護士会との連携のもと、契約弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-24　被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

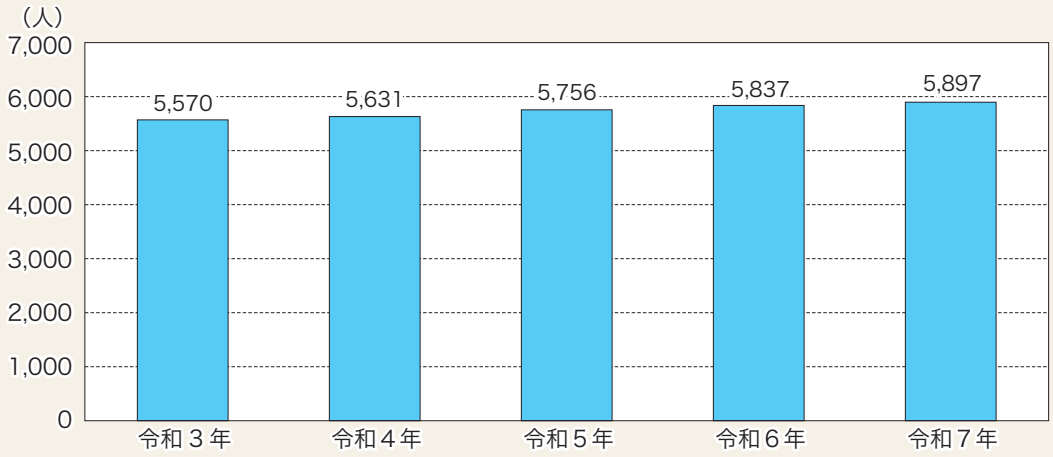

（注１）いずれも４月１日現在
（注２）契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

資料 5-25　被害者参加弁護士契約弁護士数の推移（地方事務所別）

（人）

地方事務所名	人数				
	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
札　幌	236	233	252	255	258
函　館	35	35	35	35	35
旭　川	58	58	56	55	54
釧　路	51	51	53	51	52
青　森	29	31	32	30	29
岩　手	37	35	36	38	38
宮　城	102	104	111	117	123
秋　田	25	25	26	26	27
山　形	54	54	56	55	55
福　島	50	50	50	53	53
茨　城	146	144	142	149	148
栃　木	82	82	85	84	87
群　馬	78	82	83	91	90
埼　玉	88	90	92	97	102
千　葉	251	248	249	251	253
東　京	780	804	821	837	855
神奈川	269	275	280	283	288
新　潟	120	119	125	123	125
富　山	40	40	40	40	38
石　川	55	52	51	51	50
福　井	60	61	62	61	61
山　梨	44	44	44	44	44
長　野	146	148	154	154	150
岐　阜	37	37	37	39	39
静　岡	115	118	118	122	123

（人）

地方事務所名	人数				
	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
愛　知	184	181	189	191	198
三　重	60	60	60	56	54
滋　賀	41	44	48	49	51
京　都	198	199	197	197	198
大　阪	297	312	333	340	348
兵　庫	162	174	178	180	182
奈　良	85	86	90	91	89
和歌山	60	58	57	57	56
鳥　取	37	37	37	38	39
島　根	42	40	42	43	44
岡　山	85	86	90	93	95
広　島	156	166	167	167	166
山　口	105	98	97	99	97
徳　島	50	49	48	49	50
香　川	43	42	46	46	48
愛　媛	47	43	46	46	48
高　知	50	54	56	54	52
福　岡	314	316	312	316	325
佐　賀	71	70	71	77	76
長　崎	92	92	92	94	92
熊　本	132	131	130	128	129
大　分	72	77	78	80	79
宮　崎	90	91	93	94	92
鹿児島	45	41	41	40	42
沖　縄	64	64	68	71	70
合　計	5,570	5,631	5,756	5,837	5,897

（注１）いずれも４月１日現在
（注２）契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

イ　選定請求状況

令和６年度は過去最多となる805件の選定請求を受け、制度が施行された平成20年12月から令和７年３月までに受け付けた選定請求は累計8,279件となった。

過去５年間の罪名内訳をみると、不同意わいせつ・不同意性交等等の罪の割合が最も高く、令和６年度においては前年度を超える62.2%となった。

資料5-26　選定請求件数及び罪名内訳の推移

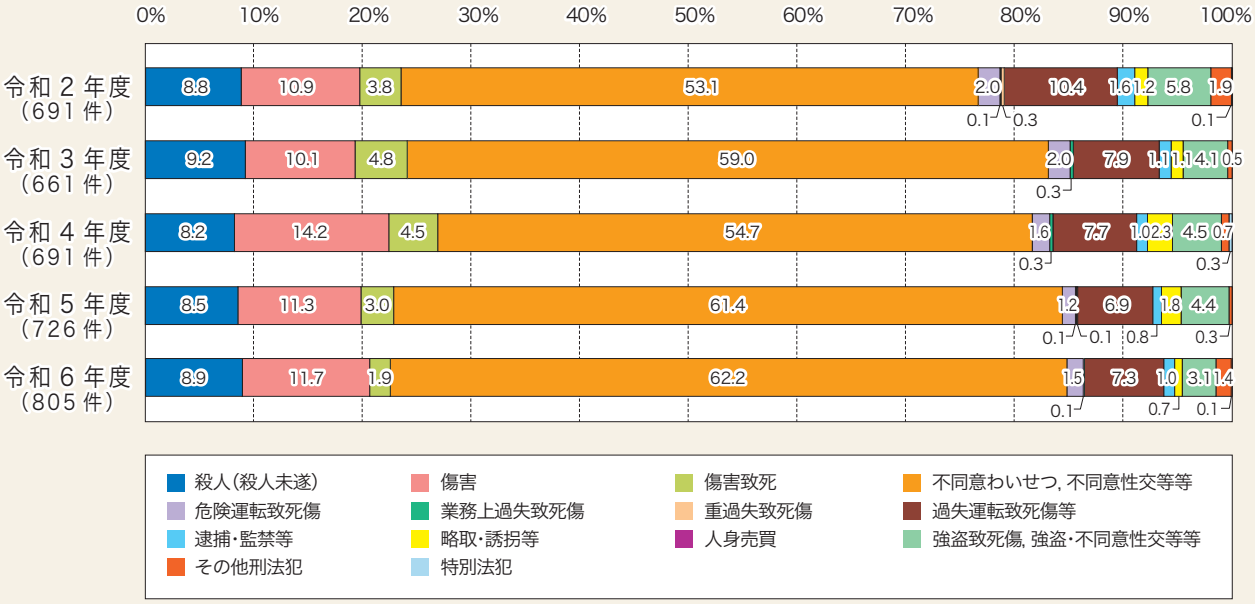

被害種別	殺人（殺人未遂）	傷害	傷害致死	不同意わいせつ，不同意性交等等	危険運転致死傷	業務上過失致死傷	重過失致死傷	過失運転致死傷等	逮捕・監禁等	略取・誘拐等	人身売買	強盗致死傷，強盗・不同意性交等等	その他刑法犯	特別法犯
令和2年度（691件）	8.8%	10.9%	3.8%	53.1%	2.0%	0.1%	0.3%	10.4%	1.6%	1.2%	0.0%	5.8%	1.9%	0.1%
令和3年度（661件）	9.2%	10.1%	4.8%	59.0%	2.0%	0.3%	0.0%	7.9%	1.1%	1.1%	0.0%	4.1%	0.5%	0.0%
令和4年度（691件）	8.2%	14.2%	4.5%	54.7%	1.6%	0.3%	0.0%	7.7%	1.0%	2.3%	0.0%	4.5%	0.7%	0.3%
令和5年度（726件）	8.5%	11.3%	3.0%	61.4%	1.2%	0.1%	0.1%	6.9%	0.8%	1.8%	0.0%	4.4%	0.3%	0.0%
令和6年度（805件）	8.9%	11.7%	1.9%	62.2%	1.5%	0.1%	0.0%	7.3%	1.0%	0.7%	0.0%	3.1%	1.4%	0.1%

資料 5-27　通常第一審事件のうち被害者参加を許可された人員数と国選被害者参加弁護士への委託人員数（司法統計による）

（人）

	被害者参加を許可された人員数 ①	国選被害者参加弁護士への委託人員数 ②	国選被害者参加弁護士が付された割合 ②／①
令和６年	1,768	704	39.8%

5－6　被害者参加旅費等支給業務

（1）被害者参加旅費等支給制度の概要

被害者参加旅費等支給制度とは、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者等に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的に支援する制度である。資力等にかかわらず、全ての被害者参加人が支給を受けることができる。法テラスでは、旅費等の算定及び送金業務などを行っている。

資料 5-28　被害者参加旅費等の支給の流れ

（2）被害者参加旅費等支給業務の実績

令和６年度は被害者参加人から3,346件の請求を受け、計2582万2951円の旅費等を送金した。今後も裁判所等と連携して、迅速な旅費等の支給に努める。

資料 5-29　被害者参加旅費等支給業務実績の推移

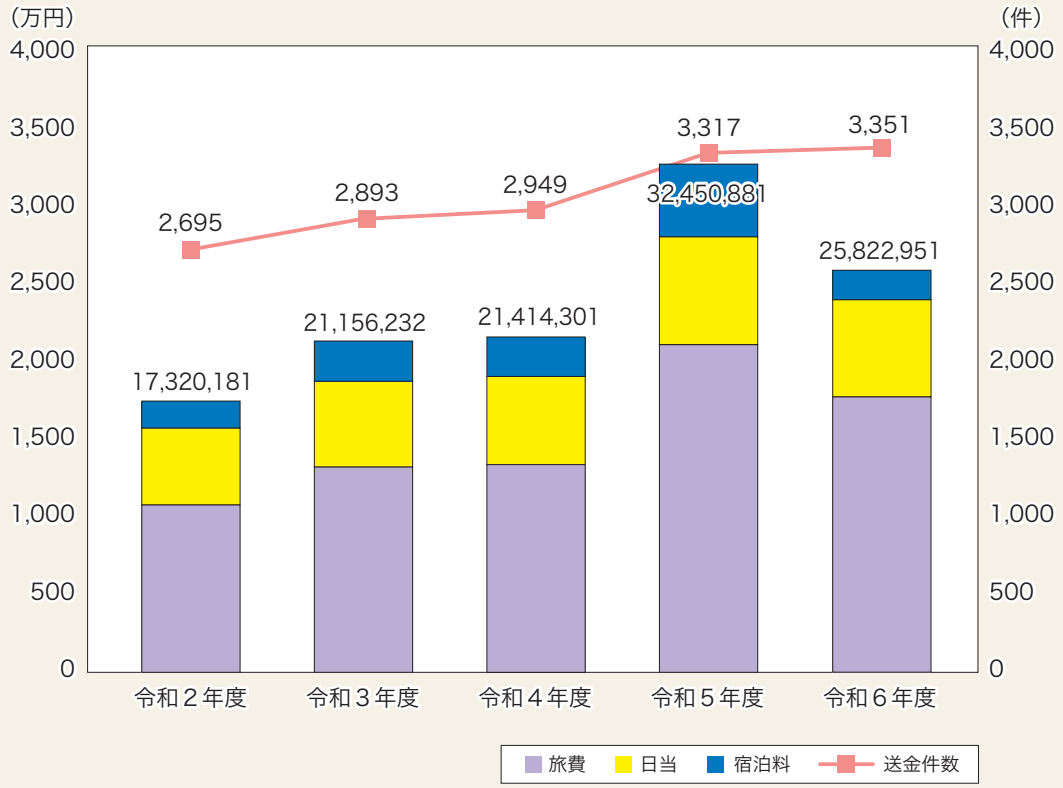

	請求件数	送金		旅費		日当		宿泊料	
		件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
令和２年度	2,758	2,695	17,320,181	2,573	10,683,981	2,630	4,918,100	118	1,718,100
令和３年度	2,977	2,893	21,156,232	2,831	13,106,232	2,816	5,480,800	131	2,569,200
令和４年度	2,816	2,949	21,414,301	2,870	13,263,301	2,875	5,631,200	149	2,519,800
令和５年度	3,303	3,317	32,450,881	3,205	20,919,161	3,259	6,894,900	240	4,636,820
令和６年度	3,346	3,351	25,822,951	3,256	17,686,451	3,296	6,246,200	105	1,890,300
計	15,200	15,205	118,164,546	14,735	75,659,126	14,876	29,171,200	743	13,334,220

6. 災害対応

法テラスにおける災害対応

大規模災害は、広範囲かつ長期的に多数の被災者の生命・生活に深刻な影響を及ぼす。それに伴い、多数の被災者が、不動産・二重ローン・相続・損害賠償など様々な法的問題を抱えることになる。被災地の復旧・復興を図り、被災者が平穏な生活を取り戻すためには、被災者の司法アクセスを確保し、これらの法的問題を解決していくことが不可欠といえる。

1　東日本大震災への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災者への法的支援は、主として従来の情報提供業務と民事法律扶助業務の中で行われていたが、被災者の実情により即した法的支援の充実を図るため、平成24年3月23日、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「法テラス震災特例法」という。）が成立し、同年4月1日から施行された。

法テラス震災特例法による新たな制度は、震災当時、被災地に住居や営業所等があった者であれば、資力を問わず援助を受けられること、裁判所の手続のほかに原発ADRなどが代理援助・書類作成援助の対象となること、事件の進行中は立替金の返済が猶予されることなどの特色があった。

このほか、法テラスは、岩手県、宮城県、福島県の3県に、合計7か所の被災地出張所を開設し、被災地域における司法アクセス改善を図るための拠点として、様々な活動を展開した。なお、法テラス震災特例法は2度の改正による期間延長を経て、令和3年3月31日をもって失効した。これに伴い、東日本大震災法律援助業務における新規申込みの受付を終了し、7か所の被災地出張所のうち法テラス気仙と法テラスふたばを除く5か所を閉鎖したが、法テラスは、今後も民事法律扶助業務等を通じ、被災地や近隣住民への法的サービスの提供を行うこととしている。

令和6年度の震災法律援助業務の実施件数は、震災代理援助が5件、震災書類作成援助が0件であった。震災代理援助及び震災書類作成援助の件数は、失効前に震災代理援助・震災書類作成援助を決定した援助事件の控訴審等の件数である。

2　総合法律支援法改正と被災者法律相談援助

法テラスは、法テラス震災特例法に基づく事業等により、東日本大震災被災者に対する法的支援についてもその一翼を担うようになった。他方で、東日本大震災被災者への法的支援を通し、大規模災害の被災者に対する迅速・適切な法的支援を行うための仕組みや制度創設の必要性なども認識されるようになった。すなわち、東日本大震災被災者に対する法的支援を目的として成立した法テラス震災特例法は、その施行までに1年以上を要しており、大規模災害の都度、特例法を制定するのでは即応性の点で不十分であった。そこで、今後起こり得る大規模災害に備え、被災者が抱える多種多様な法的問題解決に向けた迅速な対応ができるような法的支援の恒久的仕組みを、法テラスの基本法である総合法律支援法の中にあらかじめ定めておく必要性が指摘された。

このような議論を踏まえ、東日本大震災から約5年後の平成28年5月27日、総合法律支援法が改正され、同年6月3日に公布された。これにより、新たな制度となる「大規模災害の被災者に対する法律相談援助制度」（以下「被災者法律相談援助」という。）が法テラスの業務となった。この制度は、政令

によって対象となる「非常災害」を指定し、対象となる「地区」の範囲と「期間（1年を超えない。）」を定めることにより、被災者に対する資力を問わない無料相談を実施できるようにしたものである（総合法律支援法第30条第1項第4号）。改正総合法律支援法は、平成28年熊本地震発生時にはまだ国会で法案審議中であったが、その後成立し、同年7月1日、政令により被災者法律相談援助が平成28年熊本地震に適用されることとなった。

そして、地震発生の日（平成28年4月14日）から1年間となる平成29年4月13日まで、被災者を対象とした資力を問わない無料法律相談が実施された。なお、この被災者法律相談援助は、その後、第2例目として平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、第3例目として令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）、第4例目として令和2年7月豪雨、第5例目として令和6年能登半島地震に適用された。

令和6年度は、令和6年9月20日から同月23日までの間に発生した令和6年奥能登豪雨の被災地を対象に、令和6年12月25日から令和7年9月19日までの間、被災者法律相談援助が適用されている。詳細は特集（18ページ）を参照されたい。

3　被災者への情報提供

被災者がまず必要とするのは、法的支援制度を含めた各種情報である。法テラスでは、東日本大震災後、法テラス・サポートダイヤルによる情報提供のほかに、法テラス災害ダイヤルを開設し、被災者の生活再建に役立つ法制度や各種手続、相談窓口などの情報提供を行っている。

また、メールによる問合せにも対応するほか、ホームページに各災害から派生する法的トラブルに関するＱ＆Ａを掲載した特設ページを開設するなどし、被災者への情報提供を拡充している。

令和6年奥能登豪雨への対応では、ホームページに令和6年奥能登豪雨に関する法律問題Q&Aを掲載し、被災者が必要とする情報の迅速な提供に努めるとともに、令和6年能登半島地震対応に引き続き法テラス災害ダイヤルを活用した被災者等への情報提供を行った。

資料 6-1　法テラス災害対応年表

年	月・日	内　　容
平成23年	3月11日	東日本大震災発生
	3月12日	理事長を本部長とする東日本大震災対策本部発足
	3月23日	日本弁護士連合会及び東京三弁護士会と共催で電話による情報提供を開始（以降順次、仙台弁護士会（4月11日）、日本司法書士会連合会（4月18日）、岩手弁護士会（5月23日）とも共催で実施）
	3月31日	避難所等において、民事法律扶助制度による巡回法律相談開始
	9月21日	被災者対応のため業務方法書を改正（民事法律扶助制度の特例措置）、法務大臣認可
	10月2日	・被災地出張所「法テラス南三陸」を開所（以降、平成25年3月までに更に6か所の被災地出張所を開所） ・各出張所で「よろず相談」を順次開始
	10月3日	被災者を対象とした民事法律扶助制度の特例措置開始（平成24年3月31日まで）
	11月1日	コールセンターに法テラス災害ダイヤル（震災　法テラスダイヤル、被災者専用フリーダイヤル）を開設
	11月22日	「東日本大震災相談実例Q＆A集」を10万部発行
平成24年	3月29日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）公布
	4月1日	・法テラス震災特例法施行（平成27年3月31日まで） ・法テラス震災特例法による被災者を対象とした資力を問わない無料法律相談等（東日本大震災法律援助業務）を開始
平成27年	3月31日	法テラス震災特例法が改正され、有効期限の延長が決定（平成30年3月31日まで）
平成28年	4月14日	平成28年熊本地震発生 これを受け、平成28年熊本地震に関するQ＆A等を掲載した特設ページをホームページに開設（4月18日）
	5月14日	法テラス災害ダイヤルを平成28年熊本地震被災者も利用可能とし、情報提供を開始
	6月3日	・総合法律支援法の一部を改正する法律（改正総合法律支援法）公布 ・大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談（被災者法律相談援助事業）が創設される
	7月1日	・改正総合法律支援法により被災者法律相談援助事業が施行 ・政令により平成28年熊本地震に同事業が適用され、業務開始（平成29年4月13日まで）
平成29年	7月5日～7月6日	平成29年7月九州北部豪雨発生 これを受け、平成29年7月九州北部豪雨に関するQ＆A等を掲載した特設ページをホームページに開設（7月11日）
平成30年	3月30日	法テラス震災特例法が改正され、有効期限の2度目の延長が決定（令和3年3月31日まで）
	6月28日～7月8日	平成30年7月豪雨発生 これを受け、平成30年7月豪雨に関するQ＆A等を掲載した特設ページをホームページに開設（7月11日）
	7月14日	・政令により平成30年7月豪雨に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和元年6月27日まで） ・法テラス災害ダイヤルを平成30年7月豪雨被災者も利用可能とし、情報提供を開始
	9月6日	平成30年北海道胆振東部地震発生 これを受け、平成30年北海道胆振東部地震に関するQ＆A等を掲載した特設ページをホームページに開設（9月14日）
令和元年（平成31年）	9月9日	令和元年台風第15号日本上陸（千葉県） これを受け、令和元年台風第15号に関するQ＆A等を掲載した特設ページをホームページに開設（9月24日）
	10月12日	令和元年台風第19号日本上陸（伊豆半島） これを受け、令和元年台風第19号に関するQ＆A等を掲載した特設ページをホームページに開設（10月15日）
	10月18日	・政令により令和元年台風第19号に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和2年10月9日まで） ・法テラス災害ダイヤルを令和元年台風第19号被災者も利用可能とし、情報提供を開始
令和2年	7月3日～7月31日	令和2年7月豪雨発生 これを受け、令和2年7月豪雨に関するQ＆A等を掲載した特設ページをホームページに開設（7月10日）
	7月14日	・政令により令和2年7月豪雨に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和3年7月2日まで） ・法テラス災害ダイヤルを令和2年7月豪雨被災者も利用可能とし、情報提供を開始
令和3年	3月31日	・法テラス震災特例法の失効により、東日本大震災法律援助の新規申込み受付終了 ・被災地出張所「法テラス大槌」「法テラス東松島」「法テラス山元」「法テラス南三陸」「法テラス二本松」を閉鎖 ・「法テラス気仙」における「よろず相談」終了
令和4年	3月31日	「法テラスふたば」における「よろず相談」終了
令和6年	1月1日	令和6年能登半島地震発生 これを受け、令和6年能登半島地震に関するQ＆A等を掲載した特設ページをホームページに開設（1月10日）
	1月11日	・政令により令和6年能登半島地震に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始 ・法テラス災害ダイヤルを令和6年能登半島地震被災者も利用可能とし、情報提供を開始
	9月20日～9月23日	令和6年奥能登豪雨発生
	12月25日	・政令により令和6年奥能登豪雨に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和7年9月19日まで） これを受け、令和6年奥能登豪雨に関するQ＆A等を掲載した特設ページをホームページに開設 ・法テラス災害ダイヤルを令和6年奥能登豪雨被災者も利用可能とし、情報提供を開始

資料 6-2 災害時に利用できる制度の比較

令和７年３月31日現在

業務	情報提供業務	民事法律扶助業務		震災法律援助業務
		一般法律相談援助	被災者法律相談援助	震災法律相談援助
根拠法令条文	総合法律支援法 成立日：平成16年5月26日 （法律第74号） 施行日：平成16年6月2日	総合法律支援法 成立日：平成16年5月26日 （法律第74号） 施行日：平成16年6月2日	総合法律支援法の一部を改正する法律（改正総合法律支援法） 成立日：平成28年5月27日 （法律第53号） 施行日：平成28年7月1日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律 成立日：平成24年3月23日 （法律第6号） 施行日：平成24年4月1日 失効日：令和3年3月31日
	（第30条第1項第1号）	（第30条第1項第2号）	（第30条第1項第4号）	（第1条）
サービスの概要	①解決に役立つ法制度や相談窓口等の情報提供（電話やメール等）、ホームページに災害特設ページを設け、災害に関するQ＆A等を掲載 ②法テラス災害ダイヤルにて情報提供	経済的に余裕のない方などが法的トラブルにあった際に、無料で法律相談を行う。	政令で指定された一定の大規模災害により被災された方に対し、災害発生から最長で1年間、無料で法律相談を行う。	東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方に対し、無料で法律相談を行う。
利用者の条件	特になし。	収入や資産（現金・預貯金）が一定基準以下であること	・大規模災害が発生した日に、政令で定められた被災地に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方 ・資力は問わない。	・東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村（東京都を除く。）に平成23年3月11日に住居や営業所等があった方 ・資力は問わない。
無料法律相談の対象		刑事事件を除く全て	刑事事件を除く申込者の生活の再建に当たり必要な法律相談	刑事事件を除く全て
適用災害	①サポートダイヤル：全ての災害 ②法テラス災害ダイヤル：東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨	全ての災害	・平成28年熊本地震 ・平成30年7月豪雨 ・令和元年台風第19号 ・令和2年7月豪雨 ・令和6年能登半島地震 ・令和6年奥能登豪雨	東日本大震災

弁護士・司法書士による援助が必要な場合		代理援助／書類作成援助	震災代理援助／震災書類作成援助
	業務		
	サービスの概要	弁護士・司法書士費用等の立替え	弁護士･司法書士費用等の立替え
	利用者の条件	以下のいずれにも該当する方 ・収入や資産(預貯金・不動産等）が一定基準以下であること ・勝訴の見込みがないとはいえないこと ・民事法律扶助の趣旨に適すること	・東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村（東京都を除く。）に平成23年3月11日に住居や営業所等があった方 ・資力は問わない。
	代理援助／書類作成援助の対象	[代理援助の対象] ・民事・家事・行政に関する裁判所の手続（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。） [書類作成援助の対象] ・訴状等の民事裁判上の書類	[代理援助の対象] 震災に起因する事件の以下の手続 ・民事・家事・行政に関する裁判所の手続（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。） ・ADR機関の手続 ・行政不服審査などの行政手続 ・民事裁判等手続に先立つ和解の交渉（東京電力(株)に対する請求書提出等） [書類作成援助の対象] 震災に起因する事件の以下の書類 ・訴状等の民事裁判上の書類 ・ADR手続上の書類 ・行政不服手続上の書類 ・東京電力(株)に対する請求書等
	立替費用の返済	原則として援助開始時から毎月返済	援助終結後から毎月返済

7. 受託業務

7－1　業務の概要

総合法律支援法第30条第２項の規定により、法テラスは、本来業務（同条第１項）の遂行に支障のない範囲で、国、地方公共団体、非営利法人又は国際機関の委託を受け、被害者等の援助その他に関し、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる等の業務を行えることになっている。この規定に基づき、平成19年４月１日から、公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務」を、同年10月１日からは日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」をそれぞれ開始した。前者については、令和２年３月末で受託を終了した。

こうした受託業務を通じ、法テラスは、本来業務にとどまらない、より広い法的サービスを提供することが可能となっている。

日本弁護士連合会委託援助業務の内容等は、以下のとおりである。

7－2　日本弁護士連合会委託援助業務

（１）業務内容

総合法律支援法が規定する法テラスの本来業務である民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされない人々を対象とし、人権救済の観点から弁護士報酬及び費用等の援助を行うというものであり、紛争解決制度の利用をより容易にし、法律専門家のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な法律支援の一環を成す事業である。具体的には、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障害者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助の９項目にわたり、活動をした弁護士の報酬や費用等を援助するものである。

各援助項目の対象者と援助内容は、資料7-１のとおりである。

資料 7-1 日本弁護士連合会委託援助業務の対象者及び援助内容一覧

	対象者	援助内容
①	身体を拘束された刑事被疑者（勾留状が発せられた被疑者を除く。）	被疑者との接見とアドバイス、警察官等との折衝、被害者との示談交渉その他逮捕段階の刑事弁護活動全般
②	家庭裁判所に送致された少年（抗告・再抗告を含む。）。ただし、家庭裁判所又は抗告裁判所が国選付添人を付さなければならない場合を除く。	少年との面会とアドバイス、家庭裁判所との折衝、環境調整、被害者との示談交渉その他付添人活動全般
③	生命、身体若しくは自由（性的自由を含む。）に関する犯罪又はストーカー行為若しくはDVの被害を受けた者又はその親族若しくは遺族	被害届の提出、告訴･告発、検察審査会申立て、法廷傍聴付添、少年審判状況説明聴取、修復的司法の一環としての加害者側との対話、刑事手続における和解交渉、犯罪被害者等給付金申請及び報道機関への対応・折衝その他犯罪被害者支援のために必要な活動
④	難民認定申請者（補完的保護申請者を含む。）	申請、申請却下に対する審査請求、不認定処分等の取消訴訟等の活動
⑤	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする外国人	1　在留資格等の入管関係、就籍・帰化等の戸籍・国籍関係、社会保障関係の行政手続の代理等 2　在留資格がないために、民事法律扶助が利用できない外国人の訴訟代理
⑥	人権救済を必要としている子ども	1　児童相談所等との交渉、虐待を行う親との関係調整、離縁訴訟等の支援 2　触法少年の警察官調査に関する付添人活動 3　子どもの手続代理人の活動（国選、私選を問わない）
⑦	精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に係る退院請求・処遇改善請求等の行政手続の代理
⑧	医療観察法の心神喪失者	心神喪失者等医療観察法に係る退院許可申立て・処遇改善等の行政手続の代理、国選付添人の医師に対する協力費用
⑨	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする高齢者・障害者・ホームレス等	生活保護申請、生活保護法に基づく審査請求の代理
⑩	上記①②を除く対象者	上記①②を除く各援助に関する法律相談

（2）援助要件等

日本弁護士連合会委託援助を利用するためには、ⓘ対象者に該当すること、ⓘⓘ資力に乏しいこと、ⓘⓘⓘ弁護士に依頼する必要性・相当性があることの3つの要件を満たさなければならない。

弁護士がこの援助制度を利用した案件を取り扱うためには、法テラスとの間で委託援助契約を締結する必要がある（総合法律支援法第29条第8項、第30条第2項第1号）。同契約を締結した弁護士は、個別案件を申し込むに当たり援助希望者から事情聴取を行い、上記ⓘからⓘⓘⓘの要件該当性を判断する。申込みの受付は、当該弁護士の所属弁護士会に対応する法テラス地方事務所本所のみが行う。

援助開始決定や終結決定は、地方事務所長が行い、委託要綱で定めた報酬、費用相当額を援助業務の活動内容に応じて支払う。また、弁護士による活動の結果、被援助者が事件の終了により財産的利益を取得するなどして、生活状況が改善し、弁護士報酬や費用相当分を支払うことができないという状態を脱し、かつ、被援助者に負担させることが相当でないといえなくなった場合、弁護士報酬等は被援助者の負担となることがある。負担の要否は受任弁護士の意見を尊重して地方事務所長が決定するが、負担金を求める手続は日本弁護士連合会又は各地の弁護士会が行うこととなっている。

（3）業務実績

令和6年度は、12,506件の援助申込みを受理し、前年度比では346件増（2.8%増）となった。近年の全体傾向としては、新型コロナウイルス感染症拡大により、令和元年度から令和3年度にかけては大きく減少したが、弁護士会等の活動普及及びその後の社会経済活動の回復を基調として、令和4年度以降は増加傾向にある。

令和6年度の地方事務所別の申込受理件数は、資料7-2のとおりである。また、令和2年度から令和6年度までの援助事業種別の申込受理件数推移は、資料7-3のとおりである。

援助事業種別では、刑事被疑者弁護援助は、平成30年6月に施行された改正刑事訴訟法に基づく被疑者国選弁護人制度の拡大以降年々減少していたが、刑法犯認知件数（警察庁公表）の増加もあり、令和4年度から増加に転じている（前年度比2.5%増）。少年保護事件付添援助も、令和3年度以降、緩やかな増加傾向にある（同2.8%増）。犯罪被害者法律援助は、業務受託開始以来、一貫して増加しているところ、国費化（犯罪被害者等支援弁護士制度）の実現を控える中で活発化しており、令和6年度も大きく増加した（同13.4%増）。難民認定に関する法律援助は増加する一方（同10.8%増）、外国人に対する法律援助は減少した（同9.1%減）。子どもに対する法律援助は、子どもの人口減少や成年引き下げ（令和4年）といった減少要因はあるものの、業務受託開始以降、全体的には緩やかな増加傾向にある（同20.3%増）。精神障害者等に対する法律援助は、精神疾患を有する入院患者数が減少傾向にあるところ、微減となった（同2.3%減）。また、高齢者・障害者・ホームレス等の法律援助は、生活保護申請件数は近年増加する一方で、減少傾向にある（同12.9%減）。

（4）援助費用

令和6年度の援助費用は全体で8億7825万9464円であった。犯罪被害者法律援助、子どもに対する法律援助の大幅な件数増加があり、前年度比では5182万5736円増（6.3%増）となった。令和2年度から令和6年度までの援助項目ごとの費用の実績は、資料7-4のとおりである。援助費用の内訳を項目別に見ると、犯罪被害者法律援助が29.9%を占めて最多となっている。なお、援助に要する費用は、全て日本弁護士連合会から法テラスに支払われる委託経費から支出されている。

資料 7-2　令和６年度申込受理件数（地方事務所別）

（件）

	合計	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	外国人	子ども	精神障害者等	高齢者等
札　幌	836	477	33	127	0	1	8	182	8
函　館	79	46	6	24	0	0	0	1	2
旭　川	34	14	5	10	0	1	2	0	2
釧　路	15	3	4	8	0	0	0	0	0
青　森	42	11	7	20	0	0	0	0	4
岩　手	39	5	6	18	0	0	2	1	7
宮　城	262	117	19	71	0	1	3	33	18
秋　田	15	6	5	3	0	0	0	1	0
山　形	15	5	1	4	0	0	2	2	1
福　島	37	0	5	27	0	1	1	2	1
茨　城	60	7	20	4	5	20	0	4	0
栃　木	41	12	13	5	3	2	2	0	4
群　馬	101	11	36	40	1	2	6	1	4
埼　玉	575	151	82	124	14	39	22	37	106
千　葉	548	195	69	124	4	21	17	86	32
東　京	3,432	1,811	145	419	278	428	80	88	183
神奈川	544	41	69	312	5	29	62	13	13
新　潟	25	0	4	11	1	2	1	6	0
富　山	82	56	2	5	0	0	1	0	18
石　川	106	22	7	20	0	1	3	49	4
福　井	48	24	7	12	0	0	1	2	2
山　梨	29	3	7	12	0	1	0	0	6
長　野	47	7	14	13	0	2	3	3	5
岐　阜	21	2	11	6	0	0	1	0	1
静　岡	171	70	21	19	6	24	2	16	13
愛　知	400	63	101	91	8	68	34	10	25
三　重	51	11	13	4	0	4	0	6	13
滋　賀	103	15	16	50	0	2	3	8	9
京　都	338	159	22	65	1	20	6	50	15
大　阪	1,619	1,080	139	121	48	70	44	34	83
兵　庫	305	39	94	104	1	13	26	10	18
奈　良	95	8	20	49	0	1	3	6	8
和歌山	36	4	3	10	0	0	18	0	1
鳥　取	59	5	4	8	0	37	0	2	3
島　根	27	1	4	9	0	0	0	8	5
岡　山	100	13	24	43	0	0	13	2	5
広　島	300	102	37	69	2	7	19	41	23
山　口	22	4	7	9	0	0	0	1	1
徳　島	21	2	2	14	0	0	2	1	0
香　川	70	5	9	39	0	1	4	0	12
愛　媛	44	5	2	34	0	0	0	2	1
高　知	88	8	11	52	0	0	13	1	3
福　岡	1,017	404	72	90	3	9	11	371	57
佐　賀	83	19	6	18	0	0	9	20	11
長　崎	41	2	9	19	1	4	3	1	2
熊　本	79	11	15	29	0	3	0	16	5
大　分	53	20	9	17	0	2	1	3	1
宮　崎	65	14	5	22	0	1	6	15	2
鹿児島	80	1	2	38	0	0	2	37	0
沖　縄	206	74	27	40	0	1	20	43	1
合　計	12,506	5,165	1,251	2,482	381	818	456	1,215	738

（注）精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。

資料 7-3　事業種別申込受理件数の推移

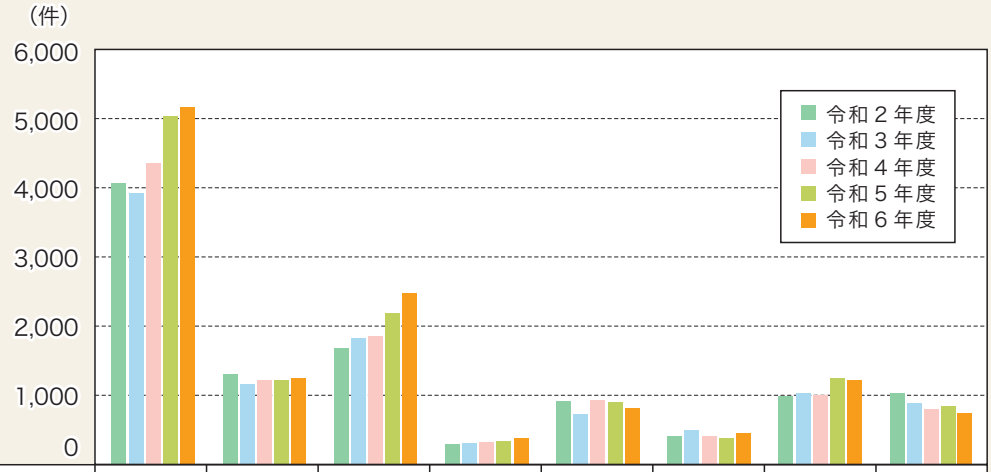

	合計	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	外国人	子ども	精神障害者等	高齢者等
令和２年度	10,688	4,062	1,302	1,687	293	911	405	994	1,034
令和３年度	10,364	3,926	1,168	1,824	312	735	490	1,025	884
令和４年度	10,898	4,354	1,213	1,856	325	930	415	1,001	804
令和５年度	12,160	5,041	1,217	2,189	344	900	379	1,243	847
令和６年度	12,506	5,165	1,251	2,482	381	818	456	1,215	738

（注）精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。

資料 7-4　事業種別受託業務援助費用の推移

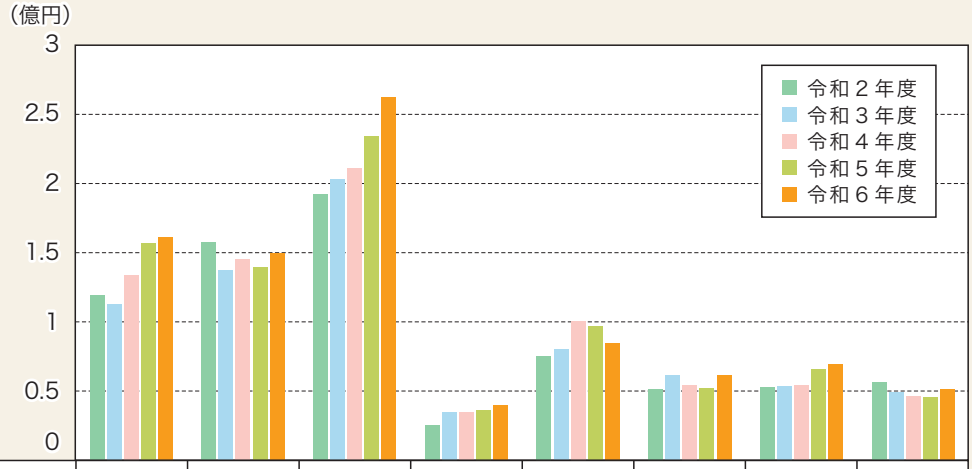

	合計	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	外国人	子ども	精神障害者等	高齢者等
令和２年度	728,927,335	118,947,861	157,207,051	191,996,214	25,096,547	75,429,895	51,575,641	52,362,184	56,311,942
令和３年度	732,016,683	112,938,193	137,140,087	203,030,925	34,762,187	79,873,207	61,280,755	53,751,165	49,240,164
令和４年度	778,916,442	133,836,481	145,057,928	210,876,855	34,375,285	100,673,341	54,242,188	53,906,781	45,947,583
令和５年度	826,433,728	156,449,553	139,104,734	234,267,763	36,303,273	96,820,716	52,302,168	65,767,791	45,417,730
令和６年度	878,259,464	161,440,753	149,425,007	262,179,017	39,602,790	84,802,570	61,072,995	69,603,448	50,132,884

（注）精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。

8. その他

8－1　組織

（1）本部と地方事務所の組織

本部及び地方事務所の組織図は、資料8-1のとおりである。

資料 8-1　**本部及び地方事務所組織図**

（令和７年４月１日現在）

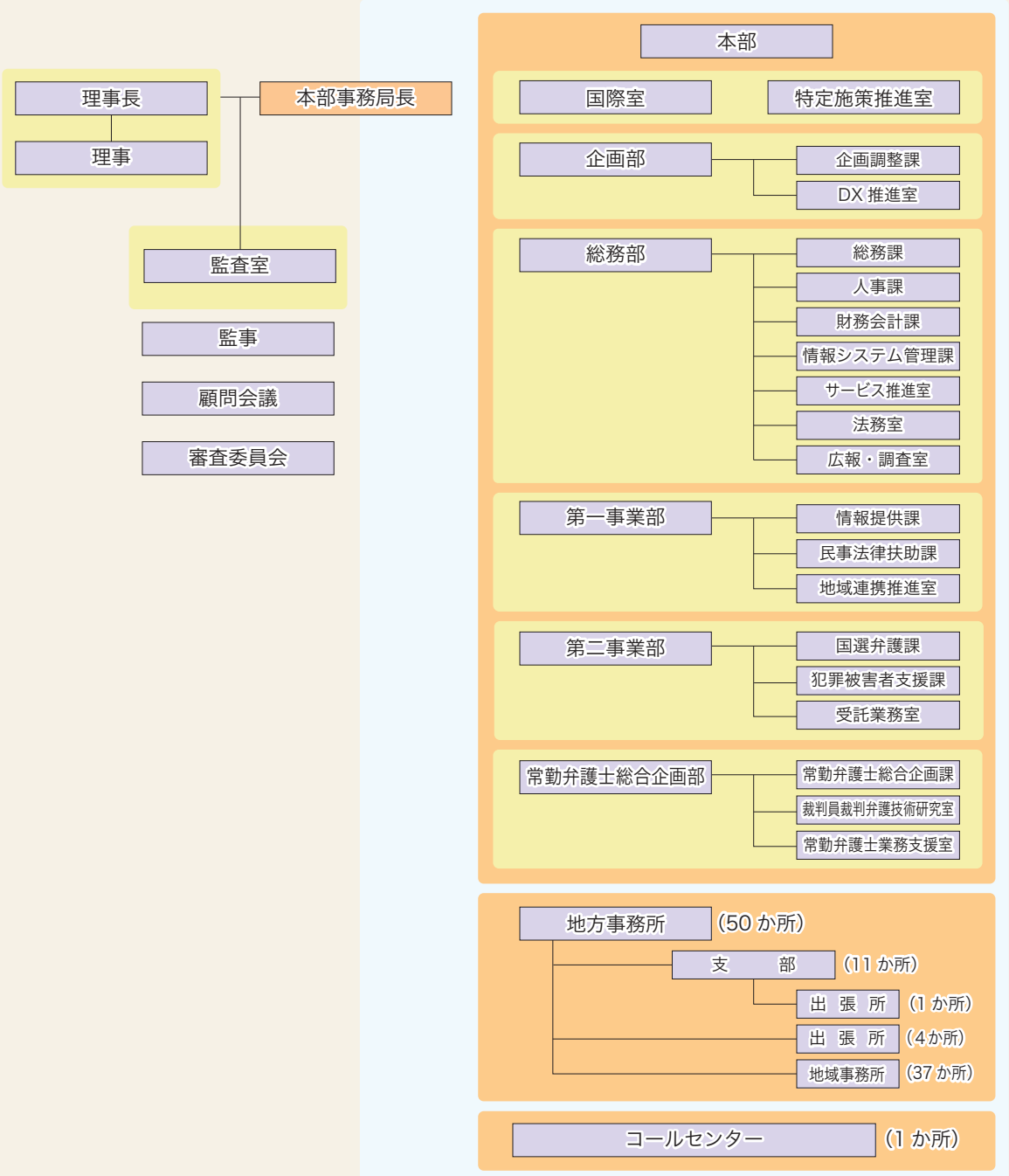

（2）事務所

全国の事務所所在地は、資料8-2のとおりである。

資料 8-2　法テラス全国事務所所在地（令和７年３月31日現在）

事務所名	郵便番号	住　所	電話番号
札幌地方事務所	060-0001	北海道札幌市中央区北１条西 9-3-1　南大通ビル N1　1F	0503383-5555
函館地方事務所	040-0063	北海道函館市若松町 6-7　ステーションプラザ函館 5F	0503383-5560
函館法律事務所	040-0063	北海道函館市若松町 6-7　ステーションプラザ函館 5F	0503383-5562
江差地域事務所	043-0034	北海道檜山郡江差町字中歌町 199-5	0503383-5563
八雲地域事務所	049-3106	北海道二海郡八雲町富士見町 21-1	0503383-8366
旭川地方事務所	070-0033	北海道旭川市３条通 9-1704-1　TK フロンティアビル 6F	0503383-5566
旭川法律事務所	070-0033	北海道旭川市３条通 9-1704-1　TK フロンティアビル 7F	0503383-5566
釧路地方事務所	085-0847	北海道釧路市大町 1-1-1　道東経済センタービル 1F	0503383-5567
釧路法律事務所	085-0847	北海道釧路市大町 1-1-1　道東経済センタービル 1F	0503383-5567
青森地方事務所	030-0861	青森県青森市長島 1-3-1　日本赤十字社青森県支部ビル 2F	0503383-5552
青森法律事務所	030-0861	青森県青森市長島 1-3-1　日本赤十字社青森県支部ビル 2F	0503383-5554
むつ地域事務所	035-0073	青森県むつ市中央 1-5-1	0503383-0067
鰺ヶ沢地域事務所	038-2761	青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷 9-4 鰺ヶ沢町総合保健福祉センター内	0503383-8369
岩手地方事務所	020-0022	岩手県盛岡市大通 1-2-1　岩手県産業会館本館 2F	0503383-5546
岩手法律事務所	020-0022	岩手県盛岡市大通 1-2-1　岩手県産業会館本館 2F	0503383-0465
宮古地域事務所	027-0083	岩手県宮古市大通 4-4-22　宮古中央ビル 2F	0503383-0518
気仙出張所	022-0003	岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 9-5	0503383-1402
宮城地方事務所	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町 3-6-1　一番町平和ビル 6F	0503383-5535
秋田地方事務所	010-0001	秋田県秋田市中通 5-1-51　北都ビルディング 6F	0503383-5550
秋田法律事務所	010-0001	秋田県秋田市中通 5-1-51　北都ビルディング 6F	0503383-5549
鹿角地域事務所	018-5201	秋田県鹿角市花輪字下花輪 50　鹿角市福祉保健センター 2F	0503383-1416
山形地方事務所	990-0042	山形県山形市七日町 2-7-10　NANA BEANS 8F	0503383-5544
福島地方事務所	960-8131	福島県福島市北五老内町 7-5　イズム 37 ビル 4F	0503383-5540
福島法律事務所	960-8131	福島県福島市北五老内町 7-5　イズム 37 ビル 3F	0503383-5542
会津若松地域事務所	965-0871	福島県会津若松市栄町 5-22　フジヤ会津ビル 1F	0503383-0521
ふたば出張所	979-0403	福島県双葉郡広野町大字下浅見川字広長 44-3　広野みらいオフィス 2F	0503381-3805
茨城地方事務所	310-0062	茨城県水戸市大町 3-4-36　大町ビル 3F	0503383-5390
茨城法律事務所	310-0062	茨城県水戸市大町 3-4-36　大町ビル 3F	0503383-5389
下妻地域事務所	304-0063	茨城県下妻市小野子町 1-66　セナミビル 1F	0503383-5393
牛久地域事務所	300-1234	茨城県牛久市中央 5-20-11　牛久駅前ビル 4F	0503383-0511
栃木地方事務所	320-0033	栃木県宇都宮市本町 4-15　宇都宮 NI ビル 2F	0503383-5395
栃木法律事務所	320-0033	栃木県宇都宮市本町 4-15　宇都宮 NI ビル 2F	0503383-5395
群馬地方事務所	371-0022	群馬県前橋市千代田町 2-3-12　しののめ信用金庫前橋営業部ビル 4F	0503383-5399
群馬法律事務所	371-0022	群馬県前橋市千代田町 2-3-12　しののめ信用金庫前橋営業部ビル 4F	0503383-0513
埼玉地方事務所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-17-15　さいたま商工会議所会館 6F	0503383-5375
埼玉法律事務所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-17-15　さいたま商工会議所会館 6F	0503383-5376

事務所名	郵便番号	住　　所	電話番号
川越支部	350-1123	埼玉県川越市脇田本町 10-10　KJ ビル 3F	0503383-5377
川越法律事務所	350-1123	埼玉県川越市脇田本町 10-10　KJ ビル 3F	0503383-0022
熊谷地域事務所	360-0037	埼玉県熊谷市筑波 3-195　熊谷駅前ビル 7F	0503383-5380
秩父地域事務所	368-0041	埼玉県秩父市番場町 11-1　サンウッド東和 2F	0503383-0023
千葉地方事務所	260-0013	千葉県千葉市中央区中央 4-5-1　Qiball（きぼーる）2F	0503383-5381
千葉法律事務所	260-0013	千葉県千葉市中央区中央 3-3-8　日進センタービル 5F	0503383-0000
松戸支部	271-0092	千葉県松戸市松戸 1879-1　松戸商工会議所会館 3F	0503383-5388
東京地方事務所	160-0023	東京都新宿区西新宿 1-24-1　エステック情報ビル 13F	0503383-5300
霞が関分室	100-0013	東京都千代田区霞が関 1-1-3　弁護士会館 3F	0503383-5330
東京法律事務所 (注)	160-0004	東京都新宿区四谷 1-4　四谷駅前ビル 6F	0503383-0202
上野出張所 (注)	110-0005	東京都台東区上野 2-7-13　THE PARK 6F	0503383-5320
多摩支部	190-0012	東京都立川市曙町 2-8-18　東京建物ファーレ立川ビル 5F	0503383-5327
多摩法律事務所	190-0012	東京都立川市曙町 2-8-18　東京建物ファーレ立川ビル 5F	0503383-5314
多摩支部八王子出張所	192-0046	東京都八王子市明神町 4-7-14　八王子 ON ビル 4F	0503383-5310
神奈川地方事務所	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町 2　産業貿易センタービル 10F	0503383-5360
川崎支部	210-0007	神奈川県川崎市川崎区駅前本町 11-1　パシフィックマークス川崎ビル 10F	0503383-5366
小田原支部	250-0012	神奈川県小田原市本町 1-4-7　朝日生命小田原ビル 5F	0503383-5370
新潟地方事務所	951-8116	新潟県新潟市中央区東中通 1 番町 86-51　新潟東中通ビル 2F	0503383-5420
佐渡地域事務所	952-1314	新潟県佐渡市河原田本町 394　佐渡中央会館 2F	0503383-5422
富山地方事務所	930-0076	富山県富山市長柄町 3-4-1　富山県弁護士会館 1F	0503383-5480
魚津地域事務所	937-0067	富山県魚津市釈迦堂 1-12-18　魚津商工会議所ビル 5F	0503383-0030
石川地方事務所	920-0937	石川県金沢市丸の内 7-36　金沢弁護士会館内	0503383-5477
福井地方事務所	910-0004	福井県福井市宝永 4-3-1　サクラ N ビル 2F	0503383-5475
福井法律事務所	910-0004	福井県福井市宝永 4-3-1　サクラ N ビル 2F	0503383-5475
山梨地方事務所	400-0032	山梨県甲府市中央 1-12-37　イリックスビル 1F	0503383-5411
長野地方事務所	380-0835	長野県長野市新田町 1485-1　長野市もんぜんぷら座 4F	0503383-5415
長野法律事務所	380-0835	長野県長野市新田町 1485-1　長野市もんぜんぷら座 4F	0503383-5414
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町 1-27　第一住宅ビル 2F	0503383-5471
岐阜法律事務所	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町 1-27　第一住宅ビル 5F	0503383-5472
可児地域事務所	509-0214	岐阜県可児市広見 5-152　サン・ノーブルビレッジ・ヒロミ 101	0503383-0005
中津川地域事務所	508-0037	岐阜県中津川市えびす町 7-30　イシックス駅前ビル 1F	0503383-0068
静岡地方事務所	420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町 2-1-1　札の辻ビル 5F	0503383-5400
静岡法律事務所	420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町 2-1-1　札の辻ビル 5F	0503383-5404
沼津支部	410-0833	静岡県沼津市三園町 1-11	0503383-5405
沼津法律事務所	410-0833	静岡県沼津市三園町 1-11	0503383-5407
浜松支部	430-0929	静岡県浜松市中央区中央 1-2-1　イーステージ浜松オフィス 4F	0503383-5410
浜松法律事務所	430-0929	静岡県浜松市中央区中央 1-2-1　イーステージ浜松オフィス 4F	0503383-5408
下田地域事務所	415-0035	静岡県下田市東本郷 1-1-10　パールビル 3F	0503383-0024
愛知地方事務所	460-0008	愛知県名古屋市中区栄 4-1-8　栄サンシティービル 15F	0503383-5460
愛知法律事務所	460-0008	愛知県名古屋市中区栄 4-1-8　栄サンシティービル 15F	0503381-1396
三河支部	444-8515	愛知県岡崎市十王町 2-9　岡崎市役所西庁舎 1F（南棟）	0503383-5465

事務所名	郵便番号	住　　所	電話番号
三河法律事務所	444-8515	愛知県岡崎市十王町 2-9　岡崎市役所西庁舎 2F（南棟）	0503383-5467
三重地方事務所	514-0033	三重県津市丸之内 34-5　津中央ビル 6F	0503383-5470
三重法律事務所	514-0033	三重県津市丸之内 34-5　津中央ビル	0503383-5470
滋賀地方事務所	520-0047	滋賀県大津市浜大津 1-2-22　大津商中三楽ビル 5F	0503383-5454
滋賀法律事務所	520-0047	滋賀県大津市浜大津 1-2-22　大津商中三楽ビル 5F	0503381-0085
京都地方事務所	604-8187	京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町 435 京都御池第一生命ビルディング 3F	0503383-5433
京都法律事務所	604-8187	京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町 435 京都御池第一生命ビルディング 3F	0503383-5433
福知山地域事務所	620-0054	京都府福知山市末広町 1-1-1　中川ビル 4F	0503383-0519
大阪地方事務所	530-0047	大阪府大阪市北区西天満 1-12-5　大阪弁護士会館 B1F	0503383-5425
大阪法律事務所	530-0047	大阪府大阪市北区西天満 3-1-6　辰野西天満ビル 3F	0503383-5425
堺出張所	590-0075	大阪府堺市堺区南花田口町 2-3-20　三共堺東ビル 6F	0503383-5430
兵庫地方事務所	650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町 1-1-3　神戸クリスタルタワー 13F	0503383-5440
兵庫法律事務所	650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町 1-1-3　神戸クリスタルタワー 12F	0503383-0466
阪神支部	660-0052	兵庫県尼崎市七松町 1-2-1　フェスタ立花北館 5F	0503383-5445
阪神法律事務所	660-0052	兵庫県尼崎市七松町 1-2-1　フェスタ立花北館 5F	0503383-5445
姫路支部	670-0947	兵庫県姫路市北条 1-408-5　光栄産業㈱第 2 ビル	0503383-5448
奈良地方事務所	630-8241	奈良県奈良市高天町 38-3　近鉄高天ビル 6F	0503383-5450
奈良法律事務所	630-8241	奈良県奈良市高天町 38-3　近鉄高天ビル 4F	0503383-5450
南和地域事務所	638-0821	奈良県吉野郡大淀町下渕 68-4　やすらぎビル 4F	0503383-0025
和歌山地方事務所	640-8155	和歌山県和歌山市九番丁 15　九番丁 MG ビル 6F	0503383-5457
和歌山法律事務所	640-8155	和歌山県和歌山市九番丁 15　九番丁 MG ビル 6F	0503383-5458
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取県鳥取市西町 2-311　鳥取市福祉文化会館 5F	0503383-5495
鳥取法律事務所	680-0022	鳥取県鳥取市西町 2-311　鳥取市福祉文化会館 5F	0503383-5496
倉吉地域事務所	682-0023	鳥取県倉吉市山根 572　サンク・ピエスビル 202 号室	0503383-5497
島根地方事務所	690-0884	島根県松江市南田町 60	0503383-5500
島根法律事務所	690-0884	島根県松江市南田町 60	0503383-5498
浜田地域事務所	697-0022	島根県浜田市浅井町 1580　第二龍河ビル 6F	0503383-0026
西郷地域事務所	685-0015	島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24-9　NTT 隠岐ビル 1F	0503383-5326
岡山地方事務所	700-0817	岡山県岡山市北区弓之町 2-15　弓之町シティセンタービル 2F	0503383-5491
広島地方事務所	730-0013	広島県広島市中区八丁堀 2-31　広島鴻池ビル 1F	0503383-5485
広島法律事務所	730-0013	広島県広島市中区八丁堀 2-31　広島鴻池ビル 6F	0503383-5485
山口地方事務所	753-0045	山口県山口市黄金町 1-10　菜花道門キューブ 2F	0503383-5490
山口法律事務所	753-0045	山口県山口市黄金町 1-10　菜花道門キューブ 2F	0503383-0021
徳島地方事務所	770-0834	徳島県徳島市元町 1-24　アミコビル 3F	0503383-5575
徳島法律事務所	770-0834	徳島県徳島市元町 1-24　アミコビル 3F	0503383-5574
香川地方事務所	760-0023	香川県高松市寿町 2-3-11　高松丸田ビル 8F	0503383-5570
香川法律事務所	760-0023	香川県高松市寿町 2-3-11　高松丸田ビル 9F	0503383-5572
愛媛地方事務所	790-0001	愛媛県松山市一番町 4-1-11　共栄興産一番町ビル 4F	0503383-5580
愛媛法律事務所	790-0001	愛媛県松山市一番町 4-1-11　共栄興産一番町ビル 4F	0503383-5582
高知地方事務所	780-0870	高知県高知市本町 4-1-37　丸ノ内ビル 2F	0503383-5577

事務所名	郵便番号	住　　所	電話番号
高知法律事務所	780-0870	高知県高知市本町 4-1-37　丸ノ内ビル 3F	0503383-5576
須崎地域事務所	785-0003	高知県須崎市新町 2-3-26	0503383-5579
安芸地域事務所	784-0003	高知県安芸市久世町 9-20　すまいるあき 4F	0503383-0029
中村地域事務所	787-0014	高知県四万十市駅前町 13-15　アメニティオフィスビル 1F	0503383-0467
福岡地方事務所	810-0004	福岡県福岡市中央区渡辺通 5-14-12　南天神ビル 4F	0503383-5501
福岡法律事務所	810-0004	福岡県福岡市中央区渡辺通 5-14-12　南天神ビル 4F	0503383-5501
北九州支部	802-0006	福岡県北九州市小倉北区魚町 1-4-21　魚町センタービル 5F	0503383-5506
北九州法律事務所	802-0006	福岡県北九州市小倉北区魚町 1-4-21　魚町センタービル 6F	0503383-5506
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央 1-4-8　太陽生命佐賀ビル 3F	0503383-5510
佐賀法律事務所	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央 1-4-8　太陽生命佐賀ビル 3F	0503383-5512
長崎地方事務所	850-0875	長崎県長崎市栄町 1-25　長崎 MS ビル 2F	0503383-5515
長崎法律事務所	850-0875	長崎県長崎市栄町 1-25　長崎 MS ビル 3F	0503383-0031
佐世保地域事務所	857-0806	長崎県佐世保市島瀬町 4-19　バードハウジングビル 402 号室	0503383-5516
壱岐地域事務所	811-5133	長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触 550-1　海陽ビル 2F	0503383-5517
五島地域事務所	853-0018	長崎県五島市池田町 2-20	0503383-0516
対馬地域事務所	817-0013	長崎県対馬市厳原町中村 606-3　おおたビル 3F	0503383-0517
平戸地域事務所	859-5121	長崎県平戸市岩の上町 1507-1　NTT 平戸ビル本館 2F	0503383-0468
雲仙地域事務所	854-0514	長崎県雲仙市小浜町北本町 14-3　雲仙市小浜老人福祉センター 2F	0503383-5324
熊本地方事務所	860-0844	熊本県熊本市中央区水道町 1-23　加地ビル 3F	0503383-5522
熊本法律事務所	860-0844	熊本県熊本市中央区水道町 1-23　加地ビル 4F	0503383-0510
高森地域事務所	869-1602	熊本県阿蘇郡高森町大字高森 1609-1　NTT 西日本高森ビル 1F	0503383-0469
大分地方事務所	870-0045	大分県大分市城崎町 2-1-7	0503383-5520
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎県宮崎市旭 1-2-2　宮崎県企業局 3F	0503383-5530
宮崎法律事務所	880-0803	宮崎県宮崎市旭 1-2-2　宮崎県企業局 3F	0503383-5530
延岡地域事務所	882-0043	宮崎県延岡市祇園町 1-2-7　UMK 祇園ビル 2F	0503383-0520
鹿児島地方事務所	892-0828	鹿児島県鹿児島市金生町 4-10　アーバンスクエア鹿児島ビル 6F	0503383-5525
鹿児島法律事務所	892-0828	鹿児島県鹿児島市金生町 4-10　アーバンスクエア鹿児島ビル 6F	0503383-0077
鹿屋地域事務所	893-0009	鹿児島県鹿屋市大手町 14-22　南商ビル 1F	0503383-5527
指宿地域事務所	891-0402	鹿児島県指宿市十町 912-7	0503383-0027
奄美地域事務所	894-0006	鹿児島県奄美市名瀬小浜町 4-28　AIS ビル A 棟 1F	0503383-0028
徳之島地域事務所	891-7101	鹿児島県大島郡徳之島町亀津 553-1　徳之島合同庁舎 2F	0503381-3471
沖縄地方事務所	900-0023	沖縄県那覇市楚辺 1-5-17　プロフェスビル那覇 2F	0503383-5533
沖縄法律事務所	900-0023	沖縄県那覇市楚辺 1-5-17　プロフェスビル那覇 3F	0503383-5533
宮古島地域事務所	906-0012	沖縄県宮古島市平良字西里 1125　宮古合同庁舎 1F	0503383-0201
本部			
本部	164-8721	東京都中野区本町 1-32-2　ハーモニータワー 8F	0503383-5333
国際室	160-0004	東京都新宿区四谷1-6-1四谷タワー13F　外国人在留支援センター(フレスク)内	0570-011000
裁判員裁判弁護技術研究室	160-0004	東京都新宿区四谷1-6-1四谷タワー13F　外国人在留支援センター(フレスク)内	0503383-0062
常勤弁護士業務支援室	160-0004	東京都新宿区四谷1-6-1四谷タワー13F　外国人在留支援センター(フレスク)内	0503383-0062

（注）令和7年4月1日以降、住所等に変更あり。詳細はホームページなどでご確認ください。

（3）根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、法律第74号）

（4）主務大臣

法務大臣

（5）資本金

3億5100万円（国の全額出資）

（6）役員の状況

令和7年4月10日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	丸島	俊介	令和4年4月1日就任
理　事	名執	雅子	令和4年4月1日就任
同	北原	斗紀彦	平成30年4月10日就任
同	栃木	力	令和6年4月10日就任
同	本多	則惠	令和7年4月10日就任
（前理事	定塚	由美子）	令和7年4月9日退任
監　事	松並	孝二	令和2年8月31日就任
同	高橋	善也	令和4年9月1日就任

（7）職員の状況

令和7年3月31日現在の職員の総数は1,509名（地方事務所の所長などの非常勤職員を含む。）である。

8－2　法テラスの認知状況

（1）認知状況の推移

法テラスでは、国民の法テラスの認知状況を把握し、広報活動や各業務遂行上の参考とするため、平成19年度から毎年度「認知状況等調査」を実施している。

調査方法は、平成19年度から平成25年度までは電話による調査(注1)で、平成26年度以降はインターネットによる調査(注2)である。

（注1）サンプルは20代以上の男女1,100名
（注2）平成26年度から平成29年度までのサンプルは、都道府県ごとに20代、30代、40代、50代及び60代以上の男女各10名ずつで100名、合計4,700名。平成30年度以降のサンプルは、全国を9ブロック（北海道、東北、関東1、関東2、中部、関西、中国、四国、九州）に分け、同様に各年代の男女50名ずつで500名、合計4,500名
（注3）認知状況等調査は毎年度12月頃に実施しているが、令和4年度は令和4年12月中旬から令和5年3月中旬にかけて大規模な広報活動を行ったことを踏まえ、令和5年3月に2回目の調査を実施した。

資料8-3　名称認知度及び業務認知度の推移

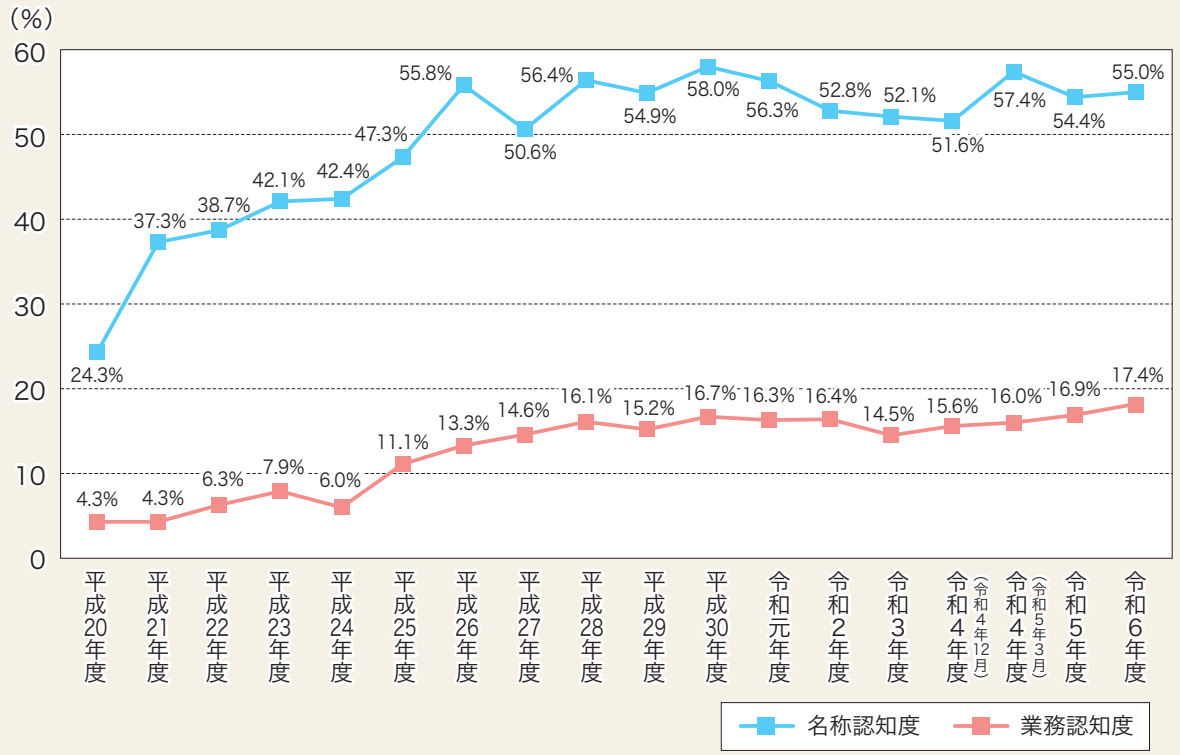

（2）令和6年度の主な取組

令和6年度に全国13か所で開催した弁護士、心理専門職、社会福祉士等が参加する「ワンストップ相談会」では、ホームページへの情報掲載やインターネット広告の配信による広報とあわせて、開催地においてプレスリリースや記者レクを積極的に行い、地元のマスメディアを通した周知活動にも努めた。

令和6年9月20日から同月23日にかけて発生した令和6年奥能登豪雨の被災者支援として、同年12月25日に法テラス災害ダイヤルや被災者法律相談援助等に関する特設ページをホームページ上に設置し、X（旧Twitter）において投稿を開始した。同時にプレスリリースを行い、被災地の地元紙などに支援情報として掲載されるよう努めた。

その他、前年度に引き続き認知度の低い若年層向けにアプローチすることを意識して、Instagramによる広告配信を通年で実施し、認知度向上等を図った。

資料8-4　認知状況の推移

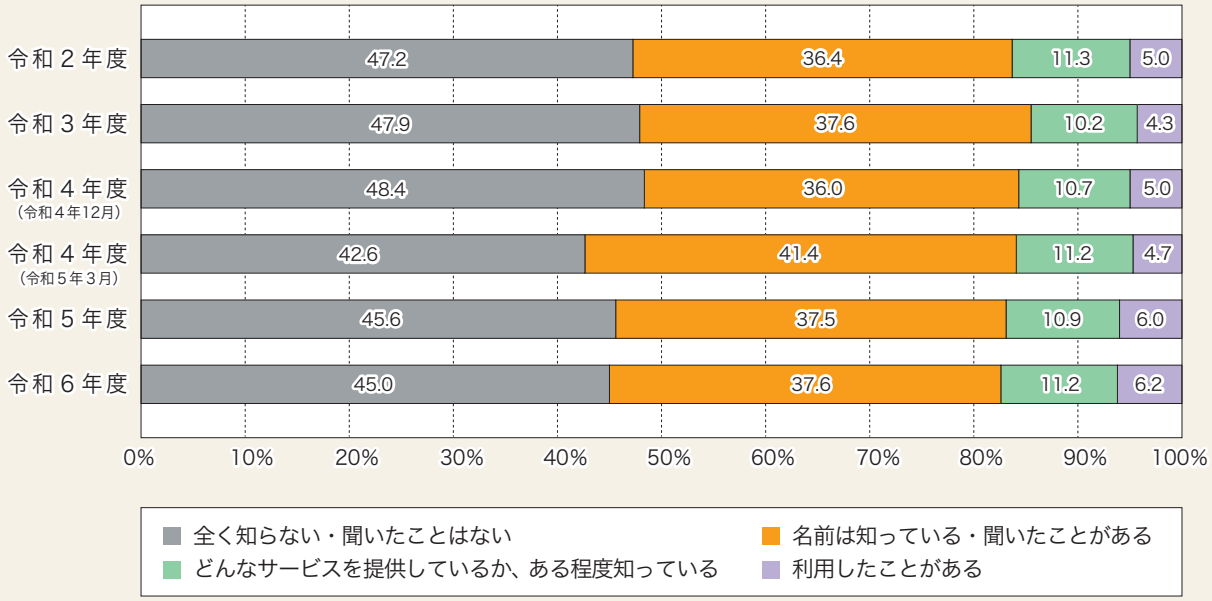

名称認知度（「全く知らない」を除く回答割合）は、平成19年度22.6%であったのが、年々上がり、平成26年度に初めて５割を超え、以降は５割以上を維持し、令和６年度は55.0%であった。

業務認知度[注4]は、平成19年度3.9%であったのが、年を追うごとに上がっていき、平成25年度に11.1%と初めて10%台となり、令和６年度は17.4%であった。

（注4）平成23年度から平成25年度までは、「名前も知っているし、業務内容もある程度知っている」との回答及び「実際に利用したことがある」との回答を合計した割合であり、平成26年度以降は、「どんなサービスを提供しているか、ある程度知っている（利用したことはない）」との回答及び「利用したことがある」との回答を合計した割合である。

（３）性別・年代別認知度

令和６年度の性別・年代別の調査において、名称認知度が最も高かったのは女性60代であり、業務認知度が最も高かったのは男性40代であった。

他方、名称認知度が最も低かったのは女性20代であり、業務認知度が最も低かったのは女性30代であった。

（4）認知経路

法テラスを何で知ったか（認知経路）について尋ねた結果は、資料8-5のとおりである。「テレビ（テレビ番組・テレビCM）」が最も高く、次いで「インターネット」であった。

資料 8-5　**認知経路の内訳の推移**

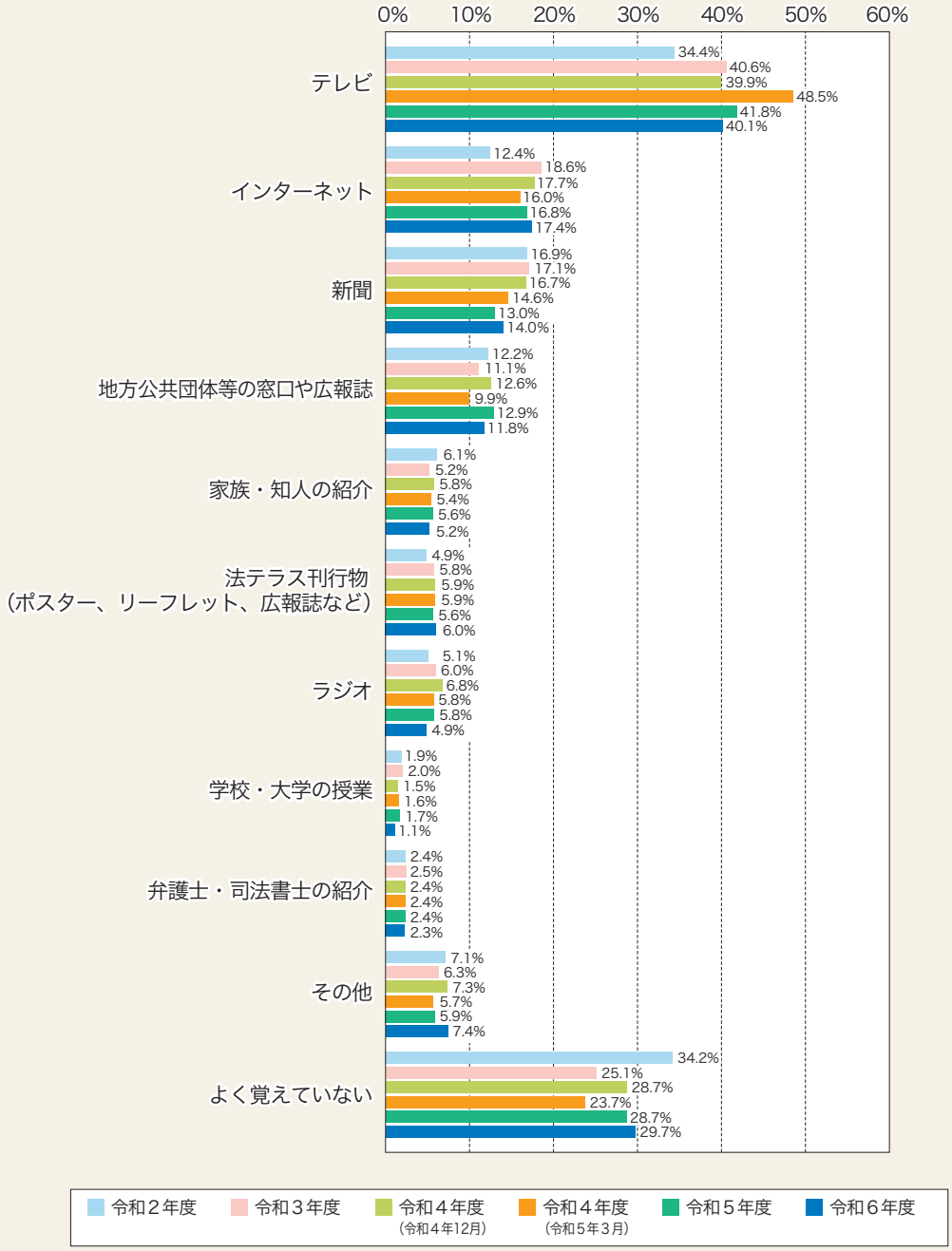

（注1）回答は複数回答である。
（注2）令和６年度の「その他」には、「政府広報」、「駅構内の広告や電車・バスの車内広告」、「イベント（街頭・図書館・各種勉強会など）」なども含まれる。

8－3　法テラスに寄せられた皆様からの声

法テラスでは、総合法律支援法に基づく各種の法的サービスを提供しており、サービス提供の窓口となるサポートダイヤルや地方事務所はもとより、本部においても、利用者から、電話や書面、メールなどで様々な苦情や御意見・御要望（以下「苦情等」という。）が寄せられている。

令和６年度の苦情等の受付件数は1,219件で、令和５年度の件数1,250件から約2.5%（31件）減少した（資料8-6）。

最も多く寄せられた苦情等は、「電話に関するもの（地方事務所の電話が混み合っている等）」であり、令和５年度の600件から約4.5%（27件）増加して627件となっている。地方事務所で受電しきれない入電をサポートダイヤルに転送する取組を平成27年10月から行っているほか、地方事務所の代表電話にナビダイヤルの振分機能を導入することにより、「電話が混み合って、なかなかつながらない」といった苦情が少なくなるよう改善に努めているところである。

また、その他の苦情等としては、多い順に、「契約弁護士・司法書士に関するもの」、「地方事務所の職員に関するもの」、「制度・業務等に関するもの」、「コールセンターのオペレーターに関するもの」、「その他（関係機関に関する御意見等）」となっている（資料8-6及び8-7）。これらの苦情等に対しての取扱結果は、資料8-8のとおりであり、具体的取組事例等の一部を資料8-9で紹介している。

資料 8-6　**苦情等受付件数・対象別苦情内訳の推移**

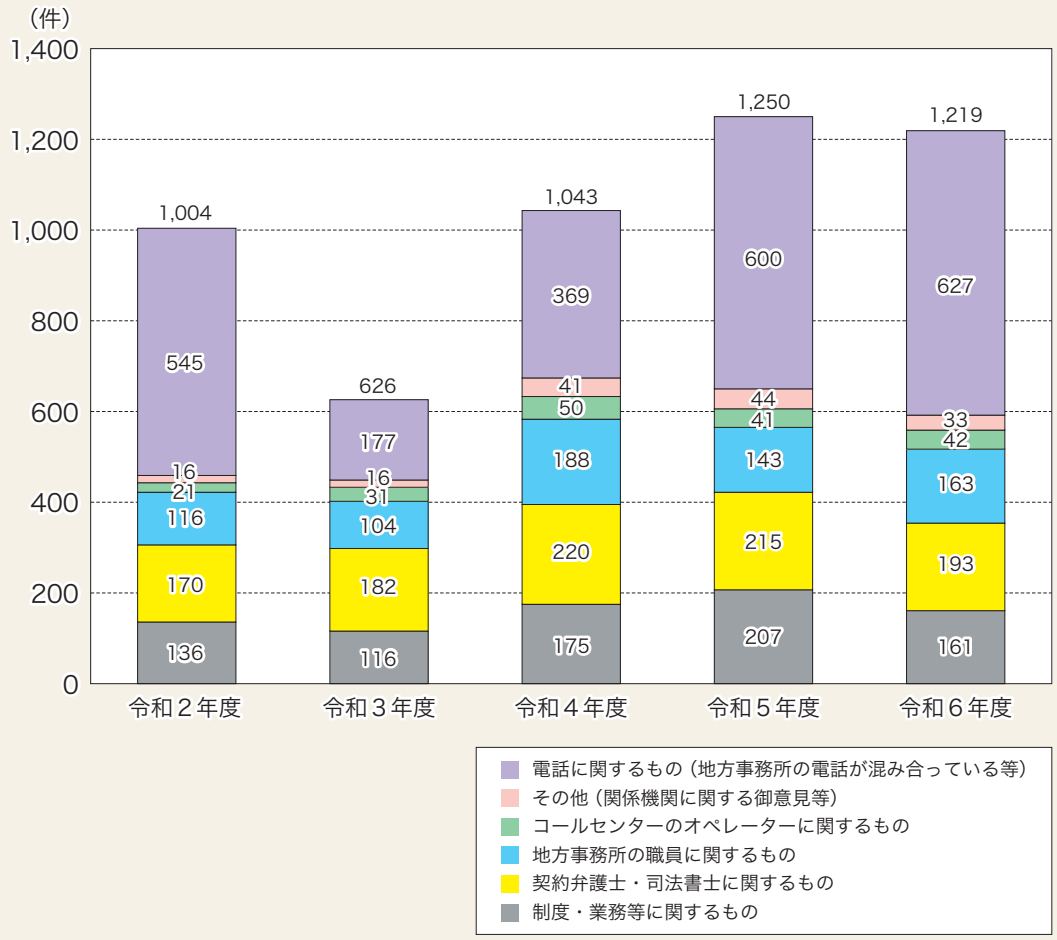

資料 8-7　令和６年度業務別苦情等内訳

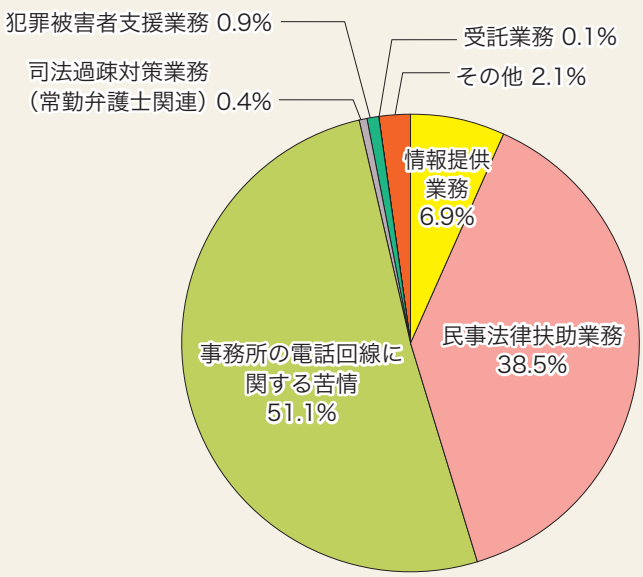

資料 8-8　苦情等取扱結果の推移

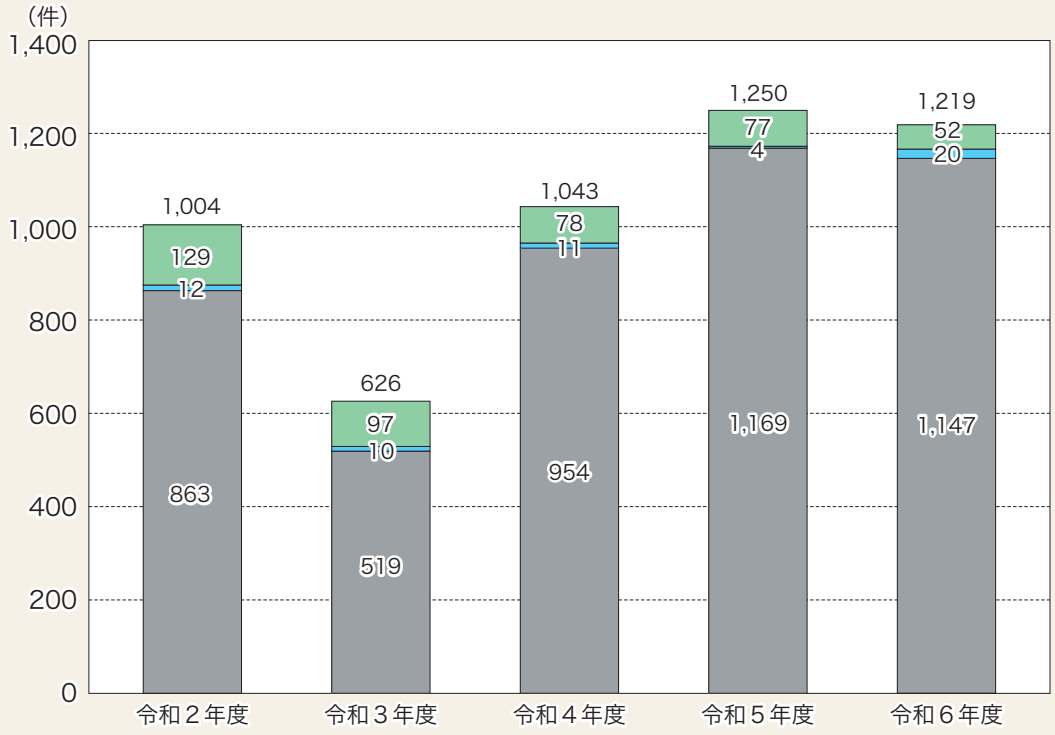

〈苦情等取扱結果の主な内容〉

- 関係課室・事務所等に苦情の内容を伝え配慮を求めたもの、対応策を実施したもの等
- 関係課室・事務所等で検討中のもの、関係機関との協議に付されているもの等
- 申出者や事案の特定ができなかったもの、初期対応で申出者が納得し、以上の対応を要しないと判断されたもの等

資料 8-9

令和６年度「皆様の声」に基づいた取組事例等の御紹介

	皆様からの声	➡	法テラスの取組事例等
【情報提供業務】	近隣の家からの子供の声や足音等の騒音問題について、環境省の窓口を案内された。 利用者自身も環境省は相談窓口として違うのではないかと思ったが、言われたとおりその窓口へ電話をしたところ、案の定、対応できないとのことであった。 困りごとがあって法テラスに電話しているのだから、相談できない窓口を案内しないでほしい。	➡	関係機関データベースの内容に基づき適切な案内ができるようオペレーターへのフィードバックを行った。
【民事法律扶助業務】	弁護士としての意見であるが、援助申込書類の提出の際、受任にあたり審査に必要な書類について簡略化をしてほしい。資料の準備に手間を取られて、本来、早急に着手しないといけない事件処理の機会が奪われてしまう。 また、援助開始決定後も、契約書、重要事項説明書の提出を求められ、被援助者へその都度説明を行うため時間を要する。	➡	申出者からの書面を確認したところ、必須ではない書類についても、提出を要するとの誤解が見受けられた。 申出者が所属する弁護士会に対応する法テラス地方事務所において、提出の必要がない書類について説明した文書を作成し、申出者宛てに送付した。
【その他】	地方事務所のホームページに掲載されていた地方事務所支部の電話番号に掛けたところ、サポートダイヤルにつながった。 オペレーターから電話番号を間違えていると指摘されたが、ホームページに書かれていたとおりに電話しただけである。こちらの間違いという認識で話を進められ、残念な気持ちになった。	➡	該当のページを確認したところ、掲載の電話番号が誤っていることが判明したため、修正を行った。 申出者に対しては、誤った電話番号表示により御迷惑をお掛けしたことをお詫びする旨のメールを返信した。

	皆様からの声
【感謝の言葉】	法テラスで親族の後見申立手続を依頼したところ、この度、無事に後見人が決まり、弁護士費用についても免除決定の通知が届いた。感謝している。
	先日、サポートダイヤルに問い合わせ、その際の案内どおりに対応したところ、無事解決した。 私は高齢であるが、高齢者にも分かりやすく説明をしてくれてとても感謝している。 対応したオペレーターが分かるのであれば、お礼を伝えてほしい。
	地方事務所で労働関係の法律相談を利用した。弁護士からの助言により、問題が解決の方向に進んでいる。 何とか安心して年を越せそうだ。 対応してくれた弁護士、法テラスの職員に対して感謝を伝えたい。

法テラスでは、これらの苦情等に対応する姿勢を「基本方針」（以下に掲載）としてまとめ、苦情等に対する取組事例等と併せ、ホームページに公表している。

基本方針

法律的なことで悩んでいる方や、困っている方、様々な事情で法律専門家等の援助が受けられない方のために、解決に向けた道しるべとなり、法律専門家等との架け橋となること。これが法テラスの仕事です。

法テラスでは、この仕事を、より多くの方に向けて、より良い方法で行うために、常に仕事のやり方を工夫したいと考えています。このために、法テラスは、ご意見、ご要望、苦情など、法テラスに寄せられる様々な声を、法テラスのみならず、職員全員に宛てられたメッセージとして受け止め、責任ある対応をいたします。

お寄せいただいたご意見、ご要望、苦情をきっかけとして、業務のあり方を工夫するよう心掛けます。

法テラスに声をお寄せいただいた方の個人情報は、保有個人情報保護管理規程に基づいて保護します。

法テラスでは、以上を基本方針として、寄せられる様々な声を取り扱ってまいります。

8－4　審査委員会

（1）審査委員会とは

ア　審査委員会の設置趣旨

法テラスは、政府全額出資により設立された公的な法人であり、公正中立で透明性の高い運営が求められるため、組織形態は独立行政法人に準じた枠組みで作られており、その内部組織の構成は、独立行政法人としての自律性に基づき、自ら決定すべきものである。

一方で、法テラスは、その業務運営に当たり、業務遂行を担う契約弁護士及び司法書士等の法律専門家の職務の独立性などに配慮する必要もある。

そこで、総合法律支援法第29条は、契約弁護士等の職務の特性に配慮して判断すべき事項について、弁護士等の職務の独立性を確保するとともに、その判断の客観性を確保するため第三者機関である審査委員会を法テラス内部に設置し、法テラスが契約弁護士等に対して契約上の措置をとる場合には、審査委員会の議決を経なければならないこととした（総合法律支援法第29条第８項第１号）。契約上の措置は、本来は、法テラスが契約当事者として判断すべき事項ではあるが、半面、契約弁護士等の職務の独立性にも深く関わる問題であることから、この点に配慮し、他の独立行政法人等にはない、審査委員会という独自の組織により審議を行う制度を設けたものである。

イ　法令上の根拠

「支援センターに、その業務の運営に関し特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。」（総合法律支援法第29条第１項）

ウ　構成（資料8-10）

最高裁判所推薦裁判官１名、検事総長推薦検察官１名、日本弁護士連合会会長推薦弁護士２名、有識者５名の計９名で、理事長が任命する（総合法律支援法第29条第２項）。

エ　委員の任期

２年（総合法律支援法第29条第３項）。

なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となる（総合法律支援法第29条第４項）。

資料 8-10　日本司法支援センター審査委員会委員名簿（令和７年３月31日現在）

委員長	髙橋	宏志	東京大学名誉教授
委　員	岡本	直美	日本労働組合総連合会顧問
委　員	小林	利治	前独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長
委　員	作間	功	弁護士（福岡県弁護士会）
委　員	民野	健治	最高検察庁検事
委　員	土屋	美明	共同通信社元論説副委員長
委　員	平出	喜一	東京地方裁判所判事
委　員	谷萩	陽一	弁護士（茨城県弁護士会）
委　員	山本	一宏	司法書士（三重県司法書士会）

（委員については、五十音順・敬称略）

（2）審査委員会の審議事項

ア　審査委員会の審議事項

審査委員会は、契約弁護士等の法律事務の取扱いについて苦情があった場合の措置その他の当該契約に基づき契約弁護士等に対してとる措置に関する事項（あらかじめ、審査委員会が軽微なものとしてその議決を経ることを要しないものとして定めたものを除く）並びに法律事務取扱規程の作成及び変更に関する事項を審議し、議決するものとされている（総合法律支援法第29条第８項）。

契約弁護士等に対して契約に基づいてとる措置に関する事項について、審査委員会は、当該契約弁護士等に対し、契約に基づいた措置をとるべきか否か、措置をとるとしてどのような措置にするのかを審議し、議決することとなる（総合法律支援法第29条第８項第１号）。

契約弁護士等がその契約に違反した場合の措置については、法律事務取扱規程に定めるとされている（総合法律支援法第35条第２項）ため、法律事務取扱規程の作成及び変更についても、審査委員会の議決を経なければならないこととされている（総合法律支援法第29条第８項第２号）。

イ　審査委員会の運営

委員長は委員の互選によってこれを定め（総合法律支援法第29条第９項）、委員長が審査委員会を主宰する（総合法律支援法第29条第10項）。

ウ　審査委員会の開催頻度等

令和６年度は、毎月１回程度開催した。

エ　審査委員会議決の内訳（資料8-11）

オ　公表事項

審査委員会議事録及び契約弁護士等にとった措置は、法テラスのホームページに掲載している。

資料 8-11　**審査委員会議決の内訳**

年	不措置	契約の効力の停止等	契約解除・契約締結拒絶期間設定措置							合計
			1年未満	1年	1年を超え2年未満	2年	2年を超え3年未満	3年	計	
令和２年度	4	3	2	4	2	6	1	7	22	29
令和３年度	2	3	1	6	1	9	0	15	32	37
令和４年度	1	2	2	6	3	9	0	8	28	31
令和５年度	3	1	7	8	1	12	5	16	49	53
令和６年度	0	0	1	5	4	12	0	10	32	32

8－5　顧問会議

（1）設立の趣旨

法テラス本部では、より一層利用者本位の姿勢で業務を運営するため、各界の有識者から、利用者である国民の立場に立った幅広い意見を聴取し、業務運営にいかすことを目的として、平成20年4月10日、顧問会議を設置した。

令和６年度は下記（3）のとおり１回開催し、令和６年度の業務実績（概況）等について報告を行い、様々な分野（自然災害、外国人、犯罪被害者等）における地域連携について意見を聴取した。

（2）顧問会議メンバー（令和７年４月１日現在、敬称略）

＜座　長＞	村木　　厚子	全国社会福祉協議会会長・元厚生労働事務次官
	坂東　眞理子	昭和女子大学総長
	中山　　弘子	元新宿区長
	北山　　禎介	株式会社三井住友銀行名誉顧問
	松本　　恒雄	一橋大学名誉教授・国民生活センター顧問
	神津　里季生	全国勤労者福祉・共済振興協会理事長
	（髙木　　剛	全国勤労者福祉・共済振興協会顧問）　令和６年９月２日まで

（3）顧問会議の開催状況

第23回　令和７年１月20日（月）

【報告案件】

令和６年度における業務の概況について

【協議案件】

様々な分野（自然災害、外国人、犯罪被害者等）における地域連携の推進について

ア　「令和６年能登半島地震」被災地支援における地域連携

イ　霊感商法・犯罪被害者支援における地域連携

ウ　「ひとり親」支援における地域連携

エ　外国人支援における地域連携

オ　「犯罪被害者支援弁護士制度」（仮称）施行に向けた連携への取組

8－6　地方協議会

開催の目的、状況

法テラスは、総合法律支援法第32条第４項で、地域における業務の運営に当たり、協議会の開催等により、広く利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならないとされている。そこで、全国の地方事務所において管内関係機関・団体が参加する地方協議会を開催している。

開催に当たっては、司法ソーシャルワーク、特定援助対象者法律相談援助及び高齢者・障がい者対策に重点を置くとともに、DV等被害者法律相談援助など昨今の問題を踏まえた議題を設定することとした。

制度説明以外にも常勤弁護士から活動事例を報告するなど具体的な情報を周知することで、関係機関・団体との更なる連携強化を図った。

令和６年度も、司法ソーシャルワークの一層の展開を図るため、福祉機関・団体を中心に参加を呼び掛けた地方事務所が多くあった。また、複数の地方事務所においてオンライン形式又は集合・オンライン併用形式で開催し、遠方からでも参加しやすくしたほか、集合形式の場合はグループ討議を行うなど、活発な意見交換がなされるよう工夫した。地方事務所ごとの主な内容は、資料8-12のとおりであり、令和６年度中の延べ開催数は、全国で63回となった。

資料 8-12　令和６年度地方協議会開催一覧

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
札幌	令和7年1月22日	・特定援助対象者法律相談援助について	15名
函館	令和6年11月13日	・「オンラインによる法律相談」の可能性と課題	47名
旭川	令和6年12月9日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について	18名
釧路	令和7年2月18日	・法テラス釧路の令和５年度業務概況の報告 ・インターネットトラブルの現状について、事例検討並びに意見交換	10名
青森	令和6年10月22日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて	18名
	令和6年11月12日		81名
	令和6年12月10日	・DV等被害者法律相談援助について	25名
岩手	令和6年11月11日	・高齢者・障がい者対策について ・常勤弁護士の活動報告について ・講演「意思決定支援が目指すもの　成年後見制度の改正を見据えて」	50名
宮城	令和6年12月6日	・外国人対応について ・サポートダイヤルと多言語情報サービスについて	12名
秋田	令和6年10月22日	・特定援助対象者法律相談援助について ・常勤弁護士の活動報告について ・更生支援における福祉と司法の連携について	35名
山形	令和6年11月1日	・高齢者・障がい者対策について ・弁護士による講演「法テラスを利用して解決した事例」 ・福祉機関の方々対象の事前アンケートに基づく質問回答、意見交換	25名
福島	令和6年11月1日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について	23名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
茨城	令和6年11月20日	・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・ひとり親支援の拡充について ・「成年後見制度」と「債務整理案件」について常勤弁護士を交えたグループ討議	64名
栃木	令和6年11月19日	・ひとり親支援の拡充について ・栃木県ひとり親家庭福祉連合会の業務について	28名
群馬	令和7年3月12日	・高齢者・障がい者対策について ・ひとり親支援の拡充について ・犯罪被害者支援制度について ・民事法律扶助にかかる立替金の免除制度について	45名
埼玉	令和6年11月20日	・離婚・DVについて ・法テラスの業務説明	26名
	令和7年2月3日	・常勤弁護士の活動報告について ・法テラスの業務説明	74名
千葉	令和6年12月5日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・常勤弁護士の活動報告について ・常勤弁護士と高齢者・障がい者・子育て支援機関との連携について	15名
	令和7年2月26日	・女性支援新法の概要について ・女性支援新法ができた背景について ・女性支援の現状について ・女性支援のためにどのような取り組みができるか	36名
東京	令和7年2月7日	・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・常勤弁護士の活動報告について ・ひとり親支援の拡充について ・民事法律扶助制度説明	22名
	令和7年2月27日	・常勤弁護士の活動報告について ・ひとり親支援の拡充について ・生活困窮を要因とする諸問題と支援	31名
神奈川	令和7年2月21日	・外国人対応について ・ひとり親支援の拡充について	55名
新潟	令和6年11月19日	・高齢者・障がい者対策について ・支援者のための弁護士相談窓口「弁護士・支援者ほっとライン」の利用方法・活用事例の紹介 ・市で活動している弁護士と関係機関との連携事例の紹介	24名
富山	令和7年3月5日	・DV等被害者法律相談援助について ・常勤弁護士の活動報告について ・犯罪被害者支援制度について	15名
石川	令和7年2月28日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・身寄りのない方の身元保証等の問題について	134名以上
福井	令和6年11月13日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について	9名
山梨	令和6年10月11日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて	73名
長野	令和6年12月6日	・高齢者・障がい者対策について ・ひとり親支援の拡充について ・事例検討をベースとした意見交換等	32名
岐阜	令和6年12月20日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・外国人対応について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・ケース会議弁護士派遣モデル事業について	30名
静岡	令和7年1月29日	・ひとり親支援の拡充について ・離婚と法テラス（座談会）～ 女性支援と法テラスの活用について ～ ・相続の新制度について～ 相続土地国庫帰属制度 ～	44名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
愛知	令和7年2月25日	・外国人対応について	30名
三重	令和6年11月21日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・常勤弁護士の活動報告について	22名
滋賀	令和7年1月28日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・常勤弁護士の活動報告について	38名
京都	令和6年11月8日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について	20名
大阪	令和6年10月2日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について	10名
	令和6年10月28日		9名
	令和6年11月15日		17名
	令和6年11月29日		43名
兵庫	令和6年11月14日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・意思決定支援について（介入困難な事例と向き合うケア前ケアの視点）	83名
奈良	令和6年10月25日	・DV等被害者法律相談援助について ・ケース会議弁護士派遣モデル事業の活用事例紹介（子どもをめぐるケース）	29名
和歌山	令和6年11月14日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・ケース会議弁護士派遣について ・身近な事例に基づく意見交換会	31名
	令和6年12月9日		47名
鳥取	令和6年10月23日	・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・鳥取地方事務所の令和5年度の活動報告 ・近年の民法改正における、福祉関係者に関係のあることのまとめ	53名
島根	令和6年11月11日	・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・令和5年度法テラス島根実績報告	47名
岡山	令和6年10月23日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・犯罪被害者支援制度について ・法テラスの各種業務について	5名
広島	令和6年11月22日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・オンライン活用事例の紹介	44名
山口	令和6年10月1日	・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・外国人対応について ・常勤弁護士の活動報告について ・ひとり親支援の拡充について ・犯罪被害者支援制度について ・相続土地国庫帰属制度・相続登記の義務化について ・共同親権制度の導入に関して	6名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
山口	令和6年11月26日	・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・外国人対応について ・常勤弁護士の活動報告について ・ひとり親支援の拡充について ・犯罪被害者支援制度について ・共同親権制度の導入に関して ・ウェブ調停を利用した家事調停手続について（家庭裁判所書記官による講演）	44名
徳島	令和6年12月12日	・DV等被害者法律相談援助について ・ひとり親支援の拡充について ・犯罪被害者支援制度について	53名
香川	令和7年1月22日	・高齢者・障がい者対策について	3名
愛媛	令和7年2月21日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・ケース会議弁護士派遣モデル事業（法テラスとの連携）について ・情報提供業務について（関係機関との連携事例を情報提供専門職員から報告） ・自治体連携型オンライン法律相談の試行について	15名
高知	令和6年10月22日	・空き家問題について（空家法、成年後見、相続の基本、相続登記の義務化含む）	32名
福岡	令和6年11月26日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて	50名
	令和7年2月21日	・高齢者・障がい者対策について	70名
佐賀	令和7年2月26日	・高齢者・障がい者対策について ・福祉機関との具体的連携方策について協議 ・高齢者の財産管理に関する諸制度と活用	15名
長崎	令和6年10月28日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・弁護士・法律事務所と福祉機関等との連携内容とその目的について ・自治体との連携の必要性と今後の展望等	50名
	令和6年10月29日		90名
熊本	令和6年7月29日	・外国人対応について	15名
大分	令和6年11月8日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・DV等被害者法律相談援助について ・外国人対応について ・司法ソーシャルワークについて ・ひとり親支援の拡充について	32名
宮崎	令和6年12月12日	・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・支援者相談ダイヤルについて	79名
鹿児島	令和6年4月17日	・DV等被害者法律相談援助について ・犯罪被害者支援制度について	22名
	令和7年2月19日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて	9名
沖縄	令和6年11月19日	・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について	52名

法テラス用語の解説

総務

1　司法制度改革／司法制度改革審議会意見書

「法の支配」の基本理念の下、「国民の期待に応える司法制度の構築」、「司法制度を支える法曹の在り方」及び「国民の司法参加」の3つの柱を基本理念として取り組まれた司法制度全般に関する改革（司法制度改革）に関し、平成13年6月、司法制度改革審議会が最終意見書を内閣に提出。

同意見書内において、「司法へのアクセスを拡充するため」「民事法律扶助の拡充、司法に関する総合的な情報提供を行うアクセス・ポイントの充実等を図る」ことが提言され、その運営主体等について総合的な検討を求められることから、法テラスの設立につながった。

2　総合法律支援法

司法制度改革審議会意見書を受け、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを基本理念とする総合法律支援構想を具体化するため、平成16年6月2日に公布された法律。

法テラスは、この法律に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。

3　法テラス震災特例法

東日本大震災の被災者への法的支援を目的として、平成24年3月23日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）が制定された。

法テラスはこの特例法に基づき、震災法律援助業務を行った（令和3年3月31日限りで失効）。

4　全国の法テラス事務所

○地方事務所：地方裁判所の本庁所在地に設置。当該都道府県内の支部・出張所・地域事務所を管轄する役割を持ち、法テラスの全ての業務を行う。

○支　　部：人口や裁判事件数が多い都市など、地方事務所だけではカバーしきれない地域の事件を管轄し、法テラスの5つの主要業務を行う。

○出　張　所：民事法律扶助業務を中心に、情報提供業務も行う。

○地域事務所：弁護士・司法書士の数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置し、常勤弁護士が常駐する。

○被災地出張所：東日本大震災の被災者支援のために岩手、宮城、福島の7か所に設置された臨時出張所。いずれも、沿岸部の津波被災地や原発事故の被害者が多く住む地域に置かれ、車内で相談できる移動相談車両を備えた。7か所中5か所が令和3年3月31日をもって閉鎖したが、2か所（岩手県（気仙）、福島県（ふたば））は継続している。

情報提供業務

5　法テラス・サポートダイヤル

全国からの問合せに応じるための、法テラス独自のコールセンター。研修を受けたオペレーターが対応し、電話・メール・有人チャットによる、法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口についての情報提供を行っている。

電話番号は「0570-078374（おなやみなし）」。

6　多言語情報提供サービス

外国語話者からの問合せに応じるためのサービス。専用電話番号を設け、利用者、通訳業者、法テラス職員の3者間で繋ぎ、法的トラブルの解決に役立つ日本の法制度と相談窓口についての情報提供を外国語で行っている。

電話番号は「0570-078377（おなやみナイナイ）」。

7　法テラス災害ダイヤル

東日本大震災の発生をきっかけに設けられた被災者専用のフリーダイヤル。政令で指定された一定の大規模災害により被災された方に対し、無料で法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口についての情報提供を行っている。

これまでの対象災害は、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨

電話番号は「0120-078309（おなやみレスキュー）」。

8　「よくある質問と答え」（FAQ）

サポートダイヤルや地方事務所に入った問合せに対し情報提供をするために、法制度情報を「よくある質問と答え」として法テラスがデータベース化して整備したもの。令和7年3月31日現在、約5,300件のFAQを整備している。

9　霊感商法等対応ダイヤル

令和4年11月14日から、法務大臣主宰による「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議が設置した「合同電話相談窓口」（同年9月5日設置）の機能等を継承する形で運用を開始した。霊感商法を始めとする金銭トラブル、心の悩み、家族の悩み、児童虐待、修学、就労、生活困窮など、「旧統一教会」問題やこれと同種の問題でお悩みの方を対象に、無料で相談窓口についての情報提供を行っている。

電話番号は「0120-005931」。

民事法律扶助業務

10　センター相談／事務所相談

○センター相談：法テラスの事務所で実施する法律相談
○事務所相談：契約弁護士・司法書士の事務所で実施する法律相談

11　出張相談／巡回相談／指定相談場所

○出張相談：弁護士・司法書士が出張して実施する法律相談
○巡回相談：地方公共団体等の施設を一時的な指定相談場所として指定し、弁護士・司法書士がその場所に赴いて実施する法律相談
○指定相談場所：地方事務所長が指定し、法律相談援助を行う場所

12　法律相談援助

一般法律相談援助、特定援助対象者法律相談援助及び被災者法律相談援助から構成される。

13　一般法律相談援助

民事法律扶助業務で一般的な法律相談。
収入や資産が一定の基準を下回る方を対象に、弁護士・司法書士による無料法律相談を行う。

14　特定援助対象者法律相談援助

平成30年1月24日施行。
認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある方（特定援助対象者）を対象として、特定援助機関からの申入れにより、資力にかかわらず弁護士・司法書士が出張相談を行う。
資力が一定の基準を超える場合は、法律相談料は対象者の負担となる。

15　被災者法律相談援助

平成28年7月1日施行。
政令で指定された大規模災害により被災された方を対象として、災害発生日から1年を超えない範囲で、資力を問わない無料法律相談を行う。
これまでに平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨に適用された。

16　電話等相談援助

電話やインターネット上のWeb会議ソフト等を用いて行う法律相談。

17　震災法律相談援助

「法テラス震災特例法」に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、無料で法律相談を行った。
なお、令和3年3月31日で「法テラス震災特例法」は失効したため、本制度の新規援助申込みの受付も同日付けで終了した。

18　簡易援助

法律相談に付随して被援助者名義の簡易な法的文書の作成をすること。

19　代理援助／書類作成援助

○代理援助：民事裁判等手続に関し、代理人となる弁護士・司法書士費用（着手金・実費・報酬金など）の立替えを行う。
○書類作成援助：裁判所に提出する書類の作成を司法書士又は弁護士に依頼する費用の立替えを行う。
いずれも立替金の償還は原則として援助開始時から始まる。

20　震災代理援助／震災書類作成援助

「法テラス震災特例法」に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、震災に起因する事件について、弁護士・司法書士費用等の立替えを行った（震災代理援助、震災書類作成援助）。
いずれも立替金の償還は援助終結後から始まる。
なお、令和3年3月31日で「法テラス震災特例法」は失効したため、本制度の新規援助申込みの受付も同日付けで終了した。

21　援助開始決定／終結決定

○援助開始決定：代理援助・書類作成援助を開始することを審査で決定すること。審査では、立替額や事件の処理方針などを決定する。
○援助終結決定：事件が終了したとき又は援助を継続する必要がなくなったときに、代理援助・書類作成援助の終了を審査で決定すること。審査では、報酬金・立替残金の支払方法などを決定する。

法テラス用語の解説

22　立替金（着手金・実費・報酬金）

法テラスが被援助者に代わって一時的に支払う弁護士・司法書士費用等。被援助者は原則毎月法テラスに償還する。以下の金員を立て替える。

○着手金：弁護士等が事件の依頼を受けたときに支払を受ける金員。事件等の結果の成功、不成功の如何にかかわらず弁護士等が受け取るもの
○実　費：弁護士等が受任した事件の事務の処理に伴って必要となる費用。裁判記録謄写料、照会手数料、出廷・打合せのための交通費、通信費、予納郵券など
○報酬金：弁護士等が一定の成果を得られたときに支払を受ける金員

23　償還

法テラスが立て替えた費用を被援助者が分割で返済すること。

24　免除／猶予

○免除：立替金の償還を不要とすること
○猶予：立替金の償還を一定期間止めること
いずれも、一定の要件等がある。

25　ハーグ条約

オランダのハーグで採択された、国家間の不法な児童連れ去り防止を目的とした多国間条約である「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」の通称。法テラスでは、ハーグ条約事件の日本国内における民事裁判等手続について、民事法律扶助業務を行っている。

26　民事法律扶助契約弁護士・司法書士

法テラスとの間で、民事法律扶助業務に係る事務の取扱いについて契約を締結した弁護士・司法書士のこと。

27　特定不法行為等

「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」を理由とする所轄庁等による解散命令請求等の原因となった不法行為等及びこれらと同種の行為であって、解散命令請求等の対象宗教法人又はその関係者によるもの。

28　特定被害者

特定不法行為等に係る被害者であって、国民又は我が国に住所を有し適法に在留する者。

29　特定被害者法律援助業務

特定不法行為等被害者特例法に基づき、特定被害者が対象宗教法人又はその信者その他の関係者による特定不法行為等に関する裁判その他の法による紛争解決のための手続及び弁護士・司法書士等のサービスを円滑に利用することができることを目的とした業務。

30　特定被害者代理援助

特定被害者を当事者とする特定不法行為等に関する紛争を、業務方法書に定める対象手続において解決しようとする場合の、当該手続の準備及び追行のため代理人となる弁護士・司法書士に支払うべき報酬及び必要な実費の立替えをすること。

31　特定被害者法律相談援助

弁護士・司法書士による、特定被害者に対する法律相談（特定不法行為等に関するものに限り、刑事に関するものを除く。）を実施すること。

国選弁護等関連業務

32　国選弁護制度（国選弁護人契約、国選弁護人契約弁護士）

刑事事件で勾留・起訴された者が、貧困等の理由で自ら弁護人を依頼できない場合に、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱う契約（国選弁護人契約）を結んだ弁護士（国選弁護人契約弁護士）の中から、法テラスが指名した弁護士を、裁判所が国選弁護人として定める制度。

33　国選付添制度（国選付添人契約、国選付添人契約弁護士）

少年事件について、一定の事件等の場合に、法テラスとの間で国選付添人の事務を取り扱う契約（国選付添人契約）を結んだ弁護士（国選付添人契約弁護士）の中から、法テラスが指名した弁護士を、裁判所が国選付添人として定める制度。

34　指名通知請求／指名打診／指名通知／選任

個別事件の国選弁護人等を定めるために、裁判所は法テラスに対し、候補者を裁判所に通知するように依頼する（指名通知請求）。法テラスは、契約弁護士の中から候補者を選び、国選弁護人等に指名することを候補者に打診し（指名打診）、承諾を得て裁判所に通知する（指名通知）。

これを受けて、裁判所は、同候補者を国選弁護人等として選任する（選任）。

司法過疎対策・常勤弁護士

35　常勤弁護士（スタッフ弁護士）

法テラスとの間で、総合法律支援法第30条その他法令に規定する法テラスの業務に関し、主として他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約をしている弁護士。民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手である。

36　司法過疎地域

弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域。

37　司法過疎地域事務所

法テラスが司法過疎地域に設置した法律事務所。そこに常駐する常勤弁護士が、法律相談や裁判代理等の法律事務を幅広く取り扱う。

38　有償事件

民事法律扶助、国選弁護等関連事件及び受託事件以外の事件で、常勤弁護士が依頼者等から相当の対価を得て取り扱う事件。基本的には、司法過疎地域事務所において取り扱っているが、それ以外の法律事務所においても、例外的に取り扱うことがある。

39　隣接法律専門職者

弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者。

40　司法ソーシャルワーク

地方公共団体・福祉機関等の職員と弁護士・司法書士とが協働しながら、高齢・障がい・生活困窮等の理由で自ら法的援助を求めることが難しい方々の下に出向くなど積極的に働きかけを行い、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図る取組。

41　養成事務所・養成常勤弁護士

常勤弁護士が、全国各地の法テラスの法律事務所へ赴任する前に、原則１年間、一般の法律事務所において、経験豊富な指導弁護士による指導を受けながら業務を行うことを「養成」と呼んでいる。養成を行う法律事務所のことを養成事務所といい、そこで養成を受ける常勤弁護士のことを養成常勤弁護士という。

法テラス用語の解説

犯罪被害者支援業務

42　犯罪被害者支援ダイヤル

コールセンターに設置している、犯罪被害に関する問合せ専用の電話窓口。犯罪被害者支援の研修を受けたオペレーターが法制度や相談窓口等の情報提供を行っている。必要に応じ、法テラス地方事務所へ支援の引継ぎを行う。

電話番号は「0120-079714（なくことないよ）」。

43　DV等被害者法律相談援助

平成30年1月24日施行。

特定侵害行為（DV、ストーカー、児童虐待）を受けている方に対し、資力にかかわらず弁護士が再被害の防止に必要な法律相談を行う。

対象者に一定の基準を超える資産がある場合、法律相談料は対象者の負担となる。

44　被害者参加制度（被害者参加人、被害者参加弁護士）

一定の犯罪の被害者等が、裁判所の決定により、刑事裁判に直接参加することができる制度。

刑事裁判への参加を許可された被害者等を被害者参加人、被害者参加人の委託を受けた弁護士を被害者参加弁護士という。

45　被害者参加人のための国選弁護制度（被害者参加弁護士契約弁護士）

経済的に余裕がない被害者参加人に対し、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度。法テラスが、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約、国選被害者参加弁護士候補の指名、国選被害者参加弁護士に対する報酬の算定・支払等の業務を行っている。

なお、国選被害者参加弁護士となるための契約を法テラスと結んだ弁護士を被害者参加弁護士契約弁護士という。

46　選定請求／指名打診／指名通知／選定通知

被害者参加人のための国選弁護制度を利用する被害者参加人は、裁判所に対し、国選被害者参加弁護士を選定することを請求する（選定請求）。必要書類の提出は法テラスを通して行う。

法テラスは、被害者参加弁護士契約弁護士に対し、国選被害者参加弁護士の候補として指名することを打診し（指名打診）、承諾を得て、裁判所に通知する（指名通知）。

裁判所は、被害者参加人・被害者参加弁護士契約弁護士・法テラスに対し、当該弁護士を国選被害者参加弁護士として選定したことを通知する（選定通知）。

47　被害者参加旅費等支給制度

被害者参加制度を利用して裁判に出席した被害者参加人に、国が旅費・日当・宿泊料（宿泊が必要と認められる場合）を支給する制度。

法テラスが、旅費等の算定・支払等の業務を行っている。

法テラスの刊行物

法テラスのことをわかりやすく説明したさまざまな刊行物を作成しています。各刊行物については、法テラスのホームページからPDFデータでダウンロードすることができます。

法テラスの刊行物

法テラスを利用したい方へ

一般リーフレット

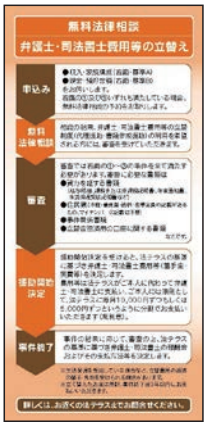

パンフレット

組織概要を知りたい方へ

白書

法人パンフレット

利用対象者別パンフレット

高齢者支援パンフレット

知的障がい者支援
パンフレット

点字パンフレット

犯罪被害者支援リーフレット

法律問題Q&Aシリーズ

シリーズ内容
離婚問題、相続問題、労働問題、多重債務問題、
成年後見、身近なトラブル

広報誌

調査報告書

東日本大震災の被災者等への法的支援に関する
ニーズ調査報告書

法律扶助のニーズ及び
法テラス利用状況に関する
調査報告書

紀要

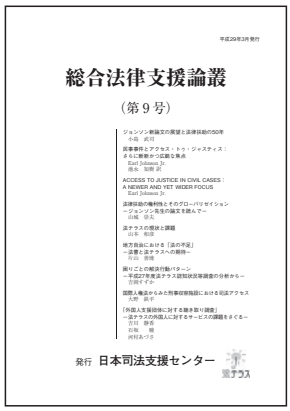

総合法律支援論叢

法テラス白書　令和６年度版

令和７年10月発行

編著・発行者　日本司法支援センター
東京都中野区本町1-32-2　ハーモニータワー8階
電話　0503383-5333
https://www.houterasu.or.jp

印刷・製本　若越印刷株式会社

日本司法支援センター

法テラス

法的トラブルのお問合せは…

法テラス・サポートダイヤル

0570-078374（おなやみなし）

※IP電話からは、03-6745-5600にお電話ください。

犯罪被害者支援ダイヤル

0120-079714（なくことないよ）

※IP電話からは、03-6745-5601にお電話ください。

法テラス災害ダイヤル

（震災 法テラスダイヤル、被災者専用フリーダイヤル）

0120-078309（おなやみレスキュー）

※被災者の方専用のダイヤルとなりますので、ご留意ください。

受付時間／平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00

法テラス ホームページ　https://www.houterasu.or.jp

スマートフォンサイト

VEGETABLE OIL INK

日本司法支援センター
〒164-8721　東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F　TEL0503383-5333（IP電話）